

史跡弓削島荘遺跡保存活用計画



令和6年（2024）3月

愛媛県越智郡上島町教育委員会



1 弓削島全景（北西から）



2 弓削島全景（南東から）



1 東泉寺薬師堂（南東から）



2 定光寺観音堂（西北西から）

史跡弓削島莊遺跡保存活用計画

令和6年（2024）3月

愛媛県越智郡上島町教育委員会

序 文

上島町は、愛媛県の北東部、広島県との県境に位置し、瀬戸内海のほぼ中央に浮かぶ上島諸島及び魚島群島で構成されています。瀬戸内海国立公園区域内にあり、穏やかな海と多島美からなる景観が町の大きな魅力です。日本列島最大の内海である瀬戸内海は、古くから海上交通の大動脈としての役割を担い、日本の文化や経済を支えてきました。また、その沿岸は列島における有数の製塩地であり、近世から近代にかけて操業した十州塩田はよく知られています。上島町の佐島にある宮ノ浦遺跡^{みやのうら}では古墳時代や平安時代の製塩土器が出土しており、その後、瀬戸内海の島々では塩田による塩づくりが開始されます。

上島町にある弓削島荘遺跡は、弓削島及びその北東に浮かぶ百貫島とその周辺海域からなる中世の荘園遺跡です。伊予国弓削島荘は、平安時代後期から室町時代まで存続し、鎌倉時代の延応元年（1239）からは東寺（教王護国寺）領となりました。東寺に伝えられた「東寺百^{とうじひやく}合文書」等に関係史料が多く見られ、塩の貢納した「塩の荘園」として知られています。本遺跡は、塩浜（塩田）での塩の生産を特徴とする瀬戸内海の島荘園の姿を伝える遺跡として大きな価値を有しています。

平成28年度から令和2年度にかけて、弓削島全域及びその周辺地域を調査対象とした弓削島荘総合調査事業では、塩浜や寺社などを中心に調査が実施され、本遺跡の文化財としての位置づけを行うことができました。その結果、令和3年（2021）10月11日付け官報告示により、弓削島荘遺跡は正式に国の史跡に指定されました。

史跡指定を受けて、上島町では、弓削島荘遺跡の確実な保存と適切な活用を図るための基本方針と方法を示した『史跡弓削島荘遺跡保存活用計画』を策定しました。今後は、本計画に基づき、弓削島荘遺跡の調査研究を多面的に進め、本史跡がもつ本質的価値を多くの方々に知っていただくとともに、地域社会が一体となってその継承を進めてまいりたいと思います。

最後になりましたが、本計画を策定するにあたり、懇切なるご指導とご助言を賜りました「史跡弓削島荘遺跡保存活用計画策定委員会」の委員をはじめ、文化庁、愛媛県教育委員会、関係機関、関係者及び地域住民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和6年3月

愛媛県上島町教育委員会

教育長 清水 伸

例 言

1. 本書は、愛媛県越智郡上島町に所在する史跡弓削島荘遺跡の保存活用計画書である。
2. 本事業は、上島町が事業主体となり、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の交付を受け、(史)弓削島荘遺跡史跡等保存活用計画策定事業として、令和4年度から令和5年度までの2か年で実施した。
3. 本計画は、「史跡弓削島荘遺跡保存活用計画策定委員会」における協議により取りまとめられ、上島町教育委員会が策定した。
4. 本計画の策定にあたっては、文化庁文化財第二課、愛媛県教育委員会文化財保護課からの指導・助言を得た。
5. 図13、図21(下の図)、図32(下の図)、図33で使用している地形図については、電子地形図25000(国土地理院)を基に作成した。また、図22で使用している地形図については、上島町役場発行「上島町全図」を基に作成した。
6. 本書にかかる諸記録は、上島町教育委員会において保管している。
7. 本書の編集・執筆は、事務局として上島町教育委員会教育課が担当し、その関連業務の一部を株式会社歴史環境計画研究所に委託した。事務局の体制は、以下のとおりである。

上島町教育委員会

教育長 清水 伸

教育課長 梨木 善彦

課長補佐 西本 桂将

文化資源活用係 係長(学芸員) 有馬 啓介

主事(学芸員) 曾根 大地

史跡弓削島荘遺跡保存活用計画

目 次

序 文

例 言

第1章 計画策定の沿革・目的	1
第1節 計画策定の沿革	1
第2節 計画の目的	2
第3節 計画の対象範囲	2
第4節 委員会の設置・経緯	3
第5節 他の計画との関係	6
第6節 計画の実施	7
第2章 史跡の概要	8
第1節 史跡周辺（上島町）の概要	8
第2節 史跡の概要	38
第3節 指定に至る経緯	46
第4節 史跡指定	47
第5節 指定に至るまでの調査成果	72
第3章 史跡の本質的価値	79
第1節 史跡の本質的価値	79
第2節 地区の設定	81
第3節 構成要素の特定	82
第4章 史跡の現状と課題	116
第1節 保存管理の現状と課題	116
第2節 活用の現状と課題	133
第3節 整備の現状と課題	137
第4節 運営・体制の現状と課題	140
第5章 大綱・基本方針	141
第1節 大綱	141
第2節 基本方針	141

第6章 保存管理の方向性と方法.....	143
第1節 保存管理の方向性.....	143
第2節 保存管理の方法.....	143
第3節 構成資産別保存管理.....	144
第4節 現状変更の取扱基準.....	158
第5節 追加指定と公有地化.....	171
第7章 活用の方向性と方法.....	172
第1節 活用の方向性.....	172
第2節 活用の方法.....	172
第8章 整備の方向性と方法.....	175
第1節 整備の方向性.....	175
第2節 整備の方法.....	175
第9章 運営・体制の整備の方向性と方法.....	180
第1節 運営・体制の整備の方向性.....	180
第2節 運営・体制の整備の方法.....	180
第10章 施策の実施計画の策定・実施.....	183
第1節 実施計画の策定.....	183
第2節 施策の実施期間・実施計画.....	183
第11章 経過観察.....	189
第1節 経過観察の方向性.....	189
第2節 経過観察の方法.....	190
参考文献.....	193

第1章 計画策定の沿革・目的

第1節 計画策定の沿革

弓削島荘は、中世、伊予国弓削島に所在した荘園である。現在、弓削島荘の故地である弓削島は、愛媛県越智郡上島町に属しており、瀬戸内海の芸予諸島の中で、岩城島、生名島、佐島等とともに上島諸島を構成している。弓削島の南東には、高井神島、魚島等からなる魚島群島が連なる。これらの島々は、瀬戸内海のほぼ中央に位置している。

国史跡弓削島荘遺跡（以下、「本史跡」という。）は、弓削島及びその北東に浮かぶ百貫島とその周辺海域からなる荘園遺跡である。

弓削島荘は、東寺に伝えられた「東寺百合文書」等の関係史料の豊富さにより、これまで細部にわたって研究が行われ、平安時代後期から室町時代まで存続し、塩を貢納した「塩の荘園」として、日本中世史上よく知られている。上島町教育委員会が平成28年度から5年にわたって実施した「弓削島荘総合調査事業」の埋蔵文化財調査（発掘調査）により、島内の砂浜海岸4か所から塩浜の整地層である浜床^{はまとこ}が検出され、これらの浜床の年代が文献資料が示す弓削島荘の存続年代と合致したことから、「塩の荘園」としての存在が考古学的にも確認された〔有馬・曾根編2020〕。また、並行して実施した寺社の調査や文献資料調査等の成果に基づき、荘園に関わる7地区について、「文書にみられる塩浜、寺社など荘園時代の痕跡が今も遺存しており、中世の荘園の具体的様相を知る上で稀有な事例であるとともに、瀬戸内海における中世の製塩業の実態や、瀬戸内海の海上交通を知る上でも重要である」と評価され、令和3年（2021）10月11日付け官報告示（官報号外第230号、文部科学省告示第164号）により国史跡の指定を受けた。

上島町は、令和3年11月から翌年3月にかけて本史跡にかかわる講演会や企画展、巡回展を実施した。また、令和4年6月には「『弓削島荘遺跡』国史跡指定記念シンポジウム」を開催し、「地域の宝『弓削島荘遺跡』をどのように守り、伝え、活かすか」をテーマにしたパネルディスカッションを行い、町民や周辺地域の人々が上島町の歴史文化に触れ、史跡を身近なものとするための機会を設けた〔有馬・曾根編2023〕。

さらに、令和4年2月3日付け官報告示（官報668号、文化庁告示第1号）において、史跡弓削島荘遺跡を管理すべき地方公共団体として、上島町が指定された。これを受けて上島町では、本史跡の確実な継承、保存、活用のために保存活用計画を策定することとし、同年5月27日付け（同年6月1日施行）で「史跡弓削島荘遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱」の告示を行い、同年8月26日付けで策定委員会委員の委嘱を行った。策定委員会の協議経緯については別項に述べる。

第2節 計画の目的

本史跡を構成する遺跡の範囲は、弓削島島内のみならず、百貫島及びその周辺の広範囲な海域にも及んでいる。現在、本史跡は7つの遺跡で構成されており、その内容も製塩が行われた塩浜、荘園時代の痕跡が遺る歴史ある寺社、絵図に描かれた小島とその周辺海域であり、その内容は多岐にわたっている。これらが有する個々の本質的価値や本史跡の総合的な本質的価値を明確にし、適切な保存と活用、整備を通じてその価値を地域とともに後世に継承していくため、各地区ごとの現状を把握し、抱えている課題を整理して、保存・活用・整備の指針、方向性、方法を示すために、保存活用計画を策定する。

第3節 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、史跡弓削島荘遺跡として指定された大田林の塩浜、東泉寺、高浜八幡神社、願成寺、弓削神社、定光寺及び百貫島とその周辺海域とする。また、これらの7つの地区（遺跡、構成資産）の周辺についても、対象範囲に含める。

一方、史跡指定地以外にも弓削島には本史跡に関連する遺跡が多く存在する。「東寺百合文書」の応長元年（1311）の田畠山林塩浜以下相分帳から弓削島の西海岸から北端にかけての地域は、弓削島荘有数の製塩地であったことがわかり、沢津地区や島尻海岸では、塩浜の浜床が確認されている。弓削島沿岸にはこれら以外にも多くの塩浜（製塩遺跡）が埋蔵されていると考えられる。

弓削島荘総合調査では、下弓削地区の岳の下で中世集落跡、上弓削地区と沢津地区の境界に位置する城山跡（とみ山）で中世城館跡の調査を実施している。このように、荘園時代の集落、港、城館、荘園の経営管理施設であり現地の拠点施設であった荘所（荘家）や政所、居館などの調査を実施することにより、将来的にそれらも計画の対象範囲に含むことを検討する必要がある。

第4節 委員会の設置・経緯

史跡弓削島荘遺跡保存活用計画（以下、「本計画」という。）の策定にあたり、本史跡の保存、活用、整備に関する事項を検討するため、「史跡弓削島荘遺跡保存活用計画策定委員会（以下、「委員会」という。）」を設置し、令和4年度及び令和5年度の2か年で計5回の会議を開催した。

1. 保存活用計画策定委員会

委員会は、学識経験者、上島町文化財保護審議会委員、地元の史跡指定地関係者や学校関係者、上島町関連部署職員の10名で構成された。また、策定にあたっては、文化庁文化財第二課、愛媛県教育委員会文化財保護課の指導・助言を受けた。事務局は、上島町教育委員会教育課が担当した。

史跡弓削島荘遺跡保存活用計画策定委員会 委員名簿

役 職	氏 名	現 職 名 等	専門分野
委員長	山内 譲	元松山大学教授	中世史
副委員長	山尾 徳雄	上島町文化財保護審議会 委員	
委 員	榎林 啓介	愛媛大学アジア古代産業考古学研究センター 准教授	考古学
委 員	小野 健吉	大阪観光大学 観光学部 教授	日本庭園史
委 員	井口 梓	愛媛大学 社会共創学部 准教授	観光文化論
委 員	戎 守	宗教法人東泉寺 総代	
委 員	丸山 俊次	土生地区 地区長	
委 員	井出 和宏	上島町立弓削小学校 教頭	
委 員	黒瀬 智貴	上島町役場 観光戦略課 課長	
委 員	檜垣 明宏	上島町役場 企画情報課 課長	

オブザーバー 文化庁文化財第二課 史跡部門 主任文化財調査官 渋谷 啓一

愛媛県教育委員会文化財保護課 主幹 専門学芸員 兵頭 勲

2. 策定委員会設置要綱

令和4年5月27日

教育委員会告示第3号

史跡弓削島荘遺跡保存活用計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第129条の2第1項の規定に基づき、史跡弓削島荘遺跡保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）を策定するため、史跡弓削島荘遺跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討及び協議をするものとし、上島町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対する助言等を行う。

(1) 保存活用計画の策定に関すること。

(2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会教育長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 行政関係者

(3) 学校関係者

(4) 地元関係者

(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から保存活用計画の策定が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(謝金及び旅費)

第7条 委員及び前条第2項に規定する委員以外の関係者（以下「委員等」と総称する。）が委員会の職務に従事したときは、予算の範囲内で謝金を支給することができる。

2 委員等が委員会に出席したときは、本町の定める規定による旅費を支給することができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会教育課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、保存活用計画が策定されたときに、その効力を失う。

(会議の招集の特例)

3 この要綱による最初の委員会の会議は、教育委員会教育長が招集する。

3. 審議経過

○ 第1回 令和5年(2023)1月10日(火)14時～16時

- 議 題：Ⅰ 委員長・副委員長の選出について
Ⅱ 史跡弓削島荘遺跡保存活用計画の構成及び作成スケジュールについて
Ⅲ 史跡弓削島荘遺跡の現状（本質的価値及び構成要素）について
Ⅳ その他

○ 第2回 令和5年3月22日(水)14時～16時

- 議 題：Ⅰ 「史跡の本質的価値」について
Ⅱ 「史跡の現状と課題」の概要について
Ⅲ その他

○ 第3回 令和5年6月26日(月)14時～16時

- 議 題：Ⅰ 第1章から第3章までの文案について
Ⅱ 第4章「史跡の現状と課題」について
Ⅲ その他

現地視察 9時30分～12時

○ 第4回 令和5年9月25日(月)14時～16時

- 議 題：Ⅰ これまでの議論を踏まえた修正について
Ⅱ 史跡保存活用計画の大綱・基本方針について
Ⅲ 保存管理、活用、整備、運営・体制等の基本方針と方法について
Ⅳ その他

○ 第5回 令和5年12月26日(火)14時～16時

- 議 題：Ⅰ 史跡弓削島荘遺跡保存活用計画（案）について
Ⅱ 今後のスケジュールについて
Ⅲ その他

以上の委員会は、上島町弓削地域交流センター 大ホール（消防庁舎2F）で開催した。

○ 文化庁の渋谷啓一主任文化財調査官による現地指導

令和5年11月28日(火)11時～17時



第1回史跡弓削島荘遺跡
保存活用計画策定委員会



文化庁による現地指導（定光寺）

第5節 他の計画との関係

上島町第2次総合計画

「上島町第2次総合計画」（平成28年策定、基本構想10年間）は、本町のすべての計画の指針となる最上位計画として位置づけられている。上島町が目指すべき将来像やその実現のためのまちづくりの考え方や基本方向を示した《基本構想》では、「島人による上島ならではのまちづくり」をまちづくりの理念として、また「世界に誇れる品格あるふるさと」を町の未来像として定めている。

基本構想に基づき、各分野における基本施策の内容を体系的に表した《基本計画》は、令和3年度から同7年度までの5年間を計画期間とした「後期基本計画」として策定されている。この後期基本計画では、6つの基本目標が掲げられ、その実現のための施策の展開が示されている。

史跡弓削島荘遺跡保存活用計画は、この後期基本計画のなかで次の2つの基本目標に関連する。

- ◎基本目標1「交流の輪を広げる島人」➡施策展開【1】交流、【2】観光
- ◎基本目標3「学び育む島人」➡施策展開【1】教育、【2】文化・スポーツ

歴史・文化遺産等の地域資源を交流や観光振興における利活用につなげ、また郷土愛を育む教育の場、生涯教育の場として、本史跡の果たすべき役割が期待されている。

また、各施策には個別の具体的な計画が対応して策定されており、本計画は下記の計画と密接に関係する。

○ 第2期上島町総合戦略 令和4年10月策定～令和7年度

- ・ 目的：地方創生と人口減少対策として有効な目標と具体的施策を示すこと
- ・ 本計画と関係する目標・施策：

基本目標2 歴史・文化を継承し、活かすまちづくり

施策(1) 歴史・文化を次世代に継承できる人材の育成

施策(2) 歴史・文化を通じた交流や史跡回遊等の文化財活用による地域活性化

○ 上島町景観計画 計画の施行日 平成21年4月1日施行

- ・ 目的：上島町の良好な景観の保全、新たな景観の形成を図ること
- ・ 本計画と関係する景観：
 - 弓削地区の歴史的景観➡史跡を構成する神社・寺院等の建物や境内の景観
 - 弓削地区の自然景観➡特に弓削神社が所在する県指定名勝法王ヶ原の景観や海岸線の景観
 - 上記のほか、まちなみ（集落）景観ならびに港の景観との一体的な均衡のとれた景観形成が求められる。

○ 上島町教育振興に関する大綱 令和6年度～令和9年度

- ・ 幸せや生きがいを実感できる教育の推進
- ・ 本計画と関係する基本方針と教育施策の目標
 - ◇ 基本方針4 生涯にわたって学び続け、活躍できる人材の育成
 - ◇ 施策8 地域文化の継承と創造
 - (1) 上島町の豊かな歴史・文化を活かした活動・学習ができる施設等の拠点を整備し、町民の郷土愛や文化財愛護の精神を育むとともに、次世代へと歴史・文化を継承できる人材を育成する。
 - (2) 国指定史跡「弓削島荘遺跡」をはじめとした歴史や文化に関する調査や研究を行うとともに、講座の設置や歴史・文化を活かした活動・学習ができる施設等の拠点を整備する。

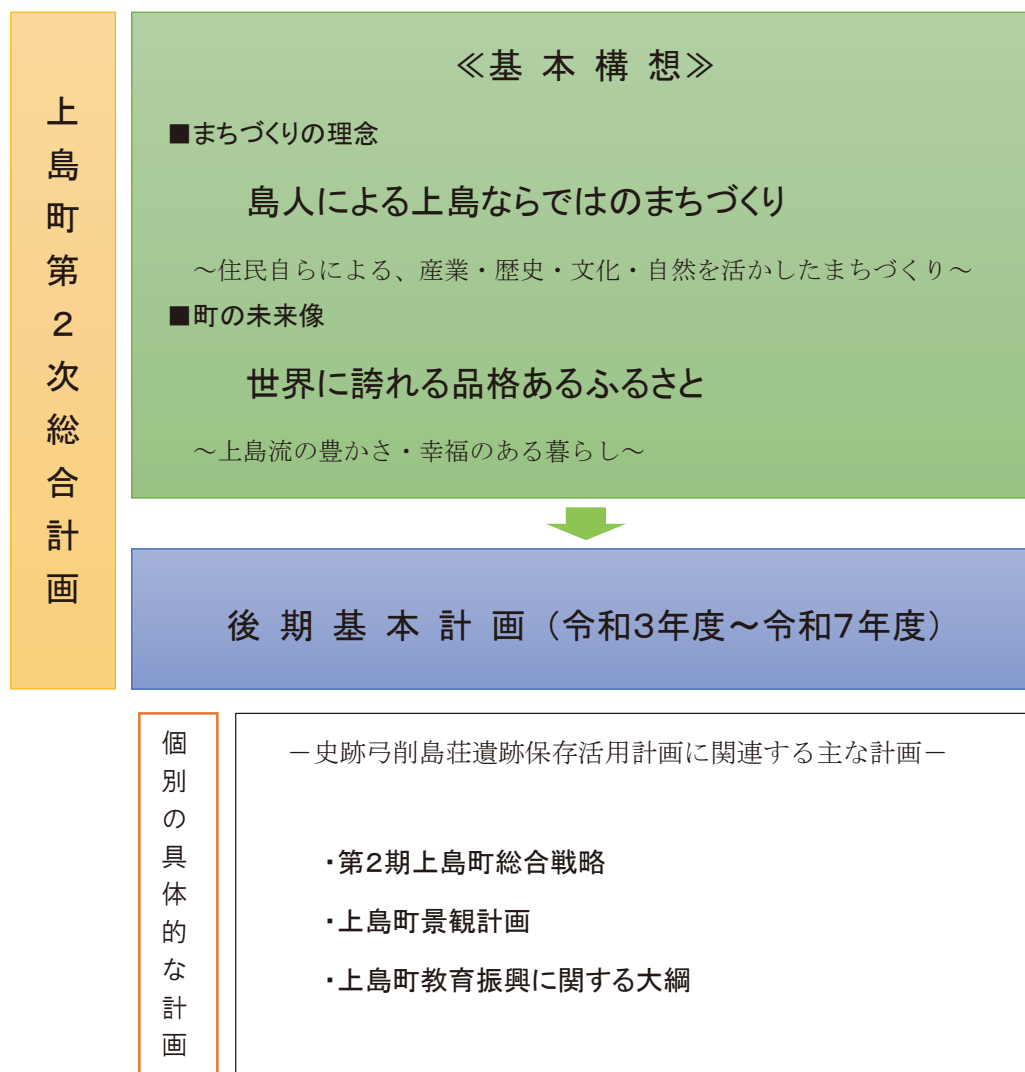


図1 本計画に関連する計画

第6節 計画の実施

本計画の期間は、令和6年（2024）4月1日から令和16年（2034）3月31日までとする。本計画に基づく取組は、計画策定後、地域や関係団体等の協力を得て実施することとする。そして、保存管理・活用・整備の進捗状況により、5～10年を目安として定期的に計画を見直す。

第2章 史跡の概要

第1節 史跡周辺（上島町）の概要

1. 自然的環境

（1）上島町の位置と地形

上島町は、瀬戸内海のほぼ中央、芸予諸島の一部をなす上島諸島と魚島群島の大小 25 の離島により町域が構成される大変珍しい町である。上島諸島は、弓削島・佐島・生名島・岩城島・赤穂根島の 5 つ有人島と豊島、百貫島及び付属する無人島からなっている。魚島群島は、上島諸島の南東、燧灘の中央に浮かぶ魚島・高井神島の 2 つの有人島と江ノ島及び付属する 3 島の無人島からなっている。上島町は、行政上では愛媛県越智郡に属し、県の北東部に位置するが、愛媛県と広島県の県境に接しており、上島町生名島と広島県尾道市因島の間は海上で 300 m ほど隔てられているにすぎない。

弓削島と佐島は弓削大橋、佐島と生名島は生名橋によってそれぞれ架橋されており、上島町の島々を結んでいる（ゆめしま海道）。令和 4 年（2022）3 月 20 日には、生名島と岩城島を結ぶ岩城橋の供用が開始され、これによってゆめしま海道は全線開通した。橋からは、瀬戸内海の風光明媚な多島海を望むことができるほか、南方には西日本最高峰である石鎚山をはじめとする四国山地、北方には広島県の因島や生口島の景観が広がる。上島諸島の西隣に位置する因島、生口島、大三島、伯方島及び大島は、西瀬戸自動車道の尾道・今治ルート（瀬戸内しまなみ海道）によって架橋され、本州と四国を結んでいる。近年、瀬戸内の景勝地として著名になっている。

上島町を構成する島々は、芸予諸島の他の島々と同様に、地形的には平野部が狭く、急峻な山や丘陵地が占めているのが特徴である。上島町の総面積は 30.38 km² である。町内の最高峰は、岩城島の積善山で標高 369.6 m である。次いで弓削島荘遺跡が所在する弓削島の三山が高く、標高 325 m となっている。



図2 上島町の位置

(2) 地質

瀬戸内海に浮かぶ島々は、地質学的に西南日本内帯の領家帯に属する。上島諸島の島々は新期領家花崗岩類が分布し、魚島群島では、花崗閃緑岩が主に分布する。弓削島の北東部では変成岩がみられ、また島中央部の石灰山(石山)では石灰岩が露出している。石灰山では、文政3年(1820)に石灰岩が発見されたのを契機に、昭和47年(1972)の閉山まで石灰業が盛んに行われた。

岩城島東部にある^{くれさこやま}暮坂山山頂には、愛媛県の天然記念物に指定されているエジル石閃長岩という貴重な岩石が露出している。エジル石閃長岩には、杉石や片山石、村上石、ほかにもエジリン、ペクトライト、ユーディアル石様鉱物などの鉱物が含まれている。現在は一般的にアルビタイトと呼ばれている。このうち、杉石はミラー石という鉱物のなかまで、昭和51年(1976)に新しい鉱物として認定された。岩城で見つかったエジル石閃長岩から世界で初めて確認された鉱物である。片山石は昭和58年(1983)には新鉱物とされたが、その後の研究でバラトバ石と同じなかと確認された。しかし、世界的にみても非常に希少な鉱物である。村上石は、リチウムを含む新鉱物であることが平成28年(2016)に承認された。これらの新たに見つかった鉱物は、著名な鉱物学者の名前に因んで命名された。岩城島は、岩石・鉱物学的に貴重なフィールドであり、今後のさらなる研究の進展が期待されている。

(3) 気候と植生

上島町の気候は瀬戸内海式気候に属している。平均気温は15～16℃程で、夏の季節風は四国山地に、冬の季節風は中国山地にそれぞれ遮られるため大気が乾燥し、夏季冬季共に降雨が少なく、また、降雪もほとんど見られない。年間降雨量は1,000mm前後で、愛媛県全体でみると、多照寡雨の地域である。

塩の生産は、一年間の降水量が少ないこの地方ならではの産業であった。しかし、同時に生活用水の確保も難しく、水不足に苦しんだ島の人々は、かつては寺社に集まり、雨乞いの踊りを踊ったという。室町時代からの歴史をもつ雨乞踊りは、昭和56年(1981)に上島町指定無形民俗文化財となった。

かつての瀬戸内海地方の森林は、主としてシイノキなどの照葉樹林で構成されていたと考えられている。人間活動や自然災害等により照葉樹林が失われると、その森林は松林か落葉広葉樹林になるといわれており、弓削島をはじめ上島諸島の島々の現存植生を見ても、クロマツとアカマツが大半を占める。古来、瀬戸内海では製塩業が盛んであり、その燃料の供給地として森林が利用されてきた。人間活動の活発化とともに瀬戸内海の島々には松林が増加し、重要な燃料となった。

平成28年度から実施した弓削島荘総合調査事業の歴史地理調査での住民からの聞き取りでも、戦前から戦後の昭和30年代に家庭用プロパンガスが普及するまでは、住民は山に入りソクダと呼ばれるマツの落ち葉や枝をかき集め、風呂などを焚くための燃料としたという話が多くあった〔有馬・曾根編2020〕。また、アカマツやクロマツは建築材としても利用されたという。山に人が入り枯れ枝などを整理することで、山は管理されきれいにされていたという。



温暖な気候を利用して栽培される
岩城特産「青いレモン」

沿岸部や集落に近い地域には、みかんなどの柑橘類の常緑果樹園が見られる。

上島町の町木とされているウバメガシは、温暖な地方の海岸付近の乾燥した斜面を中心に自然分布する代表的な樹木である。潮風や乾燥に強い特性をもち、町内各地に群生している。岩城島の祥雲寺本堂裏の傾斜地にあるウバメガシは、昭和 43 年（1968）に愛媛県の天然記念物に指定されている。長い年月をかけて人の手が加えられ、海に浮かぶ帆かけ船のように見えることから「舟形ウバメガシ」と呼ばれている。樹齢 600 年とも伝えられている。

表 1 上島町の気象

年 及 び 月	気 温			平均 湿度 (%)	降水量 年(月)間 (mm)	降水 日数 (日)	風 速	
	平均 (°C)	最高 (°C)	最低 (°C)				平均 (m/s)	最大瞬間 (m/s)
令和 3 年 (2021)	17.1	34.9	-1.8	73.2	1039.0	85	2.7	28.4
令和 4 年 (2022)	17.1	35.1	-0.8	72.8	615.5	76	2.6	26.9
令和 5 年 (2023)	17.5	34.3	-2.6	75.5	827.0	100	2.4	23.9
1 月	7.1	14.0	-2.6	67.3	27.0	4	3.0	23.9
2 月	7.0	14.9	1.3	70.4	32.0	7	2.3	13.8
3 月	11.6	19.3	2.7	72.2	50.5	10	2.2	15.0
4 月	14.6	23.9	8.8	72.6	140.5	12	2.4	15.2
5 月	18.8	29.3	10.4	75.6	150.0	10	2.1	14.6
6 月	22.4	31.3	15.4	84.6	140.0	13	1.8	17.4
7 月	26.9	34.1	20.8	86.0	115.5	9	1.9	12.8
8 月	28.9	34.3	24.5	84.6	95.0	12	2.5	16.5
9 月	27.3	32.8	21.4	80.7	17.0	3	2.1	13.7
10 月	20.0	28.4	13.3	68.7	16.0	5	2.6	18.0
11 月	15.2	24.6	6.4	71.9	14.5	6	3.2	22.3
12 月	9.7	21.5	1.5	71.1	29.0	9	3.0	19.5

[資料：上島町消防本部気象情報]

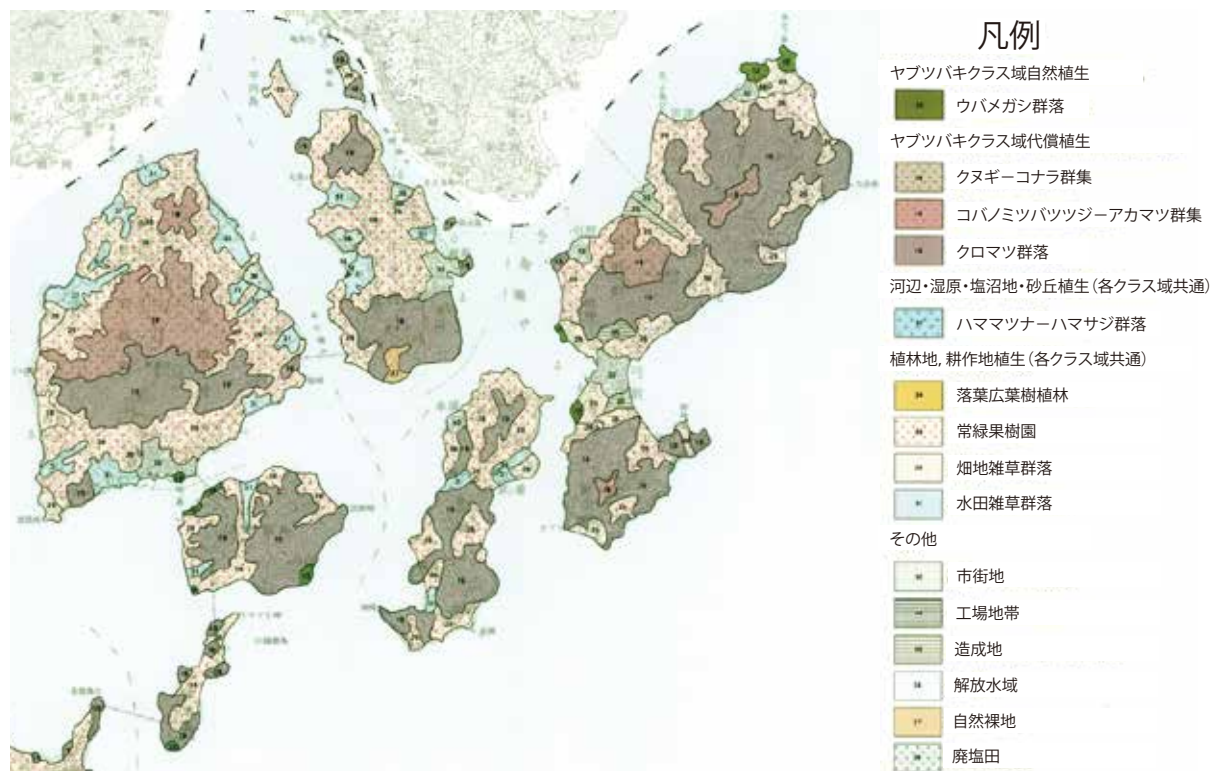


図 3 弓削島周辺の現存植生図

[出典：環境省自然環境局生物多様センター第 2 回自然環境保全基礎調査（植生調査）

「現存植生図」愛媛県 Ehime8 昭和 57 年発行、一部加工]

(4) 上島町を構成する主な島々

《弓削島 ゆげじま》(上島諸島)

史跡弓削島荘遺跡は弓削島に所在する。島の面積は8.68 km²であり、周囲は18.0kmに及ぶ。

弓削島は、町内で最も人口が多い島である。島は南北方向に細長く湾曲し、弓状を呈している。生名島東岸から東を眺めると、弓削島の山々がまるで屏風のように連なっている光景が目に残る。北から順に、三山（標高325.0 m）、立石山（標高313.3 m）、古法皇山（標高279.1 m）、石灰山（石山・標高219.0 m）と並び、下弓削で高度を下げる。石灰山には、かつて石灰鉱山があり、露天掘りの結果、現在のような地形になった。下弓削の南では、久司山（標高142.2 m）がなだらかな山容を見せている。遠くから眺めると、弓削島は北側の急峻な地形の島と南側の比較的なだらかな地形の島が下弓削で接しているように見える。トンボロと呼ばれる陸繋砂州によって二つの島が繋がった結果である。

急峻な山地のほとんどは山林で占められ、居住域となっているのは島の限られた平地である。

《佐島 さしま》(上島諸島)

佐島は、弓削島の南西に位置し、南北方向に細い形を呈する。島の面積は2.68 km²である。

島の南にある標高119.6 mの横峰山を最高峰とする。その北に位置する石槌山には烽火台が置かれていたといわれている。島全体が丘陵で構成される。居住域となっているのは、海岸沿いの僅かな平地である。島の東海岸にある宮ノ浦海岸近くには製塩遺跡である宮ノ浦遺跡が所在する。佐島は中世には石清水八幡宮の荘園であった。

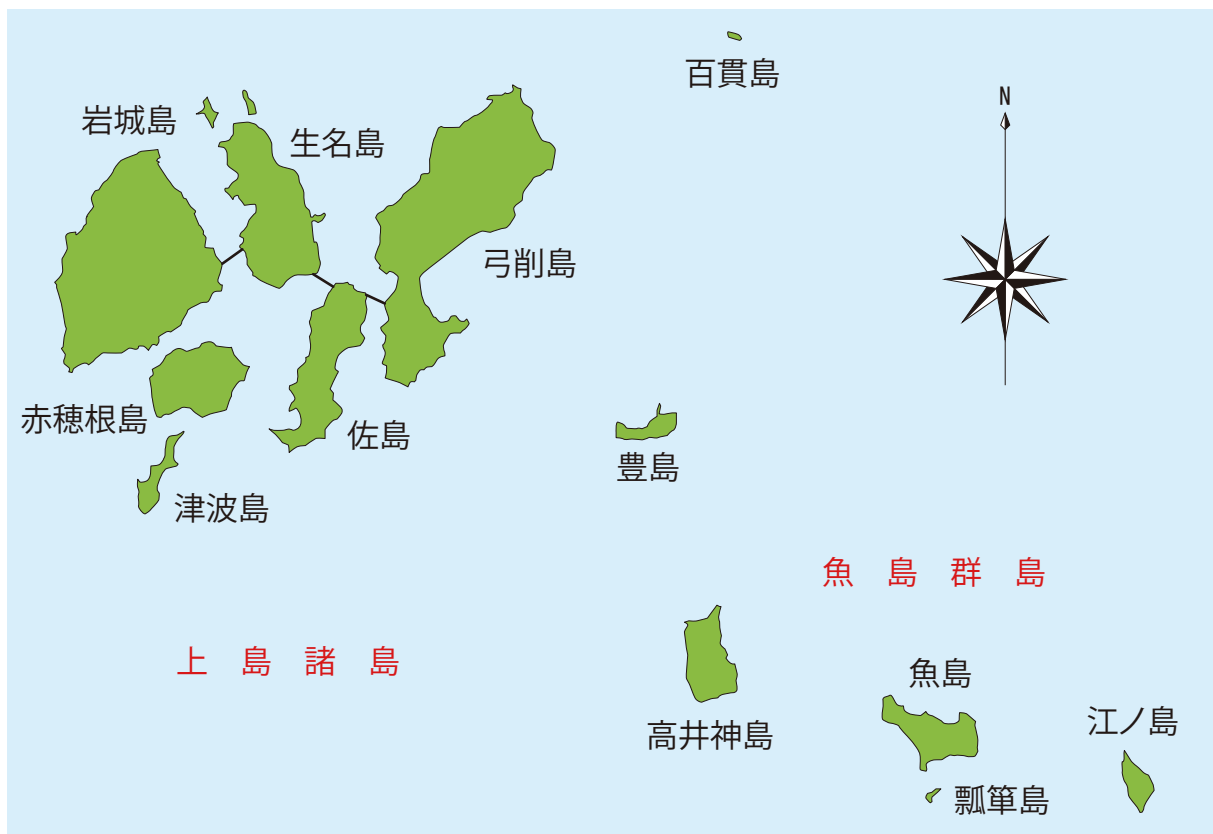


図4 上島町を構成する島々

《生名島 いきなじま》（上島諸島）

生名島は、弓削島の西、岩城島と因島（尾道市）の間に位置する。因島との距離は、僅か 300 m ほどである。島の面積は 3.67 km² であり、島内の最高峰は鉢巻山（標高 141.4 m）である。

ピラミッドのようなきれいな円錐形をした立石山山頂（標高 138.6 m）には、弥生時代の高地性集落として知られる立石山遺跡がある。巨大な花崗岩群は石神・磐座・磐境などからなり、祭祀遺跡と考えられている。山麓の三秀園と呼ばれる庭園の中央には高さ 7 m（地上高 4.5 m）の巨石（立石メンヒル）があり、また島の南の鉢巻山西麓にはガール石（蛙石）と呼ばれる巨石も見られる。立石（メンヒル）は、上島町の有形文化財に指定されている（昭和 47 年 8 月 31 日指定）。

生名島は中世には石清水八幡宮の荘園であった。

《岩城島 いわぎじま》（上島諸島）

岩城島は生名島の西に位置し、北に広島県側の生口島や因島が間近に迫る県境の島である。島の面積は 8.95 km² である。

岩城島は中世には石清水八幡宮の荘園であった。かつては弓削島同様、製塩の島として知られたが、現在は、造船業や温暖な気候を生かした柑橘類の栽培がおこなわれ、「青いレモンの島」といわれている。島内の最高峰は、積善山（標高 369.6 m）である。妙見神社の巨石（メンヒル）といわれる巨石が積善山中腹の尾根にある。巨石崇拜遺跡と考えられ、町の史跡に指定されている（昭和 60 年 7 月 8 日指定）。江戸時代中期の記録に修験の場として登場するなど、古くから信仰の場となっていたと考えられる。

江戸時代、岩城島は松山藩東端の重要港として整備され、島本陣（現在の上島町岩城郷土館）が置かれた。

《赤穂根島 あかほねじま》（上島諸島）

赤穂根島は、岩城島の南東約 300 m の海上に位置する。島の面積は 2.09 km² である。

断続的に有人化しており、岩城島からの出作り耕作で稲作や果樹栽培が行われる。島内の最高地点は南東側の急斜面山頂部であり、標高は 158.9 m である。島は丘陵状の地形をなしている。

《津波島 つばじま》（上島諸島）

津波島は、赤穂根島の南、伯方島の東に位置する。赤穂根島を挟んで岩城島の南方約 1.8 km の海上にある。島の面積は 0.45 km² である。

現在は無人島である。岩城島からの出作り耕作で季節的な果樹栽培が行われている。周辺海域は鯛の漁場である。島中央の平坦地に津波島キャンプ場があり、夏には観光客が訪れる。島内の最高地点は標高 87.3 m であり、島の南端にある。

《豊島 とよしま》（上島諸島）

豊島は弓削島から南東に約 4 km の地点にあり、弓削島と魚島群島のほぼ中間に位置している。

明治 10 年（1877）に花崗岩の採掘が始まる。入植者、移住者で一時人口が増加するが、その後、減少し、平成 22 年（2010）の国勢調査では人口 0 人となる。島の中央北部に豊島港があり、近くに宿泊施設が建てられているが、定住者はなく無住の島となっている。島内の最高地点は標高 108.2 m である。

《百貫島 ひゃっかんじま》（上島諸島）

百貫島は、弓削島から北東に約4 kmの位置にある無人の小島である。島の面積は0.037 km²である。

百貫島に発着する定期便等はないため、通常は島に上陸することはできない。明治27年（1894）に灯台が設置され、灯台職員などが居住していた時期もあるが、昭和37年（1962）の灯台の自動化により無人島となった。島内の最高地点は69.8 mである。

《魚島 うおしま》（魚島群島）

魚島は、燧灘の中央に浮かぶ魚島群島の中心となる島である。島の面積は1.36 km²である。

島内は急峻で、海岸線まで斜面が続く。亀居（亀井）八幡神社の宝篋印塔は国の重要文化財に指定されている（昭和29年3月20日指定）。篠塚公園には五輪塔等の中世石造物が見られる。産業は漁業が中心であり、デベラ漁やたこ壺漁が有名である。城山（標高147 m）には展望台が設置され瀬戸内海を一望できる。島内の最高地点は標高169.5 mである。魚島の南方には約400 m離れて周囲1 kmの瓢箪島という小島（無人島）がある。また、東へ約3 kmの海上には周囲2.9 kmの江ノ島（無人島）があり、その南端にある吉田磯は鯛の好漁場として知られた。

《高井神島 たかいかみじま》（魚島群島）

高井神島は瀬戸内海の燧灘にあり、豊島と魚島の間に位置する。豊島からは南に約3.5 km、魚島からは西に約3 km、弓削島の南端から南東に約7.4 kmの距離にある。島の面積は1.34 km²である。

かつては漁業を中心とする島であったが、現在は漫画アートによる島起こしが行われている。高井神島灯台が大正10年（1921）に島の北部に建設され、島のシンボルとなっている。また、島の北端にある関道神社の境内には町の天然記念物に指定されているナタオレノキがある（平成4年1月1日指定）。島内の最高地点は行者森であり、標高256.9 mである。



上島町航空写真（北西から）

2. 歴史的環境

■旧石器時代

今から7万年前から1万年前のころ、世界はヴュルム氷期（最終氷期）と呼ばれる氷河期の時代であった。気温は現在よりも6度から10度ほど低く、海面は80 mから140 mほど低下していたといわれている。現在の瀬戸内海の平均水深は38 mであるから、現在の海域一帯は大草原の盆地や湖沼であった。日本列島はアジア大陸と陸続きとなり、ナウマンゾウやオオツノジカ、ヘラジカといった大型獣が生息していたことは、魚島などの瀬戸内海の島々の周辺から漁網にかかって発見される動物の化石が物語っている。このヴュルム氷期の後半は、日本考古学の分類では概ね後期旧石器時代（約3～4万年前から約1万3,000年前まで）に当たる。

昭和30年から50年代にかけて、芸予諸島の各地で旧石器時代のものとみられる石器が発見された。上島町では、弓削島の弓削鯨遺跡（久司浦地区）、高浜八幡神社、日比、楡田や生名島の立石山、佐島、津波島などでサヌカイト製のナイフ形石器が発見されている。サヌカイトは四国の代表的な石器石材として挙げられるが、そのサヌカイトの原産地として、香川県坂出市の金山や、坂出市と高松市の境に位置する五色台が知られている。芸予諸島では産出されていない石材であることから、上島町から直線距離で70 kmほど離れたこの地域との交易や交流が想定される。

また、津波島（上島町）の南西に位置する愛媛県今治市伯方島の金ヶ崎遺跡は、芸予諸島の旧

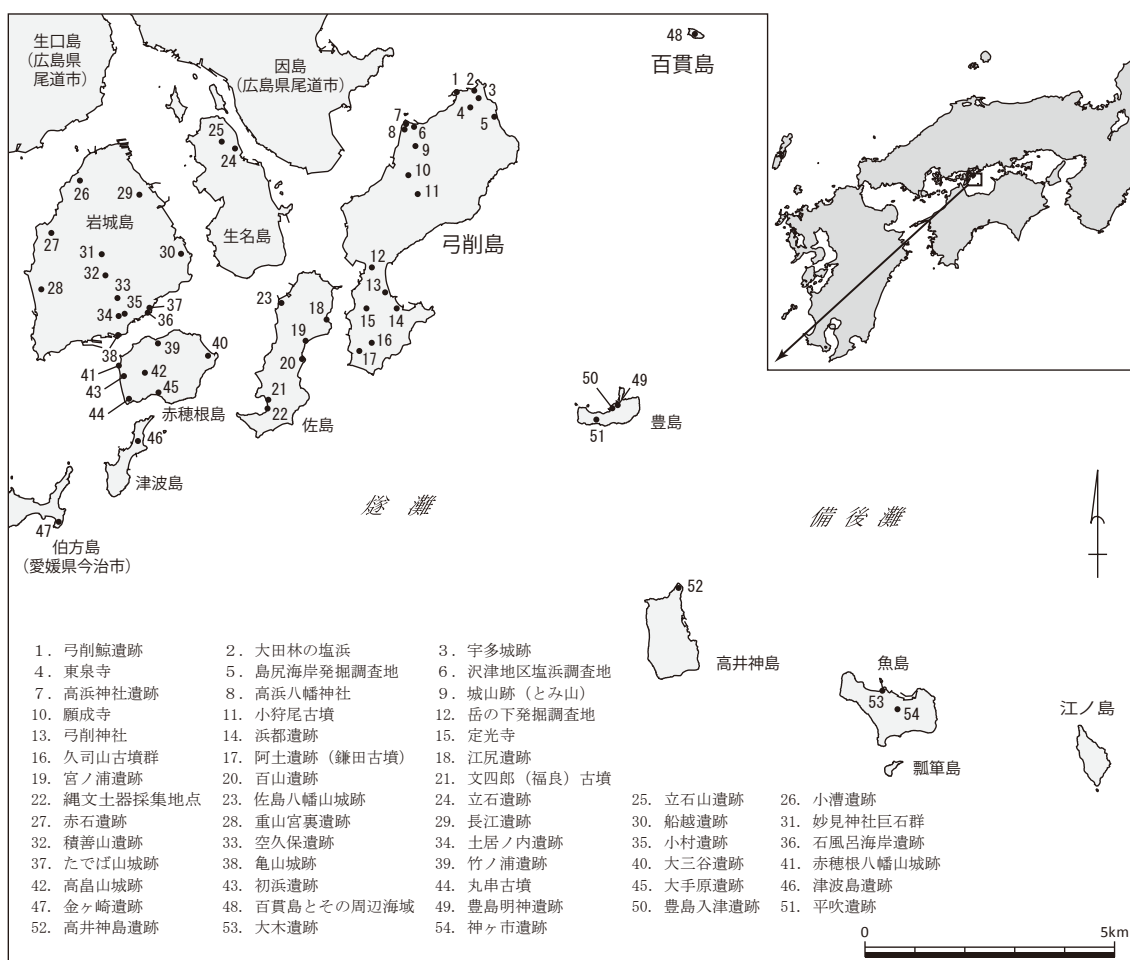


図5 弓削島と周辺の遺跡

石器時代の遺跡として代表的な存在であり、サヌカイト製を中心とした多くのナイフ形石器のほか、他地域から搬入された頁岩やチャートなどの石材も認められている。金ヶ崎遺跡と津波島で見られる石器は酷似しているおり、両遺跡の有機的な関係が指摘されている〔愛媛県史編さん委員会編 1986〕。ちなみに、サヌカイトはその産地から讃岐岩や讃岐石と呼ばれ、中国四国地方では普遍的に流通した石器石材で、旧石器時代に続く縄文時代や弥生時代にも石器等として利用されている。

■縄文時代

ヴェルム氷期を過ぎると気候が温暖になり海水面は上昇した。陸地となっていた瀬戸内地域には海水が流入し始め、海面の上昇は約 6,000 年前の縄文時代前期頃まで続き、現在のような瀬戸内海が形成された。

上島町では、昭和 30 年代の後半から 40 年代の中頃にかけて、岩城島の小漕地区（小漕遺跡）や長江地区（長江遺跡）、船越地区（船越遺跡）で相次いで縄文時代の遺跡が発見された。これらは、農業用井戸や溜池等を掘削中に縄文土器が偶然発見されたもので遺構などは確認されていないが、主に今から約 4,000 年前から 3,000 年前にかけての縄文時代後期の所産である縄文土器である。岩城島は、旧越智郡島嶼部における縄文時代の遺跡発見の先駆地として研究者の注目を集めた。

生名島の稲浦地区では、井戸の掘削中に岩城島の土器よりさらに古い縄文土器が出土した。これは、今から約 12,000 年前に始まった縄文時代早期の所産である押型文土器と呼ばれる深鉢片である。また、弓削島南東の豊島においては、豊島明神遺跡から縄文時代後期のものとみられる鉢の口縁部などが出土している。

■弥生時代

約 1 万年以上もの長い間続いた縄文時代の次の時代は弥生時代と呼ばれ、日本列島で灌漑を伴う本格的な水稻農耕が始まった時代である。魚島の篠塚漁港では、浚渫の際に海底から弥生時代中期前葉の壺形土器が引き上げられた。また、岩城島の小漕遺跡周辺ではサヌカイト製の打製石庖丁が採取され、弥生時代にこの地で稲作農耕が行われていたことを示している。同地区では現在も水田がみられ、面積が限られる島嶼部において弥生時代より連綿と水田耕作が行われていたことを表す資料として貴重である。

弥生時代の遺跡として注目されるのは、高地性集落である。上島町においては生名島の立石山遺跡や岩城島の積善山遺跡などの高地性集落が確認されている。高地性集落は、軍事的・防御的性格の強い集落ではないかといわれているが、上島町内で確認されている高地性集落では、出土遺物や遺構等から現段階では軍事的機能を証明することはできない。立石山遺跡と積善山遺跡は、臨海の集落と密接に関わりながら、海上交通のランドマークとしての機能を備えていた可能性がある。

立石山遺跡は、生名島北部の立石山（標高



立石山遺跡（町指定文化財・史跡）

138.6 m) の山頂部に位置し、昭和 50 年 (1975) の立石山学術調査によって、後期旧石器時代のナイフ形石器や古墳時代の須恵器が出土しているが、出土遺物の多くは弥生時代中期後葉の凹線文土器である。また、山頂部の僅かな平坦地を覆う花崗岩群は、石神・磐座・磐境などからなり、これらは神々や祖先を祀る祭祀遺跡であると考えられている。

積善山遺跡は、岩城島のほぼ中心に位置する積善山 (標高 369.6 m) の山頂付近に位置している。山頂からは西条市の八堂山遺跡や香川県荘内半島の紫雲出山遺跡等の瀬戸内海を代表する高地性集落を遠望することができる。積善山遺跡からも弥生時代中期後葉の凹線文土器が出土している。

また、積善山中腹の標高 70 ～ 80 m の地点に位置している空久保遺跡では、弥生時代中期中葉の土器に加え、多量のサヌカイト製の石器や剥片が採集されている。高地性集落とは異なった性質をもつ農業や狩猟を生業とする「山住みの集落」の研究が進められており〔柴田 2006〕、空久保遺跡はその性格に近いと考えられている。

■古墳時代

弥生時代に後続する古墳時代は、高い墳丘をもつ墓である古墳の出現によって設定された。水稻農耕の発展にともない、各地に政治的支配者層が出現し、百舌鳥・古市古墳群等に象徴される畿内の政治勢力を中心に各地の政治勢力が連合を形成していった。

《古墳》

古墳時代の遺跡は、弓削島の南部にある久司山古墳群が代表的である。久司山は下弓削地区以南では最高峰となる標高 142.2m の山であり、山頂からは燧灘を一望することができる。古墳群は 5 基から構成されている。久司山古墳群の中で実態がわかっているものは 2 号墳と 4 号墳であり、いずれも上島町指定史跡である (昭和 51 年 2 月 21 日指定)。両古墳は、花崗岩で構築された横穴式石室を有し、海上交通や製塩等に関わりこの地域を統治した豪族 (支配者層) の墓と考えられ、海上交通路を見下ろす高台に築造されたものと思われる。



久司山古墳 2 墳 (町指定文化財・史跡)

同じく横穴式石室を主体とする古墳として、上弓削地区の小狩尾古墳がある。弓削瀬戸と広島県因島を一望できる丘陵上にある。墳丘は開墾時に削平されており、副葬品などは不明である。こちらも町の史跡に指定されている (昭和 51 年 2 月 21 日指定)。

弓削島以外では、佐島南西部の福良で、花崗岩で築かれた箱式石棺墓が工事中に発見されている。その中から、頭蓋骨や骨盤などの人骨と、長さ 1 m の鉄刀一振りを取り出されている。人骨については、頭蓋骨から抽出したコラーゲンを試料とした年代測定が行われ、3 ～ 4 世紀の年代を得た〔今治市村上水軍博物館編 2014〕。また、形質人類学的調査から、成人男性であるということが判明している〔田中 2014〕。

岩城島の南に位置する赤穂根島の南西端の丸串鼻に向かう丘陵上に立地する丸串古墳の調査では、箱式石棺から 5 世紀代と考えられる製塩土器片のほかに頭蓋骨や歯といった人骨の一部が確認されている。古墳時代の箱式石棺である可能性が高いが、石棺内から採取された人骨の放射性炭素年代測定結果は、13 世紀代の年代を示した〔有馬編 2018〕。

《製塩土器》

弥生時代中期後半になると、瀬戸内海では備讃瀬戸地域で脚台式製塩土器と呼ばれる製塩土器が出現し、弥生時代中期末（紀元前1世紀末）には隣接する芸予諸島にも同タイプの製塩土器が移入する〔柴田 2012〕。

上島町の沿岸部では、塩づくりに使用された製塩土器が出土している。製塩土器が確認された代表的な遺跡としては、佐島の宮ノ浦遺跡、岩城島の石風呂海岸遺跡と赤石遺跡、豊島の豊島明神遺跡、魚島の大木遺跡等が挙げられる。

佐島の宮ノ浦遺跡で出土した製塩土器は、上島町内で出土した最も古い製塩土器であり、脚台式製塩土器と呼ばれるブランデーグラスに似た形の土器である。その土器の年代は、古墳時代前期（3世紀後半～4世紀後半頃）と考えられている。

岩城島の石風呂海岸遺跡の製塩土器は、踏査によって採集されたものであり、主として古墳時代後期（6世紀頃）の芸予型製塩土器と呼ばれる鉢形の製塩土器である。

《祭祀遺跡》

魚島の大木海岸には、大木遺跡という古墳時代の遺跡（上島町指定史跡、昭和51年1月1日指定）がある。古墳時代になると、瀬戸内海の海上交通は盛んとなり、これまでの瀬戸内海沿岸に沿った航路だけでなく、魚島群島に沿った航路のように沿岸から遠く離れた航路も発達してきた。大木遺跡は、海を見下ろす高台に位置していたと考えられる。



大木遺跡出土遺物

大木遺跡では、製塩土器や土師器のほか、小型の銅鏡、滑石製有孔円板、手づくね土器、鉄鋌などが出土しており、古墳時代中期後半、すなわち5世紀代後半の遺跡であることが確認されている。魚島が燧灘の中央に浮かぶ魚島群島の中心となる島であり、周囲の島からは隔離された位置にあることなどから、海上交通の航海安全を祈願した祭祀遺跡とみられている。

同じく祭祀関連としては、弓削島の南東にある豊島に所在する豊島明神遺跡が挙げられる。被熱した花崗岩を含む円礫や亜角礫などを積み上げた集石遺構が検出されており、共伴した土師器や脚台式製塩土器から古墳時代前期のものとみられている。

《宮ノ浦遺跡》

現在、継続的に調査が行われている遺跡として、佐島に所在する宮ノ浦遺跡がある。遺跡は島の東海岸にある宮ノ浦海岸に所在する。遺跡は主に浜堤上に立地しており、西側浜堤を中心とした地域と東側浜堤を中心とした地域に分けられ、西側をⅠ区、東側をⅡ区としている。

調査では、古墳時代前期の脚台式製塩土器とともに、Ⅰ区では製塩炉などの製塩活動に関連するとみられる遺構が発見されており、古墳時代前期を主体とする製塩遺跡であることが判明した〔有馬編 2016〕。この遺跡では温暖期の環境指標である「クロスナ層」と製塩操業の高い相関性が明らかとなり、古墳時代における製塩の実態解明を一步前進させた。古墳時代後期については芸予型製塩土器が発見されているが、古墳時代前期の脚台式製塩土器と比較して、遺物は少量に留まっており、小規模ながら製塩活動が続けられたものと考えられる。

古代以降の宮ノ浦遺跡での製塩活動も調査成果から明らかとなっている。Ⅱ区では9世紀代に比定される古代の製塩土器片が大量に出土しており、塩の生産規模の拡大が想定されている。Ⅰ区では粘性が強く保水性の高い粘質土が貼りつけられた浜床状の遺構が確認されており、大潮時の満潮よりも高いレベルに立地していることから、中世の揚浜式塩田とみられる〔有馬編 2016〕。Ⅱ区では12世紀中葉頃の鹹水溜めかんすいの機能が想定される複数の槽状遺構も発見されている〔有馬・青木編 2021、有馬・馬編 2022〕。宮ノ浦遺跡が所在する佐島は中世には石清水八幡宮領荘園であった歴史を有しており、これらは荘園成立期の製塩の様相を示す貴重な遺構である。



宮ノ浦遺跡全景

宮ノ浦遺跡では、古墳時代前期にまで遡る韃羽口の先端部片をはじめ、古代・中世の韃羽口、鍛冶滓、鉄製品が確認されている。また、Ⅱ区では中世の鉄素材あるいは鍛延中の鉄素材と考えられる鉄塊が出土している。このように、製塩活動とともに、付近では鉄器の生産が行われていたことが想定され、宮ノ浦遺跡は複合的な生産遺跡としての性格を持っていることが明らかになった。

近年の調査はⅡ区で実施されており、撚糸文土器や無文土器を含む縄文時代早期の遺物包含層や人骨が良好に遺存した中世初頭の土坑墓の調査などが行われている〔有馬・大塩編 2023〕。これまで蓄積してきた調査成果から、宮ノ浦遺跡は、国の史跡に指定された中世の荘園遺跡である弓削島荘遺跡の前段階の時代の島嶼部の生業や景観などを示す重要な遺跡であることがわかってきた。

■古代

「愛媛」の名は、「古事記」の記述に、伊邪那岐命と伊邪那美命が国生みをしたとき、「伊予の国を愛比売といひ」とあり、この愛比売が「愛媛」に転化し、現在の県名になったとされている。大化の改新以前の古墳時代には、国造に支配された5つの国（伊余、怒麻、久味、小市、風早）があったと考えられているが、その分布は現在の今治市から松山市の限られた範囲に集中している。改新後、この5つの領域を合わせ伊予国が成立した。

伊予国は南海道に属し、伊予国府は越智郡に置かれた。今治平野にあったことは確実であるが、越智郡内の位置についてはいくつかの説があり、特定にはいたっていない。

伊予国は、当初13郡であったが、のち貞観8年（866）に喜多郡が宇和郡から分立して14郡となり、その下に68郷、191里が置かれ、律令体制が整備された。

愛媛県島嶼部の古代の様相や律令制の浸透等については、その実態を十分把握できていない。

《白村江の戦いと古代の海上交通》

6世紀から7世紀にかけて、朝鮮半島は緊迫した情勢にあった。唐と新羅の連合軍が百済を攻撃し、斉明天皇6年（660）に百済を滅亡させた。大和朝廷は、百済の救援依頼に応じて大軍を派遣し、翌年斉明天皇一行は難波津を出発し、備前国・備中国を経て伊予国熟田津にきたつに到着した。万葉集にも歌われた熟田津は、古くから瀬戸内海交通の重要拠点とされた。

古代の瀬戸内海横断航路は、大きく分けて2つあったと考えられているという〔愛媛県史編さん委員会編 1984〕。一つは四国の北岸沿いを航行するルートであり、もう一つは山陽道南岸沿いに進む航路である。前者は途中で海の難所である鳴門海峡や来島海峡を控えているため、古代ではあまり利用されなかったようで、後者の山陽道南岸沿いに進む航路が主要なコースであったという。斉明天皇の西征コースは、鞆から因島、弓削島、岩城島、大三島を経て、来島海峡を避け、高縄半島に沿って南下し、熟田津に入港したものと推定されている。斉明天皇一行はさらに熟田津から忽那諸島、屋代島（山口県大島）を経て九州筑紫へと向かった。

律令制下、伊予国府（今治付近）から都への官物（租庸調以下の租税）輸送コースは、大島、伯方島、岩城島、弓削島を経て因島から鞆付近に達し、山陽道南岸航路を東進し、摂津国難波津に入港したものと推定されている。物資の輸送のみならず、官吏を中心とする人の往来も、9世紀に入ると海路が多く利用されるようになった。陸路と海路を比較した場合、海難の危険性を考慮しても、海路のほうがはるかに経済的で、日数もかからなかった。陸路の場合、人が荷を担う以外は、膨大な数の駄馬を調達する必要があったため、東国と違い伊予国においてはその調達が難しかったと考えられることも海路が選択された理由のひとつと考えられている。

天智天皇2年（663）、大和朝廷軍は、朝鮮半島の白村江の戦いで唐・新羅の水軍に大敗を喫した。この戦いには、伊予国越智郡の越智直や風早郡の物部葉なども参加して捕らわれの身となったことが、「日本霊異記」の説話に残されている。朝鮮半島での戦いに瀬戸内海の沿岸や島々の人々が動員されたものと推測される。

この大敗に大きな衝撃を受けた大和朝廷は、日本への来襲に備えて瀬戸内海沿岸を望む山頂部などに山城を築いた。愛媛県西条市に所在する古代山城永納山城も、このような情勢を背景に築城されたものと考えられている。

《古代の製塩》

万葉集の歌に「藻塩^{もしお}」や「藻塩焼き」の語がしばしば見られる。製塩に関することばであり、「藻」は「玉藻」と呼ばれるホンダワラ等の海藻のことである。海水に玉藻を浸し、水を切って玉藻を乾燥させる作業のあと、干したその玉藻を焼いてできた灰塩に玉藻を浸した海水を注ぎ、濃い塩水（鹹水）を作る。次に土器に鹹水を入れて煮詰める（煎熬^{せんごう}）作業を繰り返して塩の結晶を得るという工程である。古墳時代同様、製塩に土器を使用したと考えられる。その後、海藻ではなく水分が付着した砂を利用して鹹水を得るようになっていく。文献での塩浜の文字は、「三代実録」貞観17年（875）12月15日の条に初めて見られる。

《海賊の出現と藤原純友の乱》

律令国家は9世紀になると公地公民制に矛盾・動揺が生じ、地方の治安も乱れ、瀬戸内海各地に海賊が横行するようになった。前伊予掾（伊予国司の三等官）であった藤原純友は、当初海賊の討伐に当たっていたが、豊後水道から豊予海峡を経て瀬戸内海に入るルートの要衝にある日振島（現在の宇和島市日振島）を根拠に、1000余艘の軍船を組織し、天慶2年（939）に瀬戸内海一円を舞台にした反乱を起こした。この時すでに東国では平将門が反乱を起こしており、この2つの反乱（承平・天慶の乱）は古代国家最大の反乱であった。この純友の乱の追討は、征西大將軍藤原忠文、追捕使小野好古・源経基の指揮のもと行われ、伊予国警固使橘遠保が純友を捕えて乱が鎮定した。また、伊予の名族といわれた越智氏が純友の乱に際してその軍事力をもって戦闘に

参加し、乱後その功績により押領使、追捕使などの地位を得て勢力を延ばし、越智氏を中心に武士団化が進んでいったものと考えられる。このように承平・天慶の乱を契機として古代国家、律令体制は崩壊へと向かい、次の時代を担う武士団が台頭することとなる。

《初期荘園の成立》

律令制下では基本的には公地公民の原則に従って、朝廷（国家）は班田収授法に基づき人民へ口分田を与え租税を納める義務を課した。朝廷による大規模な耕地の開発が行われたが、人口増加によって口分田の不足が生じた。朝廷は新たに開墾奨励策として、養老7年（723）に三世一身法を發布して所有期限を設けて新たに開墾した田地の私有を認めた。そのため、各地で郡司や寺院、有力農民等によって開墾が行われるようになった。しかし、三世一身法では期限付きの私有であったため耕作意欲が失われ田地が荒れてしまうという問題が起きた。そこで朝廷は新たに天平15年（743）、墾田永年私財法を発し、一定限度内で墾田を永久に私有することを認めた。その結果、有力貴族や大寺社、地方の豪族は、広大な未開発の山林・原野に「荘」と呼ばれる管理事務所や倉庫を建てて私有し、その開墾・経営に努めた。当初、荘（庄）は主として建物を意味していたが、やがて私有地全体をさすようになり、田園としての荘園と呼ばれるようになった。この墾田永年私財法の発布によって各地に作られた荘園を初期荘園という。初期荘園は畿内に集中していたが、伊予国各地でも成立し、法隆寺の荘倉、風早郡の忽那島荘、新居郡の新居荘、伊予郡の^{おおつ}苅津荘などが知られている。法隆寺の荘倉は、天平19年（747）頃には、伊予国全体で14か所にあったという。

墾田永年私財法の発布によって、土地公有の原則がくずれ、公地公民制の崩壊は決定的となった。しかし、初期荘園も基本的に墾田の収穫の中から田租を国に納入する負担があったことから、10世紀頃までに衰退していった。11世紀頃からは、墾田の領主（在地領主、開発領主）が自己の所領の領有権を確立し、また、不輸・不入の権利を獲得する手段として、中央の有力貴族や大寺社等の権門に自らの墾田を寄進するという寄進地系荘園がみられるようになる。寄進をした実際の領主は、寄進先の領主から荘官として現地の管理を委ねられる場合もあったが、寄進を受けた領主が自らの家臣を荘官に任命して現地へ派遣することもあった。寄進地系荘園は全国各地に本格的に広まっていった。

■中世

《伊予の荘園、弓削島荘の成立》

奈良・平安時代から中世にかけて伊予国に設けられた荘園は、各時代を通じて40余りという。荘園の数を時代別に見ると、鎌倉時代が25荘で最も多く、南北朝時代が22荘、室町時代が16荘となり、徐々に減少し、戦国時代の乱世には9荘となった〔愛媛県史編さん委員会編1984〕。平安時代後期の院政期（12世紀前半）に荘園は一般化し、瀬戸内海の島々にも広がっていった。

伊予の荘園を荘園領主別に整理すると最も多いのが、石清水八幡宮関係の荘園である。保元3年（1158）の記録によると、宮寺領（石清水八幡宮とその神宮寺である護国寺の所領）は全国で100か所にも及んだ。その宮寺領のなかには、石城島（岩城島）、生名島、佐島が含まれている。岩城島南西部の西部地区には、塩田に^{にしべ}関係する浜床と呼ばれる地名が残されており、塩の荘園の名残と考えられる。

「弓削島」が初めて記録にあらわれる保延元年（1135）は、平安時代後期、鳥羽上皇による院政

時代である。久安6年(1150)には、「弓削御庄」が史料に登場する。鳥羽上皇のあとは、後白河上皇の院政となった。

後白河上皇は、天皇即位から僅か3年後の保元3年に二条天皇に譲位し、以後も上皇・法皇として、没するまでの34年間、5代の天皇にわたって院政を行った。弓削島荘が後白河上皇へ寄進された時期ははっきりとしないが、文治4年(1188)と翌5年に弓削島荘の大規模な検注が行われていることから、この頃と考えられている。

後白河上皇は、建久2年(1191)、集積した莫大な荘園を長講堂に寄進した。長講堂は、後白河上皇が院御所六条殿に営んだ持仏堂であり、長講堂に附属した所領が長講堂領である。この寄進により弓削島荘も長講堂領となる。翌3年、後白河上皇は死を前に、六条殿、長講堂及びその所領を寵愛する娘の宣陽門院観子内親王に譲渡した。これにともない弓削島荘も宣陽門院領となった。

平安時代後期の院政期には、院の近臣であった武士が台頭した。平氏は院とむすんで権勢を高め、ついには政権を握った。平氏は海賊追捕や日宋貿易、厳島信仰等で瀬戸内海とのつながりを強固にした。平清盛の専制に対して、源氏は平氏打倒の兵をあげ、瀬戸内海地方は源平合戦の主戦場となった。壇ノ浦の戦いで勝利した源頼朝は、建久3年、後白河上皇の死後、征夷大將軍に任ぜられ、鎌倉に武家政権を樹立した。弓削島荘は、新興の武家がそれまでの支配者であった公家を排除して支配権を増大させていくという社会の変革期に成立し営まれていたのである。

《東寺領荘園弓削島荘》

東寺は、嵯峨天皇より空海(弘法大師)に下賜され、真言密教の根本道場として栄えていたが、治承・寿永の内乱(1180～1185年)の影響が東寺にもおよんだことから荒廃が進み、貴族社会の間ではその再建が大きな問題となっていた。そのような中で空海に深く帰依していた宣陽門院によって延応元年(1239)、弓削島荘は東寺に寄進された。弓削島荘は、大和国平野殿荘・安芸国新勅旨田荘・若狭国太良荘などの荘園とともに、東寺の再建を担う荘園(供僧供料荘)として定着した。

東寺に寄進されることとなった延応元年には、地頭の小宮氏の名が記録に現れている。承久の乱後には、東国武士が新補地頭として西国の各地に現れるようになるが、この小宮氏も新補地頭として弓削島荘に入部してきたものと考えられる。地頭の任務は、荘園、公領(国衙領)における年貢の徴収や納入、現地の管理、治安維持であったが、各地の荘園で荘園領主や現地を管理する荘官と衝突を起こすことも多かった。弓削島荘も例外ではなく、小宮氏もしばしば東寺と相論を引き起こした。

南北朝・室町時代になると、安芸国の小早川一族や伊予国の村上氏をはじめとする海上勢力が弓削島荘に進出してきた。東寺はこれらの勢力を取り込んで、彼らに年貢の納入を請負わせることで年貢の確保に努めたが、次第に年貢収取の実はあがらなくなり、寛正4年(1463)の記録を最後に弓削島荘は史料上から姿を消した。

室町幕府は、守護の権限を大幅に拡大した。守護は大きな力を持ち国内の荘園や公領を侵略し、武士を統制して一国全体を支配する守護大名となっていく。さらに応仁元年(1467)に始まった応仁の乱によって、幕府は有名無実となり、荘園も武士に横領され、荘園制が次第に解体への道を進んでいくこととなる。

この後、弓削島が断片的に姿をみせるのは、戦国時代の天正 10 年（1582）のものと推定される書状の中である。この中で、小早川隆景が来島の知行分の弓削・岩城のうち 40 貫の地をとりあげて能島村上氏の村上武吉の家臣に与えるとあり、このころの弓削島は岩城島とともに来島村上氏の知行するところであったことがわかる。

《塩の生産》

弓削島荘が東寺に年貢として納めていたもののなかには、米や麦などの農産物がある。鎌倉時代初期の文治 4 年（1188）から翌 5 年にかけて行われた検注によると、本荘は、3 町 3 反 180 歩の田地と、26 町 3 反 180 歩の畠地からなり、畠地主体の荘園であったことがわかる。また、これとは別に、鯛・牡蠣・荒布などの海産物に加えて、これらの品目とは比較にならないほどの多量の塩を納めていた。弓削島荘では名ごとに 150 ～ 200 歩の塩浜が附属していて、そこでは製塩が行われていた。

中世段階の製塩方法としては、自然のままの遠浅の砂浜海岸を利用して、海水がひいたあとの塩分の凝固した砂を集める初期入浜とよばれる方法や、満潮面より高いところに砂をしきつめて人工の砂浜を作り、原料海水を人力で汲みあげて砂面に散水して塩分の凝固した砂を得る揚浜の方法があった。本荘の場合、発掘調査によって、高浜八幡神社境内と大田林で揚浜式塩田の浜床が確認されている。

製塩の過程では、塩分の凝固した砂に海水を注ぎ、塩分の濃い海水（いわゆる垂塩）を得るための塩穴、さらに垂塩を煮沸して塩を得るための塩釜、その燃料を供給するための塩山などが不可欠である。弓削島では、砂浜海岸の各所に塩穴が、山間部の各所に塩山が所在していたことが確認されている。

《海運》

日本列島における中世の港町は、大陸との貿易船が寄港し、荘園の年貢の積出で栄えた瀬戸内海沿岸に集中している。尾道や鞆の浦は、中世の瀬戸内海沿岸を代表する港町であるが、弓削島荘及び石清水八幡宮の荘園であった島々の港も年貢等の積出港としての役割を担っていた。

生産された年貢塩は、有力な百姓から選ばれた梶取^{かんどり}、小百姓から選ばれた水夫^{かこ}の乗り込む 100 石積前後の船によって瀬戸内海を海上輸送され、京都の荘園領主へと運ばれた。

室町時代になると商品経済が一層発展し、貨幣の流通も盛んとなった。15 世紀以降の荘園制の解体とともに、瀬戸内海の島々で生産された塩は、年貢塩から商品塩としての性格を強めていき、商品流通の中心になった。それまで年貢塩を輸送していた梶取たちも専門化し、瀬戸内海海上輸送の担い手として活躍するようになる。室町時代の文安 2 年（1445）1 月から翌年 1 月までに東大寺領兵庫北関（神戸港）に入関したすべての船について詳細を記載した帳簿である「兵庫北関入船納帳」によると、この 1 年間に弓削籍の船が 26 回、岩城籍船が 6 回、伯方籍船が 4 回入関しており、その積荷のほとんどが備後と呼ばれる塩であったという。入船納帳に記載された北関に入関した船の船籍は瀬戸内海から阿波・土佐にかけて 106 か所、入船数は延べ 1,966 艘であり、瀬戸内海の海上輸送の発展ぶりを伝えている。

岩城島の西部八幡神社の裏山に位置する重山宮裏遺跡では、11 世紀から 12 世紀にかけて作られたものと考えられる祭祀用の回転台土師器のほか、いわゆる京都系土師器が出土している。また、積善山南麓の鶴山の東に位置する土居ノ内遺跡、小村遺跡からは 13 世紀代の貿易陶磁器で

ある龍泉窯系青磁椀、和泉系瓦器椀、東播系須恵器の片口鉢などが確認されている。これらは瀬戸内海の水運を利用して上島諸島の各地へもたらされたと考えられる。

弓削島総合調査の東泉寺の調査では、12世紀～13世紀頃の多量の手づくね土師器の皿を中心に和泉型瓦器椀、東播系須恵器こね鉢、白磁四耳壺片などが出土した。また、下弓削地区の岳の下での発掘調査では、13世紀後半～14世紀前半頃の多量の吉備型土師器が出土している。岳の下周辺に荘園時代の集落や港が存在したことが想定される〔有馬・曾根編 2020〕。

《中世弓削島の景観》

弓削島では、塩づくりの燃料となる木材を得るための山林（塩山）を背景として、砂浜海岸の各所に塩穴や塩を生産するための塩釜等を備えた建屋、畠地や僅かな水田が島の景観を形づくっていた。一方、海に目を転ずると、多島海特有の美しい景色が広がり、島々のあいだを塩を中心とした積荷を載せた船が頻繁に往来し、港の周辺に活気をもたらしっていたと推測される。また、山間部が島の多くを占めるため、高所からは遠くまで海上の様子を展望できた。

中世には、小早川氏や村上氏といった海上勢力の本拠地である海城が、芸予諸島の各地に築城された。平成28年（2016）には中世の村上海賊に関するストーリーが日本遺産に認定された。村上氏の代表的な海城としては、今治市の見近城跡、能島城跡、来島城跡が挙げられる。上島町内では、岩城島の岩城八幡神社が所在する丘陵に中世城郭である海城亀山城跡がある。築城者や築城時期について正確なことは不明だが、現在でも村上水軍の時代を偲ばせる曲輪や岩礁ピットを確認することができる。また、生名島の北端から北へ約800mの距離にある亀島は村上水軍城址として上島町指定史跡となっている（昭和47年8月31日指定）。

弓削島の上弓削地区と沢津地区の境にある尾根上に「（城山跡）とみ山」（標高129.2m）と呼ばれる山がある。上弓削城跡、弓削城山城跡とも呼ばれ、中世城館跡とされている。山頂に立つと弓削瀬戸が眼下に広がり、北には因島の地蔵鼻の先端部に位置する美可崎城跡が見える。山頂部には平坦な曲輪（郭）や人工的に削られた堀切（切岸）が見られる。築城年代は、荘園時代後の戦国時代である可能性があり、今後の調査による山城の性格や築城年代の特定が期待されている。

また、久司浦集落の東、東泉寺の北東には宇多（田）城と呼ばれる城跡がある。中世の頃、伊予国壬生川（現在の西条市）から移住してきた宇多源次兵衛明利が築いたと伝えられている。宇多城のあった山は城山といわれ、城を中心に四方に要害をもっていた。宇田氏は室町時代の終わりに農民となって名前を田頭と変えて因島に移住したが、一部は久司浦に残った。江戸時代には、城山の北は狼煙を上げる「烽火台」として使われ、この場所は「火山」と呼ばれた。

《周辺の荘園遺跡》

弓削島の周辺における東寺領の荘園としては、広島県尾道市因島の因島荘や愛媛県松山市の味酒郷がある。因島においては三庄町や中庄町など、荘園であった時代に関係すると思われる地名が現在にも残されている。松山市の味酒郷は、保元3年（1158）においては、上島町の岩城島・生名島・



城山跡（とみ山）

佐島とともに石清水八幡宮領とされたが、嘉吉2年(1442)に東寺領の荘園となっている。「榊葉集」の弘安7年(1284)の記事によると、岩城島と生名島は、石清水八幡宮の荘園として、備前の牛窓、山城の片岡などと共に、石清水八幡宮の伶人祿塩(雅楽を奏する人に俸給として支給される塩)237石余を負担していた。塩田に関係する浜床と呼ばれる地名が岩城島南西部の西部地区には残されており、これらの島々も弓削島と同じく塩の荘園であったといえる。

《弓削島荘遺跡ゆかりの主な文化財》

・定光寺観音堂

弓削島の土生地区の定光寺境内にある観音堂は、建築年代が室町時代中期、すなわち荘園時代末期と推定される仏堂である。昭和55年(1980)の解体修理の際、屋根野地板に「寛正四年八月三日」の墨書が確認されたことから、観音堂は寛正4年(1463)の建立と推定されている。この観音堂は、正面三間、側面二間、宝形造で本瓦葺の小堂であり、木鼻と中備の絵様肘木及び垂木・茅負の仕口だけに唐様の意匠を見せるが、全般的に和様を基調とした仏堂である。角柱を用い、大斗だけの簡素な組物を使っており、室町時代に全国に多数建てられた小規模な仏堂の典型例であると考えられる。室町時代の小規模仏堂は耐用年限が短く、現存例は極めて少ない。当初材の残存状況が極めて良好である定光寺観音堂は建築史上において貴重な遺構であり、昭和52年(1977)6月27日に国の重要文化財に指定された。観音堂には、平安時代後期、12世紀の作と考えられる定朝様を示す木造阿弥陀如来坐像が安置されている。

・祥雲寺観音堂

岩城島の西部地区の祥雲寺境内にある観音堂は、棟札から永享3年(1431)に建立されたとされる。この観音堂は、桁行三間、梁間三間、入母屋造で本瓦葺の小堂である。柱は円柱で礎盤を付し、組物は疎組で軒は二軒の扇垂木である。内部は鏡天井となっており、龍五態が極彩色で描かれていたが、現在は僅かにその痕跡が見られる。須弥壇の高欄部は親柱の上部に逆蓮を二つ重ね、その上に宝珠を載せており、珍しい様式である。祥雲寺観音堂は、唐様を基調とした中世建造物であり、瀬戸田の向上寺三重塔(広島県尾道市)などの瀬戸内海地方の中世建築がもつ意匠的な特徴をよく備えており、昭和25年(1950)8月29日に国の重要文化財に指定された。

・亀井(亀居)八幡神社宝篋印塔

魚島の篠塚集落の背後の尾根上に位置する亀居八幡神社境内には、国の重要文化財に指定されている1基の花崗岩製宝篋印塔がある。この宝篋印塔は、地元では南北朝時代の武将である篠塚伊賀守(篠塚重広)の供養塔と伝えられてきたもので、良好な状態で保存されている。基礎の三面には格狭間が見られ、塔身の四面には梵字「ア」が刻まれている。今治市宮窪町(大島)の友浦善福寺の宝篋印塔と形状がよく似ており、亀井八幡神社宝篋印塔の造立年は、鎌倉時代末期である可能性がある。

・東泉寺薬師堂

弓削島の久司浦地区の東泉寺境内にある薬師堂は、室町時代に建てられた仏堂であり、寄棟造平入の内陣の正面に入母屋造平入の外陣(礼堂)を接続させている。内陣は桁行三間、梁間三間の本瓦葺の方三間堂である。外陣は近代の建築であるが、内陣は室町時代の建築であって、当初は内陣だけの独立した仏堂であった。内陣の建築年代は、平瓦の篋書銘によって文明12年(1480)であることがわかる。明治17年(1884)に薬師堂の移設及び外陣の新築が行われており、薬師堂

を本堂とする現在の配置となった。その後の昭和期の改造も見られるが、主要な構造は創建当初のまま残されている。柱・木鼻・台輪・組物・中備・隅木持送り・垂木などは当初材であり、室町時代中期の建築として保存状況は極めて良好である。建築様式は、唐様を主体として和様を混入しており、同時代の瀬戸内海地方の流行を示している。また、肘木の形状や大振りな拳鼻の使い方などに独自性が見られる。東泉寺薬師堂は、平成31年（2019）1月25日に上島町指定有形文化財（建造物）に指定された。

・東泉寺薬師如来像

弓削島の久司浦地区の東泉寺薬師堂の厨子内には鎌倉時代後期の作とされる木造薬師三尊立像が安置されている。これらは、漆箔や彩色などを施さない素木像である。中尊の薬師如来立像は頭髪が渦巻状をしており、京都・嵯峨清凉寺の中国伝来の釈迦如来立像を模した珍しい像である。本像は、頭髪の形状、素地仕上げ、簡素な衣文、両脇侍の日光・月光菩薩の体部背面の天衣に鑿目を残すことなどから、なんらかの薬師信仰に基づく造立と思われる。病氣平癒を祈願するため、短期間で制作された「一日造立仏」の可能性も考えられる。東泉寺薬師如来像（木造薬師三尊立像）は、昭和51年（1976）2月21日に上島町指定有形文化財（彫刻）に指定された。

・雨乞踊り

雨乞踊りは、室町時代に年に一度の盆の仏供養として行われる念仏踊りから始まったといわれる。その後、田植えが終わって梅雨明けから20日ぐらいたっても雨が降らないときに、雨を司る竜王に祈って、主な寺社で人々が踊り始めたとされている。昭和56年（1981）12月21日に上島町指定無形民俗文化財に指定された。昭和46年（1971）に雨乞踊り保存会が発足し、現在は大人から子どもへの伝承活動が行われている。



祥雲寺観音堂
（国指定重要文化財・建造物）



亀井（亀居）八幡神社宝篋印塔
（国指定重要文化財・石造美術）



東泉寺薬師如来像（町指定文化財・彫刻）



雨乞踊り（弓削神社）
（現在、町指定文化財・無形民俗文化財）

■近世

《莊園の終焉》

豊臣秀吉は、四国平定や九州平定を行い、天正 18 年（1590）には小田原北条氏を滅亡させ、奥州平定を成し遂げ、天下統一を完成させた。この間、太閤検地や刀狩などの政策を実施し、これらは近世封建社会の基礎となった。太閤検地は、土地耕作民自身を検地帳に登録し、年貢を直接その耕作民から徴収するという「一地一作人」が原則であったため、これまでの重層的な土地支配構造である荘園制が否定され終焉を迎えた。

《近世の伊予国と弓削島》

伊予国では、17 世紀前半にかけて、西条・小松・今治・松山・大洲・新谷・吉田・宇和島の 8 藩が成立した。上島諸島は、藩境によって二分された。つまり東寄りの佐島、弓削島、魚島は今治藩に、西寄りの生名島、岩城島、赤穂根島、津波島は松山藩の藩領となった。

弓削島は近世に移行した当初、櫛村と呼ばれる一村であった。慶安元年（1648）の「伊予国知行高郷村数帳」では「弓削嶋」、元禄 13 年（1700）の「伊予国村浦記」では「弓削村」とあり、いずれも 320 石 2 斗の村高を記しているが、寛永 13 年（1636）の検地帳ではすでに「弓削島之内上櫛村」と「弓削島之内下串村」の二冊に分かれている。上櫛村は上弓削村、下串村は下弓削村となり、それぞれに庄屋が置かれており、実質的には江戸時代を通じて弓削島には 2 つの行政村があったことになる。

近世初頭、伊予を治めていた領主は目まぐるしく変遷しており、弓削島においてもそれを明らかにすることは困難であるが、寛永 10 年頃の状況を描いていると推定される「寛永伊予国絵図」では、弓削島は「藤堂宮内少輔領」と図示されており、藤堂高虎の養子高吉の所領であったことが確認できる。また、今治の郷土資料「国分叢書」巻 32 の「今治旧記」には、この藤堂高吉が支配した時代と思われる旧領主名が記されている。そこでは弓削村は「藤堂宮内少輔領」ではなく、「藤堂大学頭領」とされており、実際には藤堂本家である伊勢津藩藤堂高次の所領とされていたことがわかる。このほか、「今治旧記」には「上弓削、左衛門太夫支配也」ともあり、藤堂領の以前は福島正則の所領であったとされている。不明な時期は残るものの、弓削島は、領主の福島正則、藤堂高虎、藤堂高次を経て、寛永 12 年（1635）の松平定房の今治入封後は久松松平家の所領として続き、明治維新を迎えたことになる。

上弓削村の庄屋は田頭家、下弓削村の庄屋は村井家及び中村家がつとめた。田頭家は、元は弓削島北部の鯨（現在の久司浦地区）に居住したが、元禄・宝永年間に上弓削で大火があり、時の庄屋田頭浄貞は上弓削に居を移して農業と海運を村是と定め、とみ山麓の開拓や上弓削港を築くなど、上弓削の復興に努めた。

「今治藩領弓削島絵図」（愛媛県歴史文化博物館蔵）は、江戸時代の弓削島と近隣の島々が描かれた絵図である。今治藩政の記録を集めた「国府叢書」（明治時代中期編纂）によると、天保 3 年（1832）頃の今治藩領を描いた絵図であると考えられる。



上弓削港近くの田頭家（昭和 31 年頃）

この絵図を見ると、上弓削の港付近には「御茶屋」と貼紙された大きな建物が描かれている。上弓削の港は今治藩が参勤交代を行う際の寄港地となったことから、藩主の滞在用に御茶屋が設けられていた。先述した庄屋田頭家の屋敷が本陣として使われたものである。

《弓削島の景観と生業》

寛永13年や元禄2年(1689)の検地帳からみると、弓削島は、畑地が島全体に広がる中、池・天水・湧水を利用した水田が僅かに混じる景観であったものと考えられる。

前述の「国分叢書」の巻32「今治旧記」(江戸時代前期頃成立か)からは、上弓削村の上弓削・沢津・鯨の3か所に合計2町4反1畝28歩、下弓削村に2町1反2畝2歩、弓削島全体で4町5反4畝の塩田があったことがわかる。下弓削村の塩田の所在地ははっきりしないが、村内の小集落である土生村と太田村に塩浜の記述があるので、弓削島の西側沿岸部に塩田が展開していたものと思われる。塩浜には藩に納める浜銀が設定されているが、田畑の年貢に比べると非常に高額であった。中世に引き続き、近世においても塩業が弓削島の人々にとって重要な生業の一つであった。また、小物成についても弓削島では塩を現物納しており、今治藩において弓削島の塩が特産物として扱われていたと考えられる。「国分叢書」の巻39、安政2年(1855)の「今治島方代官勘定帳」でも弓削島の小物成は塩で上納していることが確認できる。ただ幕末になると現物納ではなく、銀納されていたものと考えられる。

江戸時代中期頃になると新たに開発された入浜式塩田により、生産地は大島や伯方島などの島嶼部に移り、江戸時代後半になると瀬戸内海の沿岸地域に大規模な塩田が集中するようになっていった。弓削島では、文政年間(1818-1830)に堤浜において入浜式塩田が造成されたが、相対的にその地位を低下させていったものと思われる。

《港と海運》

江戸時代になると造船・航海技術の発達により、瀬戸内海航路は、本州の陸地沿いを航行する「地乗り航路」から瀬戸内海の中央を航行する「沖乗り航路」へと移行していった。上島諸島周辺の航路は、鼻栗瀬戸、岩城、弓削瀬戸、鞆を通過した。弓削島南部の下弓削港(現在の弓削港)は天然の良港であり、中世には年貢塩や商品塩の積み出し港として、また江戸時代には今治藩の海駅として栄えた。

一方、松山藩に属する岩城島の港も、風待ち、潮待ちの港として沖乗り航路の要港であった。また、松山藩の参勤交代時に藩主が立ち寄る島本陣が設けられた。島の豪商三浦家が本陣島代官に任じられた。三浦家は、江戸時代の後期から明治時代にかけて島内に多くの塩田を開発経営し、廻船業でも活躍した。現在の上島町岩城郷土館は、三浦家の屋敷跡を改修したものである。

寛文7年(1667)に行われた西国19か国の巡見の記録「西海巡見志」には、弓削島は100石以上の船が100艘繋げるほどの良港に恵まれているとする記述がある。また、10艘の漁船に加え、5艘の廻船があったことも記されており、弓削島では小規模ながら漁業や海運業といった海に関わりの



上島町岩城郷土館(旧島本陣三浦邸)
(町指定文化財・建造物)

ある生業が営まれていたことがわかる。

耕地に恵まれない弓削島民の中には、帆船の船頭や藩船の水夫等として、海上の物資輸送に従事したものもあった。これは明治時代になっても続き、海員になって関西や九州に進出したものや海外で水産業に従事するものも出た。

■近代

19世紀後半、幕末の開国を契機として、江戸幕府は慶応3年(1867)に大政奉還に至り、明治新政府が発足した。新政府は日本の急速な近代化を推し進めた。

《愛媛県の誕生》

江戸時代まで「伊予国」と呼ばれ、8藩に分かれていたが、明治4年(1871)7月14日の廃藩置県により、各藩はそれぞれ同名の県となった。その後、県の合併や改称を経て、明治6年(1873)2月20日、「愛媛県」が誕生した。

《弓削村の誕生》

明治22年(1889)の町村制実施により、上弓削・下弓削・佐島・魚島の四村が合併して弓削村となった。役場は大字下弓削に置かれた。明治23年(1890)の世帯数は1,141戸であり、人口は4,579人であった。その後、明治28年(1895)に魚島村は弓削村から分離した。

《近代の塩田》

中世には東寺の「塩の荘園」であった弓削島の塩田は、明治17年(1884)には堤浜・明神浜・引野浜の3浜に見られるのみとなった。

明治政府は、国内塩業の基盤整備や財政収入を確保するため、明治38年(1905)に塩の専売制を導入した。さらに塩の生産や価格の安定を図るため、明治43年(1910)には、生産性の低い塩田を廃止する法律が施行され、同年と翌年に第1次製塩地整理を実施した。これにより、明治44年(1911)に堤浜の塩田が廃止され、長らく続いた弓削島の製塩は終わりを迎えた。

岩城島では、明治17年には、東海岸に、掛ノ浦北浜、同中浜、同南浜、船越新浜の4浜があった。西海岸の西部地区には「浜床」という小字名(ホノギ)があるが、これも塩田の名残と考えられる。生名島には、深浦の一番浜・二番浜、恵生の北浜・中浜・南浜の合計5浜があった。

《海運業の発展》

明治13年(1880)に出された「伊予国越智郡地誌」から、佐島・上弓削・下弓削・魚島・生名・岩城の村々で所有した船舶の数を知ることができる。漁船だけでなく、多くの商船が見られる。商船は、積石数(満載した時の積荷の重量を米の石数で表したもの)が50石未満のものが多くを占めているが、僅かであるが200～500石の大きさのものもあった。弓削島は、平安時代以来の製塩業にかかわって海運業が盛んとなり、弓削島出身者から船員になったものも多く、船乗りの島として知られるようになった。特に日清戦争後は船員になる人が急増して、日本有数の船員村となり、「日本のマルタ島」と呼ばれた。

このような背景から専門的な海員養成機関設置の必要性が叫ばれるようになり、明治34年(1901)、下弓削に弓削海員学校が設立された。3年の修業で定員は120名であった。弓削海員学校は様々な発展的な変遷を経て、現在は国立弓削商船高等専門学校となっており、多くの人材を輩出している。

百貫島の頂上に建てられている灯台は、明治26年(1893)に建設が始められ、翌27年に完成

した。明治期に建造され現役で活躍している灯台（保存灯台）は全国で67基あり、百貫島灯台はその1つである。昭和37年（1962）までは職員が勤務する有人灯台であったが、現在は無人である。

《その他の産業》

魚島には、明治時代の鯛網漁の活況を描いた「吉田磯之漁景図」が伝わっている。魚島の東に浮かぶ江ノ島の南端は吉田磯と名付けられており、鯛の好漁場として知られている。当時は1網で数万尾も獲れたと伝えられており、その大漁記念碑も建てられている。外海から産卵のために、一方は紀伊水道、他方は豊後水道を通過して瀬戸内海に入ってくる鯛が、魚島周辺に集中するためと考えられている。また、明治40年（1907）に描かれた「愛媛県越智郡魚島村韓国出漁之状況」は、魚島を北側から俯瞰した絵であり、当時の朝鮮への出漁の様子を今に伝えている。

弓削島中央部の石山は石灰山とも呼ばれるが、かつて石灰鉱山があったためである。この鉱脈の発見は、江戸時代後期の文政3年（1820）とされている。明治になると本格的な採掘が始まり、弓削島の明治以降の発展を支える重要産業となった。

■昭和～現在

昭和28年（1953）の町制施行により、弓削村は弓削町となった。旧村の三大字（上弓削・下弓削・佐島）を編成したが、のち引野・明神・日比・土生・太田・鎌田・久司浦・沢津・狩尾・大谷・藤谷・豊島・上弓削・下弓削・佐島の15大字とした。

日本各地の塩田は、昭和20年代後半から新しい製塩方法が導入され、入浜式塩田から流下式塩田へと変わった。流下式塩田は、入浜式塩田を転用してつくられた。流下式塩田では、塩田の表面に粘土を貼り、ゆるやかに傾いた流下盤という地



生名島恵生の入浜式塩田（昭和29年頃）

盤にゆっくりと海水を流し、太陽熱により水分を蒸発させた。さらに竹の枝を組んだ枝条架の上から滴下させ、風によって水分を蒸発させた。生名島や岩城島の塩田も昭和30年代前半には入浜式塩田から流下式塩田となった。流下式塩田は昭和46年（1971）まで使われたが、その年に実施された第4次塩業整備により多くの塩田が姿を消した。また、製塩方法もイオン交換膜法で行われるようになった。現上島町内で最後まで存在した岩城島・生名島の塩田も、昭和46年に廃止された。

明治時代に本格的な採掘が始まった石灰鉱山の石灰山（石山）は、昭和47年（1972）に四阪島製錬所への供給が終了し、休山することとなった。明治から昭和にかけて石灰業は海運業とともに弓削島の基幹産業であった。石灰山は近代産業の進展に寄与した産業遺産として重要である。

第2次世界大戦後、空爆の被害が比較的軽微であった瀬戸内海沿岸の造船業は、復興の原動力ともなった。現在でも多くの造船マンがこの地域で活躍している。古代以来、弓削島周辺の海域は、瀬戸内海航路の要衝であった。現在も高井神島とその北に位置する豊島の間は、国内航路では九州と関西を結び、国際航路としては中国上海や韓国釜山等と大阪・神戸を結ぶ大型船舶が航行する瀬戸内海海上交通の大動脈である。

3. 社会的環境

(1) 人口

上島町は、平成 16 年（2004）10 月 1 日、弓削町・生名村・岩城村・魚島村の 4 町村が合併し、誕生した。令和 6 年（2024）1 月 31 日現在の人口は 6,165 人（男 3,228 人、女 2,937 人）、世帯数は 3,739 世帯である。

令和 5 年（2023）1 月 1 日時点の総務省「住民基本台帳」から、年齢 3 区分別の人口の推移を見ると、年少人口（15 歳未満）と生産年齢人口（15 歳以上～65 歳未満）は減少が続いている。また、老年人口（65 歳以上）は増加が続いていたが、平成 29 年（2017）の 3,172 人をピークに減少に転じた。

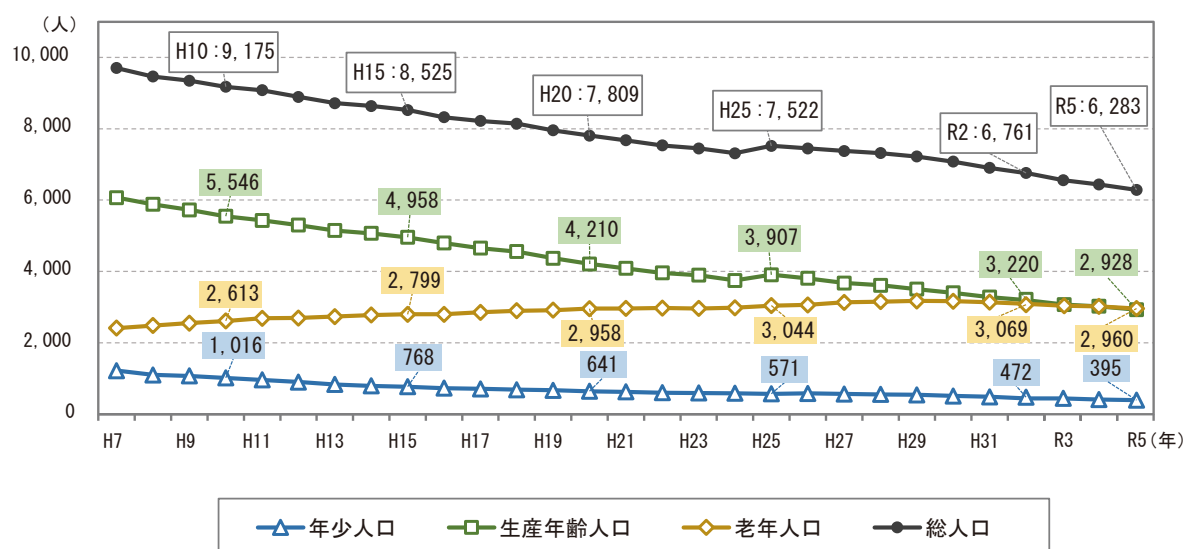


図6 年齢3区分別人口の推移

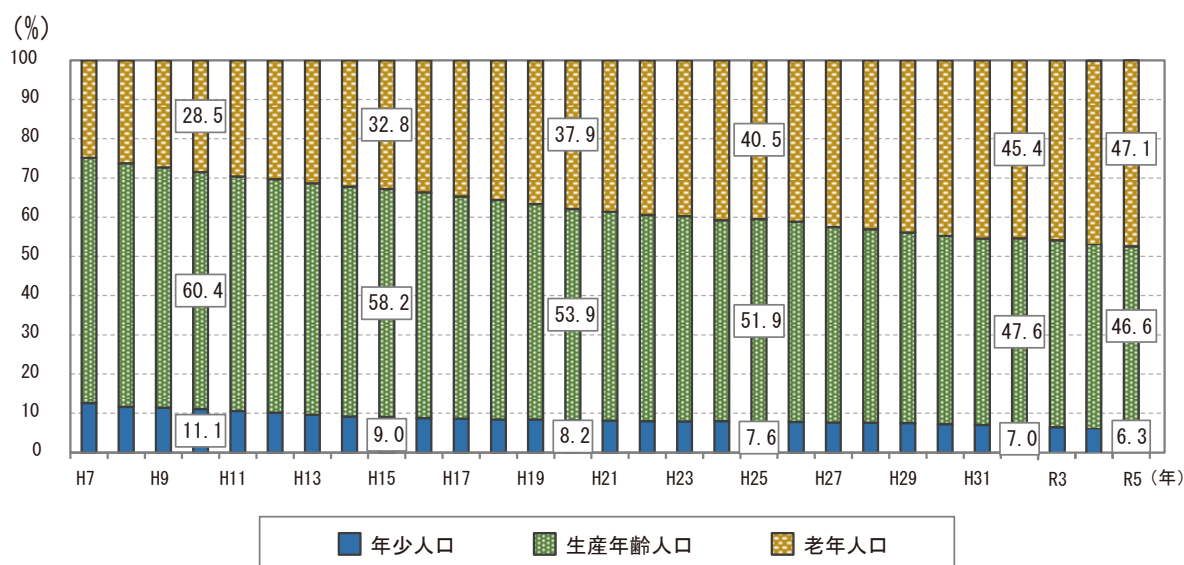


図7 年齢3区分別人口割合の推移

[資料：総務省「住民基本台帳」] ※平成 7～25 年：各年 3 月 31 日時点 平成 26 年以降：各年 1 月 1 日時点

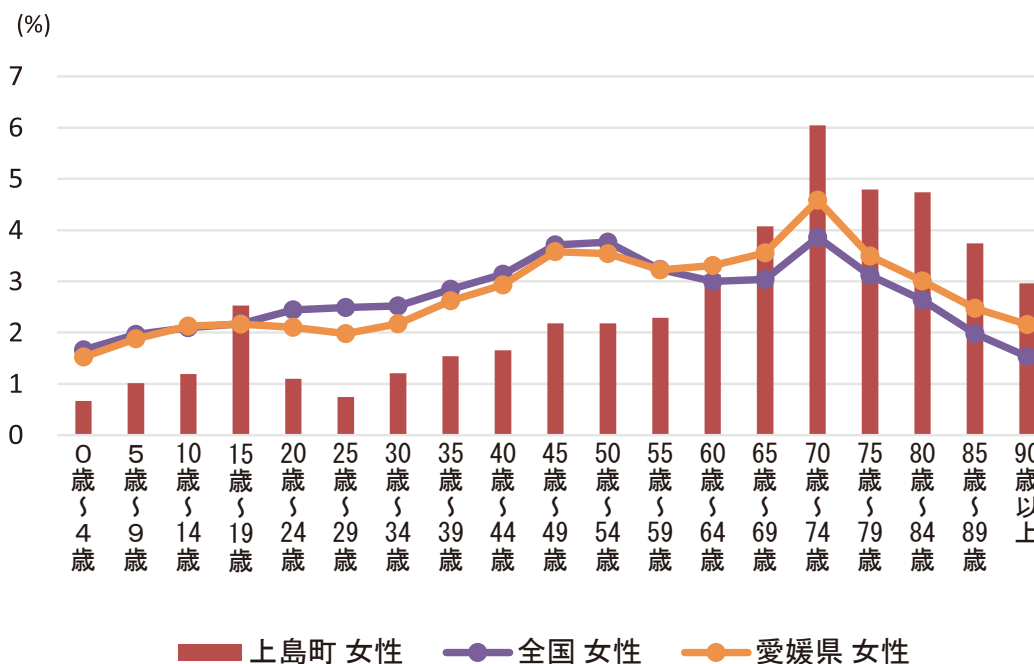
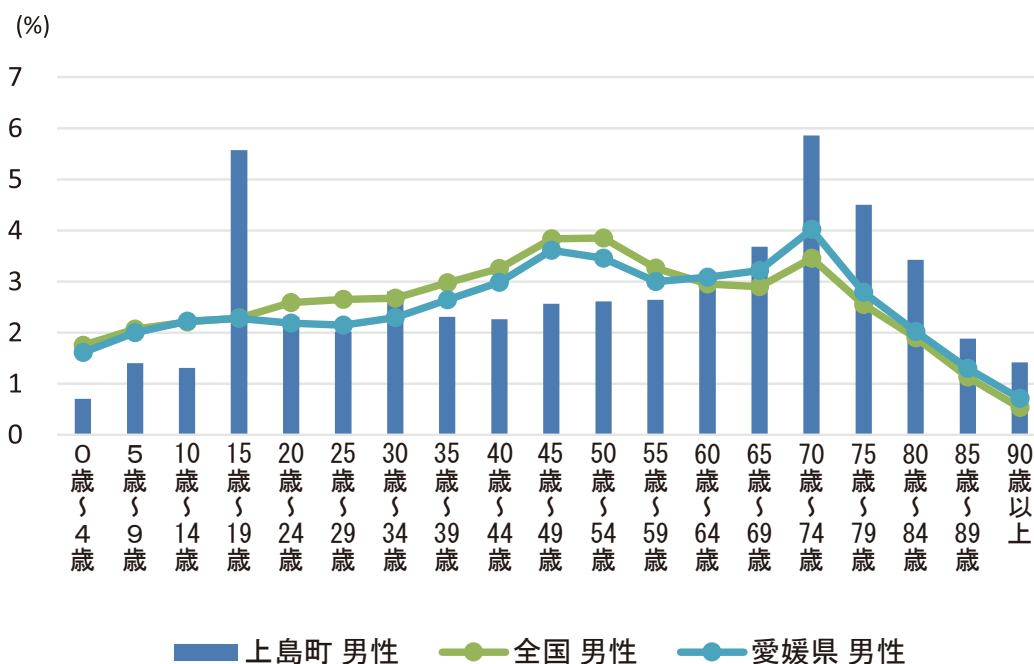


図8 5歳階級別人口比の構成

[資料：総務省「住民基本台帳」 ※令和5年（2023）1月1日時点]

5歳階級別人口比の構成を見ると、国や県と比べて、老年人口（65歳以上）の割合が高く、20～59歳までの女性人口の割合と年少人口（15歳未満）の割合が低くなっている。特に、男性では、生産年齢人口の中心ともいえる30～50歳代の割合が低く、女性では、子を生み育てる年齢層である20～40歳代の割合が低くなっていることが目立つ。また、15～19歳の割合が高いのは、弓削商船高等専門学校への町外からの入寮者が多いことが理由となっている。

弓削島の人口は、2,433人である。（令和6年1月31日現在）

(2) 土地利用

上島町の48.7%は林野である。経営耕地面積のうち、9割近くが樹園地となっている。

表2 上島町の土地利用

(令和2.2.1現在)(ha.%)

総面積 令和4.7.1 (km ²)	林野面積	林野率	経営耕地面積			宅地化率 令和3.1.1	
			田	畑	樹園地		
30.38	1,479	48.7	84	2	8	75	6.8

[出典：令和4年度版 愛媛県市町要覧]

(3) 産業

温暖な気候と傾斜地を生かした柑橘栽培を中心とした農業、定置網、一本釣りや刺網等、多様な小規模漁業のほかに海苔やヒラメ・タイの養殖などを中心とした漁業、及び造船を中心とした製造業が上島町の基幹産業である。

令和2年度の町内総生産は237.39億円であり、前年度の236.06億円から増加している。内訳は、第一次産業が2.39億円、第二次産業が99.4億円、第三次産業が134.74億円であり、第三次産業が5割を越えている。産業別にみると建設業が51.63億円と最も多く、製造業が47.77億円、運輸・郵便業が34.15億円と続き、第一次産業の中では農業が1.78億円、水産業が0.4億円となっている。 [資料：令和2年度愛媛県市町民所得統計]

弓削島の特産品は海苔である。昭和40年代から養殖が始められ、平成30年度には、愛媛県内47,495,200枚のうち約8割の37,591,200枚を生産している（平成30年度海苔共販実績：愛媛県漁業協同組合発表）。

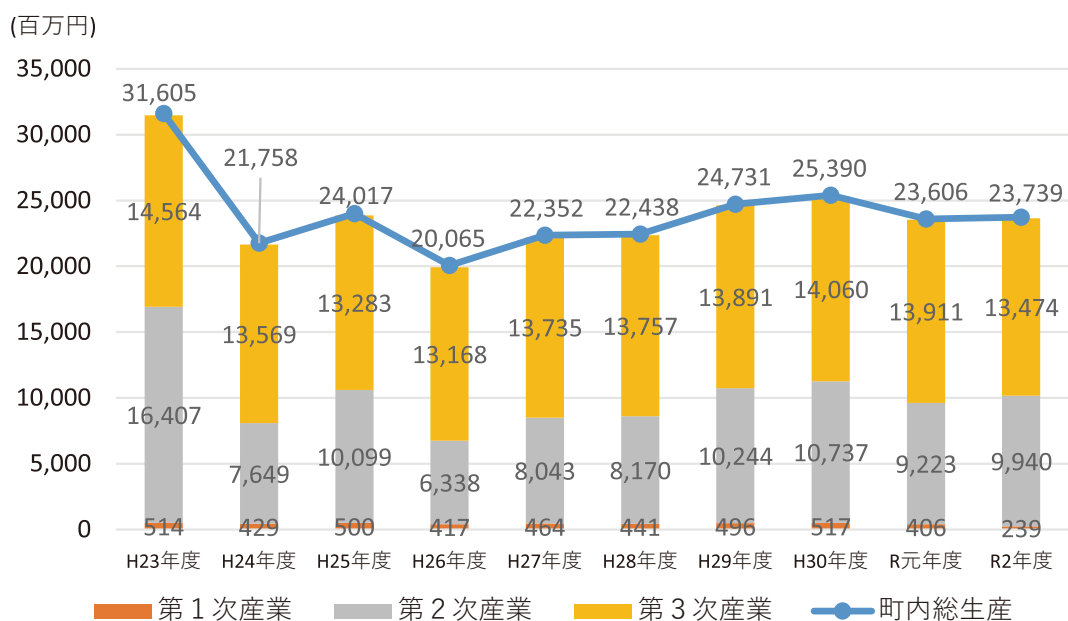


図9 上島町内総生産額・産業別生産額

[資料：令和2年度愛媛県市町所得統計]

(4) 観光

上島町の観光は、①サイクリング、②積善山三千本桜（岩城島）、③海の駅・海の駅舎、④エコツーリズム・滞在型観光、⑤キャンプがメインのコンテンツとなっている。

町内の4島（弓削島・佐島・生名島・岩城島）を結ぶゆめしま海道はアップダウンが少なく、信号やトンネルがなく、交通量も少ないことから安心してサイクリングを楽しめる環境である。弓削島・生名島・岩城島には、それぞれレンタサイクルターミナルが備わっており、気軽にサイクリングを楽しめる。

平成20年（2008）には、弓削島（弓削港）と岩城島（岩城港）にマリンレジャーの拠点となる海の駅が設置された。平成29年（2017）には、全国で初の海の駅舎として弓削港に「上島町ゆげ海の駅舎ふらっと」が整備され、ヨットやボートの入港・係船手続きができ、サイクルステーションや島民と観光客との交流の場にもなっている。

自然環境や歴史文化が豊かな島で構成される上島町の特徴を活用した観光とその保全を目的としたエコツーリズムや、島のくらしを体験し島の人と交流する滞在型観光の推進にも力を入れている。再訪・定住につながる観光、さらには観光振興だけでなく地産地消や一次産業の復興などの地域活性化を目指している。

上島町の観光客数は、平成24年（2012）に234,080人に達し、令和2年（2020）には新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により101,341人にまで大幅に減少した。しかし、令和4年（2022）3月に岩城橋が開通したことにより、その年の観光客数は153,483人まで回復した。

弓削島の観光スポットは、海の駅・海の駅舎ふらっとがある弓削港や下弓削地区にある法王ヶ原である。法王ヶ原は燧灘を望む海岸に沿って松原が広がり、瀬戸内海を代表する白砂青松の海岸であり、夏期には松原海水浴場は海水浴客でにぎわう。

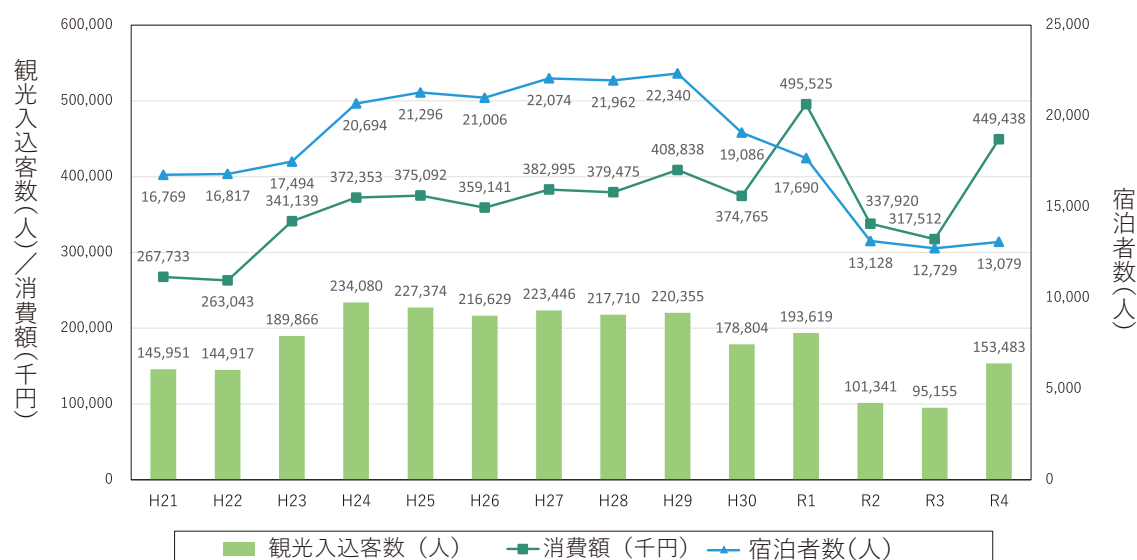


図10 上島町観光統計推移

(5) 学校

上島町内の学校は下記の通りである。

○ 町内の義務教育

- ・ 町立小学校 4 校 弓削小学校・生名小学校・岩城小学校・魚島小学校
- ・ 町立中学校 3 校 弓削中学校・岩城中学校・魚島中学校

表3 小中学校数と児童・生徒数

● 小学校の状況

小学校	学校数		学級数				児童数			教員数 (本務者)	職員数 (本務者)
	計	うち、へき地等 指定校	計	単式	複式	特別 支援	計	男	女		
令和3年度	5	4	22	15	2	5	191	103	88	36	18
令和4年度	5	4	22	16	1	5	192	106	86	36	17
令和5年度	4	4	22	14	3	5	207	114	93	35	18

資料：文部科学省『学校基本調査』（基準日：実施年の5月1日現在）

（注）学校数は、分校・休校中の数を含む。

● 中学校の状況

中学校	学校数		学級数				生徒数			教員数 (本務者)	職員数 (本務者)
	計	うち、へき地等 指定校	計	単式	複式	特別 支援	計	男	女		
令和3年度	4	3	9	7	0	2	103	51	52	26	5
令和4年度	4	3	11	8	0	3	84	44	40	26	5
令和5年度	3	3	10	9	0	1	80	40	40	24	5

資料：文部科学省『学校基本調査』（基準日：実施年の5月1日現在）

（注）学校数は、分校・休校中の数を含む。

○ 愛媛県立弓削高等学校

- ・ 弓削島西海岸の明神地区に所在する。
- ・ 弓削高等学校は、昭和 23 年（1948）に設立された町内唯一の県立高等学校である。
- ・ 近年、公営塾の開講や生徒の全国募集の開始等の高校魅力化事業を推進している。

○ 国立弓削商船高等専門学校

- ・ 弓削島の下弓削地区に所在する。
- ・ 明治 34 年（1901）に弓削村外一ヶ村（岩城村）学校組合立弓削海員学校として創設され、令和 3 年（2021）には創基 120 周年を迎えた。
- ・ 技術者を志す人たちのための高等教育機関であり、商船学科、電子機械工学科、情報工学科の 3 つの専門学科が設置されている。また、専攻科には海上輸送システム工学専攻と生産システム工学専攻があり、より高度な専門教育を受けることができる。

(6) アクセス

25の離島で構成される上島町には、7つの有人島があり、弓削島と佐島との間に弓削大橋が、また佐島と生名島の間に生名橋が、岩城島と生名島の間には岩城橋が架かっている。この4島を結ぶ県道岩城弓削線がゆめしま海道である。岩城橋は令和4年(2022)3月20日に開通し、ゆめしま海道の全線開通となった。

他の愛媛県ならびに隣接する広島県の自治体との交通手段は、海上交通のみである。広域航路では、今治～岩城～佐島～弓削～生名～広島県尾道市因島(土生)を結ぶ快速船、生名～広島県三原市を結ぶ高速船が就航している。地域間航路としては、生名～広島県尾道市因島(土生)、魚島～高井神～豊島～弓削～広島県尾道市因島(土生)を結ぶ公営渡船をはじめとして、広島県尾道市因島や同市生口島との間に民間フェリーが就航している。

弓削島への四国方面からの航路でのアクセスは、今治港から因島土生港へ至る快速船に乗船し、友浦港(大島)、木浦港(伯方島)、岩城港、佐島港を経由して弓削港に到着する経路があり、所要時間は約1時間である。因島土生港からその逆経路で乗船すると、生名港を経由して弓削港に到着し、所要時間は約10分である。また、上弓削港と家老渡港(因島)間にはフェリーが就航しており、約5～7分の所要時間となっている。弓削島、佐島、生名島、岩城島の4島間については、ゆめしま海道を利用した自動車移動が可能である。路線バスは、弓削・生名・岩城地区で町有バスが運行されている。弓削島では弓削大橋から西海岸を通り久司浦までの幹線と、狩尾・大谷・日比・鎌田等を通る支線(要予約)が運行されている。

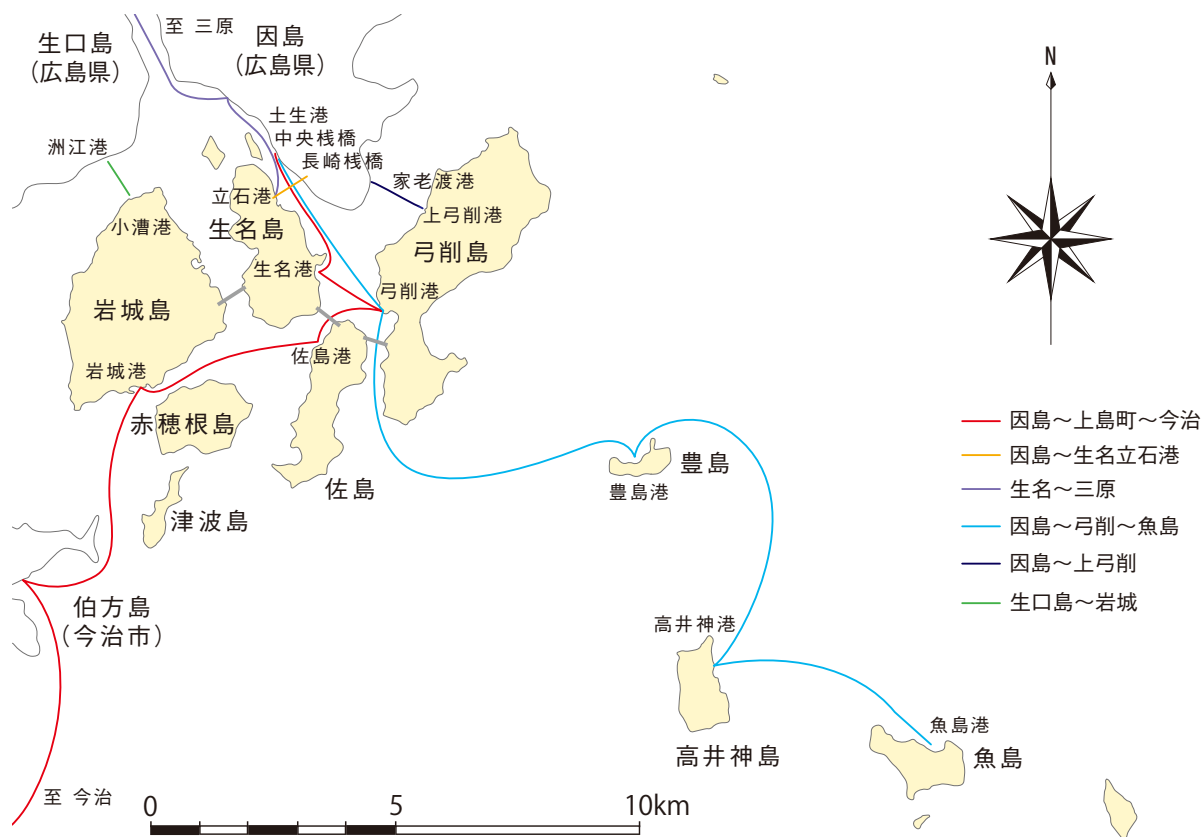


図 11 上島町への航路

4. 上島町の文化財

国指定文化財

令和 6 年 1 月 1 日現在

区 分		名 称	所在地	指定年月日
有形文化財 重要文化財	建造物	祥雲寺観音堂	岩城 3019-1	昭和 25 年 8 月 29 日
	建造物	定光寺観音堂	弓削土生 241	昭和 52 年 6 月 27 日
	石造美術	亀井（亀居）八幡神社宝篋印塔	魚島 1 番耕地 1	昭和 29 年 3 月 20 日
記念物	史跡	弓削島荘遺跡	弓削久司浦 外	令和 3 年 10 月 11 日

県指定文化財

令和 6 年 1 月 1 日現在

区 分		名 称	所在地	指定年月日
記念物	名勝	法王ヶ原	弓削下弓削 1002	昭和 28 年 2 月 13 日
	天然記念物	舟形ウバメガシ	岩城 3019	昭和 43 年 3 月 8 日
	天然記念物	エジル石閃長岩	岩城 5852-1	昭和 43 年 3 月 8 日

町指定文化財

令和 6 年 1 月 1 日現在

区 分		名 称	所在地	指定年月日
有形文化財	建造物	亀居八幡神社	魚島 1 番耕地 1	昭和 51 年 1 月 1 日
	建造物	道福寺	魚島 1 番耕地 100	昭和 51 年 1 月 1 日
	建造物	岩城郷土館（三浦邸）	岩城 1364	昭和 60 年 7 月 8 日
	建造物	東泉寺薬師堂	弓削久司浦 988	平成 31 年 1 月 25 日
	石造美術	塩垂比丘の碑	岩城 7105	昭和 60 年 7 月 8 日
	石造美術	宝蔵寺板碑	岩城 1502	昭和 60 年 7 月 8 日
	石造美術	浄光寺板碑	岩城 855	昭和 60 年 7 月 8 日
	石造美術	浄光寺宝篋印塔	岩城 855	昭和 60 年 7 月 8 日
	彫刻	東泉寺薬師如来像	弓削久司浦 988	昭和 51 年 2 月 21 日
	書籍・典籍・古文書	旧岩城村庄屋文書	岩城 1424	昭和 60 年 7 月 8 日
	考古資料	立石（メンヒル）	生名 2235	昭和 47 年 8 月 31 日
	考古資料	太型蛤刃石斧	生名 1885	昭和 58 年 6 月 10 日
	考古資料	巖島古墳神体石	生名 1885	昭和 58 年 6 月 10 日
	考古資料	国府型ナイフ形石器	生名 1885	昭和 60 年 9 月 17 日
	考古資料	大日堂棟瓦	生名 1885	昭和 61 年 2 月 15 日
	考古資料	盃状穴	生名 2197	昭和 61 年 2 月 15 日
民俗文化財	無形民俗文化財	ハンジキ踊り	生名	昭和 47 年 8 月 31 日
	無形民俗文化財	雨乞踊り	弓削	昭和 56 年 12 月 21 日
	無形民俗文化財	テンテコ踊り	魚島	平成 4 年 1 月 1 日
	無形民俗文化財	四ツ竹踊り	魚島	平成 4 年 1 月 1 日

区 分		名 称	所在地	指定年月日
記念物	史跡	立石山遺跡	生名 2197	昭和 47 年 8 月 31 日
	史跡	亀島（村上水軍城址）	生名 2466	昭和 47 年 8 月 31 日
	史跡	大木遺跡	魚島 1 番耕地 1034	昭和 51 年 1 月 1 日
	史跡	小狩尾古墳	弓削上弓削 1091-1	昭和 51 年 2 月 21 日
	史跡	久司山古墳 2 号墳	弓削鎌田 112	昭和 51 年 2 月 21 日
	史跡	久司山古墳 4 号墳	弓削鎌田 90	昭和 51 年 2 月 21 日
	史跡	妙見神社の巨石	岩城 6373	昭和 60 年 7 月 8 日
	史跡	巖島遺跡	生名 525	昭和 60 年 9 月 17 日
	天然記念物	ナタオレノキ	魚島 3 番耕地	平成 4 年 1 月 1 日

国登録文化財

令和 6 年 1 月 1 日現在

区 分		名 称	所在地	登録年月日
有形文化財	建造物	浄光寺本堂	岩城 855	平成 21 年 1 月 8 日
	建造物	浄光寺地蔵堂	岩城 855	平成 21 年 1 月 8 日
	建造物	上弓削田坂家住宅主屋	弓削上弓削 313	平成 31 年 3 月 29 日
	建造物	上弓削田坂家住宅土蔵	弓削上弓削 313	平成 31 年 3 月 29 日
	建造物	上弓削田坂家住宅門及び塀	弓削上弓削 313	平成 31 年 3 月 29 日



法王ヶ原（県指定文化財・名勝）



舟形ウバメガシ（県指定文化財・天然記念物）



立石（メンヒル）（町指定文化財・考古資料）



テンテコ踊り（町指定文化財・無形民俗文化財）

第2節 史跡の概要

1. 史跡の概要

国史跡弓削島荘遺跡は、瀬戸内海の芸予諸島の東端に位置する上島諸島に属する弓削島及びその北東に浮かぶ百貫島とその周辺海域からなる荘園遺跡である。

この荘園は、平安時代後期から室町時代まで存続し、鎌倉時代の延応元年（1239）から東寺（教王護国寺、京都市）領となった。東寺に伝えられた「東寺百合文書」等に関係史料が多く残り、塩を貢納した「塩の荘園」として日本史上よく知られている。

「東寺百合文書」には、弓削島の沿岸各地に塩づくりを行うための塩浜（塩田）が存在したことが記録されている。応長元年（1311）の田畠山林塩浜以下相分帳は、鎌倉時代末期の弓削島荘の土地の利用状況、所在地及び面積をまとめた記録である（と函 68・京函 29・ヨ函 74：函名と京都府立総合資料館（現在の京都府立京都学・歴彩館）によって付された文書番号）。これによって、当時の塩穴と塩山の分布状況がわかる。中でも、島の西海岸にあたる上弓削地区から沢津地区にかけての海岸と、島の北端にあたる久司浦地区の海岸では製塩が盛んであったと想定されることから、上弓削地区の高浜八幡神社と、久司浦地区の大田林において発掘調査を実施した。どちらの場所からも塩浜の整地層である浜床を確認することができた。発掘調査で出土した遺物や、炭化材の分析結果等から、高浜八幡神社の浜床は 11 ～ 13 世紀の間に形成され、大田林の浜床は 13 世紀頃にはすでに形成されていたとみられる。この調査によって、「東寺百合文書」に記録された塩浜の存在を裏付けることができたと同時に、中世の弓削島に生きた人々の塩づくりに対する工夫を知ることができた。

また、平成 28 年度から令和 2 年度にかけて実施した弓削島荘総合調査（塩浜の調査を含む一連の調査）に基づき、荘園に関わる寺社である東泉寺、高浜八幡神社、願成寺、弓削神社、定光寺と、弓削島の北東に位置し漁業が行われた百貫島とその周辺海域についても、荘園時代の痕跡が現在も遺存しており、中世荘園を理解する上で非常に重要であることがわかった〔有馬・曾根編 2020〕。

弓削島荘遺跡は、発掘調査により確認された塩浜と荘園に関わる寺社、百貫島とその周辺海域の合計 7 か所が、中世の荘園の具体的様相を知る上で稀有な事例であるとともに、瀬戸内海における中世の製塩業の実態や、瀬戸内海の海上交通を知る上でも重要であるとして、令和 3 年 10 月 11 日付け官報告示により国史跡に指定された。

国史跡弓削島荘遺跡は、下記の 7 地区（遺跡）から構成される。

- 1 大田林の塩浜（上島町弓削久司浦）－浜床が確認された中世の揚浜式塩田跡－
- 2 東泉寺（上島町弓削久司浦）－荘園時代に「薬師寺」と呼ばれた鯨方の中心寺院－
- 3 高浜八幡神社（上島町弓削上弓削）－揚浜式塩田跡が遺る「八幡宮」の後身－
- 4 願成寺（上島町弓削上弓削）－荘園時代からの寺院名を継承する大串方の中心寺院－
- 5 弓削神社（上島町弓削下弓削）
－荘内の神祇信仰の中心的役割を果たした「浜途明神」「浜戸宮」の後身－
- 6 定光寺（上島町弓削土生）－重要文化財の観音堂が遺る荘園時代末期の寺院－
- 7 百貫島とその周辺海域（上島町弓削百貫）－下地中分絵図にみられる漁業の島－



※ ●の地点と赤線で囲まれた区域

図 12 弓削島荘遺跡の史跡指定地

2. 弓削島荘の歴史

■「東寺百合文書」について

東寺（教王護国寺）は、現在の京都市南区九条町にある真言宗の総本山である。延暦13年（794）の平安遷都とともに、西寺に対して羅城門の東に建てられた官寺（延暦15年創建）である。弘仁14年（823）に嵯峨天皇は密教を学んで帰国した弘法大師空海にこの寺を与えた。

「東寺百合文書」は、東寺に伝えられた日本中世の古文書群である。8世紀から18世紀までの約1千年間にわたる膨大な量の古文書群であり、現在は京都府立京都学・歴彩館（旧京都府立総合資料館）が所蔵している。

これらの膨大な量の文書は、寺内の法会や諸行事はもとより、東寺が全国各地に領有した荘園に関する文書も数多く含まれ、東寺の僧侶によって厳密に管理・保存されてきた。「東寺百合文書」は、日本中世史研究の基本史料ともいわれている。

江戸時代になると、幕府や諸大名によって、学問や歴史書・地誌の編纂が奨励され、「東寺百合文書」については、加賀藩第5代藩主前田綱紀によって、目録の作成や書写が行われた。綱紀は文書の整理を終えると、百個の桐箱を文書の保存容器として東寺に寄進し、文書はこれらの箱に納められ、今日まで大切に保存されてきた。「東寺百合文書」という名称はこの百個の桐箱に由来する。

「東寺百合文書」は、史料価値が高く評価され、平成9年（1997）には国宝に指定され、同27年（2015）にはユネスコ記憶遺産（現在の「世界の記憶」）に登録された。



東寺百合文書

[出典：京都府立京都学・歴彩館「東寺百合文書 WEB」]

■「東寺百合文書」からわかる弓削島荘の歴史

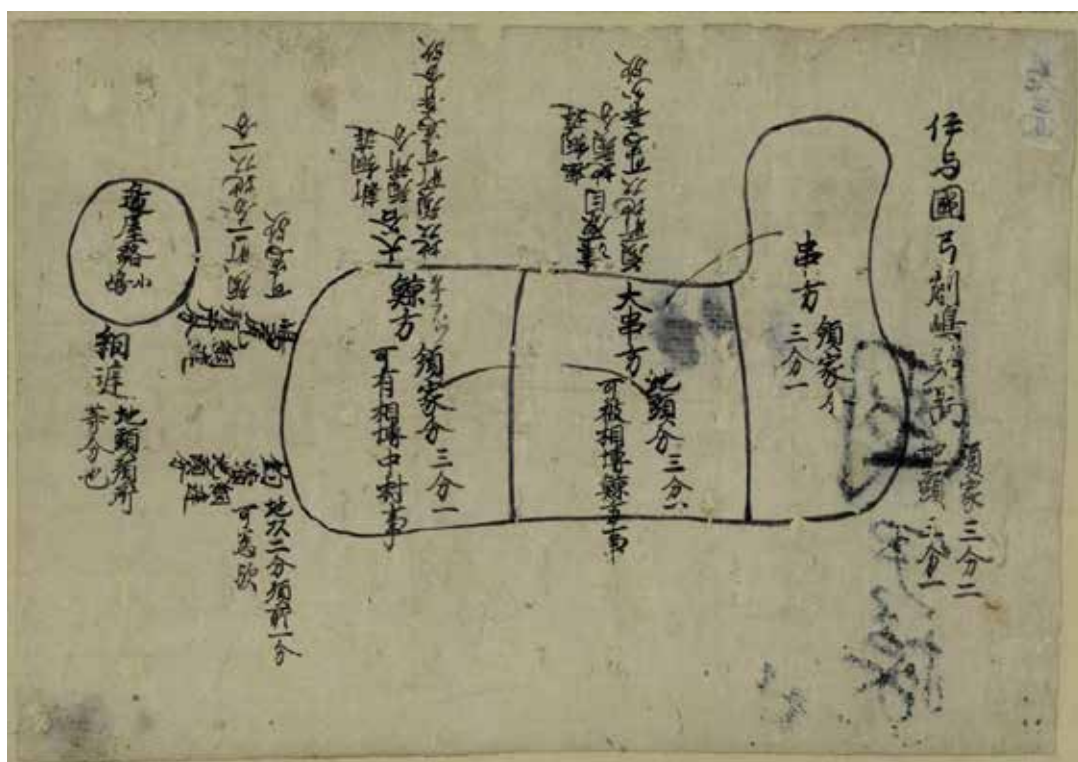
弓削島の名前が史料上に初めて現れるのは、「東寺文書」の保延元年（1135）「伊予守藤原忠隆請文」の記録である（「東寺文書」無号之部3）。その後の久安6年（1150）の記録には、「弓削御庄」として現れていることから、保延元年から久安6年の間に荘園が成立したとされている。

在地領主については、久安6年の記録の中に開発領主の子孫と思われる下司平氏を確認できる。弓削島荘の成立当初の領家は明らかでないが、鳥羽上皇や後白河上皇が本家（上級の領主）であったと考えられている。

治承3年（1179）の「官宣旨」では、承安元年（1171）に源氏尼真性が藤原綱子に弓削島荘を譲渡したことが記されている（こ函9）。その後、荘は後白河上皇に寄進され、上皇が所有する膨大な長講堂領に加わったが、死の直前に皇女である宣陽門院にその荘園群を譲渡した。宣陽門院は、弘法大師信仰に深く帰依していたことから、延応元年（1239）に弓削島荘を東寺へ寄進した。弓削島荘は、大和国平野殿荘・安芸国新勅旨田荘・若狭国太良荘などの荘園とともに、治承・寿永の内乱の影響により荒廃した東寺の再建を担う荘園（供僧供料荘）として定着した。

弓削島莊が東寺に寄進された同年に、幕府より地頭の小宮氏が莊に派遣され、侵略行為が行われた。東寺はこの問題を解決するため、六波羅探題や鎌倉幕府の法廷に訴え、小宮氏の地頭職は没収された。小宮氏にかわって新たに地頭職を得たのは、鎌倉幕府將軍久明親王の母房子という女性であった。貴族の女性であるこの地頭は、弓削島に入部することなく地頭代を派遣し、地頭として得る収益の確保に努めた。莊園支配に積極的であった小宮氏と比べて、房子は莊園支配には消極的であったことから、東寺はこの新地頭との間で乾元2年(1303)に下地中分を成立させた。「東寺百合文書」には、この下地中分を示す絵図(「伊予国弓削島庄地頭領家相分差図」)(と函153)が残っている。和与の条件は、田畠・山林・塩浜等の下地については三等分し、三分の二を領家分、三分の一を地頭分とすること、莊内の網場(漁場)3か所については、島尻を預所(領家)分、釣浜を地頭分とし、辺屋路島については所出物を折半するということだった。これによって、島の北部の鯨方(現在の久司浦周辺)と南部の串方(現在の下弓削周辺)が領家分、中央部の大串方(現在の弓削島周辺)が地頭分となった。この絵図は、弓削島の特徴的な地形が簡略に表現されており、当時の地名などが記載されているほか、大谷や島尻といった現在もみられる地名が確認できる貴重な資料となっている。

実際に莊園を管理していたのは、莊園領主から任命され、莊園内の年貢の取り立てや治安維持などをつかさどった莊官と呼ばれる者であった。鎌倉時代末期、正和2年(1313)に史料上に姿を現す^{べんぼうじょう}弁房承^よ誓は、百姓たちから悪党と呼ばれ、東寺に納める塩を京都へ運ばずに、伊予本土で買い取った安価な塩で年貢を納めるなど「非法非例」を行った。これに対し百姓らは、逃散(莊を立ち去ること)や、古老百姓が上洛し、東寺の境内において莊官と裁判による対決を行うなどして、自らの利益を守るために戦った。



伊予国弓削島庄地頭領家相分差図(下地中分絵図)

[出典：京都府立京都学・歴彩館「東寺百合文書 WEB」]

南北朝・室町時代になると、安芸国の小早川氏や伊予国の村上氏をはじめとする海上勢力が弓削島荘に進出してきた。小早川一族の荘内への進出は、康永2年(1343)の記録からわかる。その一族の中でも海賊的性格が強かった小泉氏は、他の一族が弓削島荘から引きあげた後も荘に留まって活動を続けた。また、貞和5年(1349)には、幕府の使節が弓削島荘に派遣される際の警固役として能島村上氏が記録に登場しているが、これは同氏の史料上の初見である。

東寺は彼らに年貢の納入を負わせることで年貢の確保に努めたが、次第に年貢收取の実はあがらなくなった。こういった状況の中、東寺は寛正4年(1463)に、22通の証拠文書を添えて東寺領因島荘とともに荘園の回復を幕府に訴えた。しかし、その後の記録には弓削島荘の名が現れることがなかった。平安時代後期から室町時代までの300年以上の長きにわたり、様々なかたちで「東寺百合文書」に姿をみせた弓削島荘は、その後まもなく解体したものとみられている。

しかし、その同年には弓削島の土生に定光寺観音堂(国指定重要文化財)が建立されたほか、兵庫の北関に入港した船舶の記録である「兵庫北関入船納帳」には、文安2年(1445)に弓削籍の船が特産品の塩を積んで26回にもわたり入関したことが記録されている。荘園の解体期にある弓削島が、塩の荘園から瀬戸内海水運の拠点として変貌を遂げるさまを窺うことができる。

3. 各地区(構成資産)の概要

(1) 大田林の塩浜(上島町弓削久司浦)

◇浜床が確認された中世の揚浜式塩田跡

大田林の塩浜は、久司浦集落と弓削島の北端にある馬立^{うまだて}ノ鼻^{の はな}の間に位置する。旧小字名の田林は、小さな尾根によって平地が東西に分かれており、西側を小田林、東側を大田林と呼んでいる。「東寺百合文書」にある応長元年(1311)の田畠山林塩浜以下相分帳によると、弓削島北端の「タナハシ(田林)」、「ツリハマ(釣浜、鶴浜^{つるばま})」、「シマシリ(島尻)」には多くの塩穴が分布し、「タナハシ」には何人かの百姓が塩穴を所有したことが確認できる。

護岸に面した畑地で実施した発掘調査では、塩浜の整地層である浜床が確認された。発掘調査の成果と応長元年の相分帳の記述から、大田林の塩浜の浜床は、13世紀代までに形成されたと思われる。また、浜床面の標高が現在の大潮時の満潮面よりも高いことから、大田林の塩浜ではその北にある海岸から人力で海水を汲みあげて採鹹地^{さいかん}に散水する揚浜式製塩が行われていたと考えられる。荘園時代の弓削島では、砂浜海岸の各所に塩穴が、山間部の各所に塩山(塩木山)が所在していた。大田林海岸の背後にある山林からも製塩の燃料が供給されたと推定される。

浜床層及びその上層ではマンガンの沈着が見られることから、寛永13年(1636)の「上串村検地帳」にも記されているように近世以降は水田耕作が行われ、浜床層はその性質から水田の鋤床層としての役割を果たしたと推測される。

（２）東泉寺（上島町弓削久司浦）

◇荘園時代に「薬師寺」と呼ばれた鯨方の中心寺院

東泉寺は、島の北端にある久司浦集落の背後の高台に位置する臨済宗東福寺派の寺院である。応長元年の相分帳にみられる「薬師寺」は東泉寺の前身であると考えられている。

境内には、建築年代が室町時代中期、すなわち荘園時代末期と推定される薬師堂が遺されている。その厨子内には、鎌倉時代後期の作とされる木造薬師三尊立像が安置され、本像は「薬師寺」の本尊を引き継いだ可能性がある。薬師堂と薬師如来像は、上島町有形文化財に指定されている。さらに境内には、14世紀初頭の造立と推定される凝灰岩製層塔と五輪塔の残欠があり、これらは東泉寺境内から参道を100mほど下りた寺屋敷^{てらやしき}と呼ばれる場所で出土したものである。また、東泉寺の北に位置する鯨池近くには、14世紀末から15世紀初頭にかけての造立と推定される花崗岩製坐像板碑が見られる。

境内での発掘調査で出土した多量の手づくね土師器の皿などの土器と炭化材の放射性炭素年代測定の結果から、弓削島荘の成立段階である12世紀中頃から13世紀にかけての時期に東泉寺の前身である「薬師寺」がこの地に創建された可能性がある。東泉寺及びその周辺には多くの中世文化財が見られ、領家方の中心地であったことが想像できる。

（３）高浜八幡神社（上島町弓削上弓削）

◇揚浜式塩田跡が遺る「八幡宮」の後身

高浜八幡神社は、上弓削集落の北のはずれに位置する神社であり、主祭神を応神天皇とする。境内は上弓削集落と沢津集落の間にあり、松林に囲まれた境内の西には砂浜海岸が見られる。高浜八幡神社は、「東寺百合文書」にある文治4年(1188)の「伊予国弓削庄検田目録」（と函1）や応長元年の相分帳にみられる「八幡宮」の後身と考えられ、弓削島荘が東寺領になる前からこの地にあった古社である。本殿には、鎌倉時代末期から南北朝時代にかけての作と考えられる木造師（獅）子狛犬が見られ、造立以来この地に安置されてきた可能性がある。

応長元年の相分帳によると、現在の上弓削集落から高浜八幡神社にかけての海岸に当たる「タカハマ」には名主級の百姓が塩穴を所有していた。「八幡宮」周辺である現在の上弓削集落から沢津集落にかけての海岸は、弓削島の西海岸で有数の塩浜所在地であったことが推測されている。

境内で実施した発掘調査では、塩浜の整地層である浜床とその直下に人為的に造成された基盤層を確認した。応長元年の相分帳から14世紀初頭には「タカハマ」に塩浜が存在したことで、浜床層やその上下層に含まれる炭化材・貝類の放射性炭素年代測定結果をふまえると、浜床層は11世紀代から13世紀代までの間に形成された可能性がある。また、浜床面の標高が現在の大潮時の満潮面よりも高いことから、「タカハマ」の塩浜ではその西にある海岸から人力で海水を汲みあげて採鹹地に散水する揚浜式製塩が行われていたと考えられる。

高浜八幡神社社殿の北にある宮ノ山の北の海上には京ノ小島^{きょうのこじま}がある。この小島には、弘法大師が願文と経文を1字ずつ小石に書いて、それを埋めたという伝承があり、経ノ小島とも呼ばれている。

(4) 願成寺（上島町弓削上弓削）

◇荘園時代からの寺院名を継承する大串方の中心寺院

願成寺は、上弓削集落の背後にある高台に位置する真言宗醍醐派の寺院である。願成寺は、現在の弓削島に所在する唯一の真言宗寺院であり、「東寺百合文書」に記されている寺社名が現在までそのまま残っている唯一の例である。本寺は、14世紀初頭に行われた下地中分で地頭分とされた大串方の中心寺院であった。

江戸時代の元禄期から宝永期にかけての時代に発生した上弓削の大火によって、古い記録などは残っていない。大師堂に安置されている木造阿弥陀如来坐像は鎌倉時代前期の作と考えられ、本寺に伝えられている絹本着色の釈迦十六善神像、不動明王二童子像、弘法大師像の仏画は室町時代のもものとみられている。これらの仏像や仏画が焼失前の願成寺から伝えられたものかどうかは不明であるが、後者は弓削島における数少ない中世仏画として貴重である。

境内で実施した発掘調査では、上弓削の大火に関係する遺構は確認されていない。しかし、造成土と考えられる土層から、コビキA痕を残す中世の平瓦が出土し、同層から採取した炭化材の放射性炭素年代測定では、13世紀末～14世紀末の年代値を得た。14世紀末から15世紀初頭にかけての造立とされる山門近くの花崗岩製の五輪塔火輪や16世紀後半頃の造立とされる集合墓地の笠塔婆など、境内やその周辺には中世石造物が散見される。願成寺は、荘園時代からこの地において信仰の拠点としての役割を担っていたと考えられる。

(5) 弓削神社（上島町弓削下弓削）

◇荘内の神祇信仰の中心的役割を果たした「浜途明神」「浜戸宮」の後身

弓削神社は、下弓削地区の東海岸にある愛媛県指定名勝「法王ヶ原」の松林の中に社殿がある。現在、饒速日命や孝謙天皇を祭神としているが、かつては道鏡がその中に含まれていた。これ以外にも島内には、道鏡に関する伝承や地名が多く残されている。これは、道鏡の出身地である河内国弓削と弓削島の地名から関連付けられたものと考えられる。

弓削神社の前身は、「東寺百合文書」の文治5年(1189)に行われた畠地の検注結果をまとめた「伊予国弓削島庄作畠麦検注取帳目録」(ヨ函2)にみられる「^{はま と みやうじん}浜途明神」、応長元年の相分帳にみられる「^{はま と みや}浜戸宮」と推定されている。

その後、^{ほうおうみや}法皇宮、^{ゆげみや}弓削宮を経て、現在の神社名となった。弓削神社は、荘内の有力神社として神祇信仰の中心的役割を果たしていたと考えられている。本殿には、鎌倉時代後半の特色がある木造師(獅)子狛犬があり、造立以来この地に安置されてきた可能性がある。

現在、弓削神社周辺には砂浜が見られるが、境内で実施した発掘調査から、かつては礫浜が広がっていたと考えられる。応長元年の相分帳からは浜途明神(浜戸宮)のあるハマトに塩穴の所在を読み取れないが、その北の現在の下弓削集落があるクシには塩穴が存在したことがわかっている。

(6) 定光寺（上島町弓削土生）

◇重要文化財の観音堂が遺る荘園時代末期の寺院

定光寺は、荘園時代には串方と呼ばれていた下弓削地区の町並みの背後の丘陵上に位置する臨済宗東福寺派の寺院である。

境内には、建築年代が室町時代中期、すなわち荘園時代末期と推定される観音堂が遺されている。解体修理時に発見された墨書から、観音堂は寛正4年（1463）の建立であると推定され、昭和52年（1977）に国の重要文化財に指定された。観音堂には、平安時代後期、12世紀の作と考えられる定朝様を示す木造阿弥陀如来坐像が安置されている。

境内で実施した発掘調査では、遺構及び遺物包含層から15世紀後半～16世紀頃の瓦質土器が出土しており、これらは観音堂の建立年代と同時期のものである。

観音堂が建立された寛正4年に東寺の役人が備後国因島荘とともに弓削島荘の回復を幕府に訴えていることが「東寺百合文書」に記されている。これを最後に弓削島荘は、史料上から姿を消す。定光寺は「東寺百合文書」にはみられないが、本寺が解体過程にある荘園の人々の信仰の拠点の一つとして建立されたことは間違いない。

(7) 百貫島とその周辺海域（上島町弓削百貫）

◇下地中分絵図にみられる漁業の島

百貫島は、弓削島から北東へ約4kmの距離にある面積約37,000㎡の無人の小島である。この島は、弓削島荘の下地中分絵図として知られている地頭領家相分差図にみられる辺屋路小島（辺屋路島）にあたると考えられている。

絵図によると荘内の網場（網庭）3か所については、島尻を預所（領家）分、釣浜を地頭分とし、辺屋路島については預所と地頭が所出物を折半するということであった。中世の百貫島から弓削島の北東部にかけての海域は漁業が盛んであり、網場の利権は重要な意味をもっていたと考えられる。

明治27年（1894）に、山頂部近くに百貫島灯台が設置された。この灯台は、志賀直哉の小説『暗夜行路』にも登場し、現在でも船の安全を守っている。

第3節 指定に至る経緯

弓削島荘については、これまで多くの研究成果が蓄積されている。文献資料による研究は早くから進められ、清水三男氏が弓削島荘を「塩の荘園」と呼んだのは戦前の昭和12年(1937)であった〔清水1937〕。これ以後、弓削島は、塩の荘園として荘園研究の対象となった。弓削島荘の歴史研究は文献資料を中心として細部にわたって行われ、戦後は渡辺則文、網野善彦、山内譲らの諸氏によって進められた。その結果、本荘は瀬戸内海の代表的な製塩地として広く知られることとなった。特に、網野善彦氏は、弓削島荘が塩を生産する非農業系の荘園であったことからそれまで消極的に評価されてきた論考に対して、非農業系の生業を重視する見解を提示し注目された〔網野1978〕。また、山内譲氏は、荘園現地の状況を踏まえ地域史の視点から研究を進め、初めて通史を著すとともに、室町時代の弓削島荘を「水運の拠点」として捉える見方を示した〔山内1985〕。これらの研究の大部分は、ながらく弓削島荘の荘園領主であった東寺に伝来した古文書に基づいている。特にその中心をなすのが「東寺百合文書」である。

「東寺百合文書」は平成9年(1997)に国宝に指定され、同27年(2015)10月にはユネスコ記憶遺産に登録された。弓削島荘の記録が多く残る「東寺百合文書」がユネスコ記憶遺産に登録されたことは、上島町ならびに上島町民にとって郷土の貴重な歴史を再認識する絶好の機会となった。これを契機として上島町は、「東寺百合文書」に記録されている弓削島荘の実態を明らかにするために、平成28年度から令和2年度にかけて、弓削島全域及びその周辺地域を対象とした「弓削島荘総合調査事業」を実施した。昭和の高度経済成長以降、瀬戸内海の島嶼部の姿は劇的に変貌してきたが、この総合調査によって、中世からの地名・地形・景観・遺跡・石造物・社寺・慣行・伝承等が現在も良好に継承され、弓削島やその周辺地域には今もなお荘園時代の「記憶」が様々な形で遺されていることがわかった。中でも埋蔵文化財調査では、島内の砂浜海岸4か所から荘園時代の塩浜の整地層である浜床が検出され、塩の荘園としての考古学的裏付けを得た〔有馬・曾根編2020〕。ここに至り、上島町は、島内に遺る弓削島荘の歴史文化資源「弓削島荘遺跡」を、適切な保存や活用を通じて後世に継承するため、令和3年(2021)1月26日付けで国に対して国史跡指定の意見具申を行った。これを受けて、国の文化審議会は、同年6月18日に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、弓削島荘遺跡を史跡に指定するよう文部科学大臣に答申した。その結果、同年10月11日付け官報告示(官報号外第230号、文部科学省告示第164号)において、弓削島荘遺跡が正式に国の史跡に指定された。本史跡は、上島町では初の国指定史跡である。

※ ユネスコ記憶遺産 Memory of the World は、日本では平成28年(2016)6月から英語の原義に近い「世界の記憶」と呼ばれている。

※ 一般に「荘園」の漢字が使用されるが、古文書などでは「庄園」の漢字が使用されており、これまでの弓削島荘関係出版物には弓削島庄を用いている場合もある。

※ 「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」(昭和26年文化財保護委員会告示第2号、平成7年3月改正)には、記念物の指定基準が定められている。このなかで、史跡の9つの類型が示されている。弓削島荘遺跡については、「6 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡」に分類され、塩の生産に重きを置いた史跡指定がされている。

第4節 史跡指定

1. 指定の内容

◇名 称：弓削島荘遺跡（ゆげじまのしょういせき）

◇種 別：史跡

◇時 代：12～15世紀

◇告示番号：令和3年10月11日付官報号外第230号 文部科学省告示第164号

◇指定年月日：令和3年(2021)10月11日

◇指定総面積：10,079,086.88㎡

◇所在地：愛媛県越智郡上島町弓削久司浦395番地外46筆等

(詳細)

愛媛県越智郡上島町弓削久司浦 395番、403番、406番、407番、408番、409番、412番、413番、
414番2、415番、416番、417番、418番、420番、421番、423番、424番、425番、
426番、427番、429番、430番、431番、432番、433番、434番、438番、439番、
440番、441番、450番、451番、452番、454番、456番、457番、458番、987番、
988番

同 弓削上弓削 1番、2番1、3番1、502番

同 弓削百貫 丁1番

同 弓削下弓削 706番、1002番

同 弓削土生 241番

上の地域に介在する道路敷及び水路敷、愛媛県越智郡上島町弓削久司浦403番に南接し同弓削久司浦444番と同弓削久司浦1919番に挟まれるまでの道路敷、同弓削久司浦407番と同弓削久司浦408番に挟まれ同弓削久司浦404番と同弓削久司浦413番に挟まれるまでの道路敷、同弓削久司浦413番と同弓削久司浦414番2に挟まれ同弓削久司浦413番と同弓削久司浦416番に挟まれるまでの道路敷のうち実測51.83㎡、同弓削久司浦414番1と同弓削久司浦417番に挟まれ同弓削久司浦413番と同弓削久司浦417番に挟まれるまでの道路敷、同弓削久司浦420番と同弓削久司浦433番に挟まれ同弓削久司浦395番と同弓削久司浦426番に挟まれるまでの道路敷、同弓削久司浦438番と同弓削久司浦439番に挟まれ同弓削久司浦448番と同弓削久司浦449番に挟まれるまでの道路敷、同弓削久司浦440番と同弓削久司浦444番に挟まれ同弓削久司浦440番と同弓削久司浦442番に挟まれるまでの道路敷、同弓削久司浦428番と同弓削久司浦458番に挟まれる道路敷、同弓削久司浦450番と同弓削久司浦454番に挟まれ同弓削久司浦451番と同弓削久司浦454番に挟まれるまでの道路敷、同弓削上弓削3番1に西接し同弓削上弓削3番3に西接するまでの道路敷、同弓削久司浦420番に西接し同弓削久司浦444番と同弓削久司浦1919番に南接する道路敷に挟まれるまでの水路敷、同弓削久司浦443番と同弓削久司浦449番に北接する道路敷に挟まれ同弓削久司浦444番と同弓削久司浦440番に西接する道路敷に挟まれるまでの水路敷を含む。

国土調査法（昭和26年法律第180号）による第Ⅳ座標系を基準とする P1(X=143283.464m、Y=-25001.371m)、P2(X=143275.419m、Y=-24993.955m)、P3(X=143267.481m、Y=-24987.293m)、P4(X=143259.636m、Y=-24984.514m)、P5(X=143224.965m、Y=-25003.258m)、P6(X=143208.000m、Y=-25019.512m)、P7(X=143204.864m、Y=-25023.440m)、P8(X=143193.300m、Y=-25040.399m)、P9(X=143185.817m、Y=-25054.264m)、P10(X=143179.087m、Y=-25070.817m)、P11(X=143173.093m、Y=-25087.077m)、P12(X=143168.940m、Y=-25110.285m)、P13(X=143167.438m、Y=-25118.612m)、P14(X=143167.989m、Y=-25123.374m)、P15(X=143168.996m、Y=-25127.612m)、P16(X=143172.488m、Y=-25138.378m)、P17(X=143173.929m、Y=-25143.010m)、P18(X=143174.878m、Y=-25147.086m)、P19(X=143174.878m、Y=-25150.576m)、P20(X=143174.572m、Y=-25153.010m)、P21(X=143173.896m、Y=-25155.592m)、P22(X=143173.165m、Y=-25158.005m)、P23(X=143184.648m、Y=-25136.921m)、P24(X=143186.625m、Y=-25129.177m)、P25(X=143188.766m、Y=-25119.177m)、P26(X=143191.908m、Y=-25109.177m)、P27(X=143195.420m、Y=-25099.177m)、P28(X=143198.959m、Y=-25089.177m)、P29(X=143202.770m、Y=-25079.177m)、P30(X=143207.470m、Y=-25069.177m)、P31(X=143212.700m、Y=-25059.177m)、P32(X=143218.093m、Y=-25049.177m)、P33(X=143224.152m、Y=-25039.177m)、P34(X=143233.021m、Y=-25029.177m)、P35(X=143242.914m、Y=-25019.177m)、P36(X=143249.761m、Y=-25014.177m)、P37(X=143258.620m、Y=-25009.177m)、P38(X=143262.924m、Y=-25007.179m)、P39(X=143265.837m、Y=-25006.180m)、P40(X=143277.636m、Y=-25005.182m) を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲、P1(X=142432.292m、Y=-26480.346m)、P2(X=142427.295m、Y=-26481.913m)、P3(X=142414.221m、Y=-26486.304m)、P4(X=142407.204m、Y=-26488.685m)、P5(X=142379.290m、Y=-26501.200m)、P6(X=142380.316m、Y=-26504.567m)、P7(X=142280.583m、Y=-26527.298m)、P8(X=142266.347m、Y=-26530.418m)、P9(X=142242.716m、Y=-26534.904m)、P10(X=142244.530m、Y=-26541.983m)、P11(X=142251.164m、Y=-26567.871m)、P12(X=142260.287m、Y=-26566.200m)、P13(X=142270.287m、Y=-26564.191m)、P14(X=142280.287m、Y=-26562.156m)、P15(X=142290.287m、Y=-26559.912m)、P16(X=142300.287m、Y=-26557.508m)、P17(X=142310.287m、Y=-26555.038m)、P18(X=142320.286m、Y=-26552.460m)、P19(X=142330.287m、Y=-26549.613m)、P20(X=142340.287m、Y=-26546.704m)、P21(X=142350.287m、Y=-26543.645m)、P22(X=142360.287m、Y=-26540.294m)、P23(X=142370.287m、Y=-26536.364m)、P24(X=142380.287m、Y=-26532.019m)、P25(X=142390.287m、Y=-26528.292m)、P26(X=142400.287m、Y=-26525.056m)、P27(X=142410.287m、Y=-26521.511m)、P28(X=142420.287m、Y=-26518.260m)、P29(X=142430.287m、Y=-26515.092m)、P30(X=142440.287m、Y=-26511.824m)、P31(X=142442.013m、Y=-26511.347m) を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲、A(X=145608.322m、Y=-20185.865m)、B(X=143823.753m、Y=-19282.918m)、C(X=141566.386m、Y=-23744.341m)、D(X=143350.956m、Y=-24647.288m) を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

2. 指定説明文

(出典：文化庁監修『月刊文化財』9月号(696号)第一法規株式会社、令和3年)

弓削島荘遺跡は、瀬戸内海^{げいよしょうとう}の芸予諸島の東端に位置する上島諸島に属する弓削島及びその北東海上に浮かぶ百貫島^{ひやっかんじま}とその周辺海域からなる、12～15世紀に経営された荘園遺跡である。塩を東寺^{とうじ}(教王護国寺、京都市)に貢納した「塩の荘園」として著名であり、東寺関係文書(『東寺文書』、^{ひやくごう}『東寺百合文書』、^{ひやくごう}『教王護国寺文書』)等に多数の関係史料が伝来している。

弓削島荘の始まりは不詳であるが、保延元年(1135)、「弓削嶋住人等」の塩浜・田畠^{しょうかんもつ}の所当官物が免除されたのが初見とされる(伊予守藤原忠隆請文、伊予国留守所^{いよのくみふじわらのただたかうげふみ}下文)。承安元年(1171)、藤原綱子^{ふじわらのつなこ}(建礼門院徳子の乳母)は養母の比丘尼真性^{びく に しんしょう}(源氏)から当荘を譲られ、さらに後白河上皇に寄進した^{ごしらかわ}(長講堂領^{ちょうこうどうりょう})。こうして当荘の本家は上皇、領家は綱子となったが、本家職はその後、後白河上皇の皇女観子内親王^{きん し}(宣陽門院)を経て、延応元年(1239)、東寺に^{ぐそうぐりょう}供僧供料として寄進され、以後、東寺領荘園となった(宣陽門院寄進状)。綱子の保持していた領家職のその後は不詳で、平氏滅亡とともにその実態が失われたものと推測されている。

当荘の在地領主としては、平安時代末期に開発領主の子孫と思われる「下司平氏」の存在が確認されるが、承久の乱の後には新補地頭として武蔵七党の西党一族小宮^{こみや}(日奉^{ひまつり})氏が入部した。東寺と小宮氏は加徴米や収穫物徴収を巡ってしばしば対立し、永仁4年(1296)小宮氏は咎を受けて職を失った。代わって地頭となった藤原房子^{ふじわらのふさこ}(鎌倉幕府八代将軍久明親王母)と東寺との間で乾元2年(1303)和与が成立し、荘園内の田畠・山林・塩浜等の下地を三等分し、三分の二を領家分、三分の一を地頭分とすること、網場三か所については、島尻を預所分^{しまじり あずかりどころ}、釣浜浦を地頭分とし、辺屋路島^{へやろじま}(現・百貫島)は所出物を折半することとなった。こうして弓削島の北部の鯨方^{くじらかた}(現・久司浦周辺)と南部の串方^{くしかた}(現・下弓削周辺)が領家分、中央部の大串方^{おおくしがた}(現・上弓削周辺)が地頭分となった。この下地中分の状況を描いたのが「伊予国弓削嶋差図」である。

鎌倉時代初期の当荘には、3町余の田地と26町余の畠地があり、畠地は名主級百姓が保有した百姓名と小百姓による下司名^{げし みょう}からなっていたが、名ごとに150～200歩の塩浜が附属し、製塩が行われていた。製塩作業では、塩分の凝固した砂に海水を注ぎ、塩分の濃い海水^{たれしお}(垂塩)を得るための塩穴、さらに垂塩を煮沸して塩を得るための塩釜、その燃料供給のための塩山などが必要となるが、弓削島には、砂浜海岸に塩穴が、山間部に塩山が各所に所在していたことが確認される。延応元年の所当等注文^{しょうとうとうちゅうもん}によれば、120石余の塩の納入が定められ、米や麦の額をはるかに超えており、当荘の貢納物の中心が塩であったことが分かる。弓削島で生産された塩は、名主級百姓から選ばれた梶取等の乗り込んだ船により瀬戸内海を海上輸送された。

鎌倉時代末期になると、自らの利益を追求して百姓から悪党と呼ばれた弁房承^{あくと}、^{べんぼうじょう}譽^よのような荘官^{しょう}が現れて活躍し、百姓側も惣百姓^{そうひやくしやう}という組織を形成し荘官の非法非例に対抗して逃散し、あるいは上洛して荘官と対決することもあった。

南北朝・室町時代になると、荘園の現地には、安芸^{あき}の小早川氏一族や伊予の村上氏等の海上勢力が進出してきた。東寺側はこれらの勢力を取り込んで、彼らに年貢納入を請け負わせる方式によって年貢の確保を図ったが、次第に年貢收取の実はあがらなくなった。東寺領としての弓削島荘^{かんしょう}は、寛正4年(1463)、東寺雑掌^{ざっしょう}が弓削島荘の回復を幕府に訴えた記録を最後に史料から姿を

消し、莊園の実体は失われたと考えられる。しかし、兵庫北関入船納帳（文安2年（1445））によれば弓削籍の船が塩等を積んで兵庫北関に頻りに入関していることが分かり弓削島が、塩の莊園から瀬戸内海水運の拠点の一つになっていたことが分かる。

上島町教育委員会では、平成28年度から令和2年度にかけて、弓削島荘に関する文献史料・歴史地理・埋蔵文化財・石造物・美術工芸品・建造物・民俗の各分野に関する総合調査を実施した。今回、その成果に基づき、以下の各地点を指定するものである。

第一に、東泉寺は、弓削島北端の久司浦集落の背後の高台にある臨済宗東福寺派の寺院である。応長元年（1311）の田畠山林塩浜以下相分帳（以下、「相分帳」という。）にみえる「薬師寺」の後身と考えられている。境内の薬師堂は室町時代中期の建築と推定され（上島町指定文化財、平成31年）、鎌倉時代後期とされる木造薬師三尊立像を安置する。寺の周辺では凝灰岩製層塔と五輪塔の残欠（14世紀初頭と推定）が過去に出土し、花崗岩製坐像板碑（14世紀末から15世紀初頭と推定）もみられる。発掘調査では、多量の手づくね土師器の皿等の土器と炭化材の放射性炭素年代測定により12世紀中頃から13世紀の年代値が得られ、「薬師寺」の創建年代を知る上で参考になる。

第二に、願成寺は、弓削島西海岸の中央やや北よりに位置する上弓削集落の背後の高台に位置する。真言宗醍醐派に属し、『東寺百合文書』にみえる寺名を踏襲する。寺は、江戸時代に火災を受け、焼失前の寺と直接関わるものかは不明だが、鎌倉時代前期の作と考えられる木造阿弥陀如来坐像や仏画が伝来する。発掘調査では、造成土と考えられる土層からコビキA痕を残す中世の平瓦が出土し、同層から採取した炭化材の放射性炭素年代測定では、13世紀末から14世紀末の年代値を得た。境内とその周辺には、花崗岩製五輪塔火輪（14世紀末～15世紀初頭）や笠塔婆（16世紀後半頃）等が散見される。

第三に、定光寺は、下弓削地区の町並みの背後の丘陵上に位置する臨済宗東福寺派の寺院である。境内の観音堂は、解体修理時発見の墨書から、寛正4年（1463）の建立を考えられる（重要文化財、昭和52年）。堂内には、12世紀の作と考えられる定朝様を示す木造阿弥陀如来坐像を安置する。発掘調査では、15世紀後半から16世紀頃の瓦質土器が出土した。定光寺は東寺関係文書の中に確認できないが、莊園の人々の拠点の一つとして機能していたものと考えられる。

第四に、高浜八幡神社は、上弓削集落から西海岸を800mほど北上した地点にある。文治4年（1188）検田目録や応長元年相分帳にみられる「八幡宮」の後身と考えられる古社である。本殿には、鎌倉時代末期から南北朝時代にかけての師子狛犬が伝来する。応長元年相分帳によると、この周辺海岸に当たる「タカハマ」には塩穴があり、弓削島の西海岸で有数の塩浜所在地であったと推測される。発掘調査では、塩浜の整地層である浜床とその直下に人為的に造成された基盤層を確認した。それらに含まれる炭化材や貝類の放射性炭素年代測定結果を踏まえると、浜床層は11世紀代から13世紀代までに形成された可能性がある。また、浜床面の標高が現在の大潮の高潮の潮位よりも高いことから、「タカハマ」の塩浜では、海岸から人力で海水を汲み上げて採鹹地に散水する揚浜式製塩が行われていたと考えられる。

第五に、弓削神社は、下弓削地区の東海岸沿いに所在する。文治5年作畠麦検取帳目録の「浜途明神」、応長元年相分帳の「浜戸宮」の後身と推定され、莊園内の有力神社として神祇信仰の中心的役割を果たしてきたと思われる。本殿には、鎌倉時代後半の特色をもつ師子狛犬があ

る。

第六に、大田林^{おおたなはし}の塩浜は、久司浦集落と弓削島の北端である馬立^{うまたて}ノ鼻^{の はな}の間に位置する。応長元年相分帳によれば、弓削島北端の「タナハシ（田林）」「ツリハマ（鶴浜）」「シマシリ（島尻）」には多くの塩穴が分布し、「タナハシ」には預^{あずかり}・江三郎^{え さぶろう}・見入^{み いり}・依宗^{よりむね}・末守^{すえもり}といった百姓が塩穴を所有していたことが分かる。護岸に面した畑地で実施した発掘調査では、塩浜の整地層である浜床が確認された。発掘調査成果と相分帳の記述から、大田林の浜床は、13世紀代までに形成された可能性が高い。浜床面の標高からして、高浜八幡神社と同様に、揚浜式製塩が行われていたと考えられる。大田林の背後にある山林からは製塩の燃料が供給されたと推定される。

第七に、百貫島^{ひゃっかんじま}は、弓削島から北東へ約4kmの距離にある面積37,000㎡の小島であり、「伊予国弓削嶋差図」にみえる「辺屋路小島（辺屋路島）」と考えられる。同図にあるように、中世、百貫島と弓削島北東部の間の海域は漁業が盛んであり、網場の利権は重要な意味をもっていたと考えられる。

このように、弓削島荘遺跡は、平安時代後期から室町時代にかけて経営され、鎌倉時代前期以降は東寺領となって主に塩を貢納したことで著名な荘園遺跡である。荘園の経営に関わる史料が東寺関係文書として豊富に残され、それらにみえる塩浜、寺社、地名をはじめとした荘園時代の痕跡が現在もよく残る。また、瀬戸内海における中世の製塩業の実態や、瀬戸内海の海上交通を知る上でも重要である。よって、荘園遺跡を構成する東泉寺、願成寺、定光寺、高浜八幡神社、弓削神社、大田林の塩浜、百貫島と漁場であった周辺海域について史跡に指定し、その保護を図ろうとするものである。

3. 指定範囲と現状

■概況

史跡指定地は7地区（遺跡、構成資産）から構成され、合計面積は、10,079,086.88 m²、約10 km²（1,000ha）である。指定面積の99%以上を「百貫島とその周辺海域」の指定面積が占めている。百貫島は国有地であるが、その周辺海域については、史跡指定する際に愛媛県の同意を得ている。指定地を構成する寺社については、一部を除き墓地は指定から除外されており、基本的に境内地が指定地となっている。浜床（塩田の整地層）が発掘調査により確認された大田林の塩浜と高浜八幡神社の海岸については、海岸から人力で海水を汲みあげて塩田に散水する揚浜式製塩が行われていたことから、汀線から海側へ10 m離れた海岸までを指定範囲にしている。

百貫島、道路敷、水路敷、海、海岸を除いて、公有化されているのは、大田林の塩浜の一部のみとなっている。

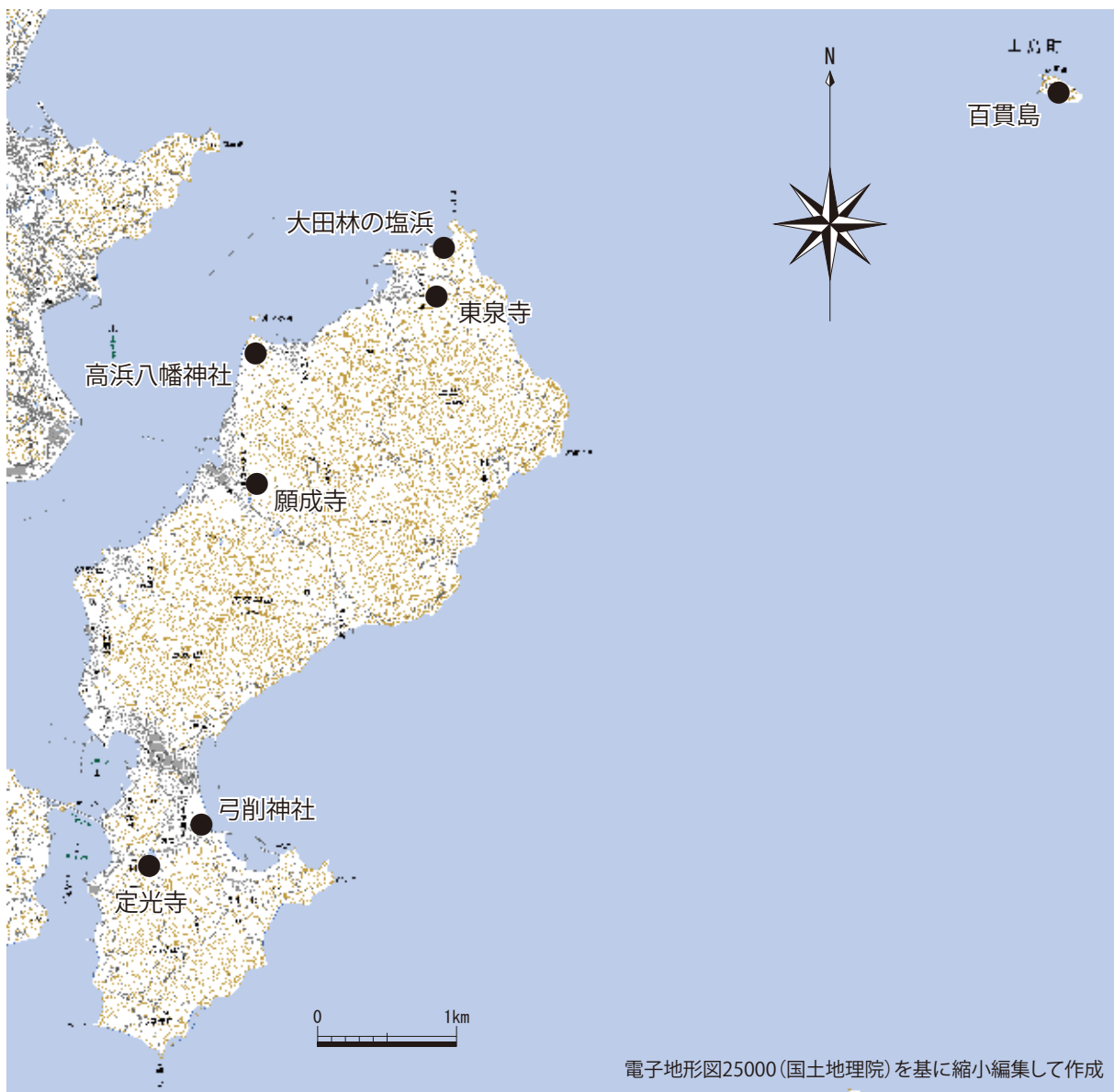


図13 史跡弓削島荘遺跡を構成する各地区の位置

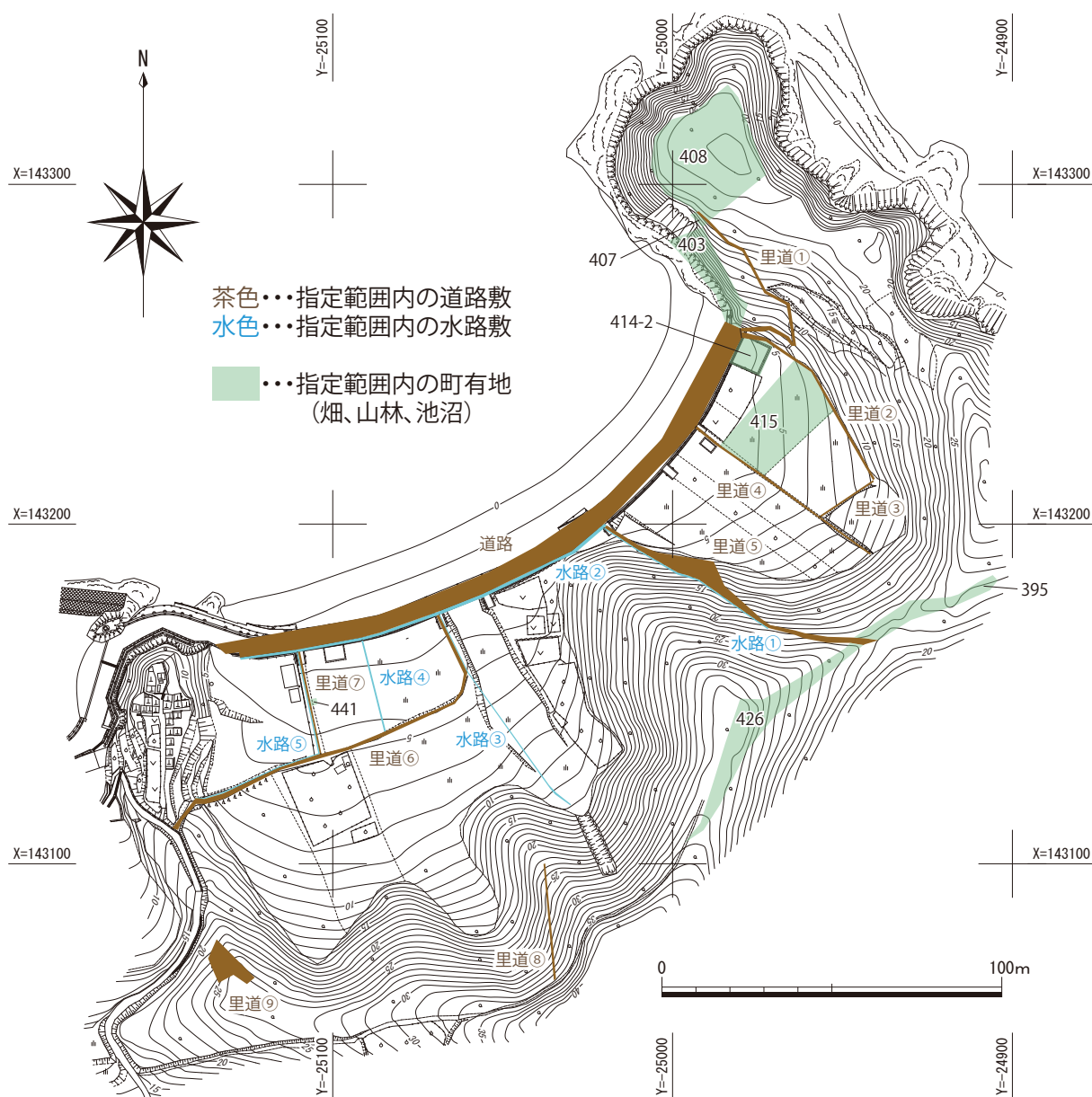


図 14 公有地の位置（大田林の塩浜）

◇所有関係の概要

民有地	63,657.00㎡
国有地（国管理）	37,097.00㎡
国有地（県管理）	9,975,509.09㎡
町有地	2,823.79㎡
合 計	10,079,086.88㎡

◇管理団体の指定

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 113 条第 1 項及び第 172 条第 1 項の規定により、令和 4 年（2022）2 月 3 日、史跡弓削島荘遺跡を管理すべき地方公共団体として上島町（所在地：愛媛県越智郡上島町弓削下弓削 210 番地）が指定された。

（１）大田林の塩浜

－浜床が確認された中世の揚浜式塩田跡－

◇位置 愛媛県越智郡上島町弓削久司浦

大田林の塩浜は、弓削島の北端にある久司浦地区に位置する。大田林の海岸から突き出た馬立ノ鼻は、弓削島で最北端の岬である。旧小字名の田林は、小さな尾根によって平地が東西に分かれており、西側を小田林、東側を大田林と呼んでいる。小田林には集落がある。

◇指定面積

25,955.87㎡

（内訳）畑・山林・池沼 19,636.85㎡（内、町有地 2,260.85㎡）

道路敷 1,695.07㎡

水路敷 189.55㎡

海岸 4,434.40㎡

◇指定地の現況（所有関係・現況等）

- ・ 上記の畑、山林、池沼のうち 11%余りが、町有地である。
- ・ 道路敷及び水路敷については、海岸保全区域内は愛媛県が管理している。それ以外は町有地である。
- ・ 海岸及び海岸沿いの堤防（道路敷）は、愛媛県が管理している。
- ・ 指定地周辺の海域の漁業権者は、愛媛県漁業協同組合弓削支所である。
- ・ 指定地内の西側、堤防沿いの道路脇に小規模な建築物（小屋）がある。

◇今後保護を要する範囲（黄色線）

- ・ 19筆の今後保護を要する範囲があり、追加指定を目標に継続して調査を実施する。



大田林の塩浜（北から）

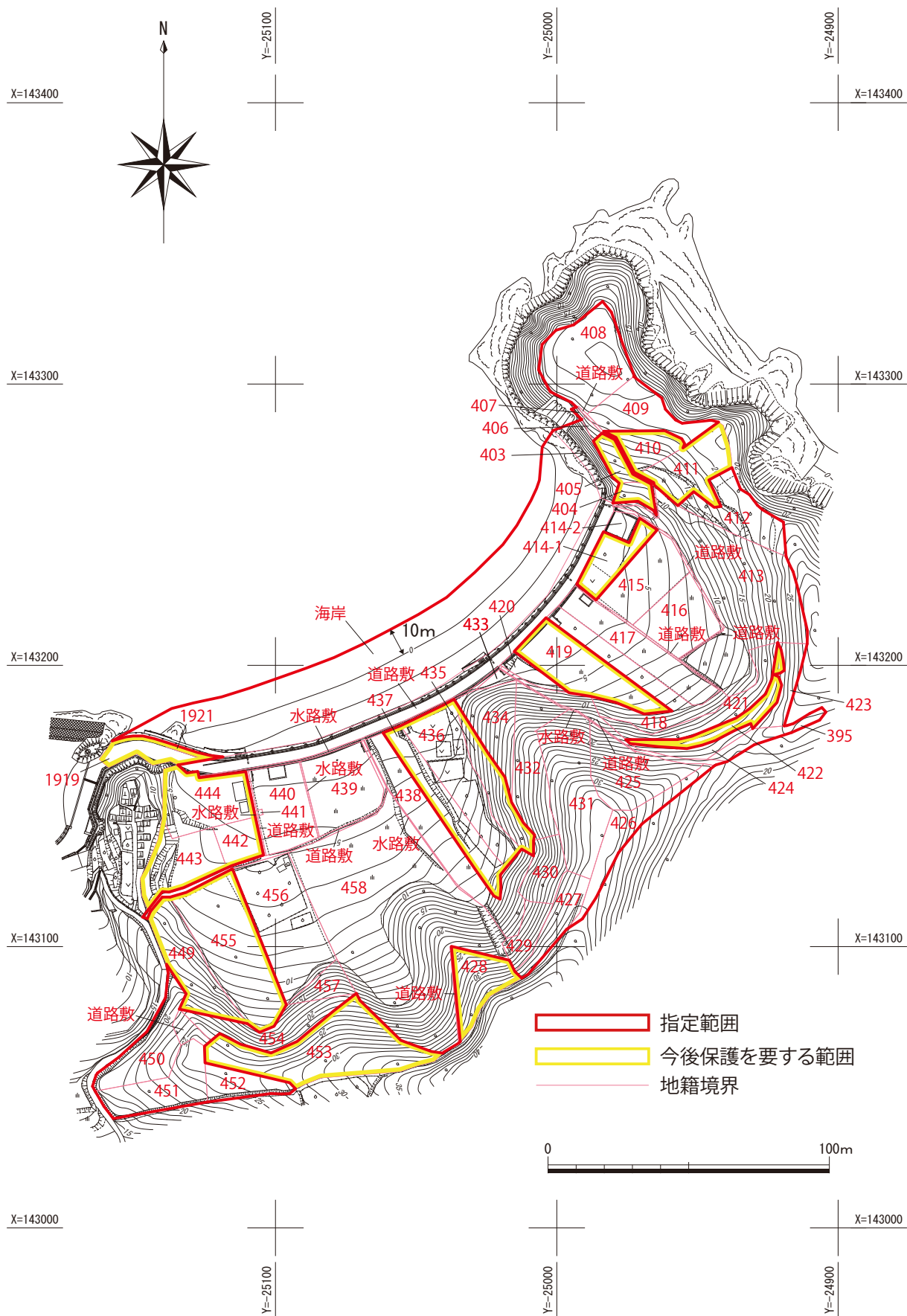


図 15 大田林の塩浜 指定範囲図

（２）東泉寺

－莊園時代に「薬師寺」と呼ばれた鯨方の中心寺院－

◇位置 愛媛県越智郡上島町弓削久司浦

東泉寺は臨済宗東福寺派の寺院であり、弓削島の北端の久司浦地区に所在する。境内は久司浦集落の東の高台に位置する。東泉寺の背後の山々は比較的急峻であり、南には弓削島最高峰の三山がそびえる。

◇指定面積

1,939.00㎡

（内訳）境内地 1,638.00㎡

畑 301.00㎡

◇指定地の現況（所有関係・現況等）

- ・ 上記の境内地及び畑は、宗教法人東泉寺の所有である。
- ・ 指定地内には、薬師堂（内陣・本堂）、外陣（礼堂）、庫裏、鐘楼、大師堂、地藏堂、倉庫、歴代住職墓等がある。
- ・ 薬師堂は、上島町指定有形文化財（建造物）である。



東泉寺と鯨池（西から）

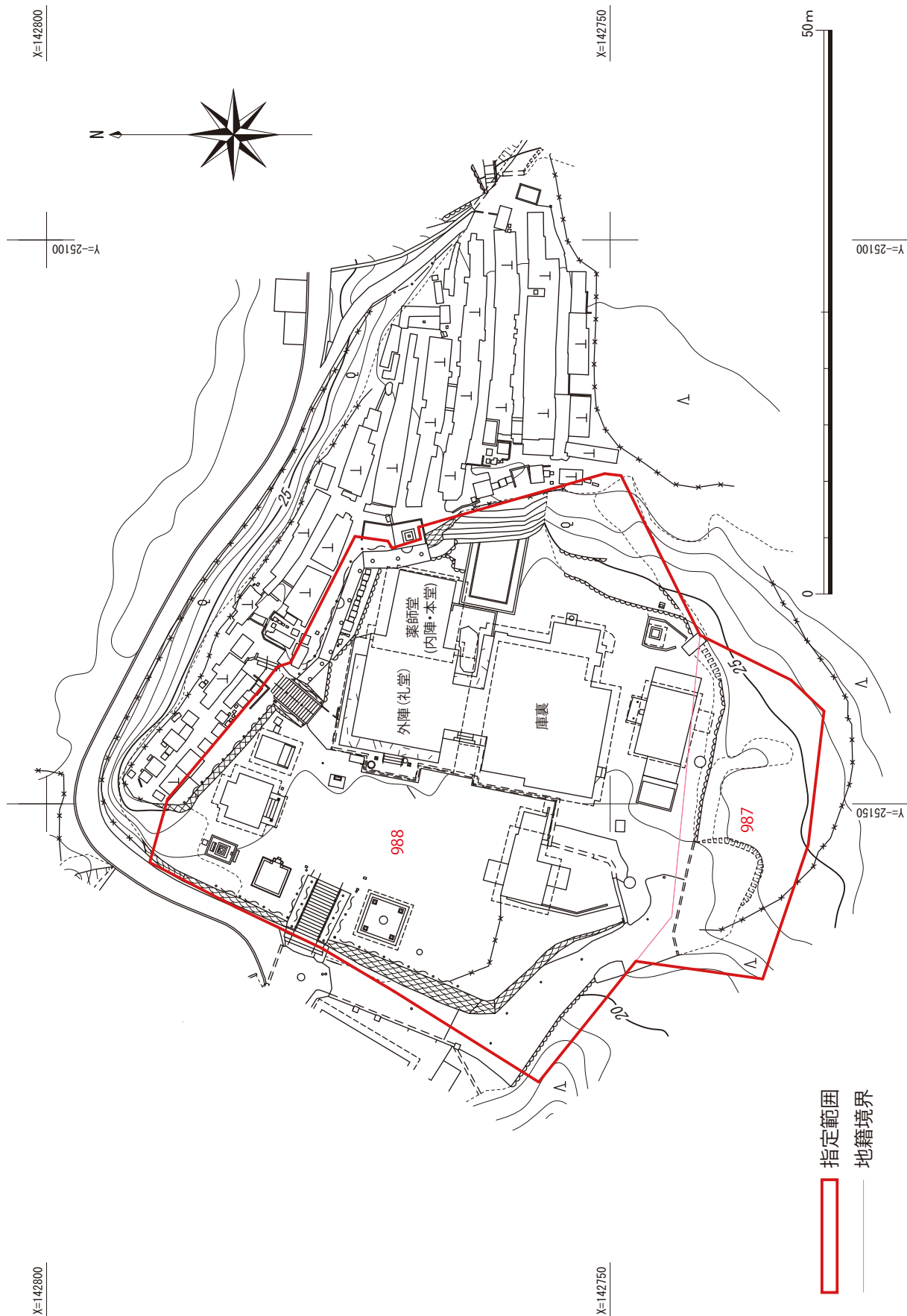


図 16 東泉寺 指定範囲図

(3) 高浜八幡神社

－揚浜式塩田跡が遺る「八幡宮」の後身－

◇位置 愛媛県越智郡上島町弓削上弓削

高浜八幡神社は、弓削島の北西部の上弓削地区に所在する。境内は上弓削集落と沢津集落の間にあり、松林に囲まれた境内の西には砂浜海岸が見られる。社殿の北にある宮ノ山の北の海上には京ノ小島が浮かぶ。

◇指定面積

26,459.29㎡

(内訳) 境内地	18,405.00 ㎡
山林	1,206.00 ㎡ (京ノ小島部分)
道路敷	508.65 ㎡
海岸	6,339.64 ㎡

◇指定地の現況（所有関係・現況等）

- ・ 上記の山林は、高浜八幡神社の北側沖約 100 m の距離に浮かぶ京ノ小島部分である。境内地及び山林は、宗教法人高浜八幡神社の所有である。
- ・ 海岸及び海岸沿いの堤防（道路敷）は、愛媛県が管理している。
- ・ 指定地周辺の海域の漁業権者は、愛媛県漁業協同組合弓削支所である。
- ・ 高浜八幡神社境内地の指定地には、本殿、拝殿、神輿庫等がある。また、境内地内には、金毘羅宮、船魂神社、山皇神社、大年神社の社がある。県道沿いの境内地内には、特定非営利活動法人ふくふくの会の介護事業所がある。
- ・ 京ノ小島は無人島であり、大潮の干潮時には歩いて渡ることができる。



高浜八幡神社と京ノ小島（南東から）



図 17 高浜八幡神社 指定範囲図

（４）願成寺

－荘園時代からの寺院名を継承する大串方の中心寺院－

◇位置 愛媛県越智郡上島町弓削上弓削

願成寺は真言宗醍醐派の寺院であり、弓削島の北西部の上弓削地区に所在する。境内は、立石山と古法皇山から派生した尾根の間に形成された上弓削集落の東の高台に位置する。眼下には弓削瀬戸が広がり、その奥には広島県尾道市の因島がある。

◇指定面積

1,840.00㎡

（内訳）境内地 1,840.00㎡

◇指定地の現況（所有関係・現況等）

- ・ 上記の境内地は、宗教法人願成寺の所有である。
- ・ 指定地内には、本堂、大師堂、庫裏、鐘楼、荒神堂、薬師堂、集合墓（三界萬霊）、家屋等がある。



願成寺（西から）



図 18 願成寺 指定範囲図

（５）弓削神社

－荘内の神祇信仰の中心的役割を果たした「浜途明神」「浜戸宮」の後身－

◇位置 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削

弓削神社は、弓削島の南部の下弓削地区に所在する。境内は下弓削集落の南東に位置し、その東には燧灘が広がる。境内の松原は法王ヶ原と呼ばれ、愛媛県の名勝に指定されている。境内の西には、国立弓削商船高等専門学校の校地が隣接する。

◇指定面積

21,896.00 m²

（内訳）境内地 21,896.00 m²

◇指定地の現況（所有関係・現況等）

- ・ 上記の境内地は、宗教法人弓削神社の所有である。
- ・ 指定地は、近接して２区画に分かれている。南側の区画はクロマツが群生する白砂青松の海岸であり、法王ヶ原と呼ばれている。また、北側の区画には天神社が祀られ、天神原と呼ばれている。南側の区画には、本殿、拝殿、住吉社、小宮、神輿庫等がある。北側の区画には、天神社、荒神社等がある。
- ・ 境内地にある法王ヶ原は、愛媛県指定名勝である。
- ・ 境内地内の南端、本殿や社務所の南の境内地は、キャンプ場（エコフィールド松原ファミリーキャンプサイト）として利用されている。



弓削神社遠景（南東から）

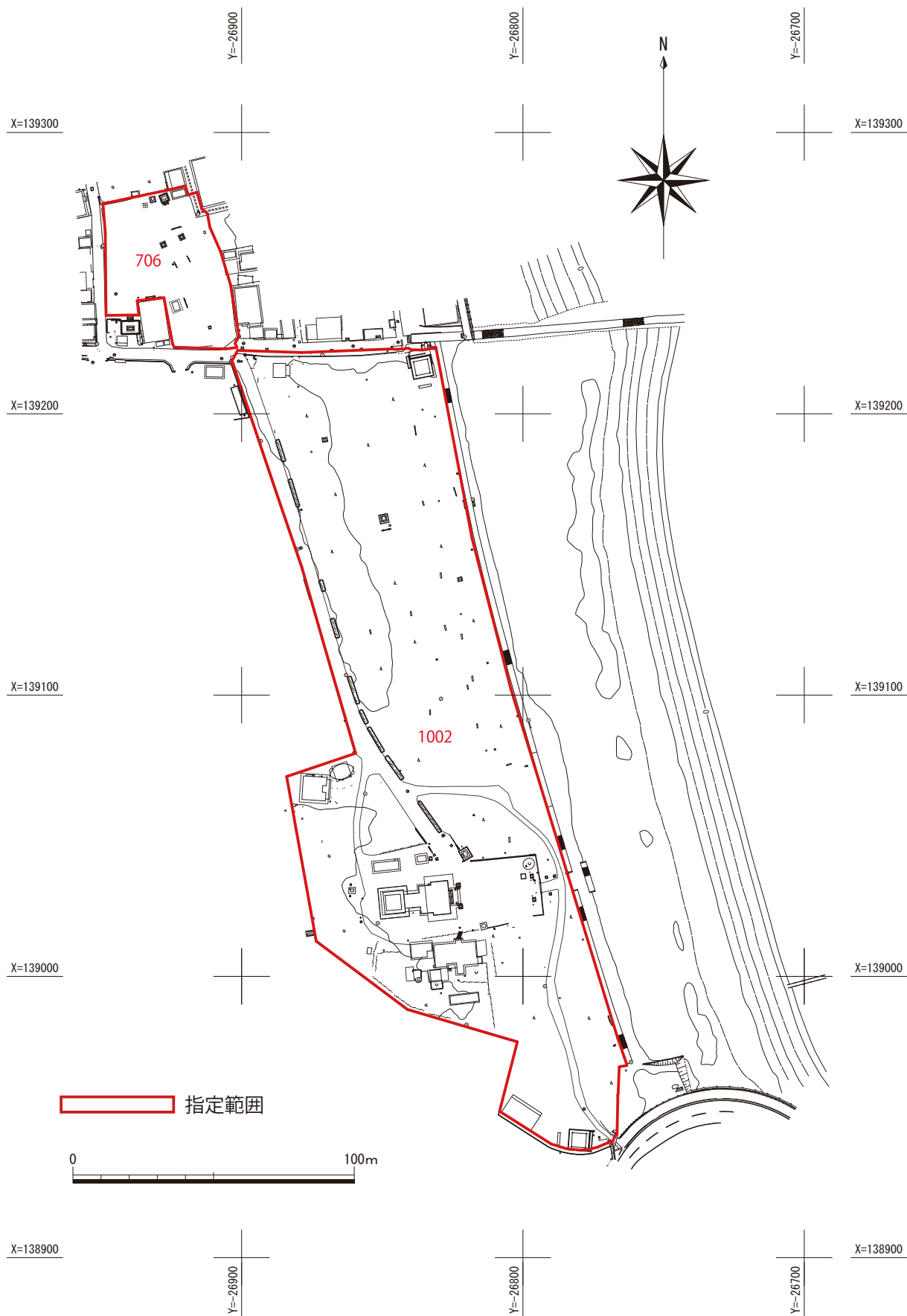


図 19 弓削神社 指定範囲図

（６）定光寺

—重要文化財の観音堂が遺る荘園時代末期の寺院—

◇位置 愛媛県越智郡上島町弓削土生

定光寺は臨済宗東福寺派の寺院であり、弓削島の南西部の土生地区に所在する。境内は土生集落の東の高台に位置し、その北東には国立弓削商船高等専門学校の校地、さらに奥には法王ヶ原の松林が広がる。

◇指定面積

995.00㎡

（内訳）境内地 995.00㎡

◇指定地の現況（所有関係・現況等）

- ・ 上記の境内地は、宗教法人定光寺の所有である。
- ・ 指定地内には、本堂庫裏、観音堂、山門、荒神堂等がある。
- ・ 観音堂は、国指定重要文化財（建造物）である。



定光寺遠景（南西から）

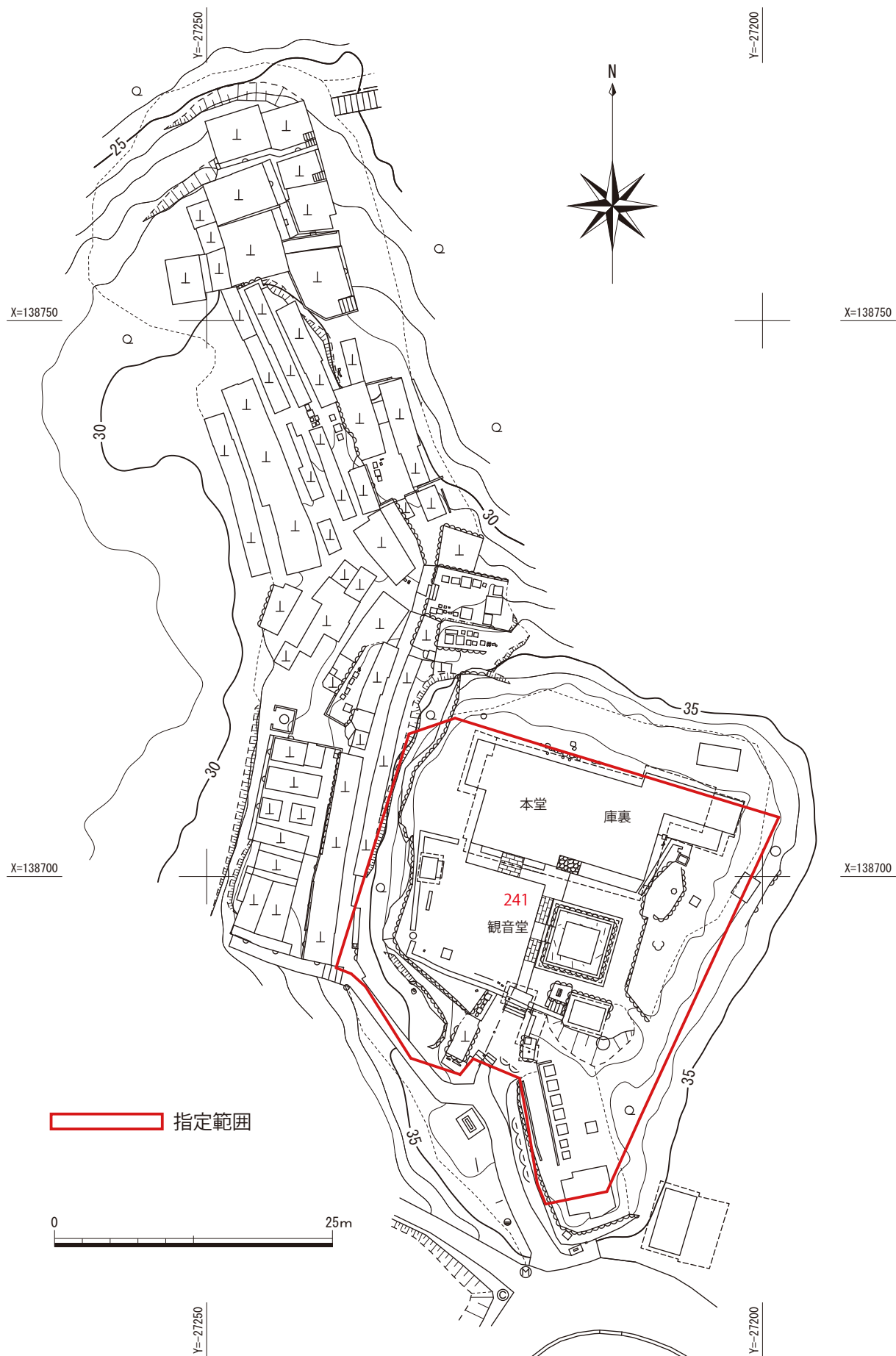


図 20 定光寺 指定範囲図

（７）百貫島とその周辺海域

ー下地中分絵図にみられる漁業の島ー

◇位置 愛媛県越智郡上島町弓削百貫

百貫島は、弓削島から北東へ約 4 km の距離にある面積約 37,000 m²の無人の小島である。この島は愛媛県の最北端であり、上島諸島に属する。

◇指定面積

10,000,001.72 m²

（内訳）山林 37,097.00 m²

海 9,962,904.72 m²

◇指定地の現況（所有関係・現況等）

- ・ 百貫島（地目：山林）は、国有地である。
- ・ 百貫島の頂上にある百貫島灯台は、明治 27 年（1894）に完成した石造りの筒形の保存灯台である。昭和 37 年（1962）までは有人灯台であったが、灯台の自動化に伴い無人化した。灯台の高さは地上約 9 m であり、海面からの高さは約 75 m である。
- ・ 島の南西に係留施設（波止）がある。
- ・ 百貫島周辺の海域（指定地）は、愛媛県が管理している。
- ・ 百貫島周辺の海域の漁業権者は、愛媛県漁業協同組合弓削支所である。



百貫島遠景（南西から）

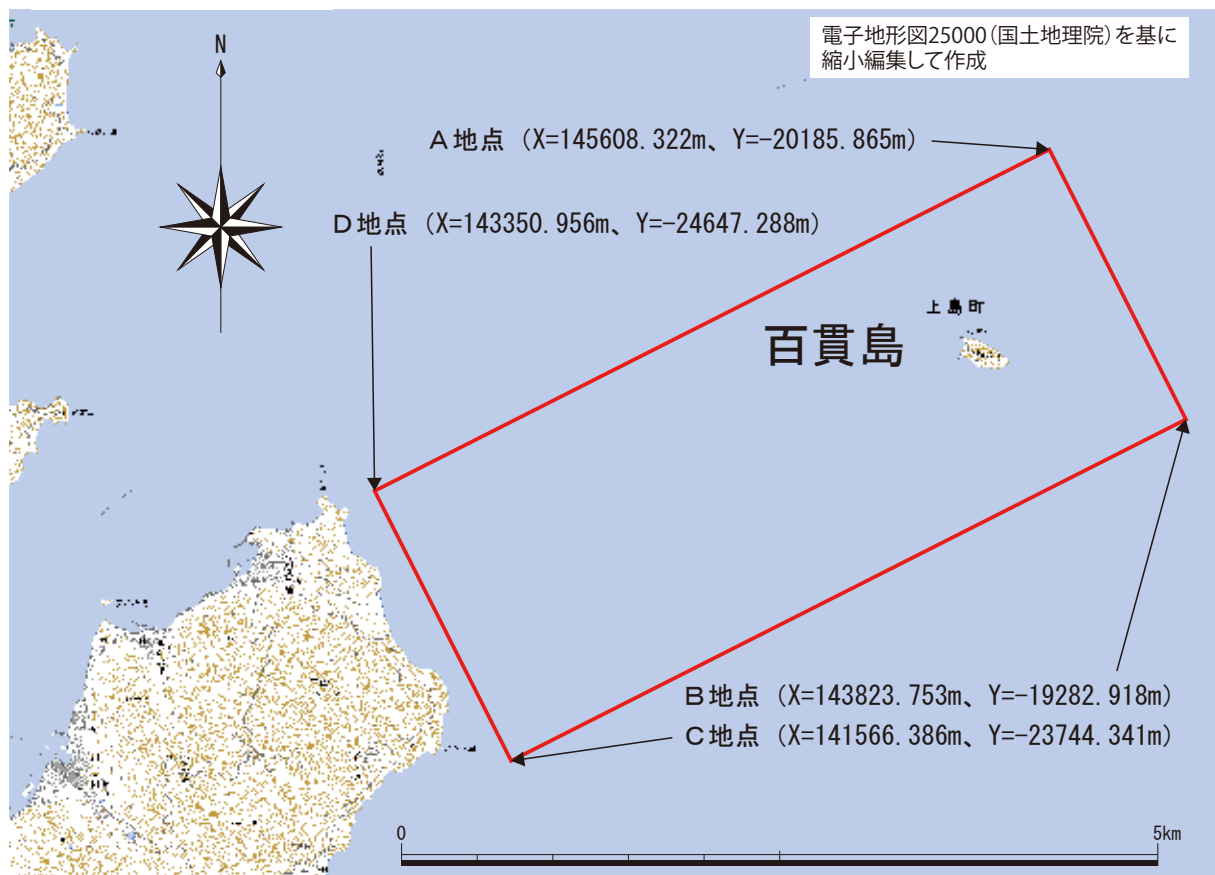
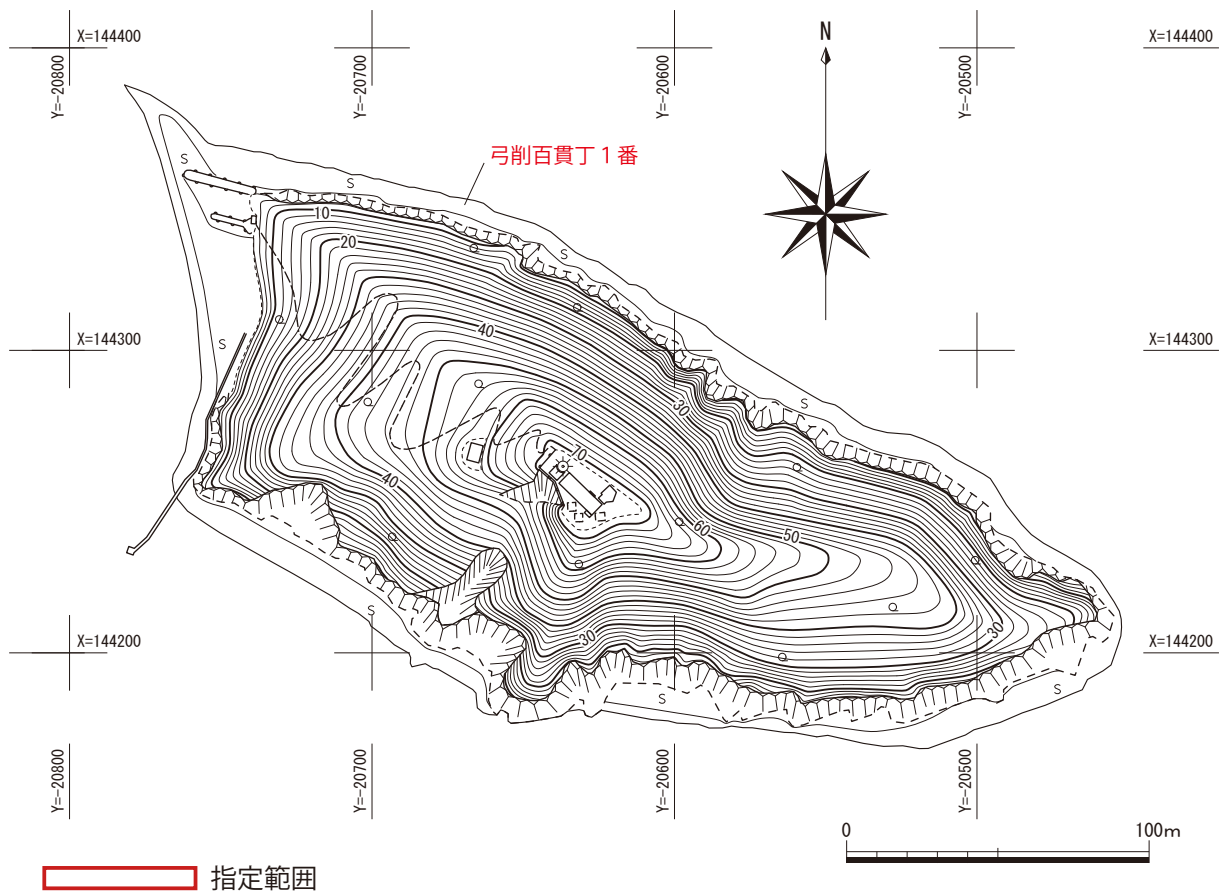


図 21 百貫島とその周辺海域 指定範囲図

4. 計画対象範囲の現状

本史跡は弓削島に所在する6つの遺跡（大田林の塩浜、東泉寺、高浜八幡神社、願成寺、弓削神社、定光寺）及び「百貫島とその周辺海域」の計7遺跡（構成資産）で構成されている。これらの史跡指定地及びその周辺（史跡指定地外）が本計画の対象範囲となる。

大田林の塩浜の周辺の尾根上には、ナイフ形石器が採集されている弓削鯨遺跡や、地元で城山・火山と呼ばれる宇多城跡がある。大田林の塩浜の西には、久司浦地区の氏神である大森神社や防波堤アート「天の花」がある。大田林の塩浜周辺は弓削島の最北端であるが、多くのサイクリストがこの場所を訪れている。

東泉寺境内地に見られる凝灰岩製層塔と五輪塔の残欠は、境内から参道を100mほど下りた寺屋敷と呼ばれる場所で出土したものである。現在は耕作地になっているが、寺屋敷という地名から東泉寺の前身である薬師寺に関わる遺跡であると考えられる。また、東泉寺の北にある鯨池公園の近くには、田頭屋敷と呼ばれる土地があり、ここには14世紀末から15世紀初頭にかけての造立と推定される花崗岩製坐像板碑（鯨池上の畑）が遺されている。このように東泉寺周辺には荘園時代に関係する場所が見られる。

高浜八幡神社の南には上弓削集落があり、東には沢津集落がある。境内地から一般県道弓削島循環線を隔てて東にある墓地には、宮司亀山家奥津城と並んで江戸時代末期の国学者越智通貫の墓碑がある。

願成寺の南には、新池フラワー公園がある。上弓削地区で水田耕作が行われていた頃、新池は灌漑用のため池として利用されていた。その後新池は埋め立てられて、現在は地域住民の憩いの場として利用されている。新池フラワー公園の近くの水田跡地には緑ヶ丘団地（住宅）が建てられている。また、町有バスの停留所（緑ヶ丘住宅）が緑ヶ丘団地（住宅）B棟駐車場入口にある。

弓削神社境内地の東に隣接した海岸は松原海水浴場と呼ばれ、夏期は多くの海水浴客で賑わう。松原海水浴場は、環境省による「快水浴場百選」に選定されている。一方、弓削神社境内地の西に隣接して、国立弓削商船高等専門学校のキャンパスが設置されている。また、弓削神社の南の高台には、体験滞在交流施設の「インランド・シー・リゾート フェスパ」がある。弓削神社の法王ヶ原は愛媛県指定名勝であり、このように弓削神社周辺は町内外から多くの人々が集う場所となっている。

定光寺の南には、聖松公園がある。ここには、かつて愛媛県指定天然記念物の聖松があったが、この名木は松くい虫の被害を受けて、昭和53年（1978）に伐採され、指定解除となった。その後、聖松公園として整備され、説明板が設置された。

「百貫島とその周辺海域」については、長辺5km・短辺2kmの長方形で囲まれた範囲（百貫島と海）が史跡指定されており、その面積は約10km²（1,000ha）である。弓削島最西端の大岳ノ鼻から百貫島までの距離は約4kmであるが、大岳ノ鼻から指定範囲までの距離は僅か150mほどである。大岳ノ鼻付近には一般県道弓削島循環線が通っており、そこからは百貫島や魚島群島がよく見える。県道沿いには「百貫島とその周辺海域」を示す史跡案内板が設置されている。

5. 法規制の状況

本史跡を構成する7遺跡の史跡指定地は文化財保護法によって保護されている。また、史跡指定地のうち、大田林の塩浜の陸地部分、東泉寺の全域、高浜八幡神社の京ノ小島を除いた陸地部分及び弓削神社の南側区画の大部分については、環境省が管理する瀬戸内海国立公園の第2種特別地域に該当し、自然公園法による規制及び保護がなされている。なお、大田林の塩浜、高浜八幡神社及び「百貫島とその周辺海域」については海が指定範囲に含まれるが、これらは瀬戸内海国立公園の普通地域に該当する。普通地域は、特別地域が有する自然風景を保護するための緩衝地帯としての役割を持ち、一定の公用制限のもとで、自然風景の保護を図る区域である。

大田林の塩浜の海岸は農林海岸であり、高浜八幡神社の海岸は建設海岸である。いずれの海岸も海岸法に基づいて海岸保全区域に指定されている。

弓削島及び百貫島の周辺の海域は、漁業法に基づいて愛媛県漁業協同組合弓削支所に共同漁業権が免許されている。また、これらの海域は、「愛媛県の海を管理する条例」に基づく普通海域として管理されている。

■文化財保護法

文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする法律。

○文化財保護法第109条に基づく史跡

■自然公園法

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資すると共に、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする法律。

○自然公園法第20条に基づく特別地域：瀬戸内海国立公園第2種特別地域

○自然公園法第33条に基づく普通地域：瀬戸内海国立公園普通地域

■海岸法

津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もって国土の保全に資することを目的とする法律。

○海岸法第3条に基づく海岸保全区域

■漁業法

漁場の総合的な利用による漁業の発展を目的とする法律。漁業権、漁業の許可、漁業調整委員会等について規定している。

○漁業法第60条に基づく漁業権：愛媛県漁業協同組合弓削支所

計画の対象地域について、その他の法令による規制・開発（又はその計画）の状況は次の通りである。

■愛媛県の海を管理する条例

普通海域の管理について必要な事項を定めることにより、愛媛県の海の適正な利用と環境の保全を図ることを目的とする条例。

○愛媛県の海を管理する条例第2条に基づく普通海域

■上島町景観条例

景観法に基づき景観行政団体（上島町）が定めるべき景観計画に関し必要な事項を定めたもの。（平成20年条例第29号）

上島町全体が景観計画の対象となっている。

■文化財関係の指定

○文化財保護法第27条に基づく重要文化財

定光寺：重要文化財（建造物）「定光寺観音堂」（昭和52年6月27日指定）

○愛媛県文化財保護条例第37条に基づく愛媛県指定名勝

弓削神社：愛媛県指定名勝「法王ヶ原」（昭和28年2月13日指定）

○上島町文化財保護条例第5条に基づく上島町指定文化財

東泉寺：上島町指定有形文化財（彫刻）「東泉寺薬師如来像」（昭和51年2月21日指定）

○上島町文化財保護条例第5条に基づく上島町指定文化財

弓削地区：上島町指定無形民俗文化財「雨乞踊り」（昭和56年12月21日指定）

○上島町文化財保護条例第5条に基づく上島町指定文化財

東泉寺：上島町指定有形文化財（建造物）「東泉寺薬師堂」（平成31年1月25日指定）

第5節 指定に至るまでの調査成果

1. 「東寺百合文書」と弓削島荘総合調査事業

弓削島荘は、平安時代後期から室町時代まで存続し、鎌倉時代の延応元年（1239）からは東寺領となった。本荘については、「東寺百合文書」に代表される多くの関係史料が残されていること、瀬戸内海に浮かぶ島嶼の荘園であるという特異性を有することなどによって、これまで多くの研究者によって調査研究が積み重ねられてきた。その研究史は長く、研究蓄積は膨大である。

戦前・戦中の優れた中世史研究者の清水三男氏は、弓削島における塩の生産に注目し、論文の中で弓削島荘のことを「塩の荘園」と呼んだ〔清水 1937〕。その後、弓削島荘の歴史研究は文献資料を中心として細部にわたって行われ、戦後は渡辺則文、網野善彦、山内譲らの諸氏によって進められた。その結果、本荘は瀬戸内海の代表的な製塩地として広く知られることとなった。海からの視点で塩の荘園である弓削島荘の非農業民（多少の農業にも携わる海民）の活動に注目し

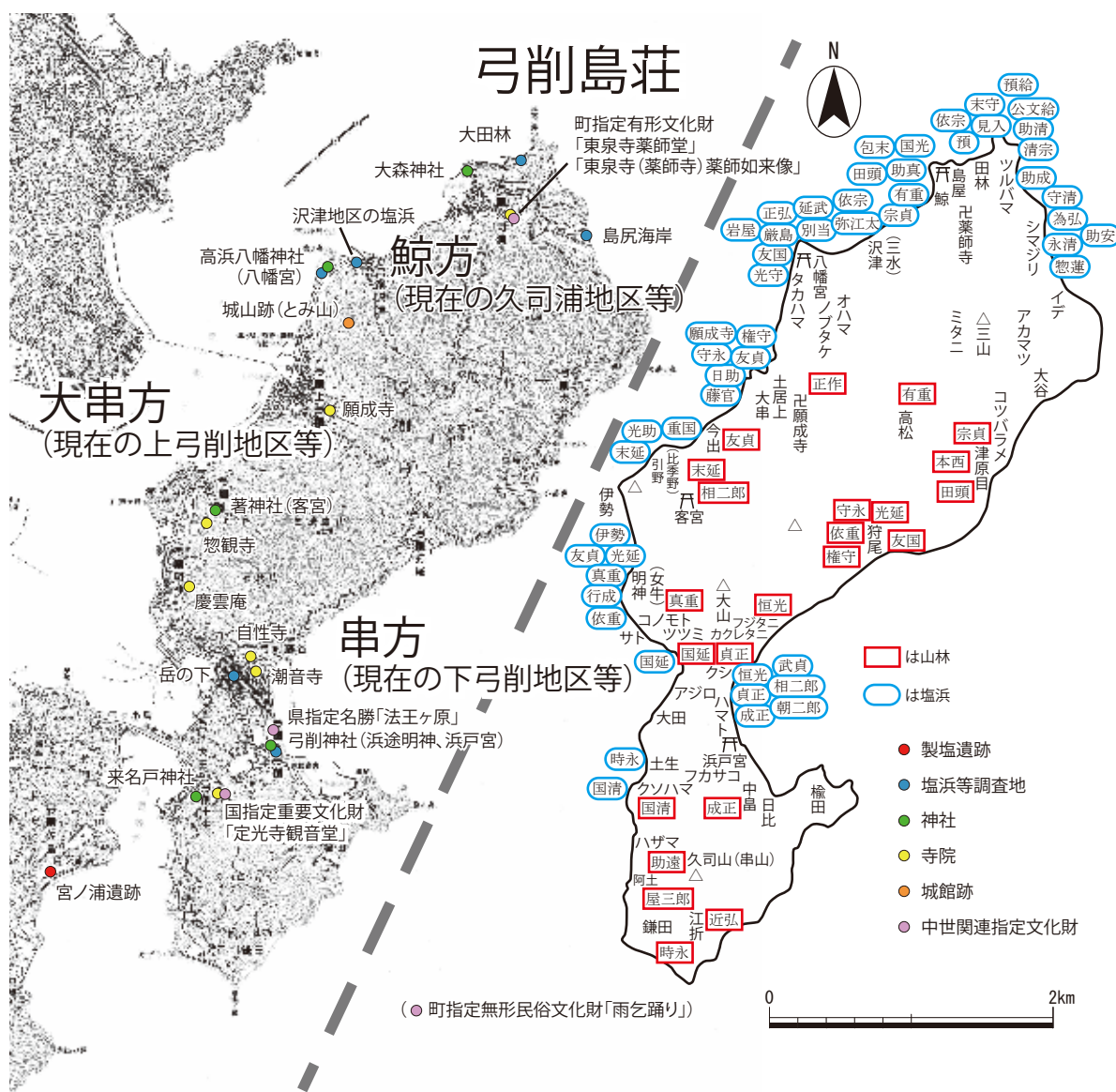


図 22 弓削島荘関係地図（山内 1985 を基に作成）

た網野善彦氏は、『日本塩業大系』の中で「東寺百合文書」について、「製塩を営む島の、中世の実態をこれほど細かく知りうるのは、いまのところ日本でこの史料のみといっても、決して過言ではない」と評価した〔網野 1974〕。

平成 27 年 (2015) 10 月に弓削島荘の記録が多く残る国宝「東寺百合文書」がユネスコ記憶遺産 (現在の「世界の記憶」) に登録された。このことは、郷土の貴重な歴史を再認識する絶好の機会となった。これを受けて、上島町では、「東寺百合文書」に記録されている弓削島荘の実態を明らかにするために、平成 28 年度から令和 2 年度にかけて、荘域である弓削島、その北東に位置する百貫島 (辺屋路島) 及び周辺地域を主たる調査対象とした弓削島荘総合調査事業が実施されることとなった。荘園時代の歴史文化資源を収集・記録・保存し、中世荘園の具体的な姿を捉えるための基礎資料として活用し、「歴史と文化に彩られたまちづくり」の振興に資することを事業の目的とした。

荘園遺跡は、貴族や寺社の大規模な私的所有地に遺された当時の人々の生活・生産・信仰などのあらゆる活動の痕跡であり、極めて多様な要素で構成されている。そのため、全国各地で学際的な荘園遺跡 (荘園村落遺跡) の総合調査が実施された。そこでは、荘所 (荘家)、政所、居館、集落跡などの地下遺構のみならず、荘園と有機的に結びつき継承された、現在の集落、水田をはじめとした耕地、水利、地名、寺社、石造物、祭礼、信仰、慣行、伝承なども調査の対象となり、記録・保存が行われた。宇佐八幡宮領豊後国田染^{たしぶ}荘 (大分県豊後高田市) をはじめとした九州の国東半島に分布する荘園、東寺領丹波国大山荘 (兵庫県丹波篠山市)、法隆寺領播磨国^{いかるが} 鵜^う荘 (兵庫県揖保郡太子町・姫路市・たつの市)、高野山領備後国大田荘 (広島県世羅郡世羅町) などの調査はその先駆けである。

弓削島荘遺跡の総合調査は、文献資料に加えて、歴史地理、埋蔵文化財、石造物、美術工芸品、建造物、民俗の 7 分野で実施された〔有馬・曾根編 2020〕。本遺跡の場合は、一般的な荘園遺跡の調査とは若干性格が異なる。先述の荘園遺跡には当時の生産活動によって形成された景観が水田として遺っているのに対し、現在の弓削島にはかつての塩業の場であった塩浜 (塩田) の景観が見られない。そのため、中世の弓削島荘の主要な所出物であった塩の生産の場である塩浜の景観を復元するために、島内各所で発掘調査による埋蔵文化財の調査を行った。総合調査は、塩浜や寺社などの調査を中心に実施され、各遺跡の文化財としての位置づけを行うことができた。

2. 弓削島荘総合調査の成果

(1) 塩浜調査の成果

塩浜の調査は、弓削島の西海岸の高浜八幡神社境内と沢津集落、北端の大田林と島尻海岸、東海岸の弓削神社境内で実施した。5 か所の調査地のうち、弓削神社境内を除く 4 か所で塩浜の整地層である浜床を確認した。浜床が確認された弓削島の西海岸及び北端は、「東寺百合文書」の応長元年 (1311) の田畠山林塩浜以下相分帳から弓削島荘有数の製塩地であったことがわかる (と函 68・京函 29・ヨ函 74)。浜床層やその上下層に含まれる炭化材・貝類の放射性炭素年代測定結果及び出土土器の年代観などから、高浜八幡神社の浜床は 11 世紀代から 13 世紀代までの間に形成された可能性が高く、大田林の浜床は 13 世紀代以前、島尻海岸で確認された最も古い年代

の浜床は 13 世紀末から 14 世紀末以降の所産と推定される。これらの塩浜は平安時代から中世にかけて形成されたものであり、検出した浜床面の標高が現在の大潮の高潮の潮位よりも高いことから、弓削島荘では主として人力で海水を汲みあげて採鹹地に散水する揚浜式製塩が行われていたと考えられる。なお、高浜八幡神社、大田林及び島尻海岸は、それぞれ応長元年の相分帳にみられる「タカハマ」、「タナハシ」、「シマシリ」に比定することができる。

高浜八幡神社で確認された浜床層の直下では、浜堤堆積物で構成されない人為的に造成された浜床の基盤層が検出された。この種の浜床の基盤層（真砂土層）は本調査では高浜八幡神社でのみ見られ、浜床層で観察される砂粒は細かく、浜床が非常に精緻に構築されている。高浜八幡神社の浜床層では、土壌薄片観察によって砂と泥が密に混在して層状に側方へ連続して積層する人為性を窺わせる特徴的な堆積状況が確認された。また、浜床層の微細堆積相は壁状構造をなし、水流による移動・堆積などで生じる葉理が認められない。さらに、浜床層は砂と泥が混在し、淘汰が非常に不良な粒度組成を示した。

一方、茨城県那珂郡東海村の村松白根遺跡で見られるような鹹水槽（沼井）跡や釜屋跡は、現在のところ弓削島荘遺跡の調査では発見されていない〔芳賀ほか 2005、皆川ほか 2007〕。また、製塩の燃料は背後の塩山（塩木山）に依存した。浜床構造の相違とともに製塩施設の立地、塩の詳細な生産手法・工程、塩浜の規模の解明は今後の調査の課題である。

明治 17 年（1884）の弓削島では、引野浜、明神浜、堤浜の 3 浜が塩田として経営されていた〔愛媛県文書課編 1887〕。地域住民を対象とした聞き取り調査では、これらの塩田の操業が口承伝承されていることを確認した。引野浜があったとされる伊勢山の北側ではツボケやシオトリノミズヒキといった塩田（塩浜）に関連したと考えられる施設の名称が残っている。今治藩政の記録を集めた「国府叢書」延宝 5 年（1677）の運上銀の覚に「弓削島 塩 1248 俵 津倉浜（大島）塩 200 俵」とあり、弓削島は今治藩有数の塩の生産地であった。しかし、中世以来弓削島の海岸部に広く分布していた揚浜式塩田は、江戸時代中期から後期にかけて、新たに開発された入浜式の塩田法が普及すると規模を縮小し、別の用途に転用されていったと考えられる。第 1 次製塩地整理によって、明治 44 年（1911）に堤浜の塩田が廃止され、弓削島の塩田は姿を消した。



高浜八幡神社 浜床検出状況



高浜八幡神社 浜床断ち割り状況

（２）寺社調査の成果

① 中世の建造物が遺る東泉寺と定光寺

「東寺百合文書」にみられる寺社は、その多くは現在の弓削島に所在する寺社の前身である。これらの寺社は本事業の中心的な調査対象となった。

弓削島では、建築年代が室町時代中期、すなわち荘園時代末期と推定される２棟の建造物が確認されている。これらは定光寺観音堂と東泉寺薬師堂であり、いずれも小規模な仏堂である。

定光寺観音堂は、木鼻と中備の絵様肘木及び垂木・茅負の仕口だけに唐様の意匠を見せるが、全般的に和様を基調とした仏堂である。解体修理時に発見された墨書から、観音堂は寛正４年（1463）の建立であることが知られている。定光寺境内で実施した発掘調査では、遺構及び遺物包含層から１５世紀後半～１６世紀頃の瓦質土器が出土しており、これらは観音堂の建立年代と同時期のものである。一方、東泉寺薬師堂は、唐様（禅宗様）を基調として和様を混入した建築様式を見せており、同時代の瀬戸内海地方の流行を示している。その建築年代は、別途保存されている平瓦の篋書銘によって、文明１２年（1480）であることがわかる。両者の建築様式の差異は、当地方の室町時代における建築文化の多様性を示している。そして、定光寺観音堂の独創的で大振りな絵様肘木、東泉寺薬師堂の肘木の形状や大振りな拳鼻の使い方などに独自性が見られる。

上島町内の岩城島には、唐様を基調とした中世建造物として祥雲寺観音堂がある。また、尾道の天寧寺塔婆及び瀬戸田の向上寺三重塔（いずれも広島県尾道市）は、唐様が取り入れられた中世建造物の代表例である。１４世紀以降、荘園制の展開とともに、商業や運輸組織、商品流通が発展し、瀬戸内海沿岸には港町が整備され、地方都市が形成された。港町は、年貢や商品の積出港として、さらには日元貿易、日朝貿易での寄港地として経済的に繁栄した。唐様は鎌倉時代末期に中国元朝から移入された建築様式であり、瀬戸内海地方の中世建造物はこの地域の当時の繁栄を如実に示すものである。

文献資料調査では、明治２７年（1894）に東泉寺１３世の高橋士雲が寺にあった記録を調査して歴代の住職ごとにまとめた編纂物である「東泉温知録」や天保期に作成された「今治藩領弓削島絵図」を基に江戸時代から明治時代にかけての東泉寺薬師堂の変遷を追った。その中で、明治１７年（1884）の薬師堂を本堂とする配置への変化は、ある意味で中世の薬師堂を中心とする姿への回帰であるとした。

東泉寺境内では発掘調査を実施しており、出土土器と炭化材の放射性炭素年代測定の結果から弓削島荘の成立段階である１２世紀中頃から１３世紀にかけての時期に東泉寺の前身である薬師寺がこの地に創建された可能性がある。また、東泉寺境内には１４世紀初頭の造立と推定される凝灰岩製層塔と五輪塔の残欠が見られ、東泉寺の北に位置する鯨池の近くには１４世紀末から１５世紀初頭にかけての時期の造立と推定される花崗岩製坐像板碑が見られる。さらに、東泉寺薬師堂の厨子内には鎌倉時代後期の作とされる木造



東泉寺境内で出土した手づくね土師器

薬師三尊立像が安置され、本像は「東寺百合文書」にみられる鯨方の中心寺院であった薬師寺の本尊を引き継いだ可能性がある。このように東泉寺及びその周辺には多くの中世の文化財が存在し、領家方の中心地であったことが想像できる。なお、東泉寺の東にあるデンジュウ（伝十）を越えると、島尻のミョウジンビラキと呼ばれる場所がある。そこには久司浦集落の大森神社の前身である島屋宮跡があり、今もその存在は地域の人々によって伝承されている。

定光寺観音堂には、定朝様を示す木造阿弥陀如来坐像が安置されている。定朝様は、大仏師定朝によって造立された宇治平等院鳳凰堂の阿弥陀如来坐像に見られる穏やかな面相と膝に浅く流麗に刻まれた衣文、体の薄い奥行などが特徴であり、平安時代後期に全国的に流行した仏像の様式である。観音堂が建立された寛正4年に東寺の役人が備後国因島荘とともに弓削島荘の回復を幕府に訴えていることが「東寺百合文書」に記されている（む函53）。これを最後に弓削島荘は、史料上から姿を消す。定光寺は「東寺百合文書」にはみられないが、解体過程にある荘園に暮らす人々の信仰の拠点のひとつとして建立された弓削島荘の末期を象徴する寺院である。

② 大串方の願成寺とその周辺

14世紀初頭に行われた下地中分で地頭分とされた大串方の中心寺院であった願成寺は、上弓削集落の東の高台に位置する。願成寺の初見は応長元年の相分帳であり、寺院名は今日まで変わることがなかった。願成寺周辺には、大乘坊、長楽寺、長寛寺、惣観寺があったとされる。現在、その場所は畑地や宅地などに変わっているが、寺院名が地名となって伝承されている〔海老澤編2007〕。

江戸時代の元禄期から宝永期にかけての時代に発生した上弓削の大火によって、願成寺は焼失したとされる。願成寺境内で実施した発掘調査では、この上弓削の大火に関する遺構は確認されなかった。しかし、造成土からコビキA痕を残す中世の平瓦が出土しており、願成寺は荘園時代からこの地に所在した可能性がある。また、願成寺山門の近くでは、14世紀末から15世紀初頭にかけての時期の造立とされる花崗岩製の五輪塔火輪が見られる。さらに、願成寺の集合墓地では結晶質石灰岩製笠塔婆の塔身及び笠が確認された。これは備中方面からの搬入品であると考えられ、上弓削集落内にある日切地蔵を祀ったお堂にも同じ石材を用いた笠塔婆の塔身、笠及び宝珠が確認されている。いずれの塔身にも放射後背のある地蔵が半肉彫りされている。これらの笠塔婆の造立時期は16世紀後半頃と考えられる。笠塔婆は中世から近世への過渡期に該当する石造物であり、当時の石造物の生産・流通、信仰の一端を窺うことができる。

③ 高浜八幡神社と弓削神社の中世的要素

高浜八幡神社は「東寺百合文書」にみられる八幡宮の後身であり、弓削神社は同書に登場する浜途明神（浜戸宮）の後身であると推定されている。八幡宮は荘園時代の大串方（地頭方）にあり、浜途明神（浜戸宮）は串方（領家方）にあった。

高浜八幡神社と弓削神社の本殿には、荘園時代の作と考えられる木造師（獅）子狛犬がある。両像とも大振りの動静は鎌倉時代風であるが、弓削神社の師（獅）子狛犬は左右相称性を破るところが見られ、よりいっそう変化に富んでいる。前者は鎌倉時代末期から南北朝時代にかけての時期の作と判断され、後者には鎌倉時代後半の特色があると考えられる。これらの師（獅）子狛

犬は、造像以来この地に安置されてきた可能性がある。

また、高浜八幡神社、弓削神社及び佐島の八幡神社でみられる中世的祭祀として夜殿式（夜殿祭）と宮座式が挙げられる。これらは弓削島と佐島の氏神社で行われている特殊神事であり、全体的に形式化された部分もあるが、限定された参加者による列座形式を採ることなど、中世宮座の構成要素を引き継いでいると考えられる。この夜殿式と宮座式は、愛媛県下では弓削島と佐島にのみ伝承されているものである。これらの神社での例祭は、トウヤ制度に基づいて行われてきた。宮座式には、いわゆる長床の行事との類似性も窺えるが、畿内的な明確さを備えた宮座の存在を指摘することは困難である〔森 2002a・2002b〕。

鎌倉時代末期になると、悪党と呼ばれた弁房承誉などの荘官の「非法非例」に対抗して、百姓は「一味神水」を飲んで逃散を敢行した。領家方の有力神社であった浜途明神（浜戸宮）が、このような神祇信仰の中心的役割を果たしていたことが推測される。

石灰山の南麓の藤谷地区の自性寺では、室町時代の作と考えられる2軀の懸仏が確認された。これらは金銅製の阿弥陀如来坐像と薬師如来坐像である。自性寺と弓削神社との関係を示す可能性のある工芸品であり、弓削島における神仏混淆の実態を伝える資料である。

（3）総合調査と弓削島荘関連歴史文化資源

弓削島荘総合調査は、荘園遺跡としての弓削島荘遺跡を理解するために7分野から構成される総合調査の体裁をとった。多くの調査分野で構成された学際的な調査を行うことによって、様々な形で地域に遺る弓削島荘関連歴史文化資源を顕在化（収集・記録）することを目標として事業を遂行した。塩浜、「東寺百合文書」にみられる事象・寺社・地名、景観、口承伝承、石造物、彫刻、建造物、祭祀などが主要な調査対象となった。これらの調査対象について、弓削島荘遺跡を構成する歴史文化資源としての位置づけを行うことが、先述の顕在化の作業である。

中世の弓削島荘に由来する歴史文化資源は、地域住民によって時代や生活の変化に合わせてながら継承されてきた。一方で、長い年月を経て、人々の記憶から忘れ去られた歴史文化資源もある。

総合調査の中でその喫緊性を感じさせたものが、地域住民を対象とした聞き取り調査（歴史地理調査）であった。昭和30年代頃までは、現在よりも人と土地・海との関係が密接であった。歴史地理調査では、その時代を生きた地域住民から大字や小字のみならず、ホノギと呼ばれる最も末端の狭小な土地につけられた多くの名称を聞き取ることができた。「東寺百合文書」に登場する弓削島荘の地名や景観については、現在の弓削島に継承されているものが少なくない。また、半世紀ほど前まで成年男子は艀漕ぎの船を操り、弓削島と百貫島の間を往来した話も聞くことができた。しかし、生業と生活習慣の変化によって、人々と土地・海との関係は疎遠になり、将来、このような中世的な要素を聞き取る調査を実施することは難しくなるであろう。

埋蔵文化財調査では、中世の弓削島荘の主要な所出物であった塩の生産の場である塩浜と「東寺百合文書」に登場する祭祀信仰の場であった寺社を中心に発掘調査を実施した。いずれも小規模なトレンチ調査であったが、これらから荘園時代の遺構や遺物が確認されたことは大きな成果であった。しかし、遺跡としての詳細な性格を述べるまでには至っていない。特に塩浜の調査については、塩穴（沼井）や釜屋跡などの遺構が未確認であり、中世の弓削島では、揚浜式と入浜式の塩田が併存していた可能性もある。また、下弓削地区の岳の下では、13世紀後半から14世

紀前半にかけての時期に位置づけられる多量の吉備型土師器が出土しており、その周辺に荘園時代の集落や港が存在したことが想定される。さらに、弓削島で遺構が最も良好に遺る中世城館跡である上弓削地区と沢津地区の境界に位置する城山跡（とみ山）では、踏査を行ったが、詳細な築城年代を特定するために主郭や堀切（切岸）などでの発掘調査が必要である。加えて、荘園の経営管理施設であり、現地の拠点施設であった荘所（荘家）の調査も重要である。このように、荘園遺跡は極めて多様な要素で構成されているため、今後も長期的な展望に立って継続的な調査計画を策定することが望まれる。

「東寺百合文書」は、現在京都府立京都学・歴彩館に所蔵されているが、東寺領荘園であった弓削島荘の故地である弓削島やその周辺地域には、今もその時代の記憶が遺跡として遺されている。総合調査の実施によって、それぞれの歴史文化資源を相互に関連づけて、一体的に捉え、荘園遺跡としての弓削島荘遺跡の価値を理解することが可能となった。総合調査の成果を基に、歴史文化資源を国民共有の財産である文化財として保存・継承し、地域と共にその活用を実践することが求められている。

第3章 史跡の本質的価値

第1節 史跡の本質的価値

史跡の本質的価値とは、「史跡の指定に値する枢要の価値」であり、その全容は指定説明文において明示されている。

本計画を策定するにあたり、指定説明文に立脚し、前章までに述べた、文化財指定に至る経緯、それに係る調査・研究成果を踏まえ、史跡弓削島荘遺跡の本質的価値を総括的に次のように整理する。

1 荘園経営に関わる史料が東寺関係文書として豊富に残されており、それらを読み解くことによって、中世荘園の様々な側面を明らかにすることができること。

弓削島荘遺跡は、平安時代後期から室町時代にかけて経営され、鎌倉時代前期以降は東寺領となって主に塩を貢納したことで著名な荘園遺跡である。東寺関係文書（「東寺百合文書」、「東寺文書」、「教王護国寺文書」）の中に関係する史料が約400点残されており、それらを読み解くことによって、立荘や伝領の過程、荘園領主東寺と地頭の対立、その結果としての下地中分の状況、悪党的代官の活動と百姓の抵抗、塩の生産と輸送など、中世荘園の様々な側面を明らかにすることができる。弓削島は、そのような中世荘園にかかわる人々の活動舞台であり、現在も島の中には、その活動の跡が様々な形で遺っている。弓削島荘遺跡は、「東寺百合文書」と関連付けて理解することによって、塩の生産を特徴とする瀬戸内海の島荘園の姿を伝える遺跡として大きな価値を有している。

2 弓削島荘の特徴である塩の生産について、発掘調査によって文書史料の記述を裏付け、塩浜の状況を明らかにすることで、瀬戸内海における中世の製塩業の実態を知ることができること。

「東寺百合文書」では、島の沿岸部に多くの塩浜が存在していたことが記されている。塩浜の調査では、弓削島の西海岸の高浜八幡神社境内と沢津集落、北端の大田林と島尻海岸で塩浜の浜床を確認し、製塩遺跡が存在することを把握した。これらの塩浜は平安時代から中世にかけて形成されたものであり、浜床面の標高から弓削島荘では主として人力で海水を汲みあげて採鹹地に散水する揚浜式製塩が行われていたと考えられる。これらの製塩遺跡の調査によって、文書史料の記述を裏付け、さらには製塩法を特定することができた。弓削島と指呼の間にある佐島の宮ノ浦遺跡では古墳時代前期に活発な土器製塩が行われており、弓削島及びその周辺ではこの時代から製塩法を変化させながら塩づくりが連綿と継承されてきた。

3 東寺関係文書にみえる塩浜、寺社、地名をはじめとした荘園時代の痕跡が現在もよく残ること。

最も重要なのは、多くの寺社が存続していることである。文書史料上に姿をみせる寺社のうち現在もその後身が確認されるのは、島屋宮（現在の大森神社）・薬師寺（現在の東泉寺）・八幡宮（現在の高浜八幡神社）・願成寺・客宮（現在の著神社）・浜途明神（現在の弓削神社）などである。地名も、荘園時代のものがそのまま残っている例が多い。荘園の基本台帳ともいえるべき「作畠検注取帳」、「田畠山林塩浜以下相分帳」などにみえる地名のうち、かなりの部分を今も島内各地で確認することができ、それによって田畠や塩浜の所在地を推測することができる。

「東寺百合文書」の中には、14世紀初頭の弓削島荘の下地中分の状況を示す絵図が残されており、そこには弓削島とその北東に位置する百貫島が描かれている。絵図は簡略ではあるが、両島の位置関係や地形の特徴、中世の漁場の場所をよく伝えており、地名についても今もそのまま残っているものが少なくない。

4 荘園時代に存在した寺社の中には、宗教関係の文化財を今に伝えているところが多いこと。

東泉寺には、建築年代が室町時代中期、すなわち荘園時代末期と推定される薬師堂が遺されていて、その厨子内には、鎌倉時代後期の作とされる木造薬師三尊立像が安置されている。この像は荘園時代の「薬師寺」の本尊を引き継いだ可能性がある。高浜八幡神社の本殿には鎌倉時代末期から南北朝時代にかけての作と考えられる木造師（獅）子狛犬があり、造立以来この地に安置されてきた可能性がある。願成寺の大師堂に安置されている木造阿弥陀如来坐像は鎌倉時代前期の作と考えられ、同寺に伝えられている絹本着色の釈迦十六善神像、不動明王二童子像、弘法大師像の仏画は室町時代のもものとみられている。これらの仏像や仏画が荘園時代の願成寺と直結するかどうかは不明であるが、弓削島における貴重な文化財であることに違いはない。弓削神社には、鎌倉時代後半の特色がある木造師（獅）子狛犬が見られ、造立以来この地に安置されてきた可能性がある。定光寺は文書史料にみられない寺院であるが、その観音堂（国指定重要文化財）は荘園時代最末期の寛正4年（1463）に建てられたことがはっきりしている。また、堂内には、平安時代後期の作と考えられる定朝様を示す木造阿弥陀如来坐像が安置されている。

5 弓削島荘から産出される塩の運送状況とそれに従事する船頭の活動などから中世の瀬戸内海の水運・海上交通の一端を知ることができること。

中世の畿内（中央）の人々の生活は瀬戸内海地方に大きく依存しており、荘園で生産された米、塩、魚介類などは海上輸送された。中世の瀬戸内海沿岸各地には、次第に年貢や商品の積み出しや荷揚げを行う港町が整備され、弓削島も同様であった。文安2年（1445）に作成された「兵庫北関入船納帳」は1年間に兵庫北関に入関した船舶の記録であるが、そこには専門の運送業者である船頭が乗り込んだ弓削籍の船が特産品の塩などを積んで26回にもわたって入関していることが記されている。この様子をみると、荘園の解体期にある弓削島が、塩の荘園から瀬戸内海水運の拠点の一つとして変貌を遂げつつあることがわかる。

第2節 地区の設定

弓削島荘遺跡は、7つの遺跡で構成されている。地区（遺跡）ごとの保存管理・活用等の基本方針や方法を設定するため、史跡指定地を以下のように区分する。

表4 弓削島荘遺跡の地区区分（計画対象範囲）

	構成資産名	内 容
史跡指定地内	① 大田林の塩浜	久司浦地区にある製塩遺跡
	② 東泉寺	久司浦地区にある寺院
	③ 高浜八幡神社	上弓削地区にある神社、製塩遺跡
	④ 願成寺	上弓削地区にある寺院
	⑤ 弓削神社	下弓削地区にある神社
	⑥ 定光寺	土生地区にある寺院
	⑦ 百貫島とその周辺海域	弓削島の北東にある漁場
史跡指定地外	史跡周辺	①～⑦の周辺



図23 弓削島荘遺跡の構成資産

第3節 構成要素の特定

史跡の構成要素には、「本質的価値を構成する要素」と「本質的価値を構成する要素以外の要素」がある。「本質的価値を構成する要素」とは、指定説明文に明示されている要素、または指定説明文から読み込むことの可能な要素である。

「本質的価値を構成する要素以外の要素」とは、指定説明文からは読み込みにくい要素または指定後に付加された要素等であり、本質的価値と密接な関係を持っている。これらの諸要素の中には、本質的価値の補完に好影響を及ぼすものと改善・除去すべきものの双方がある。特に前者の中には、時間の経過とともに価値評価の可能性が生まれ、「本質的価値を構成する要素」へと移行するものもある。

第1節の史跡の本質的価値を踏まえて、史跡を構成する諸要素を8つに区分する。

史跡を構成する諸要素

A 史跡の本質的価値を構成する要素

- 中世荘園を構成する要素

B 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素

- 史跡の歴史的重層性を示す要素及び史跡の今日的価値を構成する要素
 - ※ 中世荘園を構成する要素のうち動産的文化財等を含む。
 - ※ 史跡の今日的価値を構成する要素の例：百貫島灯台

C 史跡の保存・活用に有効な要素

- 年中行事や近世から現代までの設置物のうち、史跡の保存・活用に資する要素

D その他の要素

- 上記A～C以外の要素

史跡周辺における諸要素

E 史跡の本質的価値に関連する要素

- 史跡指定地外の中世荘園を構成する要素

F 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素

- 史跡指定地外の史跡の歴史的重層性を示す要素及び史跡の今日的価値を構成する要素

G 史跡の保存・活用に有効な要素

- 史跡指定地外の近世から現代までの設置物のうち、史跡の保存・活用に資する要素

H その他の要素

- 史跡指定地外の上記E～G以外の要素

表5 史跡を構成する諸要素（史跡指定地内）

構成資産名		① 大田林の塩浜	② 東泉寺	③ 高浜八幡神社	④ 願成寺	⑤ 弓削神社	⑥ 定光寺	⑦ 百貫島とその周辺海域
A 史跡の本質的価値を構成する要素	地形・景観	砂浜海岸、塩山（塩木山）		砂浜海岸			崖上の立地	百貫島、周辺海域（漁場）
	地下遺構・遺物	塩浜・遺物（中世）	地下遺構・遺物（中世）	塩浜・遺物（中世）	地下遺構・遺物（中世）	地下遺構・遺物（中世）	地下遺構・遺物（中世）	
	建造物		東泉寺薬師堂、平瓦（箱入瓦）				定光寺観音堂	
B 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素	地形・景観			宮ノ山、京ノ小島		松原（愛媛県名勝法王ヶ原）		
	地下遺構・遺物	地下遺構・遺物（中世以外）	地下遺構・遺物（中世以外）	地下遺構・遺物（中世以外）	地下遺構・遺物（中世以外）	地下遺構・遺物（中世以外）	地下遺構・遺物（中世以外）	
	建造物		外陣（礼堂）、庫裏、鐘楼	本殿、拝殿、厳島神社	本堂、大師堂、庫裏、鐘楼	本殿、拝殿、棟札	本堂庫裏、山門	百貫島灯台（海上保安庁管理）
	美術工芸品・石造物		木造薬師三尊立像、凝灰岩製五輪塔、凝灰岩製五輪塔、その他の石造物（中世以降）	木造師（獅）子狛犬、石造物（中世以降）	木造阿弥陀如来坐像、絹本著色釈迦十六善神像、絹本著色不動明王二童子像、絹本著色弘法大師像、集合墓（結晶質石灰岩製笠塔婆、宝篋印塔等）、その他の石造物（中世以降）	木造師（獅）子狛犬、石造物（中世以降）	木造阿弥陀如来坐像、石造物（中世以降）	
	記念碑		石碑（浩宮徳仁親王殿下お成り記念）	石碑（浩宮徳仁親王殿下お成り記念）	石碑（浩宮徳仁親王殿下お成り記念）	石碑（浩宮徳仁親王殿下お成り記念）	石碑（浩宮徳仁親王殿下お成り記念）	
	植栽						ビャクシン	
	祭祀			夜殿式・宮座式		夜殿式・宮座式		

構成資産名		① 大田林の塩浜	② 東泉寺	③ 高浜八幡神社	④ 願成寺	⑤ 弓削神社	⑥ 定光寺	⑦ 百貫島とその周辺海域
C 史跡の保存・活用に関する要素	サイン	史跡案内板	説明板(薬師如来像)	史跡案内板		史跡案内板、案内板(瀬戸内海国立公園)、説明板(愛媛県名勝法王ヶ原)	説明板・銘板(定光寺観音堂)	
	便益施設		トイレ・休憩所(寺管理)	バス停	トイレ(寺管理)	トイレ(町管理)、ベンチ	ベンチ	
	管理施設						自動火災報知設備、屋外消火栓設備(放水銃)	
	防風林			松林		松林		
D その他の要素	年中行事		薬師祭、巳午、島四国	弓祈禱、とんど	灯籠流し、巳午、島四国	とんど	巳午、島四国	
	※⑧指定地全体雨乞踊り	護岸	大師堂、地藏堂、倉庫、石垣、歴代住職墓	金毘羅宮、船魂神社、山皇神社、大年神社、神興庫、旧神興庫、手水舎、鳥居、灯籠、注連石、力石、護岸、高齢者介護施設	荒神社、薬師堂、灯籠、家屋	天神社、荒神社、住吉社、小宮、神興庫、手水舎、鳥居、灯籠、注連石、丸石、井戸、社務所、キャンプ場、炊事場(町管理)、シャワー棟(町管理)、倉庫(町管理)	荒神社、小堂、六地藏、庄右衛門等の墓	洲鼻、百貫神社、三等三角点、波止、登山道、海苔養殖場

表 6 史跡周辺における諸要素（史跡指定地外）

構成資産名	① 大田林の塩浜	② 東泉寺	③ 高浜八幡神社	④ 願成寺	⑤ 弓削神社	⑥ 定光寺	⑦ 百貫島とその周辺海域
E 史跡の本質的価値に関連する要素	大森神社（島屋宮）	寺屋敷、花崗岩製坐像板碑（鯨池上の畑）、その他中世石造物		花崗岩製五輪塔火輪、その他中世石造物		中世石造物	
F 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素	弓削鯨遺跡、宇多城跡						
G 史跡の保存・活用に有効な要素		史跡案内板、説明板（弓削素師由来）、駐車場（寺管理）、鯨池公園		史跡案内板、ホース格納箱、駐車場（寺管理）、バス停、新池フラワー公園		史跡案内板、説明板（聖松）、聖松公園、駐車場（寺管理）	史跡案内板
H その他の要素	防波堤アート「天の花」	境内臺地	社務所、奥津城	山門、地藏堂、歴代住職墓、境内臺地	護岸、海水浴場、石碑（田坂為松顕彰碑）、国立弓削商船高等専門学校、中都・浜都集会所、宿泊施設	歴代住職墓、境内臺地	

① 大田林の塩浜

A 史跡の本質的価値を構成する要素



【地形・景観】
砂浜海岸



【地形・景観】
塩山（塩木山）



【地下遺構・遺物】
塩浜・遺物（中世）

B 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素

【地下遺構・遺物】

地下遺構・遺物（中世以外）

C 史跡の保存・活用に有効な要素



【サイン】史跡案内板

D その他の要素



護岸

E 史跡の本質的価値に関連する要素



大森神社（島屋宮）

F 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素



弓削鯨遺跡



宇多城跡

H その他の要素



防波堤アート「天の花」

② 東泉寺

A 史跡の本質的価値を構成する要素



【地下遺構・遺物】
地下遺構・遺物（中世）



【建造物】
東泉寺薬師堂



【建造物】
平瓦（箱入瓦）

B 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素



【建造物】外陣（礼堂）



【建造物】庫裏



【建造物】鐘楼



【美術工芸品・石造物】
木造薬師三尊立像



【美術工芸品・石造物】
凝灰岩製層塔



【美術工芸品・石造物】
凝灰岩製五輪塔



【記念碑】石碑（浩宮徳仁親王殿下
お成り記念）

【地下遺構・遺物】

地下遺構・遺物（中世以外）

【美術工芸品・石造物】

その他の石造物（中世以降）

C 史跡の保存・活用に有効な要素



【サイン】
説明板（薬師如来像）



【便益施設】
トイレ・休憩所（寺管理）



【年中行事】
薬師祭



【年中行事】巳午



【年中行事】島四国

D その他の要素



大師堂



地藏堂



倉庫



石垣



歴代住職墓

E 史跡の本質的価値に関連する要素



寺屋敷



花崗岩製坐像板碑
(鯨池上の畑)

○ その他中世石造物

G 史跡の保存・活用に有効な要素



史跡案内板



説明板（弓削薬師由来）



駐車場（寺管理）



鯨池公園

H その他の要素



境内墓地

③ 高浜八幡神社

A 史跡の本質的価値を構成する要素



【地形・景観】
砂浜海岸



【地下遺構・遺物】
塩浜・遺物（中世）

B 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素



【地形・景観】
宮ノ山、京ノ小島



【建造物】
本殿



【建造物】
拝殿



【建造物】
厳島神社



【美術工芸品・石造物】
木造師（獅）子狛犬



【記念碑】石碑（浩宮徳仁親王殿下お成り記念）



【祭祀】
夜殿式・宮座式

【地下遺構・遺物】
地下遺構・遺物（中世以外）

【美術工芸品・石造物】
石造物（中世以降）

C 史跡の保存・活用に有効な要素



【サイン】史跡案内板



【便益施設】バス停



【防風林】松林



【年中行事】弓祈禱



【年中行事】とんど

D その他の要素



金毘羅宮



船魂神社



山皇神社



大年神社



神輿庫



旧神輿庫



手水舎



鳥居



鳥居、灯籠、注連石



注連石



力石



護岸



高齢者介護施設

H その他の要素



社務所



奥津城

④ 願成寺

A 史跡の本質的価値を構成する要素



【地下遺構・遺物】
地下遺構・遺物（中世）

B 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素



【建造物】本堂



【建造物】大師堂



【建造物】庫裏



【建造物】
鐘楼



【美術工芸品・石造物】
木造阿弥陀如来坐像



【美術工芸品・石造物】
絹本著色釈迦十六善神像



【美術工芸品・石造物】
絹本著色不動明王二童子像



【美術工芸品・石造物】
絹本著色弘法大師像



【美術工芸品・石造物】
集合墓（結晶質石灰岩製笠塔婆、
宝篋印塔等）



【美術工芸品・石造物】
その他の石造物（中世以降）



【記念碑】石碑（浩宮徳仁親王殿
下お成り記念）

【地下遺構・遺物】

地下遺構・遺物（中世以外）

C 史跡の保存・活用に有効な要素



【便益施設】トイレ（寺管理）



【年中行事】灯籠流し



【年中行事】巳午



【年中行事】島四国

D その他の要素



荒神堂



薬師堂



灯籠



家屋

E 史跡の本質的価値に関連する要素



花崗岩製五輪塔火輪

○ その他中世石造物

G 史跡の保存・活用に有効な要素



史跡案内板



ホース格納箱



駐車場（寺管理）



バス停



新池フラワー公園

H その他の要素



山門



地藏堂



歴代住職墓（1）



歴代住職墓（2）



境内墓地

⑤ 弓削神社

A 史跡の本質的価値を構成する要素



【地下遺構・遺物】

地下遺構・遺物（中世）

B 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素



【地形・景観】
松原（愛媛県名勝法王ヶ原）



【建造物】
本殿



【建造物】
拝殿



【建造物】
棟札



【美術工芸品・石造物】
木造師（獅）子狛犬



【記念碑】石碑（浩宮徳仁親王殿下お成り記念）



【祭祀】夜殿式・宮座式

【地下遺構・遺物】地下遺構・遺物（中世以外）

【美術工芸品・石造物】石造物（中世以降）

C 史跡の保存・活用に有効な要素



【サイン】史跡案内板



【サイン】案内板
（瀬戸内海国立公園）



【サイン】説明板
（愛媛県名勝法王ヶ原）



【便益施設】トイレ（町管理）



【便益施設】ベンチ



【防風林】松林



【年中行事】とんど

D その他の要素



天神社



荒神社



住吉社



小宮



神輿庫



手水舎



鳥居、灯籠



注連石



丸石



井戸



社務所



キャンプ場



炊事場（町管理）



シャワー棟（町管理）



倉庫（町管理）

H その他の要素



護岸



海水浴場



石碑（田坂為松顕彰碑）



国立弓削商船高等専門学校



中都・浜都集会所



宿泊施設

⑥ 定光寺

A 史跡の本質的価値を構成する要素



【地形・景観】
崖上の立地



【地下遺構・遺物】
地下遺構・遺物（中世）



【建造物】
定光寺観音堂

B 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素



【建造物】
本堂庫裏



【建造物】
山門



【美術工芸品・石造物】
木造阿弥陀如来坐像



【記念碑】石碑（浩宮徳仁親王殿下
下お成り記念）



【植栽】バクシン

【地下遺構・遺物】地下遺構・遺物（中世以外）

【美術工芸品・石造物】石造物（中世以降）

C 史跡の保存・活用に有効な要素



【サイン】
説明板（定光寺観音堂）



【サイン】
銘板（定光寺観音堂）



【便益施設】
ベンチ



【管理施設】
自動火災報知設備



【管理施設】
屋外消火栓設備（放水銃）



【年中行事】
巳午



【年中行事】島四国

D その他の要素



荒神堂



小堂



六地藏



庄右衛門等の墓

E 史跡の本質的価値に関連する要素

- 中世石造物

G 史跡の保存・活用に有効な要素



史跡案内板



説明板（聖松）



聖松公園



駐車場（寺管理）

H その他の要素



歴代住職墓



境内墓地

⑦ 百貫島とその周辺海域

A 史跡の本質的価値を構成する要素



【地形・景観】
百貫島



【地形・景観】
周辺海域（漁場）

B 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素



【建造物】
百貫島灯台（海上保安庁管理）

D その他の要素



洲鼻



百貫神社



三等三角点



波止



登山道



海苔養殖場

G 史跡の保存・活用に有効な要素



史跡案内板

⑧ 史跡指定地全体

C 史跡の保存・活用に有効な要素



【年中行事】雨乞踊り

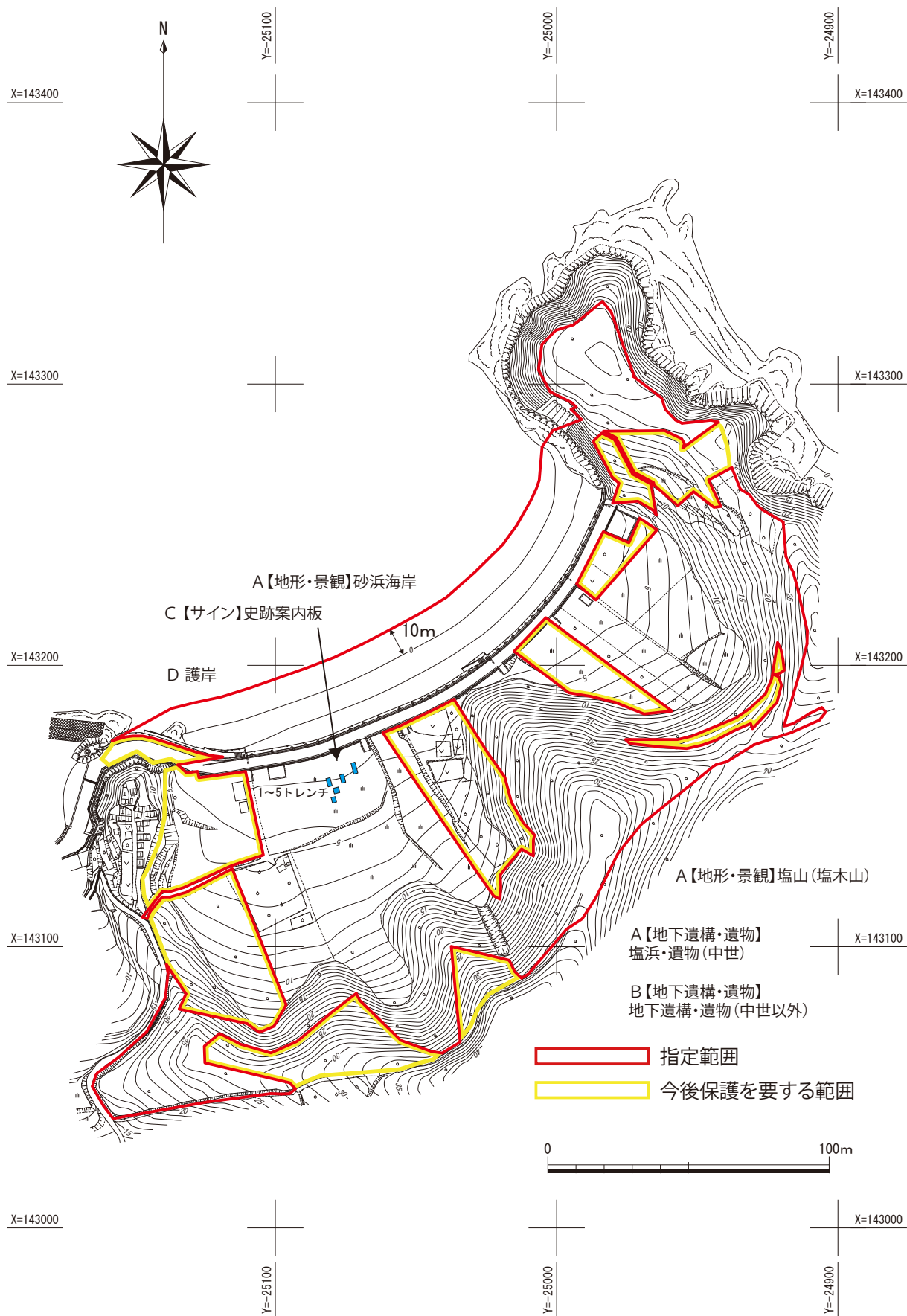


図 24 大田林の塩浜 構成要素分布図

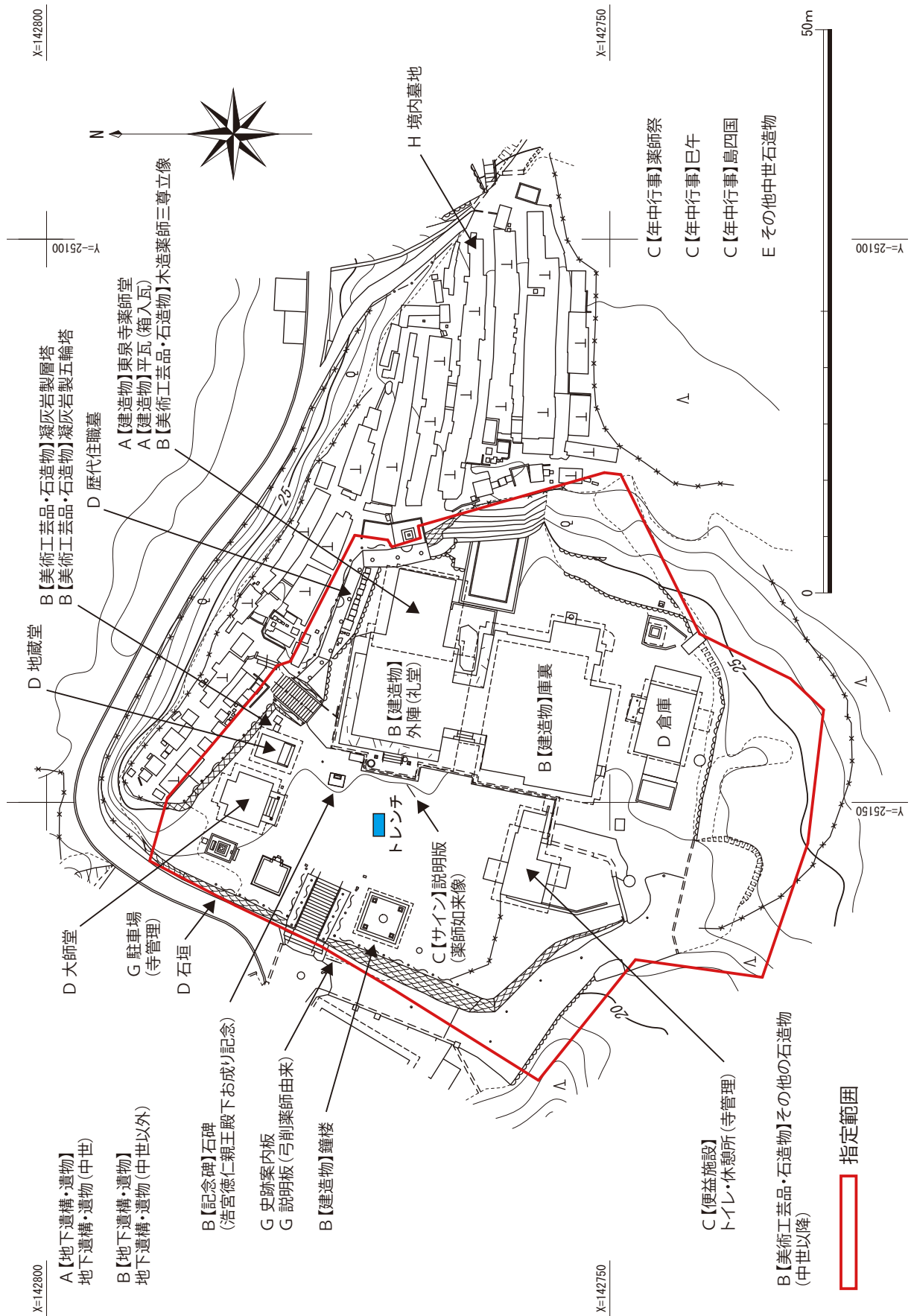


図 25 東泉寺 構成要素分布図

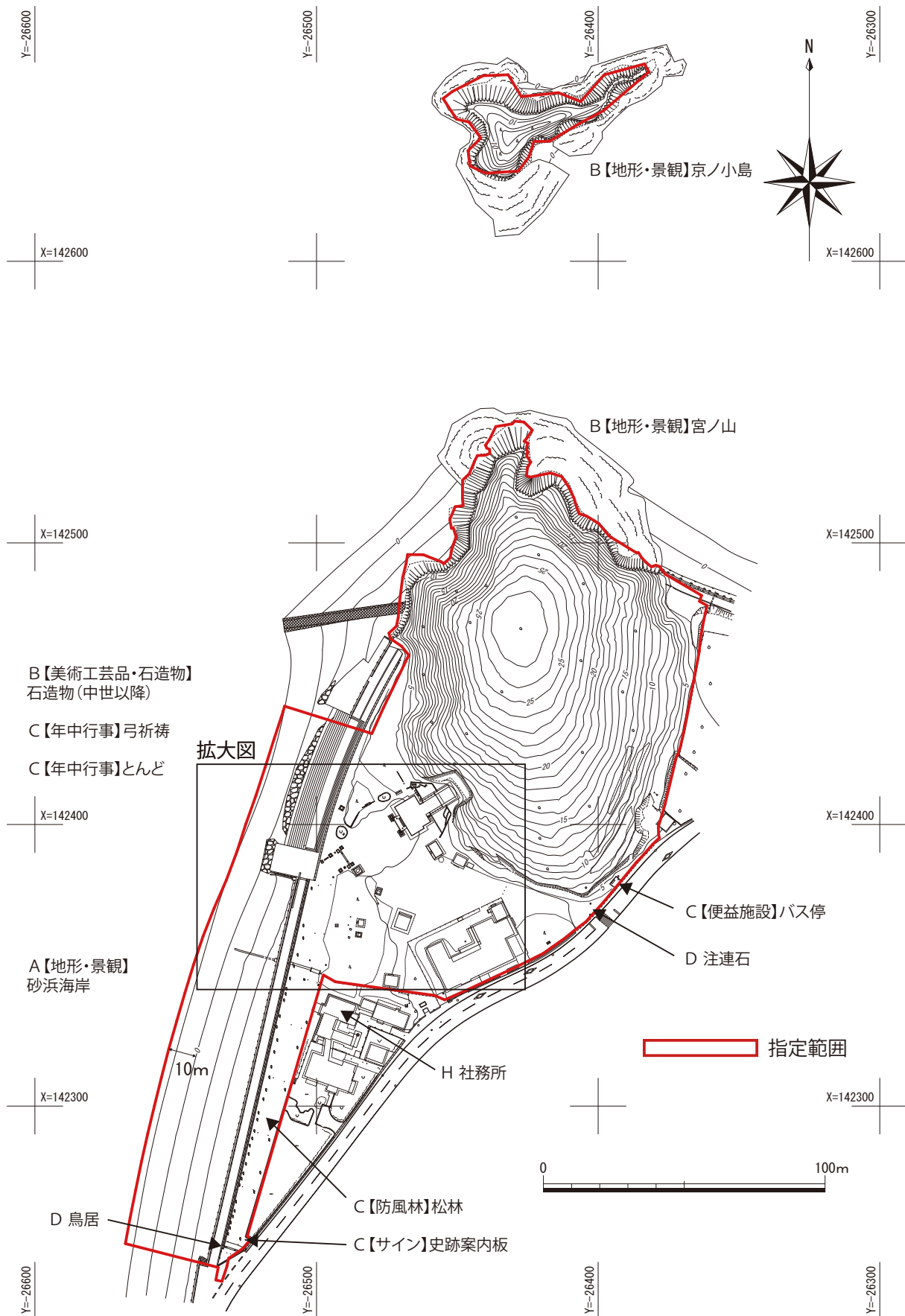


図 26 高浜八幡神社 構成要素分布図(1)

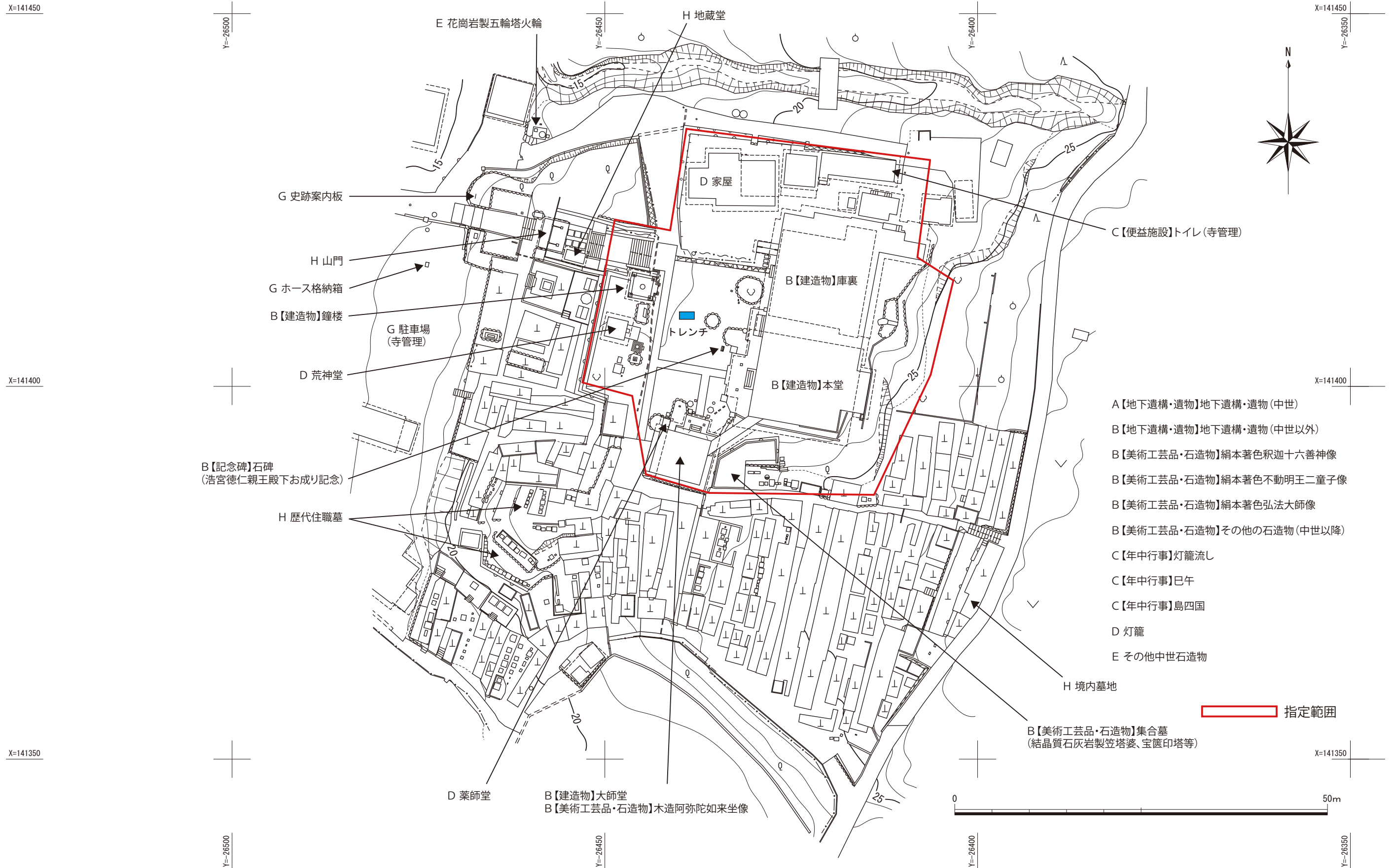


図 28 願成寺 構成要素分布図

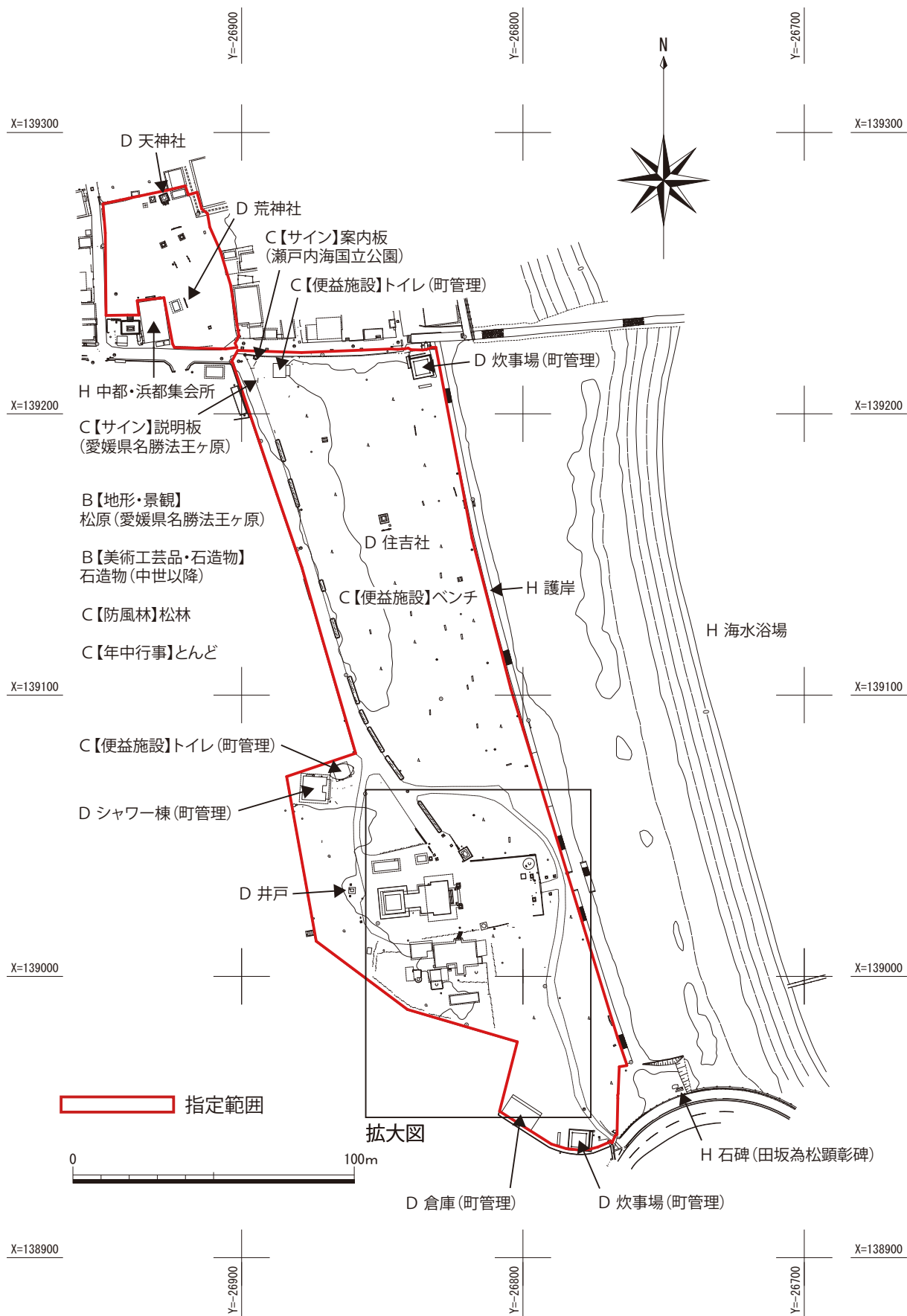


図 29 弓削神社 構成要素分布図(1)



図 30 弓削神社 構成要素分布図(2)



図 31 定光寺 構成要素分布図

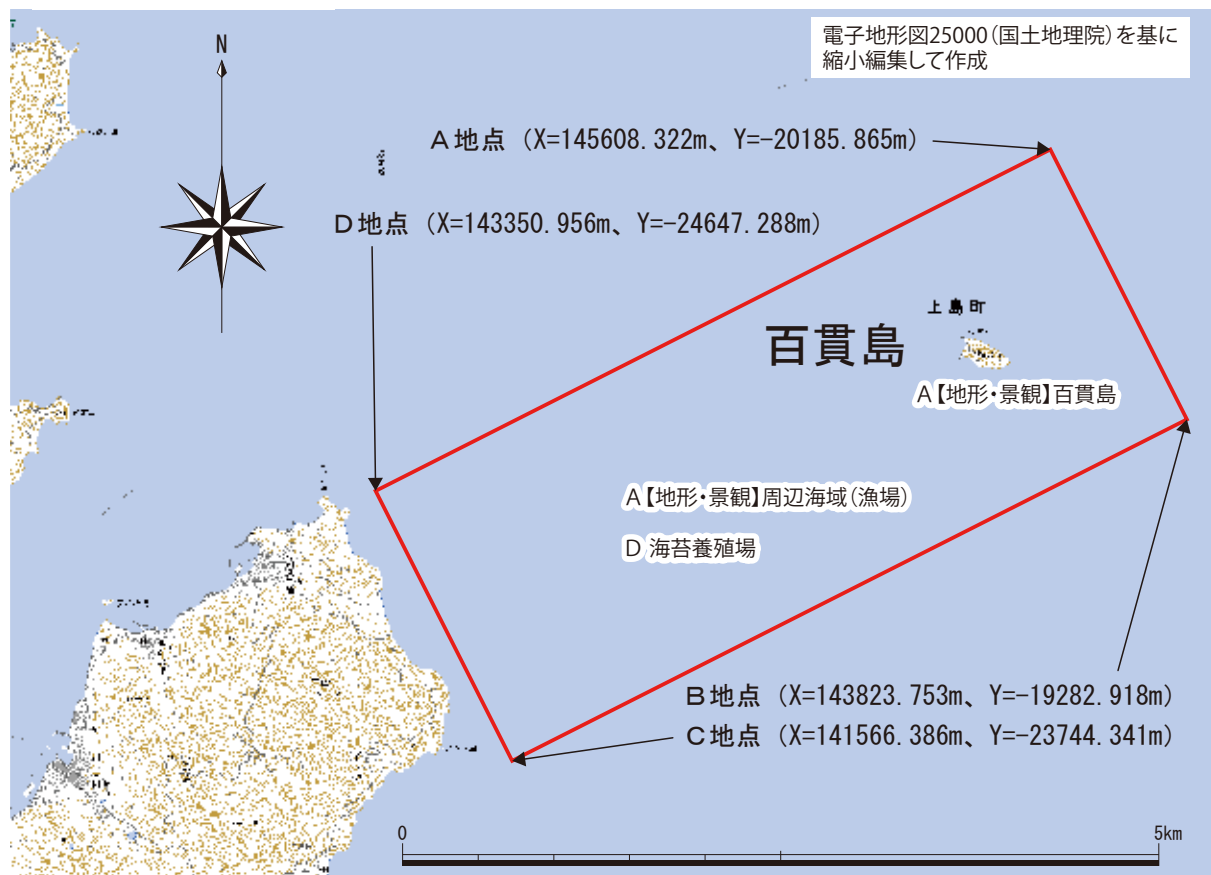
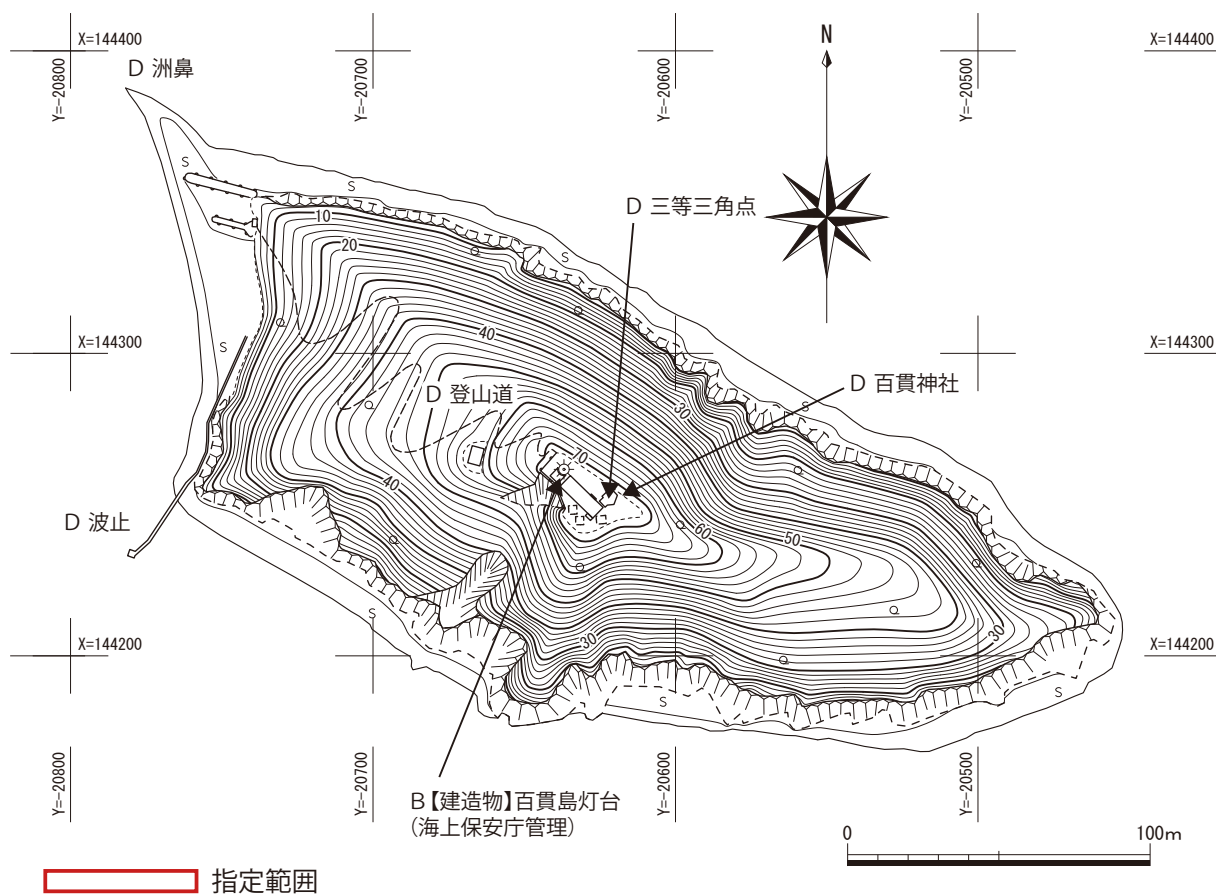


図 32 百貫島とその周辺海域 構成要素分布図



図 33 構成要素分布図 (その他)

第4章 史跡の現状と課題

第1節 保存管理の現状と課題

本史跡は、弓削島に所在する大田林の塩浜、東泉寺、高浜八幡神社、願成寺、弓削神社、定光寺の6つの遺跡、そして、百貫島とその周辺海域が国史跡に指定されている。これらの7つの遺跡（構成資産）は広域に分布し、その管理団体として上島町が指定され、本史跡全体の保存のために必要な管理を行っている。

構成資産うち、5つの遺跡が寺社であり、古来より営まれてきた信仰の空間、宗教活動の場として保存管理されている。また、百貫島は国有地であり、山頂にある灯台とともに海上保安庁が管理している。さらに、史跡指定地のうち、大田林の塩浜の陸地部分、東泉寺の全域、高浜八幡神社の京ノ小島を除いた陸地部分及び弓削神社の大部分については、環境省が管理する瀬戸内海国立公園の第2種特別地域に該当し、優れた自然風景を保護するため各種の行為が規制されている。大田林の塩浜及び高浜八幡神社沿いの海岸は、海岸保全区域に指定されている。弓削神社にある法王ヶ原は愛媛県の名勝に指定されており、その風致景観が保護されている。このように弓削島遺跡は、その環境が様々な方法によって重層的に保護されていることから、史跡としての保存管理の指針を設定することが求められる。一方、大田林の塩浜の多くが民有地であることから、史跡の適正な保存管理、活用及び整備を図るために、その運用方法を所有者と協議する必要がある。

発掘調査を行った箇所は指定範囲の一部であり、史跡の本質的価値を明らかにし、価値を高めていくための重要遺跡確認調査を計画的に行うことが重要である。そして、所有者と協議・連携し、史跡の重要な部分をなす場所については、追加指定並びに土地（境内地以外の民地）の適切な公有地化を進める必要がある。

このことを踏まえて、以下のとおり要素ごとに保存管理の現状と課題を整理する。

① 大田林の塩浜

表7 「大田林の塩浜」の保存管理における現状と課題

区 分		要 素	現 状	課 題
A	地形・景観	砂浜海岸、 塩山（塩木山）	【砂浜海岸】 中世には、砂浜海岸から人力で海水を汲みあげて採鹹地に散水する揚浜式製塩が行われていた。防波堤が設置された現在も弓状に海岸線が続く白砂海岸となっている。	【砂浜海岸】 良好に保存されており、適切に維持していく必要がある。また、周辺は、農林海岸（島尻海岸）として海岸保全区域となっている。
			【塩山（塩木山）】 塩浜の背後にあり、山林から製塩の燃料が供給されたと推定される。	【塩山（塩木山）】 多くが民有地であり、耕作されていない畑が多く、史跡としての保存管理方法等について所有者と協議する必要がある。

区 分		要 素	現 状	課 題
A	地下遺構・遺物	塩浜・遺物（中世）	令和元年(2019)に実施した小規模なトレンチ調査では、揚浜式製塩に伴う塩浜の浜床が確認された。浜床は、出土遺物及び自然科学分析結果から13世紀代以前に形成されたとみられる。浜床は浜堤上またはその後背湿地を利用して造成されたと考えられる。	塩穴（沼井）や釜屋跡等の塩浜に付随する遺構が確認されていない。史跡の本質的価値を明らかにし、価値を高めていくための重要遺跡確認調査を計画的に行う必要がある。また、史跡の重要な部分をなす場所については、土地の買上げ等による公有地化を検討する必要がある。
B	地下遺構・遺物	地下遺構・遺物（中世以外）	令和元年(2019)に実施した小規模なトレンチ調査の成果から、近世以降、塩浜跡地は水田耕作に利用されたと考えられる。	史跡の本質的価値を明らかにし、価値を高めていくための重要遺跡確認調査を計画的に行う必要がある。
C	サイン	史跡案内板	史跡周知のために、令和5年(2023)3月に発掘調査箇所近くに設置した。	文化財保護法及び史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に規定された史跡の管理に必要な標識、説明板等の整備を進める必要がある。
D		護岸	大田林の海岸は農林海岸であり、海岸保全区域に指定されている。護岸は愛媛県東予地方局今治支局農村整備課が管理している。	海岸保全施設として適切に維持管理されている。
E		大森神社（島屋宮）	「東寺百合文書」に登場する島屋宮の後身と考えられ、江戸時代末期に現在地に遷宮されたと伝えられている。久司浦地区の氏神となっている。高浜八幡神社の宮司が兼務している。	氏子数は減少しているが、今後も夜殿式や宮座式などの中世的祭祀を継続することが望ましい。
F		弓削鯨遺跡、宇多城跡	【弓削鯨遺跡】 大森神社裏の尾根上に位置する。昭和31年(1956)にナイフ形石器が採集された。愛媛県内で初めて発見された旧石器時代の遺跡である。 【宇多城跡】 久司浦集落の東、大田林の塩浜の背後の尾根上にある。中世の頃、伊予国壬生川（現在の西条市）から移住してきた宇多源次兵衛明利が築いたと伝えられている。宇多（田）城のあった山は城山といわれた。江戸時代には、城山の北は狼煙を上げる「烽火台」として使われ、この場所は「火山」と呼ばれた。	【弓削鯨遺跡】 埋蔵文化財包蔵地であるが、発見から長い年月が経過しているため、遺跡の詳細を把握できていない。 【宇多城跡】 曲輪や堀切等は不明瞭であり、埋蔵文化財包蔵地であるが、遺構の存否を確認できていない。
H		防波堤アート「天の花」	令和元年(2019)に京都市の画家によって制作され、サイクリストをはじめ、多くの人々がこの場所を訪れている。	弓削島北端への周遊を促す観光資源であり、継続して維持管理することが望ましい。

② 東泉寺

表8 「東泉寺」の保存管理における現状と課題

区 分		要 素	現 状	課 題
A	地下遺構・遺物	地下遺構・遺物(中世)	令和元年(2019)に実施した小規模なトレンチ調査では、7つの遺構面を確認し、Ⅷ層(31層)から12～13世紀代頃の多量の京都系土師器皿、和泉型瓦器碗、東播系須恵器こね鉢、白磁四耳壺などが出土した。調査成果から、弓削島荘の成立段階である12世紀中頃から13世紀にかけての時期に東泉寺の前身である薬師寺がこの地に創建された可能性がある。	史跡の本質的価値を明らかにし、価値を高めていくための重要遺跡確認調査を計画的に行う必要がある。
	建造物	東泉寺薬師堂、平瓦(箱入瓦)	【東泉寺薬師堂】 建築年代が室町時代中期、すなわち荘園時代末期と推定される。室町時代の小型仏堂の典型例であり、愛媛県地方における唐様建築文化の広がりを示す貴重な遺構である。明治17年(1884)に現在の位置に移設された。町有形文化財(平成31年1月25日指定)に指定されている。 【平瓦(箱入瓦)】 「大願主/文明十二年庚子五月廿三日/浄泉房」の銘書銘のある瓦が伝えられており、薬師堂の建築年代を示すとされている。平瓦は外陣(礼堂)でガラスケースに入れて保管されている。東泉寺薬師堂の付(つけたり)指定である。	【東泉寺薬師堂】 全体的に経年劣化が見られるため、計画的に修理する必要がある。 【平瓦(箱入瓦)】 無住であるため、適切に保存管理する方法を検討する必要がある。
B	地下遺構・遺物	地下遺構・遺物(中世以外)	令和元年(2019)に小規模なトレンチ調査を実施した。	史跡の本質的価値を明らかにし、価値を高めていくための重要遺跡確認調査を計画的に行う必要がある。
	建造物	外陣(礼堂)、庫裏、鐘楼	【外陣(礼堂)、庫裏】 明治17年(1884)以降に薬師堂を本堂とする境内の伽藍配置の変化があり、明治19年(1886)に外陣(礼堂)と庫裏が落成した。 【鐘楼】 境内入口の石段の南側にある。	【外陣(礼堂)、庫裏】 全体的に経年劣化が見られるため、計画的に修理することが望ましい。大雨時に排水が適切にできていない、建物の床下に雨水が流れ込むため、対策を検討する必要がある。 【鐘楼】 適切に維持管理する必要がある。
	美術工芸品・石造物	木造薬師三尊立像	【木造薬師三尊立像】 薬師堂の厨子内に安置されており、鎌倉時代後期の作とされる。本像は「薬師寺」の本尊を引き継いだ可能性がある。町指定有形文化財(昭和51年2月21日指定)である。腕や足先等に損傷が見られる。	【木造薬師三尊立像】 損傷箇所について、修理する必要がある。また、無住であるため、適切に保存管理する方法を検討する必要がある。

区 分		要 素	現 状	課 題
B	美術工芸品・石造物	凝灰岩製層塔、凝灰岩製五輪塔、その他の石造物（中世以降）	【凝灰岩製層塔・五輪塔】 東泉寺境内から参道を100mほど下りた寺屋敷と呼ばれる場所で出土したもので、いずれも14世紀初頭の造立と推定される。層塔は五重層塔と考えられるが、最上段屋根と相輪を欠く。五輪塔は水輪のみ確認される。全体的に劣化や損傷が見られる。 【その他の石造物（中世以降）】 実地調査によって、中世石造物の所在を把握している。	【凝灰岩製層塔・五輪塔】 文化財指定や保存方法について検討する必要がある。 【その他の石造物（中世以降）】 境内地に散在するため、保存管理の方法を検討する必要がある。中世以外の石造物については、内容や分布を把握する必要がある。
	記念碑	石碑（浩宮徳仁親王殿下お成り記念）	昭和56年(1981)7月に浩宮徳仁親王殿下（今上陛下）が中世の荘園制度及び瀬戸内海の海上交通のご研究のためにご来島されたことを記念して建立された。	本史跡の歴史的価値を理解するために、未永く大切に保存する必要がある。
C	サイン	説明板（薬師如来像）	町指定有形文化財の木造薬師三尊立像の概要を記した説明板である。境内に設置されている。	近年の研究成果を盛り込む必要がある。
	便益施設	トイレ・休憩所（寺管理）	庫裏の西に隣接しており、地域住民によって適切に管理されている。	適切に維持管理することが望ましい。
	年中行事	薬師祭、巳午、島四国	【薬師祭】 5月5日を「弓削（鯨）薬師」の日と定め、本尊薬師如来の祭日にあわせて花祭（誕生会）の法要を行っている。檀家数は減少しているが、町内外から多くの参拝者が訪れている。 【巳午】 12月初の巳の日に新仏の正月として行われる。親戚、知人が供え物をして念仏を唱え、仏の冥福を祈る。 【島四国】 弓削島では、毎年4月21日に近い日曜日を「島四国」の日と定め、全島をあげて札所を巡拝する。東泉寺境内には、1番札所霊山寺（大師堂）があり、町内外からの多くの参拝者で賑わう。	【薬師祭】 年中行事の開催は、地域ぐるみの寺社の維持管理に繋がる側面を有しており、今後も存続されることが望ましい。 【巳午】 年中行事の開催は、地域ぐるみの寺社の維持管理に繋がる側面を有しており、今後も存続されることが望ましい。 【島四国】 年中行事の開催は、地域ぐるみの寺社の維持管理に繋がる側面を有しており、今後も存続されることが望ましい。
D		大師堂、地藏堂、倉庫	【大師堂、地藏堂、倉庫】 いずれも境内地にあり、特に地藏堂と倉庫は全体的に損傷が多く見られる。	【大師堂、地藏堂、倉庫】 地藏堂と倉庫については、安全面を考慮して、撤去も視野に今後の扱いを検討することが望ましい。

区 分	要 素	現 状	課 題
D	石垣、歴代住職墓	【石垣】 明治 17 年(1884)以降の境内の伽藍配置の変化によって西側に土地が拡張されることに伴い、新たに築かれたと考えられる。史跡指定地の西端にある。 【歴代住職墓】 東泉寺薬師堂の北にある。	【石垣】 適切に維持管理する必要がある。 【歴代住職墓】 適切に維持管理されている。
E	寺屋敷、花崗岩製坐像板碑（鯨池上の畑）、その他中世石造物	【寺屋敷】 東泉寺境内から参道を 100mほど下りた場所であり、昭和 48 年(1973)に凝灰岩製層塔・五輪塔が出土し、境内に移された。現在は耕作地となっている。 【花崗岩製坐像板碑（鯨池上の畑）】 東泉寺の北に位置する鯨池の近くの田頭屋敷と呼ばれる土地に見られる。何らかの理由で折損したため、上部を板碑として建て直したものと考えられる。14 世紀末から 15 世紀初頭にかけての造立と推定される。 【その他中世石造物】 実地調査によって、中世石造物の所在を把握している。	【寺屋敷】 現況を確認するための試掘調査等を実施する必要がある。 【花崗岩製坐像板碑（鯨池上の畑）】 民有地（畑地）に所在するため、保存管理について関係者と協議する必要がある。また、今後の文化財指定を検討する必要がある。 【その他中世石造物】 境内地周辺に散在するため、保存管理の方法を検討する必要がある。
G	史跡案内板、説明板（弓削薬師由来）、駐車場（寺管理）、鯨池公園	【史跡案内板】 史跡周知のために、令和 5 年(2023)3 月に境内入口の石段近くに設置した。 【説明板（弓削薬師由来）】 東泉寺の由来を記した説明板である。境内入口の石段近くに設置されている。 【駐車場（寺管理）】 東泉寺境内地の西に位置し、5 台程度の乗用車を駐車できる。 【鯨池公園】 東泉寺の北に位置する。水田耕作が行われていた頃、鯨池は灌漑用のため池として利用されていた。現在は南半分が埋め立てられて公園として利用されている。	【史跡案内板】 史跡指定地内において、文化財保護法及び史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に規定された史跡の管理に必要な標識、説明板等の整備を進める必要がある。 【説明板（弓削薬師由来）】 適切に維持管理する必要がある。 【駐車場（寺管理）】 適切に維持管理することが望ましい。 【鯨池公園】 地域住民や町外見学者の憩いと交流の場として、維持管理することが望ましい。
H	境内墓地	東泉寺境内地の北及び東に位置する。	適切に維持管理されている。

③ 高浜八幡神社

表9 「高浜八幡神社」の保存管理における現状と課題

区 分		要 素	現 状	課 題
A	地形・景観	砂浜海岸	中世には、砂浜海岸から人力で海水を汲みあげて採鹹地に散水する揚浜式製塩が行われていた。防波堤が設置された現在も南北に500mほどの白砂海岸が続いている。	良好に保存されており、適切に維持していく必要がある。また、周辺は、建設海岸（上弓削海岸）として海岸保全区域となっている。
	地下遺構・遺物	塩浜・遺物（中世）	平成30年(2018)に実施した小規模なトレンチ調査では、揚浜式製塩に伴う塩浜の浜床とその基盤層を確認した。出土遺物及び自然科学分析結果から、浜床は11世紀代から13世紀代までの間に形成されたと考えられる。浜床は浜堤上またはその後背湿地を利用して造成されたと考えられる。	塩穴（沼井）や釜屋跡等の塩浜に付随する遺構が確認されていない。また、塩浜と社（高浜八幡神社）の併存関係も整理しなければならない。史跡の本質的価値を明らかにし、価値を高めていくための重要遺跡確認調査を計画的に行う必要がある。
B	地形・景観	宮ノ山、京ノ小島	【宮ノ山】 高浜八幡神社社殿の北にあり、山頂部には、高浜神社遺跡（埋蔵文化財包蔵地）がある。また、サヌカイト製の横長剥片等が採集されている。 【京ノ小島】 弘法大師が願文と経文を1字ずつ小石に書いて埋めたという伝承があり、経ノ小島とも呼ばれている。	【宮ノ山】 本殿に面した法面の崩落が見られ、建物に影響を及ぼす可能性があることから、法面を改修する必要がある。 【京ノ小島】 通常は渡島できないため、良好に保存されており、今後も適切に保存する必要がある。
	地下遺構・遺物	地下遺構・遺物（中世以外）	平成30年(2018)に小規模なトレンチ調査を実施した。	史跡の本質的価値を明らかにし、価値を高めていくための重要遺跡確認調査を計画的に行う必要がある。
	建造物	本殿、拝殿、厳島神社	現在の本殿は大正15年(1926)に改築されたものである。拝殿は昭和18年(1943)に新築された。拝殿に隣接した金毘羅宮には、厳島神社が合祀されている。これは、応長元年(1311)の相分帳で、「タカハマ」において年貢免除の塩穴を認められている「厳島」にあたると考えられる。	経年劣化のため、令和5年度に本殿の柱等の修復工事を行った。本殿の裏側の法面の崩落が見られ、建物に影響を及ぼす可能性があることから、法面を改修する必要がある。
	美術工芸品・石造物	木造師(獅)子狛犬、石造物（中世以降）	【木造師（獅）子狛犬】 鎌倉時代末期から南北朝時代にかけての作と考えられ、本殿の御簾の前に安置されている。 【石造物（中世以降）】 境内地に散在する。	【木造師（獅）子狛犬】 全体的に劣化・損傷が見られるため、計画的に修理することが望ましい。また、今後の文化財指定を検討する必要がある。 【石造物（中世以降）】 内容や分布を把握する必要がある。
	記念碑	石碑（浩宮徳仁親王殿下お成り記念）	昭和56年(1981)7月に浩宮徳仁親王殿下（今上陛下）が中世の荘園制度及び瀬戸内海の海上交通のご研究のためにご来島されたことを記念して建立された。	本史跡の歴史的価値を理解するために、未永く大切に保存する必要がある。

区 分		要 素	現 状	課 題
B	祭祀	夜殿式・宮座式	弓削島と佐島の氏神社で行われている特殊神事であり、全体的に形式化された部分もあるが、限定された参加者による列座形式を採ることなど、中世宮座の構成要素を引き継いでいると考えられる。宮座式には、いわゆる長床の行事との類似性も窺えるが、畿内的な明確さを備えた宮座の存在を指摘することは困難である。	夜殿式（夜殿祭）と宮座式は中世的祭祀であり、愛媛県下では弓削島と佐島にのみ伝承されているものである。また、例祭は、トウヤ制度に基づいて行われてきた。今後も継承されることが望ましい。
C	サイン	史跡案内板	史跡周知のために、令和5年(2023)3月に境内地南端の鳥居の近くに設置した。	文化財保護法及び史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に規定された史跡の管理に必要な標識、説明板等の整備を進める必要がある。
	便益施設	バス停	町有バスの停留所（高浜八幡神社）が一般県道弓削島循環線沿いにある。	バス停の標識やベンチを更新する場合は、史跡の景観に配慮したものを採用することが望ましい。
	防風林	松林	海岸沿いに防風林としてクロマツが群生している。	松くい虫防除のために、毎年、噴霧器による薬剤の地上散布を行っている。一方、黒松及び米松の一部が過度な成長により周辺の家屋や構築物等に被害を及ぼす危険木となっている。
	年中行事	弓祈祷、とんど	【弓祈祷】 正月10日のころ、前年のトウヤに当たった家が近所の子ども4、5人と羽織袴のいでたちで、境内に鬼と書いた的と普通の丸いのを置いて、子どもに弓を射させて、鬼払いの祈祷を神主が行う。昔は神主とトウヤと氏子総代、元服を迎えた男子とで弓を射っていたが、現在では参拝に来た人は誰でも弓を射ることができるになっている。 【とんど】 小正月に門松、注連縄、破魔矢といった正月飾りなどを持ち寄り、お焚き上げをして、その年の無病息災や五穀豊穡を祈願する行事であり、境内に隣接した砂浜で行われる。	【弓祈祷】 年中行事の開催は、地域ぐるみの寺社の維持管理に繋がる側面を有しており、今後も存続されることが望ましい。 【とんど】 年中行事の開催は、地域ぐるみの寺社の維持管理に繋がる側面を有しており、今後も存続されることが望ましい。
D		金毘羅宮、船魂神社、山皇神社、大年神社、神輿庫、旧神輿庫	【金毘羅宮、船魂神社、山皇神社、大年神社、神輿庫、旧神輿庫】 拝殿に隣接した金毘羅宮には、古くからあった境内末社が合祀されている。	【金毘羅宮、船魂神社、山皇神社、大年神社、神輿庫、旧神輿庫】 適切に維持管理することが望ましい。

区 分	要 素	現 状	課 題
D	手水舎、鳥居、灯籠、注連石、力石、護岸、高齢者介護施設	【手水舎、鳥居、灯籠、注連石、力石】 境内にある明治時代前のものである。享和元年(1801)に氏子が寄進した大鳥居、文化3年(1806)に建てられ、1面に金毘羅、次の面に太神宮、次に住吉大明神、次に八幡宮と、それぞれ刻んだ4面の大型石灯籠、文化4年(1807)に網屋惣兵衛と新屋利藤治によって寄進された拝殿前の石造の師(獅)子狛犬、大年神社前の文化6年(1809)と文化13年(1816)の石灯籠1基ずつ、上記大鳥居前の尾崎屋市兵衛と網屋惣兵衛寄進の文化15年(1818)の石灯籠などがある。 【護岸】 高浜八幡神社沿いの海岸は建設海岸であり、海岸保全区域に指定されている。護岸は愛媛県東予地方局今治土木事務所が管理している。 【高齢者介護施設】 一般県道弓削島循環線沿いの境内地内にある。旧弓削幼稚園の建物を利用してNPO法人が運営している。	【手水舎、鳥居、灯籠、注連石、力石】 適切に維持管理することが望ましい。 【護岸】 海岸保全施設として適切に維持管理されている。 【高齢者介護施設】 史跡保存と施設運営の共存を図る必要がある。
H	社務所、奥津城	【社務所】 社殿の南の参道沿いにある。 【奥津城】 境内地から一般県道弓削島循環線を隔てて東にある。墓地には宮司亀山家奥津城と並んで江戸時代末期の国学者越智通貫の墓碑がある。	【社務所】 適切に維持管理されている。 【奥津城】 適切に維持管理されている。

④ 願成寺

表 10 「願成寺」の保存管理における現状と課題

区 分	要 素	現 状	課 題
A	地下遺構・遺物	令和元年(2019)に実施した小規模なトレンチ調査では、地山直上の12層(造成土)からコビキA痕を遺す硬質の平瓦が出土した。同層から採集した炭化材の放射性炭素年代測定では、13世紀末～14世紀末の年代値を示し、願成寺が荘園時代からこの地に所在することを確認した。	史跡の本質的価値を明らかにし、価値を高めていくための重要遺跡確認調査を計画的に行う必要がある。
B	地下遺構・遺物	令和元年(2019)に小規模なトレンチ調査を実施した。	史跡の本質的価値を明らかにし、価値を高めていくための重要遺跡確認調査を計画的に行う必要がある。

区 分		要 素	現 状	課 題
B	建造物	本堂、大師堂、庫裏、鐘楼	大正9年(1920)に本堂の新築、庫裏の改築が行われ、現在に至っている。大師堂は境内地の南側、鐘楼は西側にある。	適切に維持管理する必要がある。
	美術工芸品・石造物	木造阿弥陀如来坐像、絹本著色釈迦十六善神像、絹本著色不動明王二童子像、絹本著色弘法大師像、集合墓（結晶質石灰岩製笠塔婆、宝篋印塔等）、その他の石造物（中世以降）	【木造阿弥陀如来坐像】鎌倉時代前期の作と考えられ、大師堂内に安置されている。 【絹本著色釈迦十六善神像・絹本著色不動明王二童子像・絹本著色弘法大師像】室町時代のもものとみられるが、その時代から伝えられたものかどうかは不明である。しかし、これらは弓削島における数少ない中世仏画として貴重である。 【結晶質石灰岩製笠塔婆】16世紀後半頃の造立と考えられ、笠と塔身が見られる。 【宝篋印塔】集合墓地内（三界萬霊）に2基の花崗岩製宝篋印塔がある。造立時期は、16世紀末～17世紀初頭頃と考えられる。 【その他の石造物（中世以降）】実地調査によって、中世石造物の所在を把握している。	【木造阿弥陀如来坐像】適切に保存管理する必要がある。 【絹本著色釈迦十六善神像・絹本著色不動明王二童子像・絹本著色弘法大師像】適切に保存管理する必要がある。 【結晶質石灰岩製笠塔婆】適切に保存管理する必要がある。 【宝篋印塔】適切に保存管理し、文化財指定を検討する必要がある。 【その他の石造物（中世以降）】境内地に散在するため、保存管理の方法を検討する必要がある。中世以外の石造物については、内容や分布を把握する必要がある。
	記念碑	石碑（浩宮徳仁親王殿下お成り記念）	昭和56年(1981)7月に浩宮徳仁親王殿下（今上陛下）が中世の荘園制度及び瀬戸内海の海上交通のご研究のためにご来島されたことを記念して建立された。	本史跡の歴史的価値を理解するために、末永く大切に保存する必要がある。
C	便益施設	トイレ（寺管理）	庫裏の北にある。	主として参拝者用として、適切に維持管理されている。
	年中行事	灯籠流し、巳午	【灯籠流し】7月24日、地蔵盆の日、地蔵施餓鬼をして、夕方に灯籠流しをする。弓削島では、願成寺にだけ残っている行事である。 【巳午】12月初の巳の日には新仏の正月として行われる。親戚、知人が供え物をして念仏を唱え、仏の冥福を祈る。	【灯籠流し】年中行事の開催は、地域ぐるみの寺社の維持管理に繋がる側面を有しており、今後も存続されることが望ましい。 【巳午】年中行事の開催は、地域ぐるみの寺社の維持管理に繋がる側面を有しており、今後も存続されることが望ましい。

区 分		要 素	現 状	課 題
C	年中行事	島四国	【島四国】 弓削島では、毎年4月21日に近い日曜日を「島四国」の日と定め、全島をあげて札所を巡拝する。願成寺境内には、81番札所白峰寺(大師堂)があり、町内外からの多くの参拝者で賑わう。	【島四国】 年中行事の開催は、地域ぐるみの寺社の維持管理に繋がる側面を有しており、今後も存続されることが望ましい。
D		荒神堂、薬師堂、灯籠、家屋	【荒神堂】 本堂の向かいにある。平成16年(2004)の庫裏及び同19年(2007)の本堂の屋根瓦の葺き替え時に下した鬼瓦が展示されている。荒神堂の近くには、総検校田頭城繁の墓碑、文化9年(1812)4月建立の一字一石経王塔が見られる。 【薬師堂】 大師堂に隣接する。祠内には石仏が安置され、宝篋印塔の残欠(屋根)が見られる。 【灯籠】 本堂の前に寛政11年(1799)に建てられた常夜燈がある。 【家屋】 境内地の北側にある。住職等の住まいとして使用されている。	【荒神堂】 適切に維持管理することが望ましい。 【薬師堂】 適切に維持管理することが望ましい。 【灯籠】 適切に維持管理することが望ましい。 【家屋】 史跡保存と生活の共存を図る必要がある。
E		花崗岩製五輪塔火輪、その他中世石造物	【花崗岩製五輪塔火輪】 山門近くにあり、14世紀末から15世紀初頭にかけての造立とされる。 【その他中世石造物】 実地調査によって、中世石造物の所在を把握している。	【花崗岩製五輪塔火輪】 適切に保存管理する必要がある。 【その他中世石造物】 境内地周辺に散在するため、保存管理の方法を検討する必要がある。
G		史跡案内板、ホース格納箱、駐車場(寺管理)、バス停	【史跡案内板】 史跡周知のために、令和5年(2023)3月に山門の西に設置した。 【ホース格納箱】 山門の西にあり、近くの道路に地下式消火栓が設置されている。地元消防団等により定期的に点検されている。 【駐車場(寺管理)】 願成寺境内地の西に位置し、5台程度の乗用車を駐車できる。 【バス停】 町有バスの停留所(緑ヶ丘住宅)が緑ヶ丘団地(住宅)B棟駐車場入口にある。	【史跡案内板】 史跡指定地内において、文化財保護法及び史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に規定された史跡の管理に必要な標識、説明板等の整備を進める必要がある。 【ホース格納箱】 消防用設備として適切に維持管理する必要がある。 【駐車場(寺管理)】 適切に維持管理することが望ましい。 【バス停】 島内の交通インフラとして維持管理されることが望ましい。

区 分	要 素	現 状	課 題
G	新池フラワー公園	【新池フラワー公園】 願成寺の南に位置する。水田耕作が行われていた頃、新池は灌漑用のため池として利用されていた。現在は埋め立てられて公園として利用されている。	【新池フラワー公園】 地域住民や町外見学者の憩いと交流の場として、維持管理することが望ましい。
H	山門、地蔵堂、歴代住職墓、境内墓地	【山門、地蔵堂】 境内地の西に山門があり、その近くには六地蔵が祀られている地蔵堂がある。 【歴代住職墓】 大師堂近くの境内墓地にある。 【境内墓地】 願成寺境内地の南及び西に位置する。墓地内には、田頭浄貞をはじめとした上弓削村の庄屋をつとめた田頭家の墓がある。	【山門、地蔵堂】 適切に維持管理することが望ましい。 【歴代住職墓】 適切に維持管理されている。 【境内墓地】 適切に維持管理されている。

⑤ 弓削神社

表 11 「弓削神社」の保存管理における現状と課題

区 分	要 素	現 状	課 題
A	地下遺構・遺物	平成 30 年(2018)に実施した小規模なトレンチ調査では、厚い円礫層を確認したが、中世の塩浜は検出されていない。「東寺百合文書」によると、弓削神社の北に位置する「クシ」には塩浜が存在した。	史跡の本質的価値を明らかにし、価値を高めていくための重要遺跡確認調査を計画的に行う必要がある。
B	地形・景観	松原（愛媛県名勝法王ヶ原） 法王ヶ原は、クロマツが群生する白砂青松の海岸であり、昭和 28 年(1953) 2 月 13 日に愛媛県の名勝に指定された。指定を受けた当時は、立木数が 552 本（うち樹齢 300 年以上の老木 287 本）あり、鬱蒼とした松林であった。	松くい虫の被害により老木を失いつつあるが、苗木の植樹等による松原の保護活動は続けられている。また、松くい虫防除のために、毎年、噴霧器による薬剤の地上散布を行っている。維持管理に係る基準の策定を検討する必要がある。
	地下遺構・遺物	平成 30 年(2018)に小規模なトレンチ調査を実施した。	史跡の本質的価値を明らかにし、価値を高めていくための重要遺跡確認調査を計画的に行う必要がある。
	建造物	【本殿、拝殿】 現在の建物は、昭和 4 年(1929)から同 5 年にかけて建てられた。 【棟札】 6 枚の棟札が伝えられており、弓削神社は、延宝・享保・元文年間において、いずれも「法皇宮」と称されている。このことから、14 世紀中頃の「東寺百合文書」に記されている「法皇社」の後身が現在の弓削神社であることがわかる。	【本殿、拝殿】 適切に維持管理する必要がある。 【棟札】 今後の文化財指定を検討する必要がある。

区 分		要 素	現 状	課 題
B	美術工芸品・石造物	木造師(獅)子狛犬、石造物(中世以降)	【木造師(獅)子狛犬】鎌倉時代後半の特色があり、本殿に安置されている。 【石造物(中世以降)】境内地に散在する。	【木造師(獅)子狛犬】今後の文化財指定を検討する必要がある。 【石造物(中世以降)】内容や分布を把握する必要がある。
	記念碑	石碑(浩宮徳仁親王殿下お成り記念)	昭和56年(1981)7月に浩宮徳仁親王殿下(今上陛下)が中世の荘園制度及び瀬戸内海の海上交通のご研究のためにご来島されたことを記念して建立された。	本史跡の歴史的価値を理解するために、末永く大切に保存する必要がある。
	祭祀	夜殿式・宮座式	弓削島と佐島の氏神社で行われている特殊神事であり、全体的に形式化された部分もあるが、限定された参加者による列座形式を採ることなど、中世宮座の構成要素を引き継いでいると考えられる。宮座式には、いわゆる長床の行事との類似性も窺えるが、畿内的な明確さを備えた宮座の存在を指摘することは困難である。	夜殿式(夜殿祭)と宮座式は中世的祭祀であり、愛媛県下では弓削島と佐島にのみ伝承されているものである。また、例祭は、トウヤ制度に基づいて行われてきた。今後も継承されることが望ましい。
C	サイン	史跡案内板、案内板(瀬戸内海国立公園)、説明板(愛媛県名勝法王ヶ原)	【史跡案内板】史跡周知のために、令和5年(2023)3月に社殿の東にある鳥居の近くに設置した。 【案内板(瀬戸内海国立公園)】法王ヶ原が瀬戸内海国立公園内に位置することを示した案内板である。法王ヶ原の北西端に設置されている。 【説明板(愛媛県名勝法王ヶ原)】愛媛県名勝法王ヶ原の概要を記した説明板である。法王ヶ原の北西端に設置されている。	【史跡案内板】文化財保護法及び史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に規定された史跡の管理に必要な標識、説明板等の整備を進める必要がある。 【案内板(瀬戸内海国立公園)】適切に維持管理する必要がある。 【説明板(愛媛県名勝法王ヶ原)】適切に維持管理する必要がある。
	便益施設	トイレ(町管理)、ベンチ	【トイレ(町管理)】法王ヶ原の北西端と西側の2か所にある。 【ベンチ】松林の中にコンクリート擬木のベンチが設置されている。	【トイレ(町管理)】適切に維持管理する必要がある。 【ベンチ】適切に維持管理する必要がある。
	防風林	松林	B 地形・景観「松原(愛媛県名勝法王ヶ原)」参照	B 地形・景観「松原(愛媛県名勝法王ヶ原)」参照
	年中行事	とんど	小正月に門松、注連縄、破魔矢といった正月飾りなどを持ち寄り、お焚き上げをして、その年の無病息災や五穀豊穡を祈願する行事であり、境内に隣接した砂浜で行われる。	年中行事の開催は、地域ぐるみの寺社の維持管理に繋がる側面を有しており、今後も存続されることが望ましい。

区 分	要 素	現 状	課 題
D	天神社、荒神社、住吉社、小宮、神輿庫、手水舎、鳥居、灯籠、注連石、丸石、井戸、社務所、キャンプ場、炊事場（町管理）、シャワー棟（町管理）、倉庫（町管理）	【天神社、荒神社、住吉社、小宮、神輿庫、手水舎、鳥居、灯籠、注連石、丸石、井戸】 松林の中にある祠には、住吉社、金刀比羅社、事代社が合祀されている。境内にある明治時代前のものとしては、手水石の前にある享保 17 年(1732)と刻まれた石灯籠、海岸鳥居前の明和 8 年(1771)の石灯籠、鳥居を入れて両側の天保 11 年(1840)の石造の師（獅）子狛犬、拝殿前の嘉永 4 年(1851)の石灯籠がある。丸石は道鏡伝説にちなむものである。 【社務所】 拝殿の南にある。 【キャンプ場、炊事場(町管理)、シャワー棟(町管理)、倉庫(町管理)】 法王ヶ原の南端にキャンプ場がある。法王ヶ原の東には海水浴ができる砂浜があり、法王ヶ原には炊事場（2 棟）、シャワー棟、倉庫が設置されている。	【天神社、荒神社、住吉社、小宮、神輿庫、手水舎、鳥居、灯籠、注連石、丸石、井戸】 適切に維持管理することが望ましい。天神社、荒神社が所在する境内地である天神原の一部は、月極駐車場として利用されている。 【社務所】 適切に維持管理されている。 【キャンプ場、炊事場(町管理)、シャワー棟(町管理)、倉庫(町管理)】 史跡・名勝としての風致を保つために、サイン等を設置し、キャンプ場の利用者に史跡指定地であることを周知する必要がある。
H	護岸、海水浴場、石碑（田坂為松顕彰碑）、国立弓削商船高等専門学校、中都・浜都集会所、宿泊施設	【護岸、海水浴場】 境内地の東の砂浜沿いに護岸が整備されている。海岸は海水浴場となっており、夏期は多くの海水浴客で賑わう。松原海水浴場は、環境省による「快水浴場百選」に選定されている。 【石碑（田坂為松顕彰碑）】 弓削島出身の高級船員として活躍した田坂為松を顕彰した石碑が境内地に隣接した土地に建立されている。 【国立弓削商船高等専門学校】 明治 34 年(1901)に組合立弓削海員学校として設置された。キャンパスが弓削神社境内地の西に隣接して設置されている。地域における貴重な高等教育機関であり、町内外から進学した多くの学生が学んでいる。 【中都・浜都集会所】 中都・浜都地区の集会所が弓削神社の北側の境内地である天神原に隣接して設置されている。 【宿泊施設】 弓削神社の南の高台に体験滞在交流施設の「インランド・シー・リゾート フェスパ」がある。	【護岸、海水浴場】 史跡・名勝としての風致を保つために、サイン等を設置し、海水浴客に境内地が史跡指定地であることを周知する必要がある。 【石碑（田坂為松顕彰碑）】 隣接する弓削神社や法王ヶ原の景観に溶け込んでおり、適切に維持管理することが望ましい。 【国立弓削商船高等専門学校】 隣接する弓削神社や法王ヶ原の景観に溶け込んでおり、教育機関として適切に維持管理されている。 【中都・浜都集会所】 弓削神社周辺地区の会合場所として、適切に維持管理されている。 【宿泊施設】 文化観光の拠点施設としても多くの人々に利用されることが望まれる。

⑥ 定光寺

表 12 「定光寺」の保存管理における現状と課題

区 分	要 素	現 状	課 題
A	地形・景観	崖上の立地 境内は久司山から北に延びる尾根上に立地する。参道には花崗岩が露出し、尾根を造成して境内が整備されたことがわかる。境内には観音堂があり、崖上の立地は補陀落浄土を具現化したものであると考えられる。	集落から離れて立地し、景観が良好に保全されており、境内地として適切に保存管理する必要がある。
	地下遺構・遺物	地下遺構・遺物(中世) 令和元年(2019)に実施した小規模なトレンチ調査では、遺構及び遺物包含層から15世紀後半～16世紀頃の瓦質土器が出土した。これは定光寺観音堂の建立年代と同時期のものである。	史跡の本質的価値を明らかにし、価値を高めていくための重要遺跡確認調査を計画的に行う必要がある。
	建造物	定光寺観音堂 建築年代が室町時代中期、すなわち荘園時代末期と推定される。全般的に和様を基調とした仏堂であり、室町時代に全国に多数建てられた小規模な仏堂の典型例であると考えられる。室町時代の小規模仏堂は耐用年限が短く、現存例は極めて少ない。当初材の残存状況が極めて良好である定光寺観音堂は建築史上において貴重な遺構である。昭和52年(1977)6月27日に国の重要文化財に指定された。また、昭和54年から同55年にかけて、解体修理工事が実施され、創建当時の姿に復原された。	修理工事から40年以上経過し、経年劣化による切目縁の損傷が見られる。国指定重要文化財であることから、文化庁及び愛媛県の指導を得て早期に修理する必要がある。
B	地下遺構・遺物	地下遺構・遺物(中世以外) 令和元年(2019)に小規模なトレンチ調査を実施した。	史跡の本質的価値を明らかにし、価値を高めていくための重要遺跡確認調査を計画的に行う必要がある。
	建造物	本堂庫裏、山門 【本堂庫裏】 本堂と庫裏が1棟におさまっている。現在の建物は昭和26年(1951)に再建されたものである。 【山門】 本堂庫裏の南にある。	【本堂庫裏】 適切に維持管理する必要がある。 【山門】 適切に維持管理する必要がある。屋根を支える柱に歪み・傾きが生じている。
	美術工芸品・石造物	木造阿弥陀如来坐像、石造物(中世以降) 【木造阿弥陀如来坐像】 平安時代後期、12世紀の作と考えられ、定朝様を示す。観音堂に安置されている。 【石造物(中世以降)】 実地調査によって、中世石造物の所在を把握している。	【木造阿弥陀如来坐像】 今後の文化財指定を検討する必要がある。また、無住であるため、適切に保存管理する方法を検討する必要がある。 【石造物(中世以降)】 境内地に散在するため、保存管理の方法を検討する必要がある。中世以外の石造物については、内容や分布を把握する必要がある。

区 分		要 素	現 状	課 題
B	記念碑	石碑（浩宮徳仁親王殿下お成り記念）	昭和 56 年(1981) 7 月に浩宮徳仁親王殿下（今上陛下）が中世の荘園制度及び瀬戸内海の海上交通のご研究のためにご来島されたことを記念して建立された。	本史跡の歴史的価値を理解するために、末永く大切に保存する必要がある。
	植栽	ビャクシン	境内の周辺に柏槇の古木が見られる。柏槇は禅宗寺院に多く植えられている。	古木であるため、樹勢の回復を図るほか、安全確保のための剪定、支柱設置等を計画的に実施する必要がある。また、そのうち 1 本は、堀を貫通する形で生育しており、その堀は全体的に損傷が見られるため、計画的に修理することが望ましい。
C	サイン	説明板・銘板（定光寺観音堂）	【説明板（定光寺観音堂）】 観音堂の概要を記した説明板であり、境内に設置されている。 【銘板（定光寺観音堂）】 観音堂の保存修復工事に係る銘板であり、境内に設置されている。	【説明板（定光寺観音堂）】 全体的に経年劣化による損傷が見られるため、修理を検討する必要がある。また、近年の研究成果を盛り込む必要がある。 【銘板（定光寺観音堂）】 適切に維持管理する必要がある。
	便益施設	ベンチ	境内地内に石造のベンチが設置されている。	適切に維持管理する必要がある。
	管理施設	自動火災報知設備、屋外消火栓設備(放水銃)	定光寺観音堂を火災から保護する消防用設備として、昭和 57 年(1982)に設置された。深坂池南側の深井戸にタンク(ポンプ室)を設け、これを水利として境内に放水銃を 2 基設けた。年に 2 回、これらの設備の点検を行っている。	国指定文化財管理事業として、定光寺を管理している土生地区に町が消防用設備の点検料や電気料金に対する補助金を交付しており、今後も継続する必要がある。
	年中行事	巳午、島四国	【巳午】 12 月初の巳の日に新仏の正月として行われる。親戚、知人が供え物をして念仏を唱え、仏の冥福を祈る。 【島四国】 弓削島では、毎年 4 月 21 日に近い日曜日を「島四国」の日と定め、全島をあげて札所を巡拝する。定光寺境内には、51 番札所石手寺があり、町内外からの多くの参拝者で賑わう。	【巳午】 年中行事の開催は、地域ぐるみの寺社の維持管理に繋がる側面を有しており、今後も存続されることが望ましい。 【島四国】 年中行事の開催は、地域ぐるみの寺社の維持管理に繋がる側面を有しており、今後も存続されることが望ましい。
D		荒神堂、小堂、六地藏、庄右衛門等の墓	【荒神堂、小堂、六地藏】 山門の右手前に六地藏、山門に入って右手に荒神堂がある。また、境内の西側に小堂がある。 【庄右衛門等の墓】 宝永 5 年(1708)に起こった土生義民騒動(庄右衛門一揆)の犠牲者の墓石が山門近くにある。	【荒神堂、小堂、六地藏】 適切に維持管理することが望ましい。 【庄右衛門等の墓】 適切に維持管理することが望ましい。
E		中世石造物	実地調査によって、中世石造物の所在を把握している。	境内地周辺に散在するため、保存管理の方法を検討する必要がある。

区 分	要 素	現 状	課 題
G	史 跡 案 内 板、説明板 (聖松)、聖 松公園、駐 車場 (寺管 理)	【史跡案内板】 史跡周知のために、令和 5 年(2023) 3 月に山門の南に設置した。 【説明板 (聖松)、聖松公園】 定光寺山門のから南へ 40m ほど離れた場所に、かつて愛媛県指定天然記念物の聖松があった。この名木は、松くい虫の被害を受けて、昭和 53 年(1978)に伐採され、指定解除となった。その後、聖松公園として整備され、説明板が設置された。 【駐車場 (寺管理)】 聖松公園の東隣に位置し、3 台程度の乗用車を駐車できる。	【史跡案内板】 史跡指定地内において、文化財保護法及び史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に規定された史跡の管理に必要な標識、説明板等の整備を進める必要がある。 【説明板 (聖松)、聖松公園】 かつて聖松があったことを後世に伝える名所、そして、地域住民や町外見学者の憩いと交流の場として、維持管理することが望ましい。 【駐車場 (寺管理)】 適切に維持管理することが望ましい。
H	歴 代 住 職 墓、境内墓 地	【歴代住職墓】 本堂庫裏近くの境内墓地にある。 【境内墓地】 定光寺境内地の北西に位置する。	【歴代住職墓】 適切に維持管理されている。 【境内墓地】 適切に維持管理されている。

⑦ 百貫島とその周辺海域

表 13 「百貫島とその周辺海域」の保存管理における現状と課題

区 分	要 素	現 状	課 題
A	地形・景観	百貫島、周 辺海域 (漁 場) 【百貫島】 国有地であり、無断での立ち入りが禁止されている。 【周辺海域 (漁場)】 小型定置網漁や海苔養殖が行われている。	【百貫島】 文化財調査とともに自然環境調査等を行うことにより、多方面から百貫島を評価する必要がある。 【周辺海域 (漁場)】 適切に維持管理されている。
B	建造物	百貫島灯台 (海上保安 庁管理) 明治 27 年(1894)に初点灯され、現在は海上保安庁が管理している。	適切に維持管理されている。
D	洲鼻、百貫 神社、三等 三角点、波 止	【洲鼻】 百貫島の西側で干潮時に現れる長洲である。 【百貫神社】 百貫島灯台の東に百貫神社が祀られている。 【三等三角点】 百貫島灯台の東に三等三角点が設置されている。 【波止】 百貫島の南西端にある。	【洲鼻】 自然地形につけられた現在に伝わる貴重な地名であり、継承することが望ましい。 【百貫神社】 適切に維持管理することが望ましい。 【三等三角点】 適切に維持管理されている。 【波止】 海上保安庁によって適切に維持管理されている。

区 分	要 素	現 状	課 題
D	登山道、海苔養殖場	【登山道】 百貫島の北西端から百貫島灯台に向かうためのつづら折りの登山道である。 【海苔養殖場】 百貫島周辺の海域では 10 月から 3 月にかけて海苔の養殖が行われている。海苔は弓削島の特産品であり、愛媛県内一の生産量を誇る。	【登山道】 海上保安庁によって適切に維持管理されている。 【海苔養殖場】 適切に維持管理されている。
G	史跡案内板	史跡周知のために、令和 5 年(2023) 3 月に弓削島最西端の大岳ノ鼻付近の一般県道弓削島循環線沿いに設置した。	文化財保護法及び史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に規定された史跡の管理に必要な標識、説明板等の整備を進める必要がある。

⑧ その他

表 14 史跡指定地全体に係る要素の保存管理における現状と課題

区 分	要 素	現 状	課 題
C	年中行事	雨乞踊り	室町時代に年に一度の盆の仏供養として行われる念仏踊りから始まったといわれる。その後、田植えが終わって梅雨明けから 20 日ぐらいたっても雨が降らないときに、雨を司る竜王に祈って、主な寺社で人々が踊り始めたとされている。昭和 56 年(1981)には町の無形民俗文化財に指定された。
			昭和 46 年(1971)に雨乞踊り保存会が発足した。次世代への伝承活動の継続が必要である。

第2節 活用の現状と課題

荘園遺跡である弓削島荘遺跡の史跡指定は中世の塩の生産に重きを置いており、揚浜式製塩が行われた大田林の塩浜と高浜八幡神社が製塩遺跡として史跡指定されている。他の荘園遺跡の多くには当時の生産活動によって形成された景観が水田として遺っているが、現在の弓削島にはかつての塩業の場であった塩浜（塩田）の景観が見られない。そのため、本史跡を「上島町原風景・塩業史を追体験できる場」「塩の荘園の世界を追体験できる場」として活用することが重要である。

さらに、荘園遺跡は、貴族や寺社の大規模な私的所有地に遺された当時の人々の生活・生産・信仰などのあらゆる活動の痕跡であり、極めて多様な要素で構成されている。そのため、本史跡の本質的価値の共通理解を図るためには、本史跡が多くの人々にとっての学びの場、観光・交流の場、憩いの場となる必要がある。

このことを踏まえて、以下のとおり各構成資産の活用にも有効な要素における現状と課題を整理し、史跡全体の活用の現状と課題をまとめる。

① 大田林の塩浜

表 15 「大田林の塩浜」の活用にも有効な要素における現状と課題

区 分		要 素	現 状	課 題
C	サイン	史跡案内板	史跡周知のために、令和5年(2023)3月に発掘調査箇所近くに設置した。	来訪者が現地で本史跡の内容を理解できるサイン等の整備や見学に際しての動線設定が必要である。

② 東泉寺

表 16 「東泉寺」の活用にも有効な要素における現状と課題

区 分		要 素	現 状	課 題
C	サイン	説明板（薬師如来像）	町指定有形文化財の木造薬師三尊立像の概要を記した説明板である。境内に設置されている。	史跡指定地内において、来訪者が本史跡の内容を理解できるサイン等の整備や見学に際しての動線設定が必要である。本史跡に係るサイン等のデザインの統一を検討する必要がある。
	便益施設	トイレ・休憩所（寺管理）	庫裏の西に隣接しており、地域住民によって適切に管理されている。	史跡の便益施設としての利用を検討する必要がある。
G		史跡案内板、説明板（弓削薬師由来）	【史跡案内板】 史跡周知のために、令和5年(2023)3月に境内入口の石段近くに設置した。 【説明板（弓削薬師由来）】 東泉寺の由来を記した説明板である。境内入口の石段近くに設置されている。	【史跡案内板】 来訪者が現地で本史跡の内容を理解できるサイン等の整備や見学に際しての動線設定が必要である。 【説明板（弓削薬師由来）】 史跡説明版を設置する際に、記載内容を参考にすることが必要である。

区 分	要 素	現 状	課 題
G	駐車場（寺管理）、鯨池公園	【駐車場（寺管理）】 東泉寺境内地の西に位置し、5台程度の乗用車を駐車できる。 【鯨池公園】 東泉寺の北に位置する。水田耕作が行われていた頃、鯨池は灌漑用のため池として利用されていた。現在は南半分が埋め立てられて公園として利用されている。	【駐車場（寺管理）】 史跡の便益施設としての利用を検討する必要がある。 【鯨池公園】 地域住民や町外見学者の憩いと交流の場として、史跡に関連したイベント等での利用を検討する必要がある。

③ 高浜八幡神社

表 17 「高浜八幡神社」の活用にも有効な要素における現状と課題

区 分	要 素	現 状	課 題
C	サイン	史跡周知のために、令和5年(2023)3月に境内地南端の鳥居の近くに設置した。	来訪者が現地で本史跡の内容を理解できるサイン等の整備や見学に際しての動線設定が必要である。
	便益施設	バス停 町有バスの停留所（高浜八幡神社）が一般県道弓削島循環線沿いにある。	主として町内住民の輸送を目的として運行されているため、現状では町外見学者の交通手段には不向きである。

④ 願成寺

表 18 「願成寺」の活用にも有効な要素における現状と課題

区 分	要 素	現 状	課 題
C	便益施設	トイレ（寺管理） 庫裏の北にある。	主として参拝者用のトイレであり、史跡の便益施設として利用を検討する必要がある。
G	史跡案内板、駐車場（寺管理）、バス停、新池フラワー公園	【史跡案内板】 史跡周知のために、令和5年(2023)3月に山門の西に設置した。 【駐車場（寺管理）】 願成寺境内地の西に位置し、5台程度の乗用車を駐車できる。 【バス停】 町有バスの停留所（緑ヶ丘住宅）が緑ヶ丘団地（住宅）B棟駐車場入口にある。 【新池フラワー公園】 願成寺の南に位置する。水田耕作が行われていた頃、新池は灌漑用のため池として利用されていた。現在は埋め立てられて公園として利用されている。	【史跡案内板】 来訪者が現地で本史跡の内容を理解できるサイン等の整備や見学に際しての動線設定が必要である。 【駐車場（寺管理）】 史跡の便益施設としての利用を検討する必要がある。 【バス停】 主として町内住民の輸送を目的として運行されているため、現状では町外見学者の交通手段には不向きである。 【新池フラワー公園】 地域住民や町外見学者の憩いと交流の場として、史跡に関連したイベント等での利用を検討する必要がある。

⑤ 弓削神社

表 19 「弓削神社」の活用に有効な要素における現状と課題

区 分		要 素	現 状	課 題
C	サイン	史 跡 案 内 板、案内板 (瀬戸内海 国立公園)、 説明板(愛 媛県名勝法 王ヶ原)	【史跡案内板】 史跡周知のために、令和5年(2023)3月に社殿の東にある鳥居の近くに設置した。 【案内板(瀬戸内海国立公園)】 法王ヶ原が瀬戸内海国立公園内に位置することを示した案内板である。法王ヶ原の北西端に設置されている。 【説明板(愛媛県名勝法王ヶ原)】 愛媛県名勝法王ヶ原の概要を記した説明板である。法王ヶ原の北西端に設置されている。	【史跡案内板】 来訪者が現地で本史跡の内容を理解できるサイン等の整備や見学に際しての動線設定が必要である。 【案内板(瀬戸内海国立公園)】 本史跡の魅力の発信に瀬戸内海国立公園としての景観を活用する必要がある。 【説明板(愛媛県名勝法王ヶ原)】 本史跡の魅力の発信に愛媛県名勝法王ヶ原としての景観を活用する必要がある。
	便益施設	トイレ(町 管理)、ベン チ	【トイレ(町管理)】 法王ヶ原の北西端と西側の2か所にある。 【ベンチ】 松林の中にコンクリート擬木のベンチが設置されている。	【トイレ(町管理)】 参拝者、地域住民、観光客、松原海水浴場利用者等の多くの人々に利用されている公衆トイレであり、誘導サイン等を設置する必要がある。 【ベンチ】 設置場所や数量等を検討する必要がある。

⑥ 定光寺

表 20 「定光寺」の活用に有効な要素における現状と課題

区 分		要 素	現 状	課 題
C	サイン	説明板・銘 板(定光寺 観音堂)	【説明板(定光寺観音堂)】 観音堂の概要を記した説明板であり、境内に設置されている。 【銘板(定光寺観音堂)】 観音堂の保存修復工事に係る銘板であり、境内に設置されている。	【説明板(定光寺観音堂)】 来訪者が現地で本史跡の内容を理解できるサイン等の整備や見学に際しての動線設定が必要である。 【銘板(定光寺観音堂)】 寄進者を顕彰した銘板であり、未永く大切に保存する必要がある。
	便益施設	ベンチ	境内地内に石造のベンチが設置されている。	設置場所や数量等を検討する必要がある。
G		史 跡 案 内 板、説明板 (聖松)、聖 松公園	【史跡案内板】 史跡周知のために、令和5年(2023)3月に山門の南に設置した。 【説明板(聖松)、聖松公園】 定光寺山門のから南へ40mほど離れた場所に、かつて愛媛県指定天然記念物の聖松があった。この名木は、松くい虫の被害を受けて、昭和53年(1978)に伐採され、指定解除となった。その後、聖松公園として整備され、説明板が設置された。	【史跡案内板】 来訪者が現地で本史跡の内容を理解できるサイン等の整備や見学に際しての動線設定が必要である。 【説明板(聖松)、聖松公園】 聖松には「定光寺の境内からいざって、この場所に移動した」という伝説があり、このような言い伝えも継承する必要がある。

区 分	要 素	現 状	課 題
G	駐車場（寺管理）	【駐車場（寺管理）】 聖松公園の東隣に位置し、3台程度の乗用車を駐車できる。	【駐車場（寺管理）】 史跡の便益施設としての利用を検討する必要がある。

⑦ 百貫島とその周辺海域

表 21 「百貫島とその周辺海域」の活用に有効な要素における現状と課題

区 分	要 素	現 状	課 題
G	史跡案内板	史跡周知のために、令和5年(2023)3月に弓削島最西端の大岳ノ鼻付近の一般県道弓削島循環線沿いに設置した。	来訪者が本史跡の内容を理解できるサイン等の整備が必要である。

表 22 活用の現状と課題

区分	項 目	現 状	課 題
成果の発信	公開・活用・情報発信	史跡指定前後の取り組み - 弓削島庄総合調査報告書の刊行 - 国史跡指定記念懸垂幕の設置 - 町広報誌に記事の掲載 - 国史跡指定記念パンフレット・クリアファイルの作成・配布 - 上島町文化財講座（国史跡指定記念講演会）の開催 - 上島町文化財活用企画展（国史跡指定記念）・巡回展の開催 - 国史跡指定記念シンポジウムの開催、シンポジウム記録集の刊行 - 町外での講演等による情報発信（広島県尾道市、愛媛県松山市） - 史跡案内板の設置（各構成資産）	- 本史跡の新たな価値や魅力を見いだすための調査研究を積極的に進める必要がある。 - 国史跡指定記念事業として調査研究成果の公開・活用・情報発信等を行ってきたが、一時的な取り組みでなく、継続した取り組みにしていく必要がある。 - 上島町デジタルアーカイブによる情報発信とともに、SNS等を利用した情報発信についても検討する必要がある。
	学校教育	- 小中学校の総合的な学習の時間における学習支援、出前事業の実施 - 町内小学校3・4年生の社会科副読本『上島町のくらし』での学習	本史跡が地域教材・学びの場として活用されるために、教育現場への働きかけを行い、学校向けプログラムを構築する必要がある。
学校教育・生涯学習における教育資源としての活用	生涯学習	- 史跡探訪・散策講座の開催 - 史跡見学会での講師 - 弓削島庄遺跡についての勉強会での講師	幅広い世代に史跡の周知を図り、多くの人々が主体的に史跡に関わることができる仕組みづくりを構築する必要がある。

区分	項 目	現 状	課 題
上島町を代表する地域資源としての活用	地域資源	・ 「塩の荘園」として日本史上よく知られている本史跡は、上島町の歴史的特色を示す貴重な宝である。 ・ 「ゆめしま海道（県道岩城弓削線）」が全線開通となったことによって、町内の生活基盤強化や産業の活性化がこれまで以上に促進され、観光客の増加も期待されている。	・ 史跡を地域資源として位置づけ、その魅力を地域振興・観光振興等の分野において活用する必要がある。 ・ ガイダンス施設等の拠点施設を整備し、史跡を中心とした周遊プログラム（コース）を構築することにより、新たな魅力を創造し、学習や観光に本史跡を活用する必要がある。

第3節 整備の現状と課題

本史跡は、国史跡に指定されてからの日が浅いため、本計画を基に史跡としての整備を本格的に検討することとなる。

本史跡の構成資産は、大雨時に被害を受けやすい山裾や丘陵上に位置しているものが多い。自然災害を未然に防ぎ、史跡の本質的価値を継承し、安全を確保することは、整備における最優先課題である。また、本史跡の本質的価値を地域社会総がかりで次世代に継承するためには、本史跡を人々の学びの場、観光・交流の場、憩いの場と位置づけることが重要である。そのための史跡整備をハードとソフトの両面で検討する必要がある。

このことを踏まえて、以下のとおり整備の現状と課題を整理する。

表 23 整備の現状と課題

区分	項 目	現 状	課 題
保存のための整備	雨水排水対策整備	【東泉寺境内地】 大雨時に背後にある丘陵から大量の雨水が境内地に流れ込み、外陣（礼堂）・庫裏の床下にも流入する。そのため、これらの建造物の劣化が進行している。	【東泉寺境内地】 排水が適切にできていない、建物の床下に雨水が流れ込むため、降雨時に水みちになる部分を特定し、排水路を敷設するなど、周辺から境内地への雨水流入を最小限に抑える必要がある。また、境内地においても適切な箇所に排水路を敷設し、境内地そのものを保全するための整備を行う必要がある。
	法面崩落対策整備	【高浜八幡神社 宮ノ山】 本殿に面した宮ノ山の法面の崩落が見られ、大雨時にはそれが進行し土砂が流れ、建物が損傷する可能性がある。	【高浜八幡神社 宮ノ山】 史跡の景観との調和に留意しながら、法面の崩落を防止し、その保護・強化・安定化を図るための整備を行う必要がある。
	歴史的建造物・歴史文化資源等整備	【東泉寺薬師堂】 明治 17 年(1884)に現在の位置に移設されて以降、大規模な保存修理は行われていない。そのため全体的に経年劣化が見られる。	【東泉寺薬師堂】 日常点検等により、将来的に修理が必要となる箇所を事前に把握し、き損の未然防止及び拡大防止に努めるとともに、計画的な修理を検討する必要がある。
		【定光寺観音堂】 解体修理工事から 40 年以上経過し、経年劣化による切目縁の損傷が見られる。	【定光寺観音堂】 国指定重要文化財であることから、文化庁及び愛媛県の指導を得て早期に修理する必要がある。

区分	項 目	現 状	課 題
保存のための整備	歴史的建造物・歴史文化資源等整備	【東泉寺 木造薬師三尊立像】 秘仏とされ、薬師堂の厨子内に安置されているが、腕や足先等に損傷が見られる。	【東泉寺 木造薬師三尊立像】 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素であり、所有者と協議のうえ、損傷箇所の修理を検討する必要がある。
		【高浜八幡神社 木造師（獅）子狛犬】 全体的に劣化・損傷が見られる。狛犬の頭上の角は亡失している。	【高浜八幡神社 木造師（獅）子狛犬】 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素であり、所有者と協議のうえ、劣化・損傷箇所の修理を検討する必要がある。
		【東泉寺 凝灰岩製層塔・五輪塔】 寺屋敷と呼ばれる場所から出土しており、全体的に劣化や損傷が見られる。層塔は五重層塔と考えられるが、最上段屋根と相輪を欠く。五輪塔は水輪のみ確認される。	【東泉寺 凝灰岩製層塔・五輪塔】 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素であり、所有者とともに保存方法を検討する必要がある。
	防風林・植栽整備	【高浜八幡神社 松林】 黒松及び米松の一部が過度な成長により周辺の家屋や構築物等に被害を及ぼす危険木となっている。	【高浜八幡神社 松林】 適切な剪定、伐採、補植等を計画的に実施する必要がある。
		【弓削神社 松原（愛媛県名勝法王ヶ原）】 松くい虫の被害により老木を失いつつあるが、苗木の植樹等による松原の保護活動は続けられている。	【弓削神社 松原（愛媛県名勝法王ヶ原）】 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素であり、景観を維持するために適切な剪定、伐採、補植等を計画的に実施し、松原の保護活動を継続する必要がある。
		【定光寺 ビャクシン】 定光寺境内の周辺に柏槇の古木が見られる。	【定光寺 ビャクシン】 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素であるため、樹勢の回復を図るほか、安全確保のための剪定、支柱設置等を計画的に実施する必要がある。
活用のための整備（指定地内）	サイン・遺構表示整備	【史跡全般】 各構成資産やその周辺に史跡周知のための QR コード付きの案内板を設置している。それ以外の史跡に係るサイン・遺構表示等の整備は未着手である。そのため、来訪者が現地にて史跡の本質的価値や中世の揚浜式製塩の風景をイメージすることが難しい。	【史跡全般】 史跡の本質的価値を来訪者に分かりやすく伝えるため、調査研究成果に基づく分かりやすい解説サインや遺構表示を適所に配置する必要がある。また、サインのデザインの統一及び多言語化等を検討する必要がある。
	動線整備	【史跡全般】 史跡（構成資産）内に見学に際しての動線が設定されていない。	【史跡全般】 来訪者が史跡内を安全で快適に散策できるような動線を設定するとともに、誘導サインの設置を含めた整備を行う必要がある。
	便益施設整備	【史跡全般】 休憩所、ベンチ、トイレ等の既存施設が利用されている。	【史跡全般】 地域住民の憩いの場・交流の場として、また来訪者が安心して、安全に史跡の見学を行えるように休憩所、ベンチ、トイレ等の便益施設を各構成資産や利用者の状況に応じて整備する必要がある。

区分	項目	現 状	課 題
活用 のための整備 (指定地内)	デジタルコ ンテンツ整 備	【史跡全般】 現在の弓削島にはかつての塩業の場であつた塩浜（塩田）の景観が見られないため、揚浜式製塩の工程や風景を理解することが難しい。また、古墳や城跡等の史跡と比べて、荘園遺跡である本史跡の構成資産は、現地にて視覚的にその本質的価値を理解することが容易でない。	【史跡全般】 デジタルアーカイブやVR・AR等の最新技術を利用して、体験型の史跡の公開活用を促進する必要がある。
活用 のための整備 (指定地外)	ガイダンス 施設整備	本史跡の本質的価値や構成資産等の情報を発信し、基礎知識を学ぶための施設が整備されていない。	本史跡の本質的価値や構成資産等を来訪者に分かりやすく伝えるため、史跡の周遊ルート上に総合的なガイダンス施設を設置する必要がある。
	体験施設整 備	本史跡の本質的価値のひとつである中世の製塩業を常時体感できる場所がない。	揚浜式製塩を体験する場として、すでに復元整備されている弓削島の鎌田塩田の利活用及び再整備を検討する必要がある。
	便 益 施 設 整 備	休憩所、ベンチ、トイレ、駐車場等の既存施設が利用されている。	地域住民の憩いの場・交流の場として、また来訪者が安心して、安全に史跡の見学を行えるように休憩所、ベンチ、トイレ、駐車場等の便益施設を各構成資産や利用者の状況に応じて整備する必要がある。
	周 遊 ル ー ト 整備	上島町は、観光施策としてサイクリング振興に取り組んでおり、弓削島は週末には多くのサイクリストで賑わっている。自家用車や自転車を利用して各構成資産を巡ることは可能であるが、町内住民の輸送を目的として運行されている町有バスは史跡巡りの交通手段として不向きである。	見学者の利便性向上を図るため、本史跡の構成資産とガイダンス施設を結び、道中でも様々なかたちで島の史跡を体感することができ、サイクリング等を活用した周遊ルートの整備を進める必要がある。
	ビ ュ ー ポ イ ント整備	弓削島には、各構成資産への眺望が優れた場所があり、有効活用できる可能性がある。	史跡の周遊ルート上の眺望のよい場所に、史跡への理解をより深めるための場所としてビューポイントを設定する必要がある。

第4節 運営・体制の現状と課題

弓削島荘遺跡を構成する7つの遺跡は、弓削島、百貫島及びその周辺海域の広範囲に分布している。そのため、弓削島荘遺跡の文化財保護法上の管理団体には上島町が指定されており、本史跡の本質的価値の保存管理、活用、整備事業の実務については、上島町教育委員会が担っている。

本史跡の保存管理、活用、整備事業を推進するために、以下に指定地の運営・体制の現状と課題を整理する。

表 24 運営・体制の現状と課題

内 容	現 状	課 題
維持管理	- 町が所有者の同意を得て、大田林の塩浜の一部で除草や清掃を実施している。寺社については、各所有者や地域住民等が境内地等の通常の維持管理を行っている。 - 大雨や台風、地震の直後には必要に応じて巡視を行っている。 - 百貫島については、国有地であり、海上保安庁が管理している。	- 地域住民による定期的な清掃ボランティア活動を実施することを検討する必要がある。 - 過疎化、少子高齢化の進行により、史跡として寺社を維持管理するためには、地域との連携・協働が必要である。 - 災害時の連絡・対応体制を構築する必要がある。 - 史跡指定地の現状を把握するために、海上保安庁の許可を受けて、計画的に渡島する必要がある。
運 営	本史跡を良好に保存管理し、本質的価値を活用するための整備については、上島町教育委員会が担っている。	町が運営主体となりつつも、地域住民やボランティア団体等の積極的な運営参画が可能となるような体制を構築する必要がある。
町役場内における 意思疎通・情報共有	観光振興等の一部の事業で情報共有（提供）を行っている。	まちづくりや観光、自然環境、防災等に関連する関係部局との連携を強化し、行政一体となって本史跡の適切な保存活用を図る必要がある。
他機関・組織との 意思疎通	文化庁、愛媛県教育委員会文化財保護課、上島町内遺跡発掘調査事業指導委員会、上島町文化財保護審議会の指導・助言を得て事業を実施している。	- 本史跡に関わる情報を速やかに共有し、適切な指導・助言が得られるよう連絡・指導体制を構築する必要がある。 - 史跡指定地を所有管理する他機関・組織との連絡・協力体制を構築する必要がある。 - 近隣自治体やDMOとの連携した取り組みを進める必要がある。

第5章 大綱・基本方針

第1節 大綱

史跡弓削島荘遺跡の保存と活用のあるべき姿を、次のとおり大綱として示す。

- 1 史跡に関する調査研究を多面的に進め、その成果を発信する。
- 2 史跡の本質的価値等を構成し、中世の「塩の荘園」の様相を遺す地形・景観、地下遺構・遺物、建造物等について、調査研究成果に基づき確実な保存と適切な活用を図る。
- 3 史跡を地域のアイデンティティの核となる資源と位置づけ、地域社会が一体となって、よりよい状態で次世代に引き継ぐ。

第2節 基本方針

本章第1節の大綱に基づいて、弓削島荘遺跡の保存管理、活用、整備、運営・体制の基本方針を次のとおり示す。

1. 保存管理の基本方針

- 保存管理の対象となる地形・景観、地下遺構、建造物等について、総合的な調査研究を継続して実施し、弓削島荘遺跡の本質的価値のさらなる明確化を図る。
- 弓削島荘遺跡の本質的価値を構成する諸要素の現状を的確に把握し、その維持管理を適切に実施する。
- 寺社については、古来より営まれてきた信仰の空間としての風致を保ち、宗教活動の場であることを尊重した保存管理を実施する。
- 現状変更等の行為に係る取扱方針及び基準を定め、その周知徹底と適切な運用を図る。
- 弓削島荘遺跡の適正な保存管理、活用及び整備を図るため、所有者と協議・連携し、史跡の重要な部分をなす場所については、追加指定並びに土地（境内地以外の民地）の適切な公有地化を進める。

2. 活用の基本方針

- 弓削島荘遺跡の調査研究成果を積極的に発信し、学校教育や生涯学習の場において、弓削島荘遺跡の本質的価値を有効な教育資源として活用するとともに、歴史文化を次世代に継承できる人材を育成する。
- 弓削島荘遺跡を地域資源と位置づけ、その魅力を地域振興・観光振興等の分野において活用する。

3. 整備の基本方針

- 弓削島荘遺跡の本質的価値を将来に向けて確実に保存継承するために、景観との調和を図りつつ、調査研究成果に基づいた保存のための整備を計画的に実施する。
- 弓削島荘遺跡の多様な価値を生かした活用のための整備を計画的に実施し、学術的調査に基づいた安全で快適な見学・体験環境を整備する。学校教育、生涯学習、地域振興、観光振興等への多面的な貢献にも十分配慮した整備を実施する。
- 弓削島荘遺跡の構成資産と、本質的価値を理解するための総合的なガイダンス施設を核にした史跡を体感する周遊ルートの整備を実施する。

4. 運営・体制の基本方針

- 弓削島荘遺跡の適正な保存管理・活用・整備を効果的に推進するために必要な運営及び連携体制を整備するとともに、必要な財源の確保を図る。
- 弓削島荘遺跡の管理団体である上島町内部の体制の整備・強化を図るとともに、関係機関との連携並びに地域住民との協働の維持・強化に努めることにより、社会総がかりで本史跡の保存と活用を推進する。

第6章 保存管理の方向性と方法

第1節 保存管理の方向性

弓削島荘遺跡の管理団体である上島町は、本遺跡に係る調査研究を継続的かつ着実に進めることによって、史跡の本質的価値の明確化を図った上で、所有者と協力して周辺環境も含めた保存管理を適切に進め、必要に応じて史跡の追加指定及び公有地化を行う。また、史跡の日常的な維持管理、き損・経年劣化箇所の計画的な修理を実施する。さらに、現状変更や史跡の保存に影響を及ぼす行為について、取扱方針及び基準を定め、その周知徹底と適切な運用を図る。寺社については、宗教活動等との調整を図りつつ、史跡の現状を維持していくものとする。

第2節 保存管理の方法

○ 基本的な保存管理の方法

ア 日常的な維持管理

所有者及び上島町は、日常的な維持管理を適切に行い、史跡内の遺構を保護し、史跡の地形・景観・環境の維持及び向上に努める。

イ き損箇所の把握

所有者及び上島町は、日常的な維持管理に加え、史跡内のき損及びそのおそれのある箇所や変状の進行の把握を定期的に行い、修理、き損及び危険の未然防止や拡大防止に努める。

ウ 計画的な修理の実施

所有者及び上島町は、経年劣化等により修理が必要となった箇所については、劣化・き損の進行による管理コストの増加を防ぐためにも計画的かつ早期に現状復旧を実施する。修理にあたっては、史跡の本質的価値を損なわないよう、事前に発掘調査、文献調査等を十分に行うとともに、修理範囲は必要最小限とし、可能な限り安全を確保しつつ当時のままの遺構を保存するように留意する。

エ 現状変更等の許可制度の周知徹底と適切な運用

現状変更等の行為について、取扱方針や取扱基準を定め、周知徹底と適切な運用を図ることにより、史跡の価値が損なわれないよう努める。

第3節 構成資産別保存管理

本史跡を構成する諸要素の保存管理の方法について、構成資産別に記載する。

① 大田林の塩浜

ア 史跡指定地内（表 25）

構成要素			保存管理の方法
A 史跡の本質的価値を構成する要素	地形・景観	砂浜海岸	・ 良好に保存されており、適切に維持していく。 ・ 周辺は、農林海岸（島尻海岸）として海岸保全区域となっており、将来にわたって豊かで潤いのある海岸環境の保全と創出に努める。
		塩山（塩木山）	・ 多くが民有地であり、耕作されていない畑が多いため、史跡としての保存管理方法等について所有者と協議し、環境が整ったところから土地の買上げ等による公有地化について検討する。
	地下遺構・遺物	塩浜	・ 史跡の本質的価値を明らかにし、価値を高めていくための重要遺跡確認調査を計画的に行い、塩の詳細な生産手法・工程、塩浜の規模などを解明する。 ・ 史跡の重要な部分をなす場所については、土地の買上げ等による公有地化を検討する。
		遺物（中世）	・ 現状保存を原則とし、埋蔵されている遺構・遺物の確実な保存を図る。 ・ 現状変更を伴う行為については、事前に発掘調査等を実施し、地下遺構等への影響を最小限にとどめる方法を検討し、遺構等の保存に努める。
B 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素	地下遺構・遺物	地下遺構・遺物（中世以外）	・ 史跡の本質的価値を明らかにし、価値を高めていくための重要遺跡確認調査を計画的に行う。 ・ 現状変更を伴う行為については、事前に発掘調査等を実施し、地下遺構等への影響を最小限にとどめる方法を検討し、遺構等の保存に努める。
C 史跡の保存・活用に有効な要素	サイン	史跡案内板	・ 文化財保護法及び史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に規定された史跡の管理に必要な標識、説明板等の整備を進める。 ・ 史跡の公開活用を図るために必要な施設であり、日常的な点検や維持管理・安全確保を基本とし、経年劣化等により破損が生じた箇所は、適宜、修理や更新を行う。 ・ 史跡指定地内での改修・新設等については、景観と遺構等の保護を考慮し、現状変更等の取扱基準に基づき施工する。
D その他の要素		護岸	・ 海岸保全施設として適切に維持管理されている。

イ 史跡指定地外（表 26）

構成要素		保存管理の方法
E 史跡の本質的価値に関連する要素	大森神社（島屋宮）	・ 氏子数は減少しているが、今後も神社と地域が協力して夜殿式や宮座式などの中世的祭祀を継続することが望ましい。
F 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素	弓削鯨遺跡	・ 採集されたナイフ形石器等の調査や踏査等によって遺跡の性格を把握し、その保存に努める。
	宇多城跡	・ 遺跡の性格を把握するための調査を実施し、その保存に努める。
H その他の要素	防波堤アート「天の花」	・ 弓削島北端への周遊を促す観光資源であり、継続して維持管理することが望ましい。

② 東泉寺

ア 史跡指定地内（表 27）

構成要素			保存管理の方法
A 史跡の本質的価値を構成する要素	地下遺構・遺物	地下遺構・遺物（中世）	・ 史跡の本質的価値を明らかにし、価値を高めていくための重要遺跡確認調査を計画的に行う。 ・ 現状保存を原則とし、埋蔵されている遺構・遺物の確実な保存を図る。 ・ 現状変更を伴う行為については、事前に発掘調査等を実施し、地下遺構等への影響を最小限にとどめる方法を検討し、遺構等の保存に努める。
	建造物	東泉寺薬師堂	・ 適切に維持管理する。 ・ 全体的に経年劣化が見られるため、計画的に修理する。
		平瓦（箱入瓦）	・ 無住であるため、檀家の協力で適切に保存管理する。
B 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素	地下遺構・遺物	地下遺構・遺物（中世以外）	・ 史跡の本質的価値を明らかにし、価値を高めていくための重要遺跡確認調査を計画的に行う。 ・ 現状変更を伴う行為については、事前に発掘調査等を実施し、地下遺構等への影響を最小限にとどめる方法を検討し、遺構等の保存に努める。
	建造物	外陣（礼堂）	・ 適切に維持管理する。 ・ 全体的に経年劣化が見られるため、計画的に修理することが望ましい。 ・ 大雨時に排水が適切にできていなく、建物の床下に雨水が流れ込むため、日常的な点検を行い、対策を検討する。
		庫裏	
		鐘楼	・ 適切に維持管理する。
	美術工芸品・石造物	木造薬師三尊立像	・ 損傷箇所について、修理する必要がある、寺総代と協議を行っている。 ・ 無住であるため、檀家の協力で適切に保存管理する。

構成要素			保存管理の方法
B 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素	美術工芸品・石造物	凝灰岩製層塔	- 適切に保存管理する。 - 文化財指定を行うなど、その価値の明確化と周知を検討する。また、保存方法について検討する。
		凝灰岩製五輪塔	
		その他の石造物（中世以降）	- 適切に保存管理する。 - 境内地に散在するため、檀家等と協力して散逸を防ぐ。 - 中世以外の石造物については、内容や分布を把握する。
	記念碑	石碑（浩宮徳仁親王殿下お成り記念）	本史跡の歴史的価値を理解するために、末永く大切に保存する。
C 史跡の保存・活用に有効な要素	サイン	説明板（薬師如来像）	- 適切に維持管理する。 - 近年の研究成果を盛り込む。
	便益施設	トイレ・休憩所（寺管理）	適切に維持管理することが望ましい。
	年中行事	薬師祭	年中行事の開催は、地域ぐるみの寺社の維持管理に繋がる側面を有しており、今後も存続されることが望ましい。
		巳午	
D その他の要素		島四国	町内外から多くの参拝客が訪れており、今後も地域が協力して継続して開催されることが望ましい。
		大師堂	- 当面は史跡の景観に配慮しながら適切に維持管理することが望ましい。 - 地蔵堂と倉庫については、安全面を考慮して、撤去も視野に今後の扱いを検討することが望ましい。
		地蔵堂	
		倉庫	
		石垣	適切に維持管理する。
		歴代住職墓	寺院の歴史を示す石造物であり、適切に維持管理されている。

イ 史跡指定地外（表 28）

構成要素		保存管理の方法
E 史跡の本質的価値に関連する要素	寺屋敷	現況を確認するための試掘調査等を実施し、保存活用の方針について検討する。
	花崗岩製坐像板碑（鯨池上の畑）	- 民有地（畑地）に所在するため、保存管理について関係者と協議する。 - 文化財指定を行うなど、その価値の明確化と周知を検討する。
	その他中世石造物	- 適切に保存管理する。 - 境内地周辺に散在するため、地域住民と協力して散逸を防ぐ。

構成要素		保存管理の方法
G 史跡の保存・活用に必要な要素	史跡案内板	・ 史跡指定地内において、文化財保護法及び史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に規定された史跡の管理に必要な標識、説明板等の整備を進める。 ・ 史跡の公開活用を図るために必要な施設であり、日常的な点検や維持管理・安全確保を基本とし、経年劣化等により破損が生じた箇所は、適宜、修理や更新を行う。 ・ 史跡指定地内での改修・新設等については、景観と遺構等の保護を考慮し、現状変更等の取扱基準に基づき施工する。
	説明板（弓削薬師由来）	・ 東泉寺の由来を記した説明板であり、適切に維持管理する。
	駐車場（寺管理）	・ 適切に維持管理することが望ましい。
	鯨池公園	・ 地域住民や町外見学者の憩いと交流の場として、維持管理ことが望ましい。
H その他の要素	境内墓地	・ 適切に維持管理されている。

③ 高浜八幡神社

ア 史跡指定地内（表 29）

構成要素			保存管理の方法
A 史跡の本質的価値を構成する要素	地形・景観	砂浜海岸	・ 周辺は建設海岸（上弓削海岸）として海岸保全区域となっており、良好に保存されており、適切に維持していく。
	地下遺構・遺物	塩浜	・ 史跡の本質的価値を明らかにし、価値を高めていくための重要遺跡確認調査を計画的に行い、塩の詳細な生産手法・工程、塩浜の規模などを解明する。 ・ 塩浜と社（高浜八幡神社）の併存関係も整理し、周辺環境も含めて一体的に保護する。 ・ 現状保存を原則とし、埋蔵されている遺構・遺物の確実な保存を図る。 ・ 現状変更を伴う行為については、事前に発掘調査等を実施し、地下遺構等への影響を最小限にとどめる方法を検討し、遺構等の保存に努める。
		遺物（中世）	
B 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素	地形・景観	宮ノ山	・ 適切に保存管理する。 ・ 本殿に面した法面の崩落が見られ、建物に影響を及ぼす可能性があることから、法面を改修する。
		京ノ小島	・ 通常は渡島できないため、良好に保存されており、今後も適切に保存する。
	地下遺構・遺物	地下遺構・遺物（中世以外）	・ 史跡の本質的価値を明らかにし、価値を高めていくための重要遺跡確認調査を計画的に行う。 ・ 現状変更を伴う行為については、事前に発掘調査等を実施し、地下遺構等への影響を最小限にとどめる方法を検討し、遺構等の保存に努める。

構成要素			保存管理の方法
B 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素	建造物	本殿	- 適切に維持管理する。 - 経年劣化のため、令和5年度に本殿の柱等の修復工事を行った。 - 本殿の裏側の法面の崩落が見られ、建物に影響を及ぼす可能性があることから、法面を改修する。
		拝殿	
		厳島神社	
	美術工芸品・石造物	木造師（獅）子狛犬	- 適切に保存管理する。 - 全体的に劣化・損傷が見られるため、計画的に修理することが望ましい。 - 文化財指定を行うなど、その価値の明確化と周知を検討する。
		石造物（中世以降）	内容や分布を把握し、適切に保存管理する。
	記念碑	石碑（浩宮徳仁親王殿下お成り記念）	本史跡の歴史的価値を理解するために、未永く大切に保存する。
C 史跡の保存・活用に有効な要素	祭祀	夜殿式・宮座式	今後も神社と地域が協力して中世的祭祀を継承することが望ましい。
	サイン	史跡案内板	- 文化財保護法及び史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に規定された史跡の管理に必要な標識、説明板等の整備を進める。 - 史跡の公開活用を図るために必要な施設であり、日常的な点検や維持管理・安全確保を基本とし、経年劣化等により破損が生じた箇所は、適宜、修理や更新を行う。 - 史跡指定地内での改修・新設等については、景観と遺構等の保護を考慮し、現状変更等の取扱基準に基づき施工する。
	便益施設	バス停	- 日曜日、祝日、年末年始（12/31～1/2）以外の日に運行され、町民の輸送手段として維持管理されている。 - バス停の標識やベンチを更新する場合は、史跡の景観に配慮したものを採用することが望ましい。
	防風林	松林	- 松林の維持管理については、遺構の保護や景観に配慮し、日常的な樹木管理の徹底に努める。 - 松くい虫防除のために、毎年、噴霧器による薬剤の地上散布を行う。 - 黒松及び米松の一部が過度な成長により周辺の家屋や構築物等に被害を及ぼす危険木となっているため、適切な剪定、伐採、補植等を計画的に実施する。 - 危険木や枯損木の処理については、遺構の保護を十分配慮した方法で行う。
	年中行事	弓祈禱	年中行事の開催は、地域ぐるみの寺社の維持管理に繋がる側面を有しており、今後も存続されることが望ましい。
		とんど	

構成要素		保存管理の方法
D その他の要素	金毘羅宮	・ 適切に維持管理することが望ましい。
	船魂神社	
	山皇神社	
	大年神社	
	神輿庫	
	旧神輿庫	
	手水舎	
	鳥居	
	灯籠	
	注連石	
	力石	
	護岸	・ 海岸保全施設として適切に維持管理されている。
	高齢者介護施設	・ 史跡の価値が損なわれない施設運営を行い、史跡との共存を図る。

イ 史跡指定地外（表 30）

構成要素		保存管理の方法
H その他の要素	社務所	・ 適切に維持管理されている。
	奥津城	・ 神社の歴史を示す石造物であり、適切に維持管理されている。

④ 願成寺

ア 史跡指定地内（表 31）

構成要素			保存管理の方法
A 史跡の本質的価値を構成する要素	地下遺構・遺物	地下遺構・遺物（中世）	・ 史跡の本質的価値を明らかにし、価値を高めていくための重要遺跡確認調査を計画的に行う。 ・ 現状保存を原則とし、埋蔵されている遺構・遺物の確実な保存を図る。 ・ 現状変更を伴う行為については、事前に発掘調査等を実施し、地下遺構等への影響を最小限にとどめる方法を検討し、遺構等の保存に努める。
B 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素	地下遺構・遺物	地下遺構・遺物（中世以外）	・ 史跡の本質的価値を明らかにし、価値を高めていくための重要遺跡確認調査を計画的に行う。 ・ 現状変更を伴う行為については、事前に発掘調査等を実施し、地下遺構等への影響を最小限にとどめる方法を検討し、遺構等の保存に努める。

構成要素			保存管理の方法
B 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素	建造物	本堂	・ 適切に維持管理する。
		大師堂	
		庫裏	
		鐘楼	
	美術工芸品・石造物	木造阿弥陀如来坐像	・ 適切に保存管理する。
		絹本著色釈迦十六善神像	
		絹本著色不動明王二童子像	
		絹本著色弘法大師像	
		集合墓（結晶質石灰岩製笠塔婆、宝篋印塔等）	・ 適切に保存管理する。 ・ 宝篋印塔については、文化財指定を行うなど、その価値の明確化と周知を検討する。
		その他の石造物（中世以降）	・ 適切に保存管理する。 ・ 境内地に散在するため、檀家等と協力して散逸を防ぐ。 ・ 中世以外の石造物については、内容や分布を把握する。
	記念碑	石碑（浩宮徳仁親王殿下お成り記念）	・ 本史跡の歴史的価値を理解するために、未永く大切に保存する。
C 史跡の保存・活用に有効な要素	便益施設	トイレ(寺管理)	・ 主として参拝者用として、適切に維持管理されている。
	年中行事	灯籠流し	・ 年中行事の開催は、地域ぐるみの寺社の維持管理に繋がる側面を有しており、今後も存続されることが望ましい。
		巳午	
D その他の要素		島四国	・ 町内外から多くの参拝客が訪れており、今後も地域が協力して継続して開催されることが望ましい。
		荒神堂	・ 適切に維持管理することが望ましい。
		薬師堂	
		灯籠	
		家屋	・ 史跡の価値が損なわれない生活を心掛け、史跡との共存を図る。

イ 史跡指定地外（表 32）

構成要素		保存管理の方法
E 史跡の本質的価値に関連する要素	花崗岩製五輪塔火輪	- 適切に保存管理する。 - 人目につかない場所にあり、地域住民と協力して散逸を防ぐ。
	その他中世石造物	- 適切に保存管理する。 - 境内地周辺に散在するため、地域住民と協力して散逸を防ぐ。
G 史跡の保存・活用に有効な要素	史跡案内板	- 史跡指定地内において、文化財保護法及び史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に規定された史跡の管理に必要な標識、説明板等の整備を進める。 - 史跡の公開活用を図るために必要な施設であり、日常的な点検や維持管理・安全確保を基本とし、経年劣化等により破損が生じた箇所は、適宜、修理や更新を行う。 - 史跡指定地内での改修・新設等については、景観と遺構等の保護を考慮し、現状変更等の取扱基準に基づき施工する。
	ホース格納箱	消防用設備として適切に維持管理する。
	駐車場（寺管理）	適切に維持管理することが望ましい。
	バス停	日曜日、祝日、年末年始（12/31～1/2）以外の日に運行され、町民の輸送手段として維持管理されている。ただし、土曜日は緑ヶ丘住宅停留所を経由する便がない。
	新池フラワー公園	地域住民や町外見学者の憩いと交流の場として、維持管理することが望ましい。
H その他の要素	山門	適切に維持管理することが望ましい。
	地藏堂	
	歴代住職墓	寺院の歴史を示す石造物であり、適切に維持管理されている。
	境内墓地	適切に維持管理されている。

⑤ 弓削神社

ア 史跡指定地内（表 33）

構成要素			保存管理の方法
A 史跡の本質的価値を構成する要素	地下遺構・遺物	地下遺構・遺物（中世）	- 史跡の本質的価値を明らかにし、価値を高めていくための重要遺跡確認調査を計画的に行う。 - 現状保存を原則とし、埋蔵されている遺構・遺物の確実な保存を図る。 - 現状変更を伴う行為については、事前に発掘調査等を実施し、地下遺構等への影響を最小限にとどめる方法を検討し、遺構等の保存に努める。

構成要素			保存管理の方法
B 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素	地形・景観	松原（愛媛県名勝法王ヶ原）	- 松原の維持管理については、遺構の保護や景観に配慮し、日常的な樹木管理の徹底に努める。また、維持管理に係る基準の策定を検討する。 - 松くい虫の被害により老木を失いつつあるが、苗木の植樹等による松原の保護活動を継続する。 - 松くい虫防除のために、毎年、噴霧器による薬剤の地上散布を行う。 - 景観を維持するために、適切な剪定、伐採、補植等を計画的に実施する。 - 危険木や枯損木の処理については、遺構の保護を十分配慮した方法で行う。
	地下遺構・遺物	地下遺構・遺物（中世以外）	- 史跡の本質的価値を明らかにし、価値を高めていくための重要遺跡確認調査を計画的に行う。 - 現状変更を伴う行為については、事前に発掘調査等を実施し、地下遺構等への影響を最小限にとどめる方法を検討し、遺構等の保存に努める。
	建造物	本殿	適切に維持管理する。
		拝殿	
		棟札	- 適切に保存管理する。 - 文化財指定を行うなど、その価値の明確化と周知を検討する。
	美術工芸品・石造物	木造師（獅）子狛犬	- 適切に保存管理する。 - 文化財指定を行うなど、その価値の明確化と周知を検討する。
		石造物（中世以降）	内容や分布を把握し、適切に保存管理する。
C 史跡の保存・活用に有効な要素	記念碑	石碑（浩宮徳仁親王殿下お成り記念）	本史跡の歴史的価値を理解するために、末永く大切に保存する。
	祭祀	夜殿式・宮座式	今後も神社と地域が協力して中世的祭祀を継承することが望ましい。
	サイン	史跡案内板	- 文化財保護法及び史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に規定された史跡の管理に必要な標識、説明板等の整備を進める。 - 史跡の公開活用を図るために必要な施設であり、日常的な点検や維持管理・安全確保を基本とし、経年劣化等により破損が生じた箇所は、適宜、修理や更新を行う。 - 史跡指定地内での改修・新設等については、景観と遺構等の保護を考慮し、現状変更等の取扱基準に基づき施工する。
		案内板（瀬戸内海国立公園）	適切に維持管理する。

構成要素			保存管理の方法
C 史跡の保存・活用に有効な要素	サイン	説明板（愛媛県名勝法王ヶ原）	・ 適切に維持管理する。
	便益施設	トイレ（町管理）	・ 適切に維持管理する。
		ベンチ	
	防風林	松林	・ B 地形・景観「松原（愛媛県名勝法王ヶ原）」参照
	年中行事	とんど	・ 年中行事の開催は、地域ぐるみの寺社の維持管理に繋がる側面を有しており、今後も存続されることが望ましい。
D その他の要素		天神社	・ 適切に維持管理することが望ましい。 ・ 天神社、荒神社が所在する境内地である天神原の一部は、月極駐車場として利用されており、地域住民の生活のために維持する必要があるが、将来的にはその代替地等について所有者（弓削神社）と協議する。
		荒神社	
		住吉社	
		小宮	
		神輿庫	
		手水舎	
		鳥居	
		灯籠	
		注連石	
		丸石	
		井戸	
		社務所	・ 適切に維持管理されている。
		キャンプ場	・ 史跡・名勝としての風致を保つために、サイン等を設置し、キャンプ場の利用者に史跡指定地であることを周知する。
		炊事場（町管理）	
		シャワー棟（町管理）	
		倉庫（町管理）	

イ 史跡指定地外（表 34）

構成要素		保存管理の方法
H その他の要素	護岸	・ 史跡・名勝としての風致を保つために、サイン等を設置し、海水浴客に境内地が史跡指定地であることを周知する。
	海水浴場	
	石碑（田坂為松顕彰碑）	・ 隣接する弓削神社や法王ヶ原の景観に溶け込んでおり、適切に維持管理することが望ましい。
	国立弓削商船高等専門学校	・ 隣接する弓削神社や法王ヶ原の景観に溶け込んでおり、教育機関として適切に維持管理されている。 ・ 上島町との地域連携も積極的に推進されている。

構成要素		保存管理の方法
H その他の要素	中都・浜都集会所	・ 弓削神社周辺地区の会合場所として、適切に維持管理されている。
	宿泊施設	・ 上島町を代表する体験滞在交流施設として町内外の多くの人々が利用しており、交流・観光の拠点施設として運営されている。

⑥ 定光寺

ア 史跡指定地内（表 35）

構成要素			保存管理の方法
A 史跡の本質的価値を構成する要素	地形・景観	崖上の立地	・ 集落から離れて立地し、景観が良好に保全されており、境内地として適切に保存管理する。
	地下遺構・遺物	地下遺構・遺物（中世）	・ 史跡の本質的価値を明らかにし、価値を高めていくための重要遺跡確認調査を計画的に行う。 ・ 現状保存を原則とし、埋蔵されている遺構・遺物の確実な保存を図る。 ・ 現状変更を伴う行為については、事前に発掘調査等を実施し、地下遺構等への影響を最小限にとどめる方法を検討し、遺構等の保存に努める。
	建造物	定光寺観音堂	・ 適切に維持管理する。 ・ 日常的な建造物の点検や定期的な消防用設備の点検を実施する。 ・ 修理工事から 40 年以上経過し、経年劣化による切目縁の損傷が見られ、国指定重要文化財であることから、文化庁及び愛媛県の指導を得て早期に修理する。
B 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素	地下遺構・遺物	地下遺構・遺物（中世以外）	・ 史跡の本質的価値を明らかにし、価値を高めていくための重要遺跡確認調査を計画的に行う。 ・ 現状変更を伴う行為については、事前に発掘調査等を実施し、地下遺構等への影響を最小限にとどめる方法を検討し、遺構等の保存に努める。
	建造物	本堂庫裏	・ 適切に維持管理する。
		山門	・ 適切に維持管理する。 ・ 屋根を支える柱に歪み・傾きが生じており、保存方法について所有者と協議する。
	美術工芸品・石造物	木造阿弥陀如来坐像	・ 文化財指定を行うなど、その価値の明確化と周知を検討する。 ・ 無住であるため、地域住民等の協力で適切に保存管理する。

構成要素			保存管理の方法
B 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素	美術工芸品・石造物	石造物（中世以降）	- 適切に保存管理する。 - 境内地に散在するため、檀家等と協力して散逸を防ぐ。 - 中世以外の石造物については、内容や分布を把握する。
	記念碑	石碑（浩宮徳仁親王殿下お成り記念）	本史跡の歴史的価値を理解するために、末永く大切に保存する。
	植栽	ビャクシン	- 適切に保存管理する。 - 古木であるため、樹勢の回復を図るほか、安全確保のための剪定、支柱設置等を計画的に実施する。 - ビャクシンのうち1本は、塀を貫通する形で生育しており、その塀は全体的に損傷が見られるため、計画的に修理することが望ましい。
C 史跡の保存・活用に有効な要素	サイン	説明板（定光寺観音堂）	- 全体的に経年劣化による損傷が見られるため、修理を検討する。 - 近年の研究成果を盛り込む。
		銘板（定光寺観音堂）	適切に維持管理する。
	便益施設	ベンチ	適切に維持管理する。
	管理施設	自動火災報知設備	- 適切に維持管理する。 - 消防用設備等点検として、6か月に1回の機器点検と1年に1回の総合点検を実施している。
		屋外消火栓設備（放水銃）	国指定文化財管理事業として、定光寺を管理している土生地区に町が消防用設備の点検料や電気料金に対する補助金を交付しており、今後も継続する。
	年中行事	巳午	年中行事の開催は、地域ぐるみの寺社の維持管理に繋がる側面を有しており、今後も存続されることが望ましい。
島四国		町内外から多くの参拝客が訪れており、今後も地域が協力して継続して開催されることが望ましい。	
D その他の要素		荒神堂	適切に維持管理することが望ましい。
		小堂	
		六地藏	
		庄右衛門等の墓	

イ 史跡指定地外（表 36）

構成要素		保存管理の方法
E 史跡の本質的価値に関連する要素	中世石造物	- 適切に保存管理する。 - 境内地周辺に散在するため、地域住民と協力して散逸を防ぐ。
G 史跡の保存・活用に有効な要素	史跡案内板	- 史跡指定地内において、文化財保護法及び史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に規定された史跡の管理に必要な標識、説明板等の整備を進める。 - 史跡の公開活用を図るために必要な施設であり、日常的な点検や維持管理・安全確保を基本とし、経年劣化等により破損が生じた箇所は、適宜、修理や更新を行う。 - 史跡指定地内での改修・新設等については、景観と遺構等の保護を考慮し、現状変更等の取扱基準に基づき施工する。
	説明板（聖松）	かつて聖松があったことを後世に伝える名所、そして、地域住民や町外見学者の憩いと交流の場として、維持管理することが望ましい。
	聖松公園	
	駐車場（寺管理）	適切に維持管理することが望ましい。
H その他の要素	歴代住職墓	寺院の歴史を示す石造物であり、適切に維持管理されている。
	境内墓地	適切に維持管理されている。

⑦ 百貫島とその周辺海域

ア 史跡指定地内（表 37）

構成要素			保存管理の方法
A 史跡の本質的価値を構成する要素	地形・景観	百貫島	- 適切に保存管理する。 - 文化財調査とともに自然環境調査等を行うことにより、多方面から百貫島を評価する。
		周辺海域（漁場）	適切に維持管理されている。
B 史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素	建造物	百貫島灯台（海上保安庁管理）	適切に維持管理されている。
D その他の要素		洲鼻	自然地形につけられた現在に伝わる貴重な地名であり、継承することが望ましい。航行時の危険性について船舶関係者に周知されている。
		百貫神社	適切に維持管理することが望ましい。
		三等三角点	適切に維持管理されている。
		波止	海上保安庁によって適切に維持管理されている。
		登山道	

構成要素		保存管理の方法
D	その他の要素	海苔養殖場
		・ 適切に維持管理されている。

イ 史跡指定地外（表 38）

構成要素		保存管理の方法
G	史跡の保存・活用に必要な要素	史跡案内板
		・ 文化財保護法及び史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に規定された史跡の管理に必要な標識、説明板等の整備を進める。 ・ 史跡の公開活用を図るために必要な施設であり、日常的な点検や維持管理・安全確保を基本とし、経年劣化等により破損が生じた箇所は、適宜、修理や更新を行う。 ・ 史跡指定地内での改修・新設等については、景観と遺構等の保護を考慮し、現状変更等の取扱基準に基づき施工する。

⑧ 史跡指定地全体（表 39）

構成要素			保存管理の方法
C	史跡の保存・活用に必要な要素	年中行事 雨乞踊り	・ 昭和 46 年(1971)に発足した雨乞踊り保存会には、町の育成事業補助金が交付されており、現在は大人から子どもへの伝承活動が行われている。今後も保存継承されることが望ましい。

第4節 現状変更の取扱基準

1. 制度の概要

史跡指定地内において、現状を変更し、または、その保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）をしようとする場合、文化財保護法（以下、「法」という。）第125条の規定により、文化庁長官の許可を受けなければならない。また、法第168条の規定により、国の機関による現状変更等の場合には、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求める必要がある。

現状変更等は、原則として文化庁長官の許可が必要であるが、法第125条のただし書きでは、その行為が維持の措置等、史跡への影響が軽微なものについては、許可を要しない旨が示されている。また、法第184条第1項第2号の規定に基づき、現状変更等のうち、重大でないものについては、都道府県・市の教育委員会（※弓削島荘遺跡：愛媛県教育委員会）に許可の権限が委譲され、その範囲が、文化財保護法施行令第5条第4項第1号に示されている。この基準に基づく現状変更等許可の具体的な取扱基準については、文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからルまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（以下、「事務処理基準」という。）が定められている。

一方、史跡指定地のうち、大田林の塩浜の陸地部分、東泉寺の全域、高浜八幡神社の京ノ小島を除いた陸地部分及び弓削神社の大部分については、環境省が管理する瀬戸内海国立公園の第2種特別地域に該当する。国立公園においては、その優れた自然風景を保護するため各種の行為が規制されている。この場合についても現状を変更する行為を行う場合は、公園計画（保護規制計画）に基づいて指定された地域の種類によって、自然公園法に基づき環境省への申請または届出の手続きが必要となる（表41）。

また、大田林の塩浜及び高浜八幡神社沿いの海岸周辺は、愛媛県東予地方局が管理する海岸保全区域に指定されている。海岸保全区域内において一定の行為をする場合には、海岸を保護する目的で、事前に海岸管理者（愛媛県知事）の許可が必要となる。

弓削神社の法王ヶ原は愛媛県の名勝に指定されており、現状変更等をしようとする場合は、愛媛県教育委員会の許可を受けなければならない。

なお、漁業法において規制される現状変更等の申請は不要であるが、海上における各種の行為については、共同漁業権者の愛媛県漁業協同組合弓削支所と協議し、同意を得る必要がある。

2. 法令に定められた現状変更等の取扱基準

＜現状変更等を許可できない場合＞

「事務処理基準」では、次の場合、現状変更等の許可ができないものとされている。

- 史跡の適切な保存管理のために策定された「保存活用計画（本計画）」に定められた保存管理の基準に反する場合
- 史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- 史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる場合

現状変更等の許可申請が必要となる主な行為については、以下のとおりであるが、その許可区分（申請先）については、表 40 に整理した。

〈現状変更等の許可申請が必要となる主な行為〉

- ・ 掘削、切土、盛土など土地の改変を伴う行為
- ・ 樹木の伐採（ただし、人命や遺構に対する危険の回避のため、かつ抜根を伴わない場合は要協議）、移植、新規の植栽
- ・ 仮設物の設置（短期的に撤去することが明らかな場合は要協議）
- ・ 史跡の保存、活用、整備（防災、人命の安全確保を含む）のために必要な工作物の新設
- ・ 建築物、工作物等の改築、撤去、移設（色彩の変更も含む）
- ・ 公益上必要な上下水道、電気等の設備及び道路、水路等の改修、新設、復旧、撤去
- ・ 上記以外の史跡の保護に影響を及ぼす行為

史跡指定地内において、現状変更に当たらない行為として、除草や樹木の剪定等の植生管理などの通常の維持管理作業が挙げられる（表 42）。

また、現状変更等ではあるが許可を受けることを要しない行為として、維持の措置、非常災害のために必要な応急措置、保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微なものがある。この内容については、法 125 条、維持の措置の内容については、「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則」第 4 条に記載されている。ただし、き損が生じた場合には、法第 118 条の規定により準用する法第 33 条の規定によるき損届、き損箇所の復旧を行う場合には、法第 127 条の規定による復旧届を文化庁長官に提出する必要がある。

現状変更等の許可申請が不要な行為についても、表 40 に整理した。

表 40 現状変更等の許可の区分（文化財保護法関係）

地区	行為の内容		許可区分 (申請先)
史跡指定地の全地区	許可できない 現状変更等の行為 文化財保護法施行令第 5条第4項第1号イか らルまでに掲げる史跡 名勝天然記念物の現状 変更等の許可の事務の 処理基準	1 史跡の適切な保存管理のために策定された 「保存活用計画（本計画）」に定められた保存管 理の基準に反する場合 2 史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場 合 3 史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると 認められる場合	
	許可が必要な 現状変更等の行為	○ 文化財保護法施行令第5条第4項に規定され た行為を除く。	文化庁長官による 許可
	文化財保護法第125条	○ 文化財保護法施行令第5条第4項に規定され た行為 1 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を 有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建 築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築 後の建築面積）が120㎡以下のものをいう。）で 2年以内の期間を限って設置されるものの新 築、増築又は改築 2 工作物（建築物を除く。）の設置若しくは改修 （改修にあつては、設置の日から50年を経過し ていない工作物に係るものに限る。）又は道路の 舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、 切土その他土地の形状の変更を伴わないものに 限る。） 3 法第115条第1項（法第120条及び第172条 第5項において準用する場合を含む。）に規定す る史跡の管理に必要な施設の設置又は改修 4 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他こ れらに類する工作物の設置又は改修 5 建築物等の除却（建築又は設置の日から50年 を経過していない建築物等に係るものに限る。） 6 木竹の伐採 7 史跡の保存のため必要な試験材料の採取	愛媛県教育委員会 による許可

地区	行為の内容		許可区分 (申請先)
史跡指定地の全地区	許可申請の不要な 現状変更等の行為 文化財保護法第 125 条	維持の措置 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第 4 条 1 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。 2 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 3 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。	※ 届出等の提出が必要な場合がある。
		非常災害のために必要な応急措置 ○ 現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において執られる応急的措置 ○ 事故等により緊急的対応が必要な場合に執られる現状に復する行為 ※ 本史跡の場合、自然公園法も同様 保存に影響を及ぼす行為のうち影響が軽微なもの ○ 建築物、工作物の小規模な修繕 ○ 土地の形状の変更を伴わない工作物等の修理、改修 ○ 土地の形状の変更を伴わない一時的な仮設看板等の設置	
	史跡において行われる 通常の維持管理作業	○ 本計画に示す「維持管理作業一覧」（表 42）参照	

表 41 現状変更等の許可の区分（自然公園法関係）

地区	行為の内容	許可区分 (申請先)
大田林の塩浜・東泉寺・高浜八幡神社・弓削神社（瀬戸内海国立公園の第2種特別地域内）	自然公園法第20条 1 工作物を新築し、改築し、又は増築すること。 2 木竹を伐採すること。 3 環境大臣が指定する区域内において木竹を損傷すること。 4 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。 5 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。 6 環境大臣が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1kmの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。 7 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること。 8 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。 9 水面を埋め立て、又は干拓すること。 10 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること。 11 高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること。 12 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。 13 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。 14 環境大臣が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして環境大臣が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。 15 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること。 16 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること。 17 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。 18 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの	環境大臣

表 42 維持管理作業一覧

対 象	行為の内容
建造物	・ 日常的な保守作業（ゴミの除去・雨樋清掃） ・ 建物内部の修繕・改修（建具調整、床材等の部分的な交換など） ・ 建造物の外壁・屋根等の塗装（同色系の塗装）
土地 (法面や通路等を含む。)	・ ゴミ・落石等の除去 ・ 簡易補修（部分的な舗装路面の表層打ち替え等） ・ 土手法面の清掃・除草、小規模崩落の補修
水路	・ ゴミさらい、清掃、土砂堆積物の除去
植生管理	・ 枯損木・倒木処理、支障枝剪定、添え木などの設置、病虫害防除、草刈り（ただし、遺構に影響を及ぼす抜根や、景観を改変させる伐採は除く。）
その他	・ 街灯などの清掃・保守点検 ・ 柵の塗り替え（同色系の塗装）

3. 史跡弓削島莊遺跡の現状変更等に係る基本的な考え方

史跡の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為についての制度の概要及び法令上の基準は、前述のとおりである。現状変更等に係る許可は、最終的には許可権限者である文化庁長官や愛媛県教育委員会が法令で定められた基準等に基づき判断をすべきものである。以下では、弓削島莊遺跡の管理団体として、前章で示した保存・活用等の基本方針に基づき、史跡の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為について、その取扱方針や取扱基準を定めることとする。

4. 史跡弓削島莊遺跡の現状変更等に係る取扱方針

ア 史跡の本質的価値を構成する要素に影響を及ぼす行為、大規模な地形の改変、史跡の景観に著しく影響を及ぼす行為については原則として認めないこととする。

イ 史跡の保存管理・活用・整備・景観保全等を図っていく上で必要な行為については、「事務処理基準」に示された「現状変更等の許可ができないもの」に該当するかどうか判断することとし、必要に応じて遺構の保護や遺構の遺存状況の確認のための試掘・発掘調査や上島町教育委員会の立ち合い等の条件を付すこととする。

ウ 史跡の保存管理・活用・整備・景観保全等を図っていく上で必要な行為で、史跡の保存に影響を及ぼすことが明らかなものについては、その行為の必要性和史跡への影響の度合い等を考慮してその都度判断する。なお、史跡への影響の度合いについては、史跡を構成する要素の重要性（「第3章第3節 構成要素の特定」）を勘案するものとする。

エ 東泉寺、高浜八幡神社、願成寺、弓削神社及び定光寺の5寺社は、古来より営まれてきた信仰の空間であり、それらにおける宗教活動上必要不可欠な行為のうち史跡及び景観への影響に配慮したものは史跡の保存・継承行為と位置づけられる。宗教活動として施設等の整備を行う場合は、本保存活用計画の趣旨を踏まえて実施するものとする。

オ 公共・公益上必要な施設等の設置・改修については、その必要性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。公共・公益上必要な施設には、護岸、灯台、波止等がある。

5. 史跡弓削島莊遺跡の現状変更等の取扱基準

（1）現状変更等を認める行為

① 学術目的で実施する発掘調査等

調査の目的が、弓削島莊遺跡の保存・活用を図る上で必要なものであり、範囲が必要最小限であるものについて、有識者による委員会等で十分検討した上で認める。

② 史跡の修復、復元（遺構表示）

発掘調査等の成果に基づいたもので、委員会等の同意を得たものは認める。

③ 地形の改変

盛土、切土、水面の埋め立て等の地形の改変は、史跡の整備、遺構の保護等の史跡の保存・

活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。なお、史跡の整備については、次項の④、⑤、⑥、⑦等に伴う土地の掘削、埋め戻し等を含む。

④ 建築物・構造物の新築、改築、増築、除却

史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響がないものは認める。

⑤ 工作物の新設、改修、除却

史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響がないものは認める。

⑥ 地下埋設物の設置・改修

新設は、史跡の保存管理・活用・整備などのために必要なものについて、事前に発掘調査等を行い、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。改修は、史跡の保存・活用のために必要なものであり、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。

⑦ 木竹の伐採、抜根、植栽

伐採は、史跡の保存・活用のために必要なものは認める。抜根は、遺構への影響がないものや遺構の保存措置を講じたものは認める。既存樹木の枯損等に伴う更新は、史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。新たな植栽は、史跡の保存・活用のために必要な法面保護、修景等を目的としたもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。

※ ①～⑦の取扱基準について、構成資産である5寺社における宗教活動上必要不可欠なもので史跡及び景観への影響に配慮したものは認める。また、公共・公益上必要な施設等の設置・改修については、その必要性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。

※ 上記以外の現状変更等については、原則として認めない。

(2) 構成資産ごとの現状変更等の取扱基準

表 43 大田林の塩浜における現状変更等の取扱基準

項 目	取 扱 基 準
学術目的で実施する発掘調査等	・ 調査の目的が、弓削島荘遺跡の保存・活用を図る上で必要なものであり、範囲が必要最小限であるものについて、有識者による委員会等で十分検討した上で認める。
史跡の修復、復元（遺構表示）	・ 発掘調査等の成果に基づいたもので、委員会等の同意を得たものは認める。
地形の改変	・ 盛土、切土、水面の埋め立て等の地形の改変は、史跡の整備、遺構の保護等の史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。 ・ 公共・公益上必要な地形の改変については、その必要性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。 ※ 護岸（愛媛県東予地方局今治支局農村整備課管理）の改修等

項 目	取 扱 基 準
建築物・構造物の新築、改築、増築、除却	・ 史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響がないものは認める。 ・ 公共・公益上必要なものについては、その必要性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。 ※ 護岸（愛媛県東予地方局今治支局農村整備課管理）の改修等
工作物の新設、改修、除却	・ 史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響がないものは認める。 ・ 公共・公益上必要なものについては、その必要性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。
地下埋設物の設置・改修	・ 新設は、史跡の保存管理・活用・整備などのために必要なものについて、事前に発掘調査等を行い、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。改修は、史跡の保存・活用のために必要なものであり、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。 ・ 公共・公益上必要なものについては、その必要性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。
木竹の伐採、抜根、植栽	・ 伐採は、史跡の保存・活用のために必要なものは認める。抜根は、遺構への影響がないものや遺構の保存措置を講じたものは認める。既存樹木の枯損等に伴う更新は、史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。新たな植栽は、史跡の保存・活用のために必要な法面保護、修景等を目的としたもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。

表 44 東泉寺における現状変更等の取扱基準

項 目	取 扱 基 準
学術目的で実施する発掘調査等	・ 調査の目的が、弓削島荘遺跡の保存・活用を図る上で必要なものであり、範囲が必要最小限であるものについて、有識者による委員会等で十分検討した上で認める。
史跡の修復、復元（遺構表示）	・ 発掘調査等の成果に基づいたもので、委員会等の同意を得たものは認める。
地形の改変	・ 盛土、切土、水面の埋め立て等の地形の改変は、史跡の整備、遺構の保護等の史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。 ・ 宗教活動上必要不可欠な行為のうち史跡及び景観への影響に配慮したものは認める。
建築物・構造物の新築、改築、増築、除却	・ 史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響がないものは認める。 ・ 宗教活動上必要不可欠な行為のうち史跡及び景観への影響に配慮したものは認める。

項 目	取 扱 基 準
工作物の新設、改修、除却	・ 史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響がないものは認める。 ・ 宗教活動上必要不可欠な行為のうち史跡及び景観への影響に配慮したものは認める。
地下埋設物の設置・改修	・ 新設は、史跡の保存管理・活用・整備などのために必要なものについて、事前に発掘調査等を行い、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。改修は、史跡の保存・活用のために必要なものであり、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。 ・ 宗教活動上必要不可欠な行為のうち史跡及び景観への影響に配慮したものは認める。
木竹の伐採、抜根、植栽	・ 伐採は、史跡の保存・活用のために必要なものは認める。抜根は、遺構への影響がないものや遺構の保存措置を講じたものは認める。既存樹木の枯損等に伴う更新は、史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。新たな植栽は、史跡の保存・活用のために必要な法面保護、修景等を目的としたもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。 ・ 宗教活動上必要不可欠な行為のうち史跡及び景観への影響に配慮したものは認める。

表 45 高浜八幡神社における現状変更等の取扱基準

項 目	取 扱 基 準
学術目的で実施する発掘調査等	・ 調査の目的が、弓削島荘遺跡の保存・活用を図る上で必要なものであり、範囲が必要最小限であるものについて、有識者による委員会等で十分検討した上で認める。
史跡の修復、復元（遺構表示）	・ 発掘調査等の成果に基づいたもので、委員会等の同意を得たものは認める。
地形の改変	・ 盛土、切土、水面の埋め立て等の地形の改変は、史跡の整備、遺構の保護等の史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。 ・ 宗教活動上必要不可欠な行為のうち史跡及び景観への影響に配慮したものは認める。 ・ 公共・公益上必要な地形の改変については、その必要性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。 ※ 護岸（愛媛県東予地方局今治土木事務所管理）の改修等
建築物・構造物の新築、改築、増築、除却	・ 史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響がないものは認める。 ・ 宗教活動上必要不可欠な行為のうち史跡及び景観への影響に配慮したものは認める。 ・ 公共・公益上必要なものについては、その必要性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。 ※ 護岸（愛媛県東予地方局今治土木事務所管理）の改修等

項 目	取 扱 基 準
工作物の新設、改修、除却	・ 史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響がないものは認める。 ・ 宗教活動上必要不可欠な行為のうち史跡及び景観への影響に配慮したものは認める。 ・ 公共・公益上必要なものについては、その必要性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。
地下埋設物の設置・改修	・ 新設は、史跡の保存管理・活用・整備などのために必要なものについて、事前に発掘調査等を行い、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。改修は、史跡の保存・活用のために必要なものであり、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。 ・ 宗教活動上必要不可欠な行為のうち史跡及び景観への影響に配慮したものは認める。 ・ 公共・公益上必要なものについては、その必要性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。
木竹の伐採、抜根、植栽	・ 伐採は、史跡の保存・活用のために必要なものは認める。抜根は、遺構への影響がないものや遺構の保存措置を講じたものは認める。既存樹木の枯損等に伴う更新は、史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。新たな植栽は、史跡の保存・活用のために必要な法面保護、修景等を目的としたもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。 ・ 宗教活動上必要不可欠な行為のうち史跡及び景観への影響に配慮したものは認める。

表 46 願成寺における現状変更等の取扱基準

項 目	取 扱 基 準
学術目的で実施する発掘調査等	・ 調査の目的が、弓削島荘遺跡の保存・活用を図る上で必要なものであり、範囲が必要最小限であるものについて、有識者による委員会等で十分検討した上で認める。
史跡の修復、復元（遺構表示）	・ 発掘調査等の成果に基づいたもので、委員会等の同意を得たものは認める。
地形の改変	・ 盛土、切土、水面の埋め立て等の地形の改変は、史跡の整備、遺構の保護等の史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。 ・ 宗教活動上必要不可欠な行為のうち史跡及び景観への影響に配慮したものは認める。
建築物・構造物の新築、改築、増築、除却	・ 史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響がないものは認める。 ・ 宗教活動上必要不可欠な行為のうち史跡及び景観への影響に配慮したものは認める。
工作物の新設、改修、除却	・ 史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響がないものは認める。 ・ 宗教活動上必要不可欠な行為のうち史跡及び景観への影響に配慮したものは認める。

項 目	取 扱 基 準
地下埋設物の設置・改修	・ 新設は、史跡の保存管理・活用・整備などのために必要なものについて、事前に発掘調査等を行い、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。改修は、史跡の保存・活用のために必要なものであり、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。 ・ 宗教活動上必要不可欠な行為のうち史跡及び景観への影響に配慮したものは認める。
木竹の伐採、抜根、植栽	・ 伐採は、史跡の保存・活用のために必要なものは認める。抜根は、遺構への影響がないものや遺構の保存措置を講じたものは認める。既存樹木の枯損等に伴う更新は、史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。新たな植栽は、史跡の保存・活用のために必要な法面保護、修景等を目的としたもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。 ・ 宗教活動上必要不可欠な行為のうち史跡及び景観への影響に配慮したものは認める。

表 47 弓削神社における現状変更等の取扱基準

項 目	取 扱 基 準
学術目的で実施する発掘調査等	・ 調査の目的が、弓削島荘遺跡の保存・活用を図る上で必要なものであり、範囲が必要最小限であるものについて、有識者による委員会等で十分検討した上で認める。
史跡の修復、復元（遺構表示）	・ 発掘調査等の成果に基づいたもので、委員会等の同意を得たものは認める。
地形の改変	・ 盛土、切土、水面の埋め立て等の地形の改変は、史跡の整備、遺構の保護等の史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。 ・ 宗教活動上必要不可欠な行為のうち史跡及び景観への影響に配慮したものは認める。
建築物・構造物の新築、改築、増築、除却	・ 史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響がないものは認める。 ・ 宗教活動上必要不可欠な行為のうち史跡及び景観への影響に配慮したものは認める。
工作物の新設、改修、除却	・ 史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響がないものは認める。 ・ 宗教活動上必要不可欠な行為のうち史跡及び景観への影響に配慮したものは認める。
地下埋設物の設置・改修	・ 新設は、史跡の保存管理・活用・整備などのために必要なものについて、事前に発掘調査等を行い、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。改修は、史跡の保存・活用のために必要なものであり、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。 ・ 宗教活動上必要不可欠な行為のうち史跡及び景観への影響に配慮したものは認める。

項 目	取 扱 基 準
木竹の伐採、抜根、植栽	・ 伐採は、史跡の保存・活用のために必要なものは認める。抜根は、遺構への影響がないものや遺構の保存措置を講じたものは認める。既存樹木の枯損等に伴う更新は、史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。新たな植栽は、史跡の保存・活用のために必要な法面保護、修景等を目的としたもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。 ・ 宗教活動上必要不可欠な行為のうち史跡及び景観への影響に配慮したものは認める。

表 48 定光寺における現状変更等の取扱基準

項 目	取 扱 基 準
学術目的で実施する発掘調査等	・ 調査の目的が、弓削島荘遺跡の保存・活用を図る上で必要なものであり、範囲が必要最小限であるものについて、有識者による委員会等で十分検討した上で認める。
史跡の修復、復元（遺構表示）	・ 発掘調査等の成果に基づいたもので、委員会等の同意を得たものは認める。
地形の改変	・ 盛土、切土、水面の埋め立て等の地形の改変は、史跡の整備、遺構の保護等の史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。 ・ 宗教活動上必要不可欠な行為のうち史跡及び景観への影響に配慮したものは認める。
建築物・構造物の新築、改築、増築、除却	・ 史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響がないものは認める。 ・ 宗教活動上必要不可欠な行為のうち史跡及び景観への影響に配慮したものは認める。
工作物の新設、改修、除却	・ 史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響がないものは認める。 ・ 宗教活動上必要不可欠な行為のうち史跡及び景観への影響に配慮したものは認める。
地下埋設物の設置・改修	・ 新設は、史跡の保存管理・活用・整備などのために必要なものについて、事前に発掘調査等を行い、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。改修は、史跡の保存・活用のために必要なものであり、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。 ・ 宗教活動上必要不可欠な行為のうち史跡及び景観への影響に配慮したものは認める。
木竹の伐採、抜根、植栽	・ 伐採は、史跡の保存・活用のために必要なものは認める。抜根は、遺構への影響がないものや遺構の保存措置を講じたものは認める。既存樹木の枯損等に伴う更新は、史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。新たな植栽は、史跡の保存・活用のために必要な法面保護、修景等を目的としたもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。 ・ 宗教活動上必要不可欠な行為のうち史跡及び景観への影響に配慮したものは認める。

表 49 百貫島とその周辺海域における現状変更等の取扱基準

項 目	取 扱 基 準
学術目的で実施する発掘調査等	調査の目的が、弓削島荘遺跡の保存・活用を図る上で必要なものであり、範囲が必要最小限であるものについて、有識者による委員会等で十分検討した上で認める。
史跡の修復、復元（遺構表示）	発掘調査等の成果に基づいたもので、委員会等の同意を得たものは認める。
地形の改変	- 盛土、切土、水面の埋め立て等の地形の改変は、史跡の整備、遺構の保護等の史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。 - 公共・公益上必要な地形の改変については、その必要性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。 ※ 百貫島（海上保安庁管理）等
建築物・構造物の新築、改築、増築、除却	- 史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響がないものは認める。 - 公共・公益上必要なものについては、その必要性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。 ※ 百貫島灯台、波止（海上保安庁管理）の改修等
工作物の新設、改修、除却	- 史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響がないものは認める。 - 公共・公益上必要なものについては、その必要性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。 ※ 百貫島灯台（海上保安庁管理）の維持管理に係る行為等
地下埋設物の設置・改修	- 新設は、史跡の保存管理・活用・整備などのために必要なものについて、事前に発掘調査等を行い、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。改修は、史跡の保存・活用のために必要なものであり、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。 - 公共・公益上必要なものについては、その必要性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。 ※ 百貫島灯台（海上保安庁管理）の維持管理に係る行為等
木竹の伐採、抜根、植栽	- 伐採は、史跡の保存・活用のために必要なものは認める。抜根は、遺構への影響がないものや遺構の保存措置を講じたものは認める。既存樹木の枯損等に伴う更新は、史跡の保存・活用のために必要なもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。新たな植栽は、史跡の保存・活用のために必要な法面保護、修景等を目的としたもので、史跡及び景観への影響が必要最小限であるものは認める。 - 公共・公益上必要なものについては、その必要性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。 ※ 百貫島灯台（海上保安庁管理）の維持管理に係る行為等

第5節 追加指定と公有地化

構成資産である大田林の塩浜と高浜八幡神社では、荘園時代の揚浜式製塩に伴う塩浜の浜床が検出されている。しかし、塩穴（沼井）や釜屋跡などの塩浜に付随する遺構は未確認である。また、中世の弓削島では、揚浜式と入浜式の塩田が併存していた可能性もある。そのため、史跡指定後も島尻海岸などで塩浜の発掘調査を実施している。今後の継続した重要遺跡確認調査によって、弓削島荘遺跡における塩の詳細な生産手法・工程、塩浜の規模などの解明が期待される。

さらに、荘園時代の集落、港、城館、荘園の経営管理施設であり現地の拠点施設であった荘所（荘家）や政所、居館などの調査も重要である。このように荘園遺跡は極めて多様な要素で構成されているため、今後、長期的な展望に立って継続的な調査計画を策定する。

このような史跡の本質的価値を明らかにし、価値を高めていく重要な遺跡については、遺跡の範囲を確認したのち、地権者及び関係者の同意を得られるよう調整し、環境が整ったところから保存区域の設定、追加指定及び土地の買上げ等による公有地化について検討する。

第7章 活用の方向性と方法

第1節 活用の方向性

弓削島荘遺跡が町民にとって身近なものとなるように、その調査研究成果等を積極的に発信する。本史跡の本質的価値を学ぶ場や、それを生かした体験の場としての活用を基本とし、次世代に伝えていくために、学びの場、観光・交流の場、憩いの場として多面的な活用を目指す。また、地域住民をはじめ、史跡を訪れる人々が地域資源である弓削島荘遺跡の多様な価値を体感できる活用を進める。特に本史跡を「上島町の原風景・塩業史を迫体験できる場」「塩の荘園の世界を迫体験できる場」として活用することが重要である。

令和4年(2022)10月に策定された第2期上島町総合戦略には5つの基本目標が設定されており、そのひとつに「歴史・文化を継承し、活かすまちづくり」が掲げられている。その目標を達成するための施策として「歴史・文化を次世代に継承できる人材の育成」及び「歴史・文化を通じた交流や史跡回遊等の文化財活用による地域活性化」が挙げられており、史跡をはじめとした文化財の活用は本町の重要施策となっている。

第2節 活用の方法

1. 本質的価値を明確にするための調査研究成果の発信

本史跡の新たな価値や魅力を見いだすための調査研究を積極的に進め、その成果を報告書やパンフレット、ホームページ等で公開し周知を図るなど、広く発信し、史跡の本質的価値を生かした活用につなげる。また、町民参画型の調査研究を進め、本史跡をより身近に感じることによる保護意識の向上に努める。

2. 学校教育・生涯学習における教育資源としての活用

幅広い年齢層が弓削島荘遺跡の本質的価値の理解を深めるため、学校教育・生涯学習の場（教育資源）として広く活用され、愛される史跡を目指す。

(1) 学校教育

本史跡が地域教材・学びの場として活用されるために、史跡の文化財的価値を解説したサインやガイダンス施設の整備などの現地整備に加えて、教育現場への働きかけや資料提供といった学習に取り入れやすくなるような支援・環境づくりが必要である。町内小学校3・4年生の社会科副読本『上島町の暮らし』は、上島町の風土・産業・歴史文化について学ぶことができ、史跡弓削島荘遺跡についても分かりやすく解説



総合的な学習の時間を利用した出前授業

され、教材として活用されている。このほかにも子ども向け史跡ガイドブックの作成や小中学校の総合的な学習の時間等を利用した学芸員による出前授業、現地見学、塩づくり体験等の学習プログラムの構築を推進し、史跡を活用した学習の機会を増やす。

このような「ふるさと学習」を通して、本史跡や地域の歴史文化の理解促進を図り、子どもの郷土への誇りを醸成し、将来の郷土を担う人材育成に繋げる。

(2) 生涯学習

あらゆる世代の人々が弓削島荘遺跡を価値ある歴史文化遺産として次世代へ継承するために、生涯学習の場として本史跡の活用を図る必要がある。

幅広い世代に史跡の周知を図るため、生涯学習への資料の提供や、揚浜式製塩を体験する場を設置するなどの現地で体感・体験できる整備を検討するとともに、参加しやすい仕組みづくりに努める。生涯学習活動の一環として、本史跡に関する勉強会（見学会）や探訪・散策講座、講演会、シンポジウム等を開催することによって、本史跡の本質的価値の共有理解を図り、その魅力を共に町内外に発信する。地域住民が本史跡を学ぶ機会を通して、地域コミュニティを広げ、多くの人々が主体的に関わることができる史跡を目指す。



史跡探訪・散策講座（東泉寺）



史跡指定記念シンポジウム

3. 上島町を代表する地域資源としての活用

弓削島荘遺跡が所在する愛媛県越智郡上島町及びその周辺地域は、古くから製塩業が盛んであり、同町の生名島や岩城島では昭和40年代まで塩田での塩づくりが行われていた。弓削島荘遺跡は中世に京都の東寺に塩を貢納した荘園遺跡であるが、塩業は海運業と共にこの地域の発展に寄与してきた。

東寺に伝えられた「東寺百合文書」等に関係史料が多く残り、塩を貢納した「塩の荘園」として日本史上よく知られている本史跡は、上島町の歴史的特色を示す貴重な宝であるとともに愛媛県、ひいては我が国の中世荘園史を理解する上で重要な史跡である。そのため、史跡を保存・継承するとともに、地域資源として位置づけ、その魅力を町内外に発信し、地域振興・観光振興等の分野において活用することが求められている。

令和4年(2022)3月20日に上島架橋の「岩城橋」の供用が開始され、「ゆめしま海道（県道岩城弓削線）」が全線開通となった。これによって町内の生活基盤強化や産業の活性化がこれま

で以上に促進され、観光客の増加も期待されている。サイクリストをはじめとした観光客は、その土地の風土や景観、食、人々の暮らし、産業、歴史文化の中に魅力や価値を見いだす傾向もあり、本史跡の地域資源としての活用は観光振興に資すると考えられる。

本史跡は弓削島及び百貫島の広範囲に分布している。そのため、ガイドンス施設等の拠点施設を整備し、島や海を含めた空間を「しまじゅうまるごと博物館」と見立て、史跡を中心とした周遊プログラム（コース）を構築することにより、新たな魅力を創造し、学習や観光に本史跡を活用する。また、地域住民から支援者を募集し、観光客を対象としたガイドの育成や民間団体への支援を行うなど、来訪者に対する受け入れ体制を充実させる。

本史跡を地域資源として地域づくりに活用することにより、地域振興・観光振興を促し、交流・関係人口の獲得を目指す。

第8章 整備の方向性と方法

第1節 整備の方向性

1. 保存のための整備の方向性

弓削島荘遺跡を後世へ確実に保存継承するため、史跡の本質的価値と安全確保を最優先とした整備を実施する。調査研究成果に基づいた史跡整備とし、景観との調和を図りつつ、遺構及び遺構面の確実な保護を行う。整備にあたっては、外部の専門家や学識経験者、文化庁、愛媛県教育委員会等の意見・指導を踏まえて、計画的に進める。

2. 活用のための整備の方向性

弓削島荘遺跡の多様な価値を理解するための整備をハードとソフトの両面で行う。また、学術的調査に基づき、上島町の原風景・塩業史、塩の荘園の世界を迫体験できる場として活用するための整備を実施する。これらは、学校教育、生涯学習、地域振興、観光振興等への多面的な貢献にも十分配慮したものとする。寺社については、宗教活動の場であることを尊重し、所有者と協議した上で整備を行う。整備にあたっては、外部の専門家や学識経験者、文化庁、愛媛県教育委員会等の意見・指導を踏まえて、計画的に進める。

第2節 整備の方法

1. 保存のための整備の方法

弓削島荘遺跡を確実に保存し、よりよい状態で後世に継承するために、日常的な維持管理を適切に行うとともに、史跡内のき損及びそのおそれのある箇所や変状の進行の把握を定期的に行い、修理、き損及び危険の未然防止や拡大防止に努める必要がある。次に示す事項は現段階で緊急性が高い保存のための整備であり、今後の状況によっては新たな整備を検討する必要がある。

(1) 雨水排水対策整備

東泉寺では、大雨時に背後にある丘陵から大量の雨水が境内地に流れ込み、外陣（礼堂）・庫裏の床下にも流入する。そのため、降雨時に水みちになる部分を特定し、排水路を敷設するなど、周辺から境内地への雨水流入を最小限に抑え、境内地においても適切な箇所に排水路を敷設し、境内地そのものを保全するための整備を行う。

(2) 法面崩落対策整備

高浜八幡神社社殿の北にある宮ノ山では、本殿に面した法面の崩落が見られ、建物に影響を及ぼす可能性がある。そのため、史跡の景観との調和に留意しながら、法面の崩落を防止し、その保護・強化・安定化を図るための整備を行う。



東泉寺 境内地への雨水の流れ込み



高浜八幡神社 社殿北側の法面の崩落

(3) 歴史的建造物・歴史文化資源等整備

ア 東泉寺薬師堂（上島町指定有形文化財）、定光寺観音堂（国指定重要文化財）

東泉寺薬師堂及び定光寺観音堂は、いずれも室町時代中期、すなわち荘園時代末期の建築と推定され、史跡の本質的価値を構成する要素である。両者は、当地域の室町時代における優れた建築文化を顕示するものであり、日常的な維持管理を適切に行うとともに、日常点検等により、将来的に修理が必要となる箇所を事前に把握し、き損の未然防止及び拡大防止に努める。

定光寺観音堂は、昭和 54 年（1979）から同 55 年にかけて解体修理工事が実施され、創建当時の姿に復原された。修理工事から 40 年以上経過し、切目縁の損傷が見られることから、文化庁及び愛媛県の指導を得て早期の修理を実施する。

なお、東泉寺境内にある外陣（礼堂）や庫裏等の他の建造物についても全体的に経年劣化が見られ、史跡指定地としての伽藍の保全について検討する。

イ 東泉寺 木造薬師三尊立像（上島町指定有形文化財）

東泉寺木造薬師三尊立像は、薬師堂の厨子内に安置されており、鎌倉時代後期の作とされている。本像は史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素であり、腕や足先等に損傷が見られることから、所有者と協議のうえ、損傷箇所の修理を検討する。

ウ 高浜八幡神社 木造師（獅）子狛犬

高浜八幡神社木造師（獅）子狛犬は、本堂の御簾の前に安置されており、鎌倉時代末期から南北朝時代にかけての作と考えられている。本像は史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素であり、全体的に損傷が見られることから、所有者と協議のうえ、劣化・損傷箇所の修理を検討する。

エ 東泉寺 凝灰岩製層塔・五輪塔

東泉寺凝灰岩製層塔・五輪塔は、東泉寺境内から参道を 100 m ほど下りた寺屋敷と呼ばれる場所で出土したものであり、いずれも 14 世紀初頭の造立と推定される。層塔は五重層塔と考えられるが、最上段屋根と相輪を欠く。五輪塔は水輪のみ確認される。これらは史跡の本質的価値に

準じる価値を有する要素であり、全体的に劣化や損傷が見られることから、所有者とともに保存方法を検討する。

(4) 防風林・植栽整備

ア 高浜八幡神社松林、弓削神社松原（愛媛県名勝法王ヶ原）

高浜八幡神社及び弓削神社境内の法王ヶ原では、防風林としてクロマツが群生している。いずれも松くい虫を防除するために、毎年、噴霧器による薬剤の地上散布を行っている。

高浜八幡神社については、黒松及び米松の一部が過度な成長により周辺の家屋や構築物等に被害を及ぼす危険木となっているため、適切な剪定、伐採、補植等を計画的に実施する。

愛媛県の名勝に指定されている法王ヶ原は、指定を受けた昭和28年（1953）には、クロマツの立木数が552本（うち樹齢300年以上の老木287本）あり、鬱蒼とした松林であったが、松くい虫の被害により老木を失いつつある。弓削神社松原は、史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素であり、景観を維持するために適切な剪定、伐採、補植等を計画的に実施し、松原の保護活動を継続する。

イ 定光寺 バックシン

定光寺境内の周辺に柏槇（バックシン）の古木が見られる。柏槇は、禅宗寺院に多く植えられる常緑樹であり、本寺のバックシンは史跡の本質的価値に準じる価値を有する要素であるため、樹勢の回復を図るほか、安全確保のための剪定、支柱設置等を計画的に実施する。

(5) その他

ア モニタリング

本史跡の日常的な維持管理に加え、史跡の保存状況の把握及び保存措置後の効果を確認するための経過観察（モニタリング）と現状記録を行う。また、必要に応じて地形測量、定点観測写真撮影、航空写真撮影等の実施を検討する。

イ 自然災害からの復旧

地震、台風、豪雨等の自然災害によるき損が生じた場合、速やかに被害状況を把握した上で、被害拡大の防止措置を行い、可能な限り早期の復旧を行う。その際の工法については、遺構の保存及び景観に配慮したものを選定する。

2. 活用のための整備の方法

(1) 指定地内

① サイン・遺構表示整備

本史跡の本質的価値を来訪者に分かりやすく伝えるため、調査研究成果に基づく分かりやすい解説サインや遺構表示を適所に配置する。サインを設置するにあたり、場所、高さ、規模、色彩、素材等を工夫しての景観への調和を図る。また、訪日外国人旅行者に対応した史跡の多言語解説を整備する。解説サインや遺構表示は、実際に現地に立った来訪者の史跡への想像力をかきたてるようなシンプルで合理的なものとする。

② 動線整備

来訪者が史跡内を安全で快適に散策できるような動線を設定するとともに、誘導サインの設置を含めた整備を行う。また、必要に応じて、既設の通路、階段等について、史跡の景観に配慮した再整備や修繕を行う。

③ 便益施設整備

地域住民の憩いの場・交流の場として、また来訪者が安心して、安全に史跡の見学を行えるように休憩所、ベンチ、トイレ等の便益施設を整備する。既存の施設も活用し、改修・新設については景観に配慮し遺構に影響を与えない整備とする。

④ デジタルコンテンツ整備

デジタルアーカイブやVR (Virtual Reality:仮想現実)・AR (Augmented Reality:拡張現実)等の最新技術を利用して、体験型の史跡の公開活用を促進する。特に本質的価値の構成する要素である塩浜について視覚的に理解するために、デジタルコンテンツの開発を行う。

(2) 指定地外

① ガイダンス施設整備

本史跡の本質的価値や構成資産等を来訪者に分かりやすく伝えるため、史跡の周遊ルート上に総合的なガイダンス施設を設置する。各構成資産を繋げる施設として、来訪者の史跡への想像力をかきたてる展示を行う。現在設置を検討している博物館施設と共に、本史跡における情報発信と学習機能を担う施設として整備する。また、本施設を史跡を生かしたまちづくりの拠点施設として位置づける。

② 体験施設整備

揚浜式製塩を体験する場として、すでに復元整備されている弓削島の鎌田塩田の利活用及び再整備を検討する。ガイダンス施設や現在設置を検討している博物館施設等と連携し、本施設を「上島町の原風景・塩業史を迫体験できる場」として位置づける。



鎌田塩田で行われた揚浜式製塩の体験会

③ 便益施設整備

地域住民の憩いの場・交流の場として、また来訪者が安心して、安全に史跡の見学を行えるように休憩所、ベンチ、トイレ、駐車場等の便益施設を整備する。既存の施設の活用も検討する。

④ 周遊ルート整備

本史跡の構成資産とガイダンス施設を結び、道中でも様々なかたちで島の史跡を体感することができる周遊ルートの整備を進める。島全体や周辺の海を「屋根のない博物館」と捉え、学習や文化観光の場としての島の歴史・文化・自然の活用を目指した「しまじゅうまるごと博物館」構想を組み込み、上島町観光戦略課や上島町観光協会とも連携・協力し、多くの来訪者やサイクリストが楽しむことができるルート設定を行う。

⑤ ビューポイント整備

史跡の周遊ルート上の眺望のよい場所に、ビューポイントを設定する。必要に応じて解説サインを設置し、史跡への理解をより深めるための場所とする。

第9章 運営・体制の整備の方向性と方法

第1節 運営・体制の整備の方向性

上島町は、文化財保護法第113条第1項及び第172条第1項の規定に基づき、文化庁長官の指定を受け、弓削島荘遺跡の管理団体になっている。これにより史跡の保存のために必要な管理や復旧の責務は上島町が負っている。今後、管理団体として史跡の適正な保存管理、活用、整備を計画的かつ効果的に推進するためには、上島町教育委員会及び所有者を含む上島町内部の体制の整備・強化に取り組むとともに、外部の専門家や学識経験者、文化庁、愛媛県教育委員会等の指導・助言を受けながら保存・活用に係る事業を進めることが重要である。また、将来にわたって適切な史跡の維持管理、保存管理・活用・整備事業を継続的に行っていくために必要な財源の確保を図り、より広く町民と協働できる体制づくりを進める必要がある。

このような方向性に基づき、今後、弓削島荘遺跡の保存・活用を確実に推進していくため、運営及び体制整備の具体的な方法を示す。

第2節 運営・体制の整備の方法

1. 弓削島荘遺跡の管理団体である上島町内部の体制整備

上島町は史跡の管理団体として、文化財保護法に基づく保護を行うにあたり、継続的な調査及び研究を進め、関連分野の専門的知識と技能をもった専門職員等の人員の確保とその資質向上を図る。史跡の保存管理、活用、整備にあたっては、上島町教育委員会が中心となり、まちづくりや観光、自然環境、防災等に関連する関係部局との連携を強化し、行政一体となって全庁的な取り組みとして推進する。

2. 学識経験者・専門家等の指導・助言

本計画に基づく保存管理、活用、整備に係る事業の実施については、文化庁や愛媛県教育委員会との連携を図るとともに、指導、助言、支援を受けながら進めることが重要である。また、上島町内遺跡発掘調査事業指導委員会（村上恭通委員長（愛媛大学））や上島町文化財保護審議会等の学識経験者・専門家等の指導・助言を得ながら、事業を効率的かつ円滑に進める。

3. 所有者・管理者等との連携・協働

所有者や、百貫島を管理する海上保安庁の第六管区海上保安本部、海岸・海域等を管理する愛媛県東予地方局、周辺海域の漁業権者である愛媛県漁業協同組合弓削支所と連携・協働し、本史跡の適切な管理を行う。また、国立公園としての管理を行う環境省の中国四国地方環境事務所や松山自然保護官事務所との連携を強化し、史跡の環境保全に努める。近年、過疎化及び少子高齢化が進行していることから、所有者、管理団体、次に示す地域との連携・協働は必要不可欠である。

4. 地域との連携・協働

本史跡の構成資産は広範囲に分布しており、その保存管理、活用には、地域住民、学校、民間団体等の各種団体と行政が連携して取り組むことが極めて重要であり、町民参加型の協働体制の構築を推進する。

日常の維持管理などの保存管理を行うためには、管理団体である上島町は地域住民の理解を得ながら、協力連携する体制を構築する。また、ボランティアガイドや史跡の応援団となるような民間活動団体の育成及び活動への支援を行い、ともに史跡を保護し、史跡の価値を高め、町内外に情報発信していく。本史跡に係る普及啓発活動を積極的に行い、地域住民が本史跡の保存管理、活用等の活動に参画しやすい制度や体制を整える。さらに、大学をはじめとした研究機関との協力体制の構築を図り、官民学の連携と協働を促進する。



民間活動団体主催の史跡勉強会

5. 近隣自治体やDMOとの連携

本史跡が所在する上島町は、広島県尾道市や愛媛県今治市に隣接している。尾道市と今治市間は西瀬戸自動車道の尾道・今治ルート（瀬戸内しまなみ海道）によって結ばれており、上島町を含めたこれらの地域の結びつきは強い。今治市宮窪町にある史跡能島城跡は能島村上氏が拠点とした中世海城である。これに関連して中世の村上海賊に関するストーリーが平成28年（2016）に日本遺産に認定され、構成文化財は芸予諸島をはじめとした今治市から尾道市にかけての広範囲に分布している。また、中世の尾道は、嘉応元年（1169）に大田荘の倉敷地となったことが契機となり、中世の瀬戸内海を代表する港町として急速に発展した。このように中世の塩の荘園であった弓削島荘遺跡と近隣自治体に所在する中世文化財との関連性は高い。

近年、しまなみ海道沿線やその周辺地域には、多島美や歴史的景観などを求めて国内外から多くの旅行者が訪れている。「しまなみジャパン」は、しまなみ海道沿線にある3市町（尾道市、今治市、上島町）を中心に構成された日本版DMO（Destination Management/Marketing Organization）であり、しまなみ海道の魅力を世界へ発信するために幅広い取り組みを行っている。

以上のことから、近隣自治体や観光地域づくり法人（DMO）等との連携を推進し、本史跡の魅力を高め、発信する必要がある。

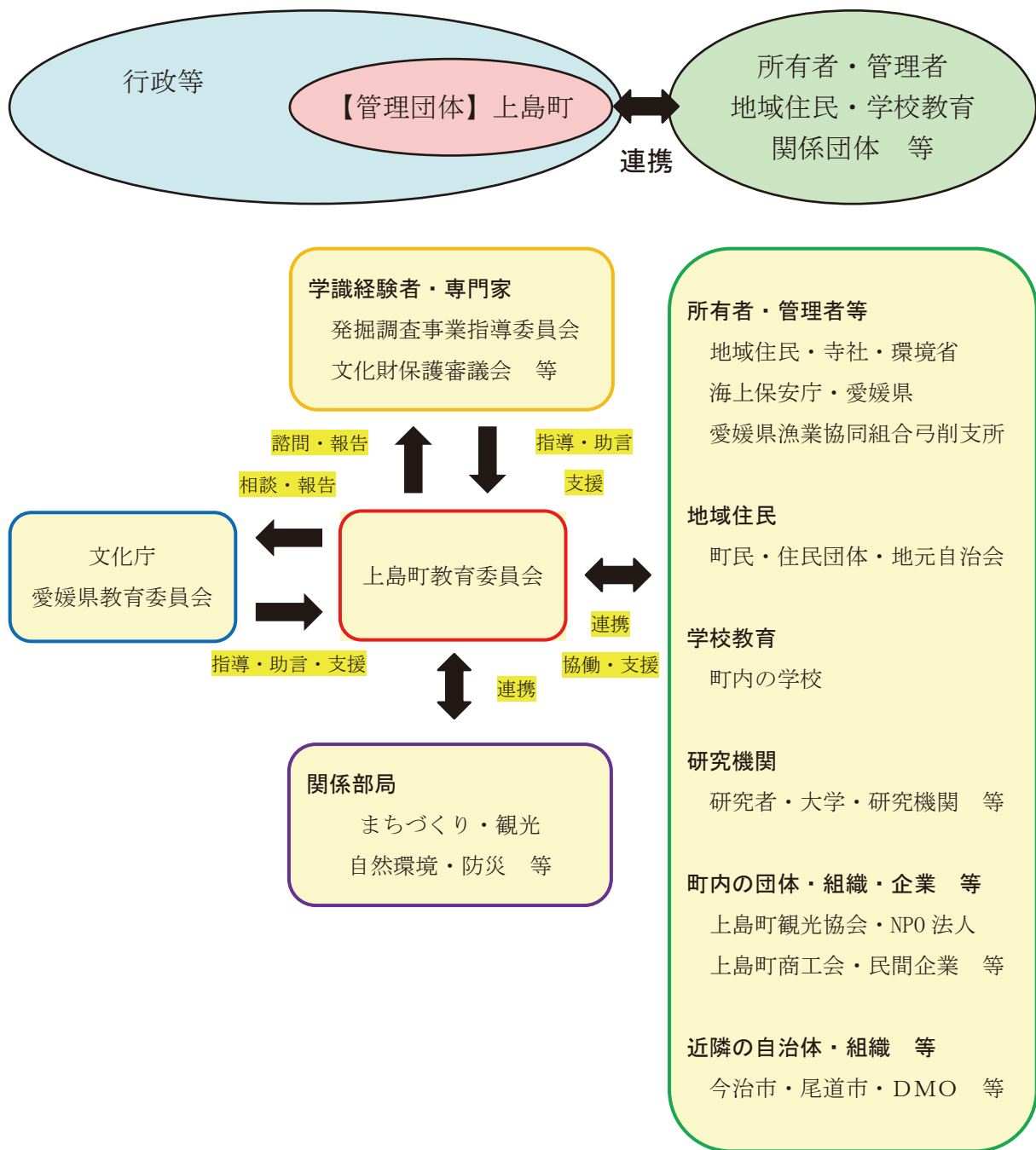


図 34 弓削島荘遺跡における運営・連携体制のイメージ

第10章 施策の実施計画の策定・実施

第1節 実施計画の策定

本計画の大綱・基本方針に基づき、第6章以降に示した保存・活用・整備・運営体制の方向性と方法を実現するために実施計画を策定する。順次抽出した課題解決を目指した取り組みが必要であり、安全上の課題や保存のための整備は最優先として捉えられ、早期に着手することが望まれる。

第2節 施策の実施期間・実施計画

保存・活用・整備に向けた施策の実施期間については、保存活用計画策定後の5年間を一区切りとして、第1期（令和6年度～令和10年度）とする。令和11年度以降を第2期（令和11年度～令和15年度）と第3期以降（令和16年度以降）に分け、事業の進捗や新たな課題、町の体制、予算等に応じて、適宜見直しながら実施していくものとする。

1. 第1期実施計画（令和6年度～令和10年度）

本計画で定めた基本方針を基に、令和6年度に整備基本計画を策定し、令和7年度に保存活用整備工事基本設計、令和8年度に実施設計を行う。それをふまえて、令和9年度にガイダンス施設整備工事を着工し、令和10年度に完了する。また、現段階で緊急性が高い雨水排水対策工事や法面崩落対策工事等の保存のための整備を実施する。

なお、第2期において、保存・活用・整備・運営が円滑に推進されるように、第1期に体制を整えておく必要がある。

2. 第2期実施計画（令和11年度～令和15年度）、第3期以降（令和16年度以降）

第2期以降においても本計画で定めた基本方針を基に、保存・活用・整備・運営を進め、随時体制の見直しを行なっていくとともに史跡の本質的価値をさらに明確にし、保存を確実にするための調査研究を継続的に行う。第1期で整備したガイダンス施設を核として、教育普及・情報発信を行い、活用のための整備を推進する。

そして、史跡の追加指定も考慮し、5～10年単位で整備内容や期間の見直しを行い、新たな課題等を洗い出し、手法・技術の進展を加味しながら、よりよい活用がなされるよう検討する。

今後の実施すべき各施策の項目と期間について、実施計画として次の表にまとめる。

表 50 第 1 期実施計画

項目／期間	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
整備基本計画策定					
標識・説明板等設置工事（周遊ルート整備）					
雨水排水対策工事 法面崩落対策工事					
保存活用整備工事 基本設計					
保存活用整備工事 実施設計					
ガイダンス施設 整備工事					
史跡ガイドブック等の作成					
町主催活用事業 史跡探訪・散策講座					
管理運営体制の 整備					

※ 標識・説明板等設置工事では、各構成資産の概要を記した説明版を設置する。また、周遊ルート上に各構成資産の場所を示した誘導サインを設置する。

表 51 第 2 期実施計画

項目／期間	令和 11 年度	令和 12 年度	令和 13 年度	令和 14 年度	令和 15 年度
サイン・遺構表示整備 (指定地内)					
動線整備 (指定地内)					
便益施設整備 (指定地内)					
デジタルコンテンツ 整備 (指定地内)					
体験施設整備 (指定地外)					
便益施設整備 (指定地外)					
周遊ルート整備 (指定地外)					
ビューポイント整備 (指定地外)					
町主催活用事業 史跡探訪・散策講座					
管理運営体制の 整備					

表 52 実施計画総括表

区 分	施策 番号	項 目	実施期間			備 考
			第 1 期 R6～R10	第 2 期 R11～R15	第 3 期～ R16～	
①保存管理	1	日常的な維持管理				
	2	き損箇所の把握				
	3	計画的な修理の実施				
	4	現状変更等の許可制度の周知徹底と適切な運用				
	5	弓削島荘遺跡に関する総合的な調査研究の実施				
	6	発掘調査（重要遺跡確認調査）の実施				
	7	発掘調査報告書の作成				
	8	史跡の追加指定				
	9	史跡の適切な公有地化				
	10	史跡を構成する要素の価値に応じた適切な文化財指定				
	11	本質的価値に関連する要素等の保護				

区 分	施策 番号	項 目	実施期間			備 考
			第 1 期 R6～R10	第 2 期 R11～R15	第 3 期～ R16～	
②活用	1	本質的価値を明確にするための調査 研究成果の発信				
	2	学校教育・生涯学習における教育資源としての活用				
	3	上島町を代表する地域資源としての活用				
③保存整備	1	雨水排水対策整備				
	2	法面崩落対策整備				
	3	歴史的建造物・歴史文化資源等整備				
	4	防風林・植栽整備				
	5	モニタリング				
④活用整備 (指定地内)	1	サイン・遺構表示整備				第 1 期に 説明版を 設置する。
	2	動線整備				
	3	便益施設整備				
	4	デジタルコンテンツ整備				

区 分	施策 番号	項 目	実施期間			備 考
			第 1 期 R6～R10	第 2 期 R11～R15	第 3 期～ R16～	
⑤活用整備 (指定地外)	1	ガイダンス施設整備				
	2	体験施設整備				第 2 期に 本格的整備を行う。
	3	便益施設整備				
	4	周遊ルート整備				
	5	ビューポイント整備				
⑥運営・体制 整備	1	弓削島荘遺跡の管理団体である上島 町内部の体制整備				
	2	学識経験者・専門家等の指導・助言				
	3	所有者・管理者等との連携・協働				
	4	地域との連携・協働				
	5	近隣自治体やDMOとの連携				

第11章 経過観察

第1節 経過観察の方向性

史跡弓削島遺跡を確実に保存し、後世に継承していくためには、将来にわたり持続的・継続的に維持管理に取り組むとともに、計画的に公開・活用・整備を行う必要がある。

本計画の第6章から第9章までにおいて、保存管理、活用、整備、運営・体制整備の方向性や方法を示した。本計画策定後は、これらの施策の実現に向けてその進捗状況や実施内容の見直しの必要性を定期的に点検・評価しながら事業を進めていく必要がある。事業の効果を客観的に把握し、的確な改善方法を抽出した上で、次の施策・事業に反映する。そして、「①計画策定→②事業実施等→③自己点検→④計画の見直し」というPDCAサイクルを基本にしてマネジメントを進めていく。

上島町教育委員会が中心となってこの経過観察の全体的な取りまとめを行い、国、県、教育・まちづくり・観光などの関係部局とも連携し、本史跡に関わる施策・事業等にその結果を活用していく。

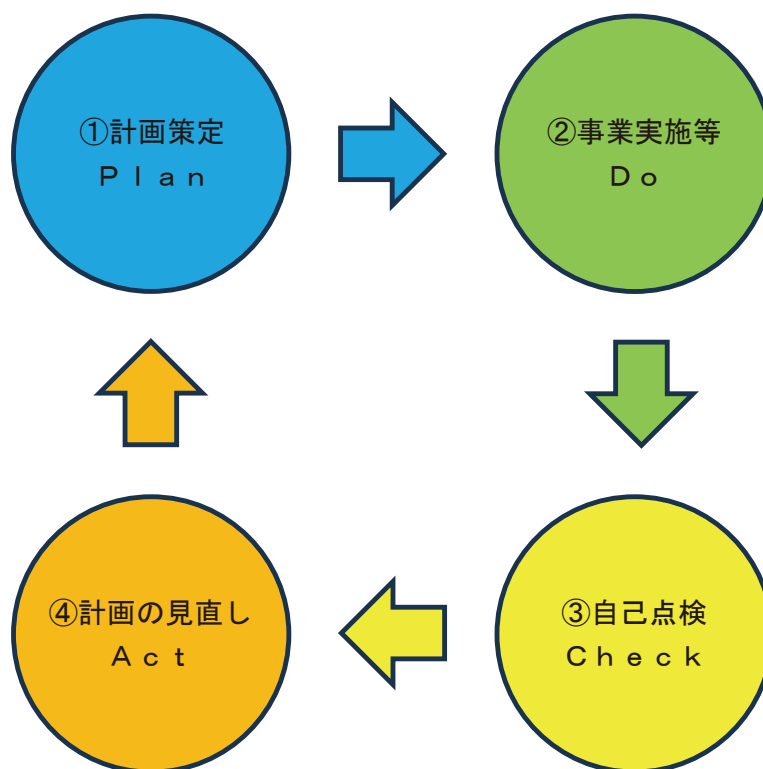


図35 経過観察のPDCAサイクル

第2節 経過観察の方法

経過観察及び点検・評価についてはP D C Aサイクルを導入し、弓削島荘遺跡の保存管理、活用、整備事業の実務を担っている上島町教育委員会が表 53 に示す自己点検表により内部評価を定期的（年1回）に行う。

また、外部評価として上島町内遺跡発掘調査事業指導委員会、上島町文化財保護審議会等に報告し、学識経験者・専門家の立場からの評価や今後の対策などについての指導・助言を仰ぐこととする。史跡の保存活用に関係する地域住民、民間団体、さらには来訪者等の意見を取り入れ、できるだけ多くの方面からの評価を得る必要がある。

経過観察及び点検・評価により把握された課題を踏まえて、当初の目標が達成できるよう個別の施策や事業計画、運営・体制等について見直しを行う。また、本計画についても、施策・事業の進捗や新たに把握された課題を踏まえ、必要と判断された場合は見直しを行うこととする。

なお、自己点検表については、史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書〔文化庁文化財部記念物課 2015〕を基に作成した。

表 53 弓削島荘遺跡自己点検表

史跡弓削島荘遺跡 自己点検表					
史跡等の名称	弓削島荘遺跡				
管理団体名、所有者名	管理団体名：上島町				
項 目	実 施 例	取組状況			
		未取組	計画中	取組済	備 考 (現状、目的、 成果等を記入)
(1) 基本情報 に関する事 こと	ア) 標識は適正に設置されているか	1	2	3	
	イ) 境界標は適正に設置されているか	1	2	3	
	ウ) 史跡指定範囲は現地で確認、把握できているか	1	2	3	
	エ) 説明板は設置されているか	1	2	3	
	オ) 国立公園との連携は図れているか	1	2	3	
(2) 計画策定 等に関する事 こと	ア) 保存活用計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 保存活用計画に基づいた、保存・活用・整備・運営がされているか	1	2	3	
	ウ) 保存活用計画の見直しは実施されているか	1	2	3	
	エ) 文化財保存活用地域計画は策定されているか	1	2	3	

項 目	実 施 例	取組状況			
		未取組	計画中	取組済	備 考 (現状、目的、 成果等を記入)
(3) 保存に 関すること	ア) 史跡指定時における本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	イ) 調査等により史跡の価値の再認識はできているか	1	2	3	
	ウ) 専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	エ) 史跡の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	オ) 災害対策は十分にされているか	1	2	3	
	カ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(4) 管理に 関すること	ア) 日常的な管理はされているか	1	2	3	
	イ) 特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	ウ) 史跡周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	エ) 条例、規則、指針等、環境保全のための措置を定め、実行しているか	1	2	3	
	オ) 保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(5) 公開、 活用に関する こと	ア) 公開が適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 史跡の本質的価値を学び理解する場所となっているか	1	2	3	
	ウ) 町民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	エ) まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	
	オ) 文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	カ) 体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	キ) パンフレット等は作成及び活用されているか	1	2	3	
	ク) 外国人向けの対応はされているか	1	2	3	
	ケ) ガイダンス等の施設は設置され、十分に活用されているか	1	2	3	

項 目	実 施 例	取組状況			
		未取組	計画中	取組済	備 考 (現状、目的、 成果等を記入)
(6)整備に 関すること	ア) 整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	イ) 史跡等の表現は学術的根拠に基づいて いるか	1	2	3	
	ウ) 遺構等に影響がないように整備されて いるか	1	2	3	
	エ) 修復において、伝統技術を十分尊重して 実行できたか	1	2	3	
	オ) 整備後に、修復の状況を管理しているか	1	2	3	
	カ) 復元展示において、当時の技法、意匠、 工法、材料について十分検討したか	1	2	3	
	キ) 活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	ク) 多言語に対応した整備が行われている か	1	2	3	
	ケ) 整備において目指すべき環境等の姿を 実施できたか	1	2	3	
	コ) 整備基本計画に基づいて実施されてい るか	1	2	3	
	サ) 整備基本計画の見直しはされているか	1	2	3	
(7) 運営・体 制・連携に関す ること	ア) 運営は適切に行われているか	1	2	3	
	イ) 体制は十分に整っているか	1	2	3	
	ウ) 庁内関係各課、上位機関との連携は十分 にできているか	1	2	3	
	エ) 地域との連携は十分にできているか	1	2	3	
(8) 予算に関 すること	ア) 予算確保のための取り組みはあるか	1	2	3	

参考文献

- 網野善彦 1974「解題」日本塩業大系編集委員会編『日本塩業大系 史料編 古代・中世（一）』日本専売公社
- 網野善彦 1978『中世東寺と東寺領荘園』東京大学出版会
- 有馬啓介編 2016『愛媛県越智郡上島町宮ノ浦遺跡Ⅱ－第1次～第5次発掘調査報告－』愛媛県越智郡上島町教育委員会
- 有馬啓介編 2018『上島町内遺跡詳細分布調査報告書Ⅰ－平成25～27年度上島町内遺跡発掘調査等事業報告書－』愛媛県越智郡上島町教育委員会
- 有馬啓介・青木聡志編 2021『愛媛県越智郡上島町宮ノ浦遺跡Ⅴ－第9次発掘調査報告－』愛媛県越智郡上島町教育委員会
- 有馬啓介・大塩啓一郎編 2023『愛媛県越智郡上島町宮ノ浦遺跡Ⅶ－第12次発掘調査概報－』愛媛県越智郡上島町教育委員会
- 有馬啓介・曾根大地編 2020『弓削島庄総合調査報告書』愛媛県越智郡上島町教育委員会
- 有馬啓介・曾根大地編 2023『「弓削島庄遺跡」国史跡指定記念シンポジウム記録集』愛媛県越智郡上島町教育委員会
- 有馬啓介・馬赤嬰編 2022『愛媛県越智郡上島町宮ノ浦遺跡Ⅵ－第10次・第11次発掘調査概報－』愛媛県越智郡上島町教育委員会
- 生名村誌編纂委員会編 2004『生名村誌』生名村
- 今治市村上水軍博物館編 2014『芸予諸島・海民文化の考古学』平成26年度今治市村上水軍博物館開館10周年記念特別展、今治市村上水軍博物館
- 岩城村誌編集委員会編 1986『岩城村誌 上巻 古代・中近世編』岩城村
- 岩城村誌編集委員会編 1986『岩城村誌 下巻 現代編』岩城村
- 魚島村 2004『魚島村誌 合冊版』
- 海老澤衷編 2007『ジャポニカの起源と伝播 伊予国弓削島庄の調査』早稲田大学水稻文化研究所
- 愛媛県史編さん委員会編 1984『愛媛県史 古代Ⅱ・中世』愛媛県
- 愛媛県史編さん委員会編 1986『愛媛県史 資料編 考古』愛媛県
- 愛媛県文書課編 1887『明治17年愛媛県統計書』向陽社
- 上島町 2008『上島町景観計画』
- 上島町 2016『上島町第2次総合計画』
- 上島町 2021『上島町第2次総合計画後期基本計画』
- 上島町 2022『第2期上島町総合戦略』
- 上島町・上島町教育委員会 2024『上島町教育振興に関する大綱』
- 上島町教育委員会 2023『上島町のくらしー3・4年生の社会科副読本ー』
- 柴田昌児 2006「中・西部瀬戸内の高地性集落と山住みの集落ー特に燧灘～伊予灘・安芸灘沿岸域を中心としてー」『古代文化』第58巻第2号、財団法人古代学協会
- 柴田昌児 2012「瀬戸内海における製塩考古学の現状と課題」『中国の塩業考古学を学ぶー佐島・宮ノ浦遺跡がつなぐ山と愛媛ー』愛媛大学東アジア古代鉄文化研究センター

- 清水三男 1937「塩の荘園「伊予国弓削島」」『歴史学研究』7巻5号、歴史学研究会
- 田中良之 2014「人骨から見えてくる原始古代」『弥生・古墳時代の芸予諸島：環境と人間＜予稿集＞』愛媛大学考古学研究室第14回公開シンポジウム・今治市村上水軍博物館開館10周年記念講演会、愛媛大学法文学部考古学研究室
- 芳賀友博・寺内久永 2005『村松白根遺跡1』茨城県教育財団文化財調査報告 第250集、財団法人茨城県教育財団
- 文化庁文化財第二課 2021「新指定の文化財－記念物－」文化庁監修『月刊文化財』9月号（696号）、第一法規株式会社
- 文化庁文化財部記念物課 2015『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』
- 皆川 修・井上琢哉 2007『村松白根遺跡2』茨城県教育財団文化財調査報告 第284集、財団法人茨城県教育財団
- 森 正康 2002a「祭祀組織とトウヤの祭り」『しまなみ水軍浪漫のみち文化財調査報告書－民俗編－』愛媛県教育委員会
- 森 正康 2002b「芸予地域の民俗文化構造とその特質」地方史研究協議会編『海と風土－瀬戸内海地域の生活と交流－』雄山閣
- 山内 譲 1985『弓削島荘の歴史』弓削町
- 弓削町役場 1986『弓削町誌』
- 弓削町役場 2004『弓削町誌 補遺』

史跡弓削島莊遺跡保存活用計画

令和6年（2024）3月27日発行

編集・発行	愛媛県越智郡上島町教育委員会
	〒794-2520 愛媛県越智郡上島町弓削佐島583番地
	TEL 0897-77-2070
印刷	岡田印刷株式会社
	〒790-0012 愛媛県松山市湊町7丁目1番地8